

黨の成立

一九一四年七月八日、中華革命黨は成立大會を東京築地精養軒に開き、孫文が總理の職に就き、中華革命黨宣言及び總章を發表した。何故に組黨したか？ 鄒魯は次ぎのやうにいづつてゐる（鄒著『中國國民黨史稿』一三六頁）。

同盟會成立の時に當り、總理は三民主義を以て革命を號召したが、國民は久しく滿清に壓せられ、感じて信從するものは、多く狹義の排滿に在つた。故に一旦滿清が倒れると、革命の氣は一落千丈。又た『革命軍興り、革命黨消ゆ。』の說に惑ひ、竟に革命黨を改めて政黨となし、繼いで復た各黨を合して國民黨とし、官僚・政客・投機分子が黨中に滲入し、質體すでに變化した。故に同盟會は少數の黨員を以て革命に従事し、しばしば仆れてしばしば起ち、數年ならずして滿清を推倒したのに、國民黨は數十萬の黨員を以て舉義討袁しながら、一ヶ月足らずで先後敗亡したのである。討袁失敗以後、袁はますます忌憚するところなく、議員を逐ひ、約法を廢し、宵小に任じ、黨人を殺し、喪權賣國して列強に勾結して帝制を陰謀してゐる。而して黨員の國內に在るもの賢者は事に死し、不肖者は變節し、海外に亡命したものも亦多くは志を墮り、他を圖り、投降自首し、或ひは『十年後はじめて革命を行ふべし。』といふ説を唱へるものさへあつた。總理憂憤、二十餘年艱難締造の革命主義の不振に忍びず、よく戰線に立ち得る黨員を率ゐて組黨したのである。

諸黨史も亦これとほぼ同様の敘述をしてゐる。かくて一九一四年六月までに組黨の準備成り、總理選舉會を開いて孫を總理に選舉し、七月八日成立會が行はれ、黨員は左の誓約に捺印した。

立誓約人は、中國の危亡を救ひ、民生の困苦を拯ふために、一己の生命・自由・權利を犠牲にし、孫先生に附從して革命を再舉し、務めて民權・民生兩主義を達し、並びに五權憲法を創制して政治をして修明ならしめ、民生をして利を樂しましめ、國基を鞏固に措き、世界の和平を維がんことを願ひ、特誠謹誓すること左の如し。（一）宗旨を實行す。（二）命令に服従す。（三）忠を職務に

盡す。（四）秘密を嚴守す。（五）誓つて生死を共にす。これよりこの約を永守し、死に至つて渝らず。如し二心あらば甘んじて極刑を受けん。

省府州縣

立誓約人

介紹人

孫文自身の誓約は、『附從孫先生』の一句を、『謹發命令』と改めただけで、その他は同文であつた。介紹人は陳其美・居正の二人であつた。

當日發表の宣言・總章は次ぎの通りである。尙、『革命方略』も制定せられたが、餘りの長文故省略する。原文は鄒著『史稿』一四六—二六九頁に見える。

組黨宣言

わが黨は第一次革命で國體と政體とが變更せられて後、共和を鞏固にし、民權・民生の兩主義を實行することを以て己れの任とした。乃ち宋案・借款の故を以て二次革命を促起したが、不幸にして精神潰散、相繼いで敗走し、扶桑三島遂に亡命客集中の地となつた。將來の事業に談及するに意見分岐し、或ひは口を緘して革命を談ぜず、或ひは革命に期するに十年を以てし、種種灰心、互相に詬誶し、二十年來の革命精神と革命團體とは、ほとんど一蹶不振ならんとして、これをいふに慨歎に勝へない。文は急進を主張し、前人を約束し、後進を激勵し、新たに中華革命黨を發起したが、海内外の同志は立約宣誓、先を争ひ後くるるを恐れた。夏六月總理選舉會を開き、到るもの八省、文當選して總理となつた。七月八日築地精養軒において本黨成立會を開き、文ここにおいて總理の職に就き、衆に當つて宣誓し、中華革命黨總章を公布した。これより後着意進行し、本部の組織も成立したから、特に海内外同志に通告する。中華革命黨成立の

日より、國內の國民黨本部・交通部・分部にして袁氏に解散せられたものは勿論、海外の國民黨は、東京はすでに解散したが、その餘米洲南洋各地の未だ解散しないものは、一律に中華革命黨に改組せられたい。(黨は秘密團體であり、政黨と性質が同じくないから、外國に僑居するものは、仍ほ國民黨の名義を用いてもいいが、内容組織は更張せねばならぬ。)さうして總章第七條の手續を履行したものを本黨黨員とし、協力同心して共に三次革命を圖るであらう。革命成功し、憲法頒布され、國基確定する時まで、均しくわが黨員より完全に負責しよう。この次の辦法は本を正し源を清めるに在つて、(一)官僚を斥け、(二)偽革命黨を淘汰し、以て完全統一の效を收め、第一次革命時代のごとく、異黨が入據して、偽を以て眞を亂るやうなことなきやうにしたいのである。國內は勿論、海外人士も嚴に審別を加へ、わが中華革命黨支部交通部が特別選派したものか、或ひはその承認・紹介したものでなければ、政府は一切收納せず、保皇の妖類をして計を施すなからしめるであらう。現在全歐戰雲密布し、各國とも我に力を及ぼすことが出來ず、且つ世界の金融機關も紊亂し、袁賊の財源も涸渴した。正にわが黨努力建功の時、務めて同志が責任を擔負し、切實に進行せんことを望む。尙、近う中華革命黨員でなくして、國民黨の名義を假借し、わが眞正熱心なる同志を蠱惑するものがあるが、これは嚴に調査を加へなければ、黨基を固め國是を定めるに足りない。これ本同人拳拳の意である。

中華革命黨總章

- (一) 本黨は名づけて中華革命黨といふ。
- (二) 本黨は民權・民生兩主義を實行するを以て宗旨となす。
- (三) 本黨は專制政治を掃除し、完全なる民國を建設するを以て目的となす。
- (四) 本黨進行の秩序は、分つて三時期となす。

- (一) 軍政時期。この期は積極武力を以て一切の障礙を掃除し、民國の基礎を奠定す。
- (二) 訓政時期。この期は文明の法理を以て國民を督率し、地方自治を建設す。
- (三) 憲政時期。この期は地方自治完備の後を俟ち、乃ち國民より代表を選擧し、憲法委員會を組織して憲法を創制す。憲法頒布の日は即ち革命成功の時たり。

- (五) 革命軍起義の日より、憲法頒布の時に至るまでを、名けて革命時期といふ。この時期内に在つては、一切軍國の庶政、悉く本黨員の完全責任に歸す。力めてその難きをなし、同胞のために無窮の幸福を造らんとす。
- (六) およそ中國の同胞は、皆本黨に進む(入黨)の權利・義務あり。
- (七) およそ本黨に進む(入黨)ものは、必ず須からく一己の身命・自由・權利を犠牲にして革命の成功を圖るを以て條件となし、立約宣誓して永久に遵守すべし。
- (八) およそ黨員は須からく黨費十元を納入し、毎年一元を本部に捐すべし。ただ前時曾つて力を革命に致し、及び現在革命のために奔走するものは、悉く免す。その額外に鉅資を義捐するものは、『事前籌餉章程』に照して辦理す。
- (九) 每黨員は義務として、少くとも一人の新進を紹介すべく、その革命軍起事前新進百人を紹介するものは功一次を記し、千人なるものは大功一次を記し、『勸勵章程』に照して辦理す。

- (一〇) およそ黨員にして背黨行爲あれば、本人を處罰する外、介紹人も過失の責を負ふべし。
- (一一) およそ革命軍起義前に進黨(入黨)するものは、名づけて首義黨員となす。革命軍起義後、革命政府成立以前に進黨するものは、名づけて協助黨員となす。革命政府成立後進黨するものは、名づけて普通黨員といふ。
- (一二) 革命時期内においては、首義黨員は悉く隸して元勳公民となし、一切參政・執政の優先權利を得。協助黨員は隸して有功公民となし、選舉及び被選舉の權利を得。普通黨員は隸して先進公民となし、選舉權利を享有す。

(一三) 黨員に非ざるものは、革命期內においては公民の資格あるを得ず。憲法頒布の後を待ち、はじめてよく憲法よりこれを得得ず。憲法頒布以後は國民は一律平等とす。

(一四) およそ本黨に功あり、或ひは本黨人員の麾下に服務すること一年なるものは、第七條の手續に照して進黨せざるも、黨員十人の保證を得れば、誓約を補立し、本部に請ひて追認して首義黨員となし、元勳公民の權利を享くるを得。

- (一五) 本黨は總理一人、協理一人を公擧す。
- (一六) 總理は本部を組織して革命軍の策源となすの全權あり。協理はこれを補助し、或ひはこれを代理す。
- (一七) 本部各部長職員は悉く總理より委任す。
- (一八) 各地支部長は各地黨員より推薦し總理委任す。
- (一九) 本部の組織左のごとし。(1)總務部。(2)黨務部。(3)財政部。(4)軍事部。(5)政治部。
- (二〇) 每部部长一人、副部长一人、職務長若干人、職務員若干人を任す。
- (二一) 總務部の職務左のごとし。(1)部庶務を總務す。(2)内地支部と接洽す。(3)海外支部と接洽す。(4)公文府印を製管す。(5)黨外事宜を交渉す。(6)他部に屬せざる事を辦理す。
- (二二) 黨務部の職務左のごとし。(1)新進を主監す。(2)誓章冊籍を存管す。(3)黨員の履歷を調査す。(4)外賓を招待す。(5)宗旨を傳布す。
- (二三) 財政部の職務左のごとし。(1)黨中の度支を管理す。(2)支部黨費義捐を接收す。(3)事前の款項を籌集す。(4)因糧方法を規定す。(5)事後の財政を計畫す。
- (二四) 軍事部の職務左のごとし。(1)人才を物色・培育す。(2)各省の敵情を調査す。(3)作戰を計畫す。(4)敵

軍に運動す。(5)武器を調査・監製す。(6)軍政を籌備す。

(二五) 政治部の職務左のごとし。(1)人才を物色・培育す。(2)中央政府を籌備す。(3)地方自治を規畫す。(4)建設の規模を審定す。

(二六) 黨員は皆總理及び所在地支部長を贊助して黨事を進行するの責あり。故に統名して協贊會といひ、分つて四院となし、本部と並立して五となし、人人をしてその經驗に資せしめ、備へて五權憲法の張本となす。その組織は左のごとし。(1)立法院。(2)司法院。(3)監督院。(4)考試院。

(二七) 協贊會會長一人、副會長一人、總理より委任す。各院長は黨員より選舉し、會長に對し責任を負ふ。

(説明) 總理より會長・副會長を委任する所以のものは、黨務統一のために起見せるなり。若し政府成立の時は、正副會長を取消し、四院各獨立機關となり、行政部と平行し、五權並立となる。これを五權憲法といふ。

(二八) 立法院の職務左のごとし。(1)各部の規則を創制す。(2)總章の修改を提議す。(3)支部章程を批准す。(4)國會の組織を籌備す。

(二九) 司法院の職務左のごとし。(1)各部或ひは職員の衝突を裁判す。(2)黨員争執の裁判及び處罰事宜。(3)各支部・分部の衝突を裁判す。(4)司法院の組織を籌備す。

(三〇) 監督院の職務左のごとし。(1)黨務の進行を監察す。(2)黨員の服務を責備す。(3)黨員の行爲を察視す。(4)黨中の眼目を稽查す。(5)監督院の組織を籌備す。

(三一) 考試院の職務左のごとし。(1)黨員の才幹を考驗してその任事資格を定む。(2)職員の事功を調査してその助績を定む。(3)考試院の組織を籌備す。

(三二) 支部は各地の自治團體とし、自づから章程を議立し、本部の批准を請ひ、並びに支部長を推薦し、本部總理

の委任を請ふことを得。

(三三三) 支部長は便宜事を行ひ、人員を派委し、その附近地方に在つて分部を設立し、直接これを統轄することを得。

(三四) 分部もし萬人以上に達すれば、自立して支部となり、直接本部の統轄を受く。

(三五) 國內及び海外の各種政治組合及び愛國團體にして、人數萬を過ぎ、本黨に歸屬せんと欲するものあらば、章に照して誓約を寫立し、黨捐を納入し、本黨支部たることを得。

(三六) 國內支部は専ら實行を事とし、海外支部は専ら籌款を事とし、事とするところ異るといへども、成效は別なし。故に革命成功の日においては、國內・海外各支部は同一に各種の權利を享受す。

(三七) 革命政府成立後、每支部は代表一人を擧げて政事に参預し、國會並びに各種補助機關を組織して、政府の進行を助くることを得。

(三八) 各支部は皆人才を推薦する權あり。政府は才を量り優に従つて器使すべし。

(三九) 本黨總章の修改は、立法院より提議し、本部職員及び協贊會職員三分の二の可決を得てこれを修改す。

中華革命黨の主義

總章に據れば、民權・民生兩主義を實行すとなつてゐて、民族主義をいつてゐない。これに就いて鄒魯は、當時の黨は袁氏打倒を主としてゐて、民族主義を入れる時は、狹義を以て解せられ、それが袁に利用せられ、革命工作に障礙があるとおもはれたので、列入しなかつたのであると辯じてゐるが(『史稿』一四八頁)、不通の論である。恐らく總章執筆者が、民族主義の眞義を解せず、單に「排滿」と解してゐたのではあるまいか？ 戴季陶(天仇)は卒直に、中華革命黨

の總章が孫の手を経てゐず、戴等が書いたものであつて、孫の主義を誤解してゐる點があると認めてゐる(『總理遺教摘要』五五頁)。この方が鄒よりは餘程正直であるやうにおもはれる。

人的構成

中華革命黨に参加したのは、結局孫文の直系だけで、黃興は「附從孫先生」が氣に入らず、「歐事研究會」を組織して別行動を採つたので、彼のために豫定せられてゐた「協理」の職は空席として存置せられた。

黨の幹部先後任職者の人名は左の通りである。

總務部長	陳其美・居正。
黨務部長	居正・謝持。
軍務部長	許崇智。
財政部長	張靜江・廖仲愷・楊庶堪。
政治部長	胡漢民。
宣傳部長	張繼。

宣傳

中華革命黨時代における重なる宣傳機關は、東京で發刊した雜誌「民國」であつた。總編輯胡漢民、發行人居正、執筆者には朱執信・田桐・戴季陶・鄒元冲・鄒魯・葉夏聲・蘇曼殊等があり、再革命に對する鼓勵及び袁の帝制計劃排撃が主たる題目であつた。戴季陶の白話文提倡は、胡適に先驅するものであつた。

この外米國に馮自由・孫科等の『民口』雜誌、新嘉坡に『國民日報』、上海に『新中華報』、『民國日報』、香港に『香江晨報』、『大光報』等があつた。

孫文自身の文獻的活動としては、一九一七年の『民權初步』、一九一八年の『孫文學說』(心理建設)がある。

袁の帝制運動

國會破壊後の袁世凱の措施は、すべてが帝制達成の準備だといふことが出来る。その中で、約法の増修及び中央地方官制の改正等に就いては、すでに述べたから、引きつづきその後の経過を、一氣に帝制完成まで敘する。

あだかも東京において孫文一派の中華革命黨が成立したその翌月、一九一四年八月、參政院(代行立法院)に大總統選舉法修正案が梁士詒等に依つて提出せられ、約法會議の議決を経て、十二月二十四日公布の運びとなつた。これに據れば、現任大總統(すなはち袁世凱)は次期大總統候補者三名を推薦してこれを嘉禾金簡に書し、國璽を鈐蓋して金匱中に密藏することとなつてゐる。すなはち現任大總統は次任候補者を指名し、大總統選舉會はこの候補者及び現任大總統に對してのみ投票し得るのである。

このやうな大總統選舉法に接して、世人は漸く袁の意を疑ふに至つた。この時に當つて、突如として劉廷琛・勞乃宣宋育仁等の復辟論乃至虛君共和制論が出たのである。

劉は前清の名御史で、清流黨の一人であつたが、一九一三年袁に對して復辟建言書を發したが、袁はこれを留め置いて發せず、しかも劉に對しては何の處分もしなかつた。それを見て勞乃宣が次いで起つた。彼は攝政王の師であつた碩學で、徐世昌に倚つて復辟の事を成さんとし、『共和正解』、『同續解』の二書を作つて、これを袁・徐・趙爾巽・周馥に送つた。袁はこれを読み、小人利に喩つて、何等かの利用方法を考へてゐた。つづいて王闓運の高弟宋育仁が出て、

復辟説を徐世昌に説いた。

袁は彼等を利用した。さうして勞の二書を御用紙上に發表した。御用記者はこれを敷衍して後くれんことを恐れた。これを暫らくして君主立憲制論が論壇の題目となり、公然たる共和呪詛論さへ現はれるに至つた。

この時に當つて、袁の反動政治はますます圓熟し、諸外國の彼を視ること重く、民國以來會つて見なかつた平和の景象を呈した。一九一四年八月の日獨戦争、一九一五年一月十八日に起り、五月九日に終了した日支交渉は、巧みに袁の利用するところとなり、民心をして外に向はしめるとともに、流行語の舉國一致を國民に強要し、政府の基礎を鞏固にした。

時機は漸く熟した。日支交渉終るや、袁は名を國防會議に托して各省將軍を北京に會した。彼等がどんな相談をしたか不明であるが、出席者の一人馮國璋は、しきりに袁の帝制に意なきことを辯解した。

七月、民國政府顧問米人グッドナウ博士の支那國體論が發表された。その要點は、

(1) 支那の歴史・國情からすれば、君主制は共和制に優つてゐる。

(2) 共和國においては元首更替の騒紛糾多く、君主制はさうでない。

(3) 立憲制の採用に當つては、君主制の方が共和制より便宜多く、而して立憲制の採用は、支那の進歩發達上不可缺である。といふに在る(全譯文拙著『支那の政黨』二一八―三三三頁に見ゆ)。博士のこの論は帝制運動第一の烽火で、これまで裏面に在つて種種劃策しつゝあつた帝制派の策士は、猛然假面を脱して名乗りをあげた。八月十五日成立した『籌安會』がそれ、旗手は袁幕の才人楊度、つづくは孫毓筠・嚴復・劉師培・胡瑛・李燮和である。會の趣意書は左のごとくである。

わが國辛亥革命の時、國中の人民感情に激せられ、ただ種族の障礙を除きたるのみにて未だ政治の進行を計らず、倉卒の中共和

國體を制定し、國體の適否において三思に及ばず、一議すでに唱へて非難するなく、深識の士は明かに隱患の方さに長ずるを知れりといへども、委曲附從以て一時危亡の禍を免かれざる能はざりき。故に清室遜位、民國創始絶續の際より、臨時政府・正式政府遞嬗の交に至るまで、國家經るところの危険、人民感ずるところの痛苦、舉國上下皆よくこれをいふ。これを長じて圖らざらんば、禍まさにやむなからんとす。近者南米・中米二洲の共和各國、巴西・アルゼンチン・秘魯・智利・ウルグアイ・ヴェネズエラ等のごとき、黨争にはじまり戰禍に終らざるなし。葡萄牙近ごろ共和國に改め、亦大亂を醸したり。その最も擾攘するものは墨西哥に若くはなし。ドイツ遜位してより後、干戈今に至るまで寧歳なく、各黨の黨魁兵を擁して互ひに競ひ、勝てば則ち土に據り敗るれば則ち城を焚き、劫掠屠戮至らざるところなく、卒ひに五總統並立して國家を無政府の慘象に陥るるに至れり。わが國は東方新造の共和國家たり、彼を以て我を例す、豈前車の鑑に非ずや。米國は世界共和の先達なり。而して米の大政治學者グッドノウ博士は即ちいふ、世界の國體、君主實に民主に比べて優れりとなす。而して中國は則ち尤も君主國體を用ゐざる能はずと。この義は獨りグ博士のみこれをいふに非ざるなり。各國明達之士論者すでに多く、而してグ博士共和國民を以て共和政治の得失を論ず、自のづから深切著明なり。乃ち又謂ふ、中・米情殊なれり、強いて移植をなすべからずと。かの外人のわが國を軫念するもの、且つ大聲叱呼以てわが民のために忠告するを惜まず。而してわが國人士却つて根本解決の謀をなすをおもはず。甚しきは或ひは明かに國勢の危きを知るも、一身の毀譽利害の關するところを以て、瞻顧徘徊して發議に憚かる。愛國を如何せん、國民義務を如何せん。我等身中國人民たり、國家の存亡は則ち身家の生死なり。豈苟安默視、坐してその亡を待つべけんや。用つて特に同志を糾集してこの會を組成し、以て一國の治安を籌り、國勢の前途及び共和の利害において各所見をのべ、以て切磋の義を盡し、並びに以て國民に貢獻せんとす。國中遠識の士、それ愚誠に鑑み、惠然肯へて來り、共に相商榷せられなば中國幸甚。

籌安とは、一國の安を籌るのか？ それとも一人の安を籌るのか？ 世人はこの二字から演繹して、心目中に「袁皇帝」といふ一幻想を描き出したのであつた。勿論、會は政治團體でなく、學術研究團體であると標榜し、『亞細亞日報』（薛大可を社長とし、帝制運動の元勳報と後に呼ばれた。）、『國華報』（社長島澤聲、いはゆる準元勳報）、或ひは『黃鐘日報』（社

長參政王印川）等も、君主・共和兩制の可否を研究するのであつて、これを或る一人に結びつけるのは不謹慎だと唱和したのだが、世間は學術研究會の假面に迷はされて、楊度一座の注文を読み誤まることをしなかつた。

今の道に由りて統を改め、これを張ることを思はざれば、強國・富國・立憲國たる望みなく、亡國に歸する外なし。富強立憲の望みなきは共和に由る。富強の望みなきは立憲の望みなきに由り、立憲の望みなきは共和に由る。孟子に『定於一』とあるは、元首に一定の人あるの謂ひなり。君主に非ざれば立憲を爲すに足らず、立憲に非ざれば國家を救ふに足らず。立憲は一定法制あり、君主は一定の元首あり、皆いはゆる一に定まるなり。東に日本あり、西に露西亞あり、共に君主立憲國にして、中國その間に在りて獨り共和國たる時は國殆ふし。早く立憲制に改むる外なし。

これは楊度の『君憲救國論』の一節である。劉師培はその専門の古學の立場から、『唐虞揖讓と民國制度とは同じからず』といふ論を出し、民主制度は殊邦の制度で採るに足らぬと斷じ、孫毓筠等も帝制論を發表し、亞細亞日報以下の御用紙亦グッドノウ・楊度を敷衍しく盛んに帝制を鼓吹した。

帝制派宣傳の一齊開始に對し、共和維持論者も亦所在に起つた。その急先鋒は梁啓超である。熊希齡内閣の司法總長として、袁の國會破壊を阻止し得なかつた彼は、職を辭して天津に閑居してゐたが、帝制問題の發生は彼の天良を激發し、九月四日門下生藍公武・梁介銘の主宰する『北京ガゼット』紙上に『異哉所謂國體問題者』なる大論文を掲げた（全譯文拙著『支那の政黨』二二七―五四頁参照）。要旨は、國體に絶對的善惡なし、現在の國體下において政治の改良を求むべく、論旨薄弱で實行不可能な國體變更には斷じて賛成出來ないといふのであるが、梁の時論家としての筆力は支那第一で、この一文は反帝制論の最明晰且つ強力なる發聲となつた。參政汪鳳瀛（汪榮寶の父）次いで發し、今日の共和はその名、實は開明專制であるが、支那は開明專制を以て新約法に準據して政をなさば、特別の外患なき限り維持には差支へなしと論じた。これは汪榮寶の筆である。梁の門下生徐佛蘇もこれに和した。

以上の梁・汪・徐は進歩黨系だが、舊國民黨系では谷鍾秀・徐傳霖・楊永泰・歐陽振聲等が上海『中華新報』に據つて反帝制論を唱へた。後には吳景濂もこの派に加はつた。

文章を以て反對したのは以上の諸人であるが、暗黙の間に共和維持を主持したものは、副總統黎元洪、國務卿徐世昌、(一〇・二七辭職)、陸軍總長段祺瑞(九・一辭職)、參政院副院長汪大燮、參政李經羲・嚴修、財政總長周學熙、教育總長湯化龍(一〇・四辭職)、陸軍總長王士珍、江蘇將軍馮國璋等がある。黎・徐・馮・段は民國各方面を代表する巨頭で、彼等が反對したに拘はらず、袁が僅かに梁士詒・楊度・段芝貴・袁乃寬・張鎮芳等を率ゐて帝制樹立に進んだのは、今日から見ると冒險の極であつた。

各方面の反對に一顧をも與へず、帝制派はますます猛運動を進め、各省將軍・巡按使の籌安會に呼應する贊成電報は御用紙上を賑はし、中央軍界贊成者の連判帳が掲載される。北京の支那新聞紙全部が買収され、元勳報『亞細亞日報』の上海版が出る。九月二十日になると、交通系の總帥梁士詒に依つて『全國請願聯合會』が出来る。梁の魄力物凄く、忽ち籌安會に代つて運動をリードした。

これより先、九月六日袁は政事堂左丞楊士琦を代理として參政院談話會に派し、國體變更に關する聲明をした。『各省公民紛紛として代行立法院(參政院)に國體改革を請願するが、大總統現居の地位においては相容れ難きものなるも、大總統の地位はもと國民の公學したところ、自のづからまさにこれを國民に聽くべきである。』といふのが、該聲明概要の一節である。十一日參政院は委員を擧げて國體變更請願書を審査し、請願書八十三通を政府に送達した。二十四日前記全國請願聯合會の總請願書が參政院に提出され、參政院はそれを審査し、十月二日民意徵求機關としての『國民代表大會組織法案』を提出、六日可決、八日公布された。この法案に基づいて、二十三日から十一月十五日までの間に代表選定を終り、十月二十六日から十二月七日までに代表に依る國體投票執行、一千九百九十三票全部君主立憲に贊成で

あつた旨、十二月十二日政府公報で發表された。

國體投票結果判明するや、十二月十一日參政院はそれを袁に咨送して勸進表を上つた。袁は即日申令を以て推戴を辭したが、參政院は同日第二回勸進表を議決捧呈、翌十二日袁は改めて帝位承諾の命令を發し、帝制はここに完成した。十三日袁は百官の朝賀を受け、十五日黎元洪を武義親王に封じ、徐世昌・趙爾巽・李經羲・張謇を『嵩山四入』と敬稱し、公侯伯子男を與へられるもの約五十人。大典籌備處が出来、君主制憲法起草委員が任命され、宮女廢止の令が出、人材採用の詔が降る。新聞には『袁皇帝』の文字が現はれ、『大總統命令』の代りに『政事堂奉令』が使はれる。洪憲朝開國の十日間が、このやうな他愛もないことで過ぎ去つた二十三日、雲南將軍唐繼堯、巡按使任可澄の帝制反對電報が新華宮(帝制完成とともに總統府を改稱)に飛來し、袁帝及び開國の功臣をして震駭せしめた。これ實に反帝制派が、武力に依つて共和を維持すべく、劃策幾月の後機漸く熟し、洪憲帝に向つて與へた最後の通牒で、いはゆる第三革命(洪憲の役、又は約法擁護革命)の發端であつた(唐任電文は拙著支那の政黨二七六―八〇頁參照)。

第三革命の敘述に入るに先ち、列國の帝制に對する態度を補説して置く。帝制運動の進捗とともに、反帝制派の運動も亦いよいよ熱し、南支一帶の不穩蔽ふべからざるを見た日本政府は、十月二十八日、英露兩國を誘うて帝制延期勸告(前掲拙著二六七―九頁)を發し、佛伊兩國もただちにこれに做つた。これに對し袁政府は、十一月一日外交次長曹汝霖をして小幡代理公使を訪問せしめ、『改革實行に因り、事變の發生は斷じてない。但し政府は國體變更には進んで贊成するものでなく、又決して急速に措置する意思はない。』と回答(前掲拙著二七〇―七四頁)したので、列國は十二月十五日各公使陸外交總長と會見し、次ぎの聲明を與へて態度を明かにしたのであつた。

帝國政府は支那政府が在北京帝國代表者に對し、帝制實行は多少これを延期すべき旨通告せられ、又國內平和及び秩序維持に關しては充分その責に任ずべき旨繰返されたる事實に鑑み、暫らく時局今後の發展を注視せんとす(帝國政府發表に據る)。

洪憲の役(第三革命)

前述したやうに、唐繼堯・任可澄の通電が、洪憲の役すなはち第三革命の發端となつたのであるが、起事の主動は蔡鍔である。蔡は梁啓超の湖南時務學堂時代の門下生であつて終始梁の意見に服従し、進歩黨系が軍界に有する隨一の代表者であつた。帝制問題起り、梁の『異哉所謂國體問題者』が北京ガゼット紙上に發表された頃、蔡は天津で梁と將來の計劃を定め、何喰はぬ顔して北京に歸り、帝制賛成の連判狀に署名した。さうして、袁の眼を眩ますために狹斜の巷に入りびたり、名妓小鳳仙との浮名を謳はれながら、どうして北京を脱出しようかと苦心の末、病氣を名として日本別府に遊び潜行して雲南に入り、唐繼堯をして帝制反對の電報を打たせたのである。これは當時の通説であつたが、蔡が效を成し得たのは、唐の雲南における準備よろしきを得てゐたためであり、その又奥に入れば、段祺瑞と馮國璋との間、段と蔡、馮と唐、馮と蔡、それぞれ聯絡が附いてゐた。以下、唐を主として起事の真相を揣摩して見よう。

籌安會が起つて間もなき九月十一日、唐は部下軍界の重なるものを集めて作戰を協議し、十月七日起義時期に就き協議、爾後或ひは退任の兵士を召集し、或ひは各團營の缺額を徵補し、且つ貴州との聯絡を完成した。しかも表面では帝制を謳歌し、袁を油断させる方針を採つた。すでにして蔡鍔の行徑を偵知し、密電これを招き、又鄧泰中を派して香港に李烈鈞を迎へさせた。十二月十八日李・蔡相繼いで昆明に入り、二十日蔡・李・唐以下任可澄・戴戡・羅佩金・方聲濤・熊克武等會議の結果、唐任の發電となつたのだ。

かくていよいよ發難、二十五日獨立宣言及び外國領事宛照會(拙著支那の政黨「二八二―九頁」)を發し、護國軍政府を建て、唐都督以下部署を定め、第一軍長蔡鍔は劉雲峰・趙復祥・趙鍾奇三師を率ゐて湖南・四川に、第二軍長李烈鈞は劉祖武・黃毓成・方聲濤三師を率ゐて廣西・廣東に出撃した。

ここまでの袁政府側の施措としては、二十月二十五日唐・任に對する駁電發表、二十八日參政院で唐・任・討伐案可決、二十九日唐・任・蔡の官位を奪ひ討伐する旨の申令を發してゐる。

さて、四川に進出した南軍は、叙州の第二師長劉存厚の嚮應に依つて同地を得、進んで納溪を略し、一軍は湖南に出撃して晃州を占領した。明くれば一九一六年一月三日、貴州巡按使龍建章は、雲南と聲息を通ぜる護軍使劉顯世に脅かされ、反帝制電を袁宛てに發し、二十七日劉都督となつた。二月三日晃州を占領したのは劉の貴州軍である。

三月に入ると北軍の輸送漸く進捗し、叙州が二日馮玉祥に恢復され、納溪の劉存厚は七日北軍張敬堯に擊破され、南軍の勢やや不振だつたが、同月十五日の廣西獨立は南軍をして蘇生のおもひあらしめた。廣西將軍陸榮廷は岑春煊の舊部下であり、又袁に私怨を懷いてゐたので、早晚獨立するだらうとおもはれてゐた。然るに陸はそのやうな氣振りを見せず、三月七日北京政府の貴州宣撫使任命を受け、即日柳州に向ふとの電報があつたので、北京では大いに氣を善くしてゐると、十五日になつて共和維持、中央との關係脫離を打電して來たのである。これは袁の最初の打撃であつて、三月二十二日の帝制取消しは、全くこの影響である。獨立の主謀は梁啓超・陳炳焜(督理廣西軍務)であつた。

つづいて廣東の欽・廉二州が三月二十九日、汕頭が三十日、四月六日廣東の龍濟光が獨立、十二日浙江呂公望、五月十七日陝西陳樹藩、二十二日四川將軍陳宦、二十九日湖南湯薌銘獨立し、八省聯合の形勢全く成り、六月七日袁の死去に及んだ。諸省の獨立のうらで、袁に打撃を與へること最も大であつたのは、前に廣西、後に四川の獨立であつた。

八省聯合の中樞機關として、五月八日軍務院が肇慶に成立、『大總統に直隸して全國の軍務を指揮し庶政を籌辦』するもので、撫軍の合議制とし、正式國務院成立を俟つて廢止すと定め、撫軍長唐繼堯、撫軍副長兼攝行撫軍長岑春煊、撫軍兼政務委員長梁啓超、以下蔡鍔・李烈鈞・陸榮廷等、計十三撫軍の任命を見た。

ここで唐・任討伐令發布後の袁側の施措を見よう。一月二十一日日英露佛四國公使に對し、即位大典取消しの聲明。

二月二十三日申令で、『爾後一切即位勸進の請願を許さない。』といふ形式で帝制延期を國內に諭告。三月二十二日帝制取消しの申令(拙著支那の政黨「二九六—九頁」)で百日帝政は終焉を告げ、四月二十三日段祺瑞を首班とする責任内閣樹立を見た。ここにおいて天下は三分され、袁の繼續留任を主張する段内閣と、黎副總統大總統たるべしとする南軍との間に立つて、江蘇將軍馮國璋を盟主とする未獨立各省は、時勢を清末にかへし、國會を召集して正副總統選舉を了るまで、首領として袁が位に留まるべしと主張した。

これが五月末の形勢であつたが、この頃袁世凱は強度の神經衰弱から諸病を併發して重態となり、六月六日死去、七日副總統黎元洪舊約法に依據して大總統となり、第三革命は南軍の完勝を以て一先づ幕を閉ぢた。

洪憲の役と中華革命黨

第三革命における中華革命黨の役割は、表面あまり花はしくなかつた。然し相當の活動は勿論やつてゐる。ただ第二革命の失敗を経てゐるから、同志の軍權を握るものなく、裏面活動にとどまり、助くるに國民黨系の名を以てする護法活動を以てしたに過ぎなかつたのである。諸黨史に據つて、彼等の活動の迹を辿つて見よう。

これは袁の帝制運動のまだ明顯にならない前であるが、一九一四年一月に、孫文は陳其美を大連に派して機關を設立し、東北各省との聯絡を謀らせた。六月には蔣介石をして上海に事を起させたが失敗し、陳番英等がこれに死した。歐洲大戦起るに及び、東北を謀ることを中止して、全力を江浙に注ぐこととし、陳其美がその事を總べ、夏爾瑛が浙江を、范鴻鈞が上海を、吳藻華が蘇州を分擔した。

帝制運動がいよいよ露骨になつた一九一五年秋、孫は胡漢民・鄧鏗・許崇智等を南洋に派して華僑から軍資金を集めさせた。李烈鈞・陳炯明・熊克武等も南洋に入つた。陳其美は廣東をねらつて、上海まで來ると、同志が待ち構へてゐ

て、上海で討袁第一聲を發することの必要を力説した。陳はこれに従ひ、鎮守使鄭汝成を血祭にあげることに決定した。鄭は十數萬の兵力を擁し、袁の江南における屏藩である。十一月十日わが御即位大典祝賀式が總領事館で行はれ、鄭が祝賀のためにガーデン・ブリツヂに差しかかつたところを、刺客王皖峯・王明山爆彈を放つてこれを殺し、二王は捕はれた。

肇和艦事件繼いで起つた。陳其美は總機關部を佛租界霞飛路漁洋里五號に設け、吳忠信・蔣介石・邵元冲等がその下で參劃し、肇和艦長黃鳴球、海軍練習生陳可鈞等との聯絡が出来、次ぎのやうな方略の下に、十二月五日發動のこととした。

- (1) 滙司司令官陳其美、參謀長吳忠信。海軍總司令黃鳴球、海軍陸戰隊正司令楊虎、副司令孫祥夫。
- (2) 肇和艦を海軍總司令部とし、楊虎一軍を率ゐてこれを占領後、機器局を砲撃する。孫祥夫も一部を率ゐて應瑞・通濟兩艦を占領する。
- (3) 機器局の軍隊、及び城内・開北の軍警は、砲聲を聽いて響應する。夏爾瑛は各城門に火を擧げて響應する。
- (4) 薄子明は山東同志を率ゐて警察總局を攻撃。その他電話局・電燈廠等にも同志を手配する。

五日午後、楊虎は陳可鈞の響應を得て難なく肇和艦を占領したが、孫祥夫の應瑞・通濟兩艦占領は成功せず、朱霞等は電話局を占領、陸學文等は警察第一區工程總局を占領したが、ともに袁軍に奪回され、薄子明は終に警察總局攻撃に失敗、機器局の響應も實現せず、そのうち總機關部に手入れがあり、六日になると應瑞・通濟が袁軍の厚賞を得、變心し、肇和を攻撃しはじめたので總崩れとなつて終り、陳可鈞等殉難者約百人に及んだ。

この事件は失敗に終つたけれども、實に洪憲の役の第一聲であると諸黨史は稱してゐる。さうしてこの事件に膚接して、雲南の起義となるのだが、これは前述したから繰返さない。ただ起義に參した諸人のうち、李烈鈞・熊克武・方聲

濤等が國民黨系に屬してゐることを指摘して置く。これを外にして、山東の濰縣・高密・周村等に、居正・吳大洲・陳中孚等が活躍したのを算へるだけで、中華革命黨系の活躍は、特記すべきものがないのみならず、五月十八日陳其美の暗殺に依つて、革命實踐の健將を失ひ、黨としての大損害を受けた。

最後に記載を逸し得ないのは、第三革命における孫文の宣傳的活動で、就中貴州獨立後間もなく發せられた約法恢復の主張である。これは實に第三革命の指導論理であり、且つ後の護法活動の出發點でもある（全文、鄒著史稿九八三―七頁）。依つて、左に扼要の一節を抜いて置く。

民國を保持するには袁を去ることのみを以て事畢れりとしてはならず、討賊の美譽は、尤もまさにその職志の何たるかを視なければならぬ。その尊重を表示するものは何であるか？ その根本を建設しようとするものは何であるか？ を視て、而して後犧牲代價のいふべきあり。民國の前途も頼むところがあるといへるであらう。今獨立諸省の通電は、皆民國約法を掲げてゐるが、文はことにこの約法尊重の表示を慶幸とするものであり、義軍の擧が民國保衛の誠に出てゐることを證するに足るとおもふ。袁の民國破壊は約法にはじまつた。義軍の民國維持は、もとよりまさに約法維持にはじまるべきである。かくしてはじめて是非順逆を別つことが出来るのである。約法は、民國開創時における國民眞意の發表せられたもので、優秀の士に頼り、無量の代價を出して購ひ得たものである。文は袁と私人の怨なし。ただ約法に違反したから、國人とともにこれを棄てんことを願つたのである。獨立諸省及び反袁の諸君子とは私人の惠なし。約法を尊重するが故に國人とともにこれを助けようと願ふのである。

約法復活・國會再開

袁世凱の死に因つて禍源は絶滅した。陝西・廣東等の省は早速獨立を取消したが、起義の中心を成してゐた雲・貴・廣西三省は、黎總統の就任に對しては祝電を寄せたが、獨立取消しには次ぎのやうに條件を附した。

- (1) 舊約法恢復。
- (2) 舊國會召集。
- (3) 段内閣下野又は改造。
- (4) 帝制派懲罰。

ところが舊約法の恢復は、袁手創の新約法を取消するものであり、袁の謀叛を是認することとなるので、段祺瑞以下北洋派に難色があつたし、舊國會召集に對しては張勳・倪嗣冲等が反對を唱へた。然しこの二條件を容れなければ、南北の融和は到底望まれないので、六月二十三日上海議員團、各省將軍・巡按使、唐紹儀、梁啓超等に舊約法恢復の可否を諮詢し、『命令で恢復すれば差支ない。』との返電を得、二十九日申令七道、策令一道を以て約法恢復・國會召集を聲明した。すなはち左のごとくである。

申令一。共和國體は首として民意を重んず。民意を全うするはそれただ憲法。憲法の成は専ら國會に待つ。わが中華民國國會は三年十一月十日停止以後、時兩載を越へ、今に到るまで未だ召復せず。以て開國五年憲法未だ定まらず、大本立たず、庶政進行に由なきを致せり。亟かにまさに國會を召集して憲法を速定し、以て民意に協はしめ、而して國本を固うすべし。憲法未定以前は、仍ほ中華民國元年三月十一日公布の臨時約法を遵行し、憲法成立に至つて止と爲す。その二年十月五日宣布の大總統選舉法は憲法の一部に係る。まさに仍ほ有效なるべし。

申令二。茲に臨時約法第五十三條に依り國會を續行召集し、本年八月一日より起し繼續開會すと定む。

申令三。民國三年五月一日以後、あらゆる各項條約は均しくまさに繼續有效なるべし。その餘法令は、明令を以て廢止せるものを除く外一切舊に仍る。

申令四。國會すでに續行召集を経たり。あらゆる立法院・國民會議に關する各法令は、まさにただちに撤消すべし。

申令五。參政院はまさにただちに裁撤すべし。

申令六。平政院所屬の肅政廳はまさにただちに裁撤すべし。

申令七。國會すでに召集を経たり。内務部所屬の辦理選舉事務局は、まさにただちに改めて籌備國會事務局とし、迅速國會事務を籌備せしむべし。

策令。段祺瑞を特任して國務總理と爲す。

南方要求の第三たる内閣改造が翌三十日斷行、外交唐紹儀、内務許世英、財政陳錦濤、陸軍段祺瑞(兼)、海軍程璧光、司法張耀曾、教育孫洪伊、農商張國淦、交通汪大燮。南方派としては國民黨系の唐紹儀、同兼岑春煊派の張耀曾、進歩黨系の孫洪伊三人を入れたが、伴食なので入閣を肯んじない。段はやや焦り氣味で七月十一日孫洪伊を内務に引きあげ、許世英を交通に廻し、教育に范源濂を抜き、汪大燮を辭職させた。

南方要求の第四、帝制派懲罰は七月十四日實行、梁士詒・楊度・孫毓筠等八人だけで、その餘は寛免された。このやうに、四條件が皆容れられたので、南方派としては何等かの意思表示をせねばならず、梁啓超一派は早くも段祺瑞と默契し、帝制派懲罰實行の七月十四日、南方中樞機關たる軍務院を取消した。これは討袁といふ共同目標下に合作した國民・進歩兩黨の分離を物語るものである。

國會は豫定のごとく八月一日開會された。これが民國第二國會である。

再び政團の林立

第三革命の成功は、辛亥革命の場合と同様、政權争奪の手段たる政黨の復活を促がし、再び政團の林立を見るに至つた。

先づ、國民黨系は、張繼等が中心となつて結束に努め、『憲法商榷會』と命名した。所屬議員四百名。然し國民黨系といつても、一部には進歩黨系もあり、組成分子は相當複雑であつたが、大體次ぎの三派である。

(1) 客廬派。舊國民黨の穩健派に谷鍾秀系及び吳景濂系の加はつたもの。黨員の重なるものには張繼系の王正廷・彭允彝・趙世鈺・呂復。谷鍾秀系の張耀曾・李肇甫・殷汝驪・李述膺・韓玉辰・徐傳霖・文翠・歐陽振聲・楊永泰。

(2) 丙辰俱樂部派。國民黨の急進分子で、孫文に近い一派。田桐・居正・林森・馬君武・白逾桓・褚輔成等。

(3) 翰園派。舊進歩黨の孫洪伊・丁世嶧一派で、官僚的臭味の最も少なかつた連中であるが、逸早く帝制に反對して國民黨系に合した。酬いられるところ最も厚く、孫は内務總長、丁は總統府秘書長を勝ち得たのであつた。重要黨員溫世霖・王乃昌・葉夏聲等。

このやうな三派の寄せ世帯なので、結束がうまく行かず、久しからずして分裂したのは必然の成行であつた。

この會の憲法問題に對する意見は、兩院制採用、省長民選を眼目とする省制大綱を憲法中に規定すべしといふ地方分權主義である。

進歩黨の舊址に據つて新政團を作らうとしたものに二派がある。一は憲法討論會派で、湯化龍・劉崇佑・梁善濟・李國珍等。二は憲法研究同志會派で、梁啓超・王家襄・陳國祥・林長民・藍公武・籍忠寅等。二派は八月末合同して憲法研究會となつた。黨員約百五十名。憲法に對する意見は一院制、省制不規定を主張する、中央集權主義である。漸進主義の建設的人材多く、黨の結束の牢固たることは各政團中一頭地を抜いてゐる。

その他の政團としては次ぎのやうなものがあつた。
(1) 憲政討論會。孫潤宇・江天鐸・朱兆莘・陸宗輿等で、もとの大中黨系である。憲法に對する主張から見ると、最も研究會に近く、先づその別動隊と解せられる。

- (2) 平社。黃雲鵬・解樹強等で、商權會の支店だといふ評であつた。
- (3) 憲法協議會。李慶芳・康士鐸・田應璜等の一團で、勢力は微弱たるものであつた。李はもと公民黨の領袖、康は帝制派の殘黨である。
- (4) 憲政會。純然たる段祺瑞の御用黨で、段を首領とする安徽派の領袖楊士琦の弟楊士聰が牛耳つてゐた。
- (5) 憲友會。進歩黨から分裂した新共和黨の張伯烈・何雯・駱繼漢等の一團である。
- (6) 蘇園。景耀月・孫鍾等舊國民黨系落伍者の集團である。
- (7) 衡社。梅光遠等の湖南官僚派。
- (8) 友仁社。劉聲澤等の四川官僚派。
- (9) 靜廬。地方的政團。
- (10) 潛園。同上。

各政團の國會内における議席數は、大體左のごとくであつた(神田正雄氏の計算に據る)。

憲法商權會	三五〇
内 客 廬 派	二六〇
丙辰俱樂部派	四〇
韜 園 派	五〇
憲法研究會	一五〇
憲政討論會	七〇
平 社	四〇
憲 政 會	四〇

憲法協議會 二〇
純無所屬 三〇

第二國會初期の分野は、大體このやうなものであつたが、複雑な政局の動きに連れ、種種の離合を演じた。先づ商權會、前記のやうに三派の寄合世帯だつたので結束がうまく行かず、谷鍾秀系は谷と張耀會とを入閣させてゐる關係上、段内閣擁護の態度に出るのに對し、丙辰・韜園兩派は段内閣破壊を主張して相容れず、谷派は一九一六年末分離して『政學會』を組織した。これが商權會分裂の端緒で、客廬派の正系張繼・王正廷・吳景濂等は『益友社』となつた。

次いで一九一七年二月、對獨外交問題が喧ましくなると、韜園派は丙辰俱樂部の馬君武一派と合して『民友社』を組織した。五月、益友社の王正廷・褚輔成等は、張繼等の協商側加入論に反對し、張繼・吳景濂を益友社に置去りにし、出でて『政餘俱樂部』をつくつた。

段内閣は御用黨の存在を必要とした。成程進歩黨系の研究會は、段の與黨ではあるけれども、廣くいへば南方派で、第三革命における首功の地位を國民黨系に奪はれることを恐れて、假りに段内閣の政策を贊襄してゐるだけで、政黨内閣の主張に至つては國民黨系と異るところはないのである。段はどうしても純然たる御用黨が必要なのだ。で、政界に浮遊する小政團に着目し、先づ李盛鐸等をして民衆社なる政團を作らせ、張伯烈一派の憲友會を誘うて新民社を成立せしめ(一九一七年三月)、同時に憲政會の楊士聰をして蘇園・憲法協議會を合併して大同俱樂部を作らせた。然し役員争ひから紛擾を起し、又もとの三分子に還元したが、今度は段の股肱靳雲鵬が出馬し、澄社をつくり、それと平社・憲法協議會・憲政會・蘇園・新民社・衡社・友仁社・尙友會・靜廬・正社の十一政團を合併させ、『中和俱樂部』なる形において御用黨が成立した(三月二十五日發會)。

かくて一九一七年六月における政界には、段内閣與黨としての研究会、準與黨の討論會、純御用黨中和俱樂部三政團に對するに、最も激烈なる反對黨たる民友社、その別動隊と見るべき丙辰俱樂部、政餘俱樂部、益友社、政學會の五政團があつた。議會の大勢は勿論反對黨五政團の制するところであつた。

國會解散・張勳復辟まで

一九一六年八月恢復された第二國會は、僅か一年足らずの壽命を保つただけで、翌一九一七年六月十二日再び解散の憂目に遇つた。引きつづき異軍突起の張勳復辟を見た。どうしてそのやうな事態を惹起したか？を知るには、第二國會後の政局を検討せねばならない。

南北兩派の最初の衝突は、外交總長唐紹儀の就任妨害問題である。南方派閣員中、内務總長孫洪伊、教育總長范源濂、農商總長谷鍾秀(張國淦に代つて任命)、司法總長張耀曾は無事就任したが、外交總長唐紹儀に對しては北洋派の反感強く、張勳・倪嗣冲をムーヴィング・スピリットとする『徐州會議』は、露骨な反唐態度を見せたので、唐は入閣しても駄目と見切りをつけ、天津まで来て北京に入らず、上海に引き返した。徐州會議とは、袁の死去前馮國璋の主唱で開かれた未獨立各省の南京會議に出席した各代表が、歸途徐州に立寄つて成立させた『省區聯合會』の謂である。彼等は何故に結束したか？ 革命の成功は、彼等の督軍或ひは省長としての地位に不安を生ぜしめたので、専ら地位保全のために堅き結束をなし、以て國會及び南方勢力に對抗する必要があるからである。後のいはゆる『督軍團』のこれが濫觴である。さうしてこの省區聯合會に着目し、唐紹儀逐ひ返しに利用したのが、段の乾兒の隨一で、『當代の范增』(康有爲の評語だと傳ふ。)の評ある國務院秘書長徐樹錚であつた。

つづいて府院權限問題が起つた。すなはち總統府と國務院との權限争ひである。南方派は黎總統擁立を方針とし、そ

のために議會の健將丁世燾を秘書長として總統府に入れた。ところが國務院には例の徐樹錚がゐて、事毎に衝突した。丁は大總統は國務會議に出席するを得ることとすべしと主張し、徐はこれに對し御用紙をして、丁は總統制を樹立し、第二の梁士詒たる野心ありと攻撃させた。さうして段總理の請暇を以て黎總統を威嚇し、國務院から黎總統に呈する案件は、國務院秘書長をして辦理せしめ、他人の手を假ることを許さなまいといふ條件を容れさせた。丁・徐の衝突はかうして先づ丁の敗北に終つた。

これを見て憤慨したのが内務總長孫洪伊で、八月二十七日職を賭して徐の越權を彈劾し、一舉に徐を葬り去らうとした。孫の數へた徐の越權行爲は次ぎのやうなものであつた。

(1) 湖南湘江道尹事件。道尹の任命は國務會議の可決と主管部の同意とを要する。然るに徐は湘江道尹任命に際し、一切その手続きをせず、命令印刷後はじめて主管部長官たる孫に副署を求めた。

(2) 廣東龍濟光事件。廣東における李烈鈞對龍濟光の抗争につき命令發表に際し、徐は江西督軍李純に命じて動員させようとした。國務院の屬僚たる徐が動員令を發するのは越權である。

(3) 胡瑞霖查辦質問書回答事件。福建省長胡瑞霖查辦案が參衆兩院に提出されると、徐は國務會議を経ないで答辯書を作成して參議院に回附した。

徐はこれに對する復讐の機をねらひ、九月孫が部内廓清のため參事以下六十四人を罷免するや、罷免部員祝書元等三十二人をして平政院に行政訴訟を提起させた。平政院は一つ穴の貉なので、原告の勝訴を認め、内務部はさきの罷免處分を取消すべしと宣告した。孫はこれに服せず、十一月まで揉み抜いた結果、段の請を容れて入京斡旋に當つた徐世昌の盡力に依つて、孫・徐二人の去職をやつとケリが附いた。

このやうに第二共和の最初の四ヶ月は、つまらぬことに費消され、僅かに外交總長の後任(伍廷芳十一月任命)が定まり、

十月三十日馮國璋が副總統に當選したくらのことで、政務は格段の滯滞を現はした。

このやうな形勢のうちに一九一七年を迎へたが、二月一日獨逸の新潛航艇戰策宣言に依つて、世界大戰は新段階を劃し、米獨國交の斷絶となつた。四日、米國は支那政府宛てに通牒を發し、參戰を促がした。北京では連日國務會議を開き、在野の陸徵祥・曹汝霖・梁啓超等の意見を徴した結果、親米意見が勝利を占め、九日對獨抗議を提出、十日段總理以下國會に報告、民友社・丙辰俱樂部を除き、他の政團はすべて政府を支持した。

對獨外交の第二步は國交斷絶である。これに賛成の政學會・益友社・研究會等の十二政團は國民外交後援會を、對獨斷交反對の民友社・丙辰俱樂部は外交商榷會を組織し、各その主張の貫徹に努めたが、大勢は斷交に傾いたので、段は三月四日國務會議の決定を齎らして黎總統に見え、斷交のやむを得ざるを述べ、參戰條件に關し、駐日公使章宗祥宛打電すべきに依り、許可ありたしと請うた。黎は事重大なれば國會の同意を要すとはねつけ、段が折返し、章公使宛電文は國會の同意を要せずと述べると、黎は色を變じ、宣戰講和の權は大總統に在るといひ放つたので、段もはや總理として責任を負ひ難しと稱して退出、辭表を提出して天津に去つた。

民友社は段の出京を勿怪の幸とし、内閣更迭を黎に迫つたが、實力を有しない黎は何とも出来ない。一方段も馮副總統の調停を容れて歸京したので内閣はそのままとなり、三月十日十一日の參衆兩院は斷交案を可決し、十四日斷交が公表された。

小波瀾はあつたが、ここまでは先づ順調だつた。然し、第三步として對獨宣戰案を國會に附議する段取りとなるや、終にデッドロックに達した。といふのは、對獨宣戰反對が漸く民間の輿論となり、孫文・唐紹儀・康有爲・章炳麟等在野の巨頭ごとく參戰反對を呼號したのみならず、一方加入條件の不確實で、毫も列國の切實なる考慮を引きつけてゐないこと、更に根本的に、參戰に依つて支那は果して平和會議に發言權を得るであらうかといふ疑問が、政

學會・政餘俱樂部をして段内閣の方針を疑はしめ、案の國會通過が危ぶまれるに至つたのである。五月十日、段は徐樹錚・靳雲鵬の獻策を容れ、公民團といふ怪し氣な主戰請願團を組織して國會を包圍し、以て議員を壓迫しようとしたが、團と議員との衝突は、いはゆる『公民團騷擾』といふ一幕の惡作劇となり、反對黨に内閣破壊の絶好口實を與へた。すなはち南方系の谷農商、張司法、伍外交、程海軍四總長は責を負うて辭し、段も内閣を投げ出さうとしたが、幕下及び督軍團は極力これを挽留し、かかる形勢において辭職するは、公民團暴行の責を負ふ形となり、反對黨の策に中ることとなると切言したので、段は踏みとどまり、あくまで宣戰案討議を國會に要求することとした。五月十九日衆議院開會、議長湯化龍は、『政府から宣戰案附議に關し三回の諮文あり、如何にすべきや?』と諮り、政學會領袖褚輔成は『國務會議を開きも得ない内閣の諮文は無理に置いて可、内閣完全組織後改めて附議すべし。』と述べ、その説が通つて、宣戰案跡廻しに決定した。

段内閣支持の督軍團は、この結果を見て憤激し、吉林督軍孟恩遠以下八督軍の連名を以て憲法修改・國會解散を請ふの呈文を發した。黎は『不違法・不蓋印(國會解散令に署名せず)・不怕死』の九字銘を以て決心を示し、黎派軍人を代表して訓練總監張紹曾は通電して督軍團の不法を責めた。五月二十二日督軍團は形勢を見切つて退京、徐州に張勳を訪うて密議した。陸軍部機關紙『眞共和報』評していふ。『各督軍到徐後、必發表極痛快之文章、極嚴正之辦法、對於時局、爲斬釘截鐵之解決。萬一不違法・不蓋印・不怕死之總統、強硬到底、兩方面皆走極端、恐將演出不可思議之危險。』

旋風南に去り、段總理の勢孤立と見えた。民友社の劃策亦漸く熟し、南苑第十二師長陳光遠、十三師長李進才等があくまで黎を擁護すべきを誓つたので、五月二十三日黎は英斷を以て段を免職し、伍外交總長を總理代理とし、二十七日李經羲國務總理案が衆議院で可決された。

第二國會以來小競合の絶間もなかつた官民兩派はここに總勘定を開始し、二十九日安徽省長倪嗣冲起つて獨立を宣

し、奉天督軍張作霖、河南同趙倜、陝西同陳樹藩、山東同張懷芝、岳州總司令吳光新これに應じ、直隸督軍曹錕も迫られてやむを得ず自衛的獨立を宣した。六月二日天津總參謀處成立、雷震春總參謀となり、徐世昌を大元帥に推した。天津總參謀處は正式には各省軍務總參謀處といひ、『兵諫』に参加した督軍團の聯絡機關として設立されたもので、徐世昌派、段祺瑞派、研究会系、交通系、帝制派殘黨等の諸分子を包含してゐた。

さて、黎が北洋派の首領たる段に對し、あのやうな斷乎たる處置を採つたに就いては、二つの理由があつた。一は北洋派内における安徽・直隸兩系の反目であつて、安徽派の段に對する直隸派の王士珍・曹錕の反感を利用しようとしたのであつた。然し直隸派の實力はまだ安徽派に對抗し得ず、京津臨時警備總司令に任ぜられた王士珍にせよ、直隸督軍曹錕にせよ、天津に大同團結が成立すると、すぐに妥協を申し込んでゐる。だから黎が直隸派を頼りにしたのは誤算であつた。

二は張勳の尻押しである。張には段を怨む理由があつた。これより先、民國五年度豫算編成に當り、張は部下軍隊の費用として過大な要求を提出したが、段はそれから三百萬元（？）を削減した。張は爾來段を街んでゐたが、そこへ黎の密使郭同（江西選出衆議院議員。張も江西人である。）が徐州に来て、黎の旨を通じて張に段免職の可否を諮つて來たので、張はその斷行を慫慂し、『後詰には拙者が。』と唆のかしたのである。

張の態度は最も狡猾であつた。黎を唆のかして段を免職させ、一方督軍團とも調子を合せ（倪嗣冲が安武軍十路を擁し、中支の一勢力たることに異論はないが、同じ省の督軍たる張の諒解なくして、旗上げを決行し得る筈がない。）、局面の變化に即應して、軍を率ゐて北上する機會をつくり、一氣に素志たる宣統帝復辟を實行する積りであつたのだ。

督軍團の兵諫に周章した黎は、張の諾言を想起し、六月二日の大總統令を以て一切を投げ出し、張の調停を懇請した。張はこれを容れて七日徐州發、八日天津に入り、先發隊は即日北京に入つた。張はそこで督軍團の條件を聴取し、

それを黎に提出した。條件は左のごとくである。

- (1) 黎總統の地位を保全する。
- (2) 國會解散。
- (3) 責任内閣の實行。
- (4) 省議會の解散。
- (5) 總統左右の肅清。
- (6) 新たに憲法會議を組織する。
- (7) 政治犯特赦(帝政派特赦の意)。

黎も頼みにおもつた王士珍等の寝返りに因つて、孤立無援の状態に陥つてゐたので、涙を飲んで六月十二日國會を解散した。解散令全文左のごとく、總理代理伍廷芳が副署を肯んじないので、京津臨時警備副司令兼歩軍統領江朝宗を代理總理として署名させた。

上歳六月本大總統申令に、『憲法の成は専ら國會に待つ。開國五年憲法未だ定まらず。大本立たず。すみやかにまさに國會を召集して憲法を速定すべし。』と。これ本屆國會の召集は、専ら制憲を以て要義と爲すなり。前に吉林督軍孟恩遠等の呈稱に據るに、目前憲法會議及び審議會通過の憲法案内に、『衆議院に國務員不信任の決議ある時は、大總統は國務員の職を免じ、或ひは衆議院を解散すべし。ただ解散の時は須からず參議院の同意を経べし。』又『大總統の國務總理を任免する、國務員の副署を必とせず。』又『兩院議決案は法律と同等の效力あり。』等の語は實に、震悚異常に屬す。これを各國制憲の成例に考ふるに、まさに國會より議定せざるべし。故にわが國良妥の憲法を得んと欲せば、根本より改正するに非ざれば實に以てその後を善くするなし。常事を以て國會と較ぶれば固より國會重し。國會を以て國家と較ぶれば國家重し。今日の國會すでに國家のために計らず、ただ輕重を權宜し毅然獨斷參家兩院をもつて即日解散し、別に組織を行ひ、議憲の局をして早日致圖せしめんことを仰懇するあるのみ。庶くば共

和政體永く保障を得んか等の語あり。近日全國軍政商學各界函電絡繹、情詞亦復た相同じ。査するに參衆兩院の憲法會議を組織せる、時將さに一歳ならんとし、今に至り未だ成るを告げず。現在時局艱難千鈞一髮、兩院議員紛紛辭職し、以て迭次の開會均しく法定人數に足らず。憲法審議の案、修正せんと欲してよしなきを致せり。別に辦法を籌るに非ざるよりは、以て國人憲法期成の渴望を慰さむるなし。本大統領は輿情に俯順し、深く國本を維ぎ、まさに即ち該督軍等の請ふところを准るすべし。參衆兩院をもつて即日解散し期を尅して別に選舉を行はしめ、以て法治を維がんす。この次國會改組の本旨はもと憲法促進の成議に符するに、決して民國の立法機關を取消すにあらず。邦人君子咸なこの意を諭れよ。此に令す。

黎をして國會を解散せしめた張の得意おもふべく、十四日堂堂十六車輛をつらねて入京、忽ちにして北京の全面を支配下に入れ、飛電して復辟の理論的指導者康有爲を上海から呼び寄せ、七月一日いよいよ復辟を斷行した。事に與かるもの康の外、萬繩斌・梁敦彥・張鎮芳・雷震春・梁鼎芬・劉廷琛・陳寶琛・李慶璋・胡嗣瑗・梅光遠・沈曾植・王乃澂。六月三十日夜、清廷における最後の御前會議に出席した張勳は、江西會館に廻つて觀劇し、深更歸宅するや、王士珍等四人を黎の許に派して政權奉還を強要したが、黎は斷乎拒絕した。さらばと手兵を率ゐて宮中に入り、復位を奏請した。

二日黎は脱出して日本公使館に遁れた。同日天津の段祺瑞は梁啓超・湯化龍を隨へて馬廠に急行し、第八師長李長泰、第十六混成旅長馮玉祥と議して討逆軍を組織、梁の筆で討逆の檄發せられ、五日廊坊の斥候戦は張軍の敗北に歸し、十二日北京市街戦、張大敗して和蘭公使館から獨逸兵營に遁れ、十四日段入京、一度び掲げられた黃龍旗は死蛇旗となつて卸されたのである。

十八日段内閣成立。内務の湯化龍、財政の梁啓超、司法の林長民は舊進歩黨系、交通の曹汝霖は新交通系、農商の張國淦は憲政討論會系で、一面段派官僚の尤である。

八月一日代行大統領馮國璋入京、同十四日對獨宣戰が實行された。

護法の役

黎元洪が張勳に迫られて國會を解散するや、孫文はこれが善後策を講究した結果、一根據地を設けて國會を中心とし、約法を擁護する決心を下し、一九一七年七月十七日海軍總長程璧光とともに廣東に下つた。廣東督軍陳炳焜、省長朱慶瀾は孫を迎へて黃埔公園に大會を開いた。席上孫は要旨左のごとく護法の趣旨を演述した(鄒著九九七―八頁)。

中國の共和は六年に垂んとしてあるが、民國はまだ共和の幸福を享けてゐない。これは然し共和の罪ではなく、共和の國政を執つてゐる人が、ニセの共和の外貌を以て、實は專制の手段を行つてゐるからである。故に今日の變亂は、帝政と民政との争ひではなく、新舊潮流の争ひでもなく、南北意見の争ひである。眞の共和を取り戻して福利を求めらるには二大偉力がある。一は陸軍で二は海軍だ。強大な陸海軍がなければ國民のために眞の共和を取り戻し、救國救民の宗旨を貫徹することが出来ない。そこでしばしば程總長と磋商し、海軍の全數が忠を共和に效すこととなつたが、海軍には根據地がなければならぬ。上海はすでに一般の兵を稱へ叛を謀るものの割據するところとなり、浙江・福建も亦同じ。ただ廣東のみが海軍に策應すれば、今後一切の大計劃が發展することが出来るであらう。予が今日諸公に望むところは、即日聯電して海軍全艦隊の來廣を請ひ、廣東に國會を招集し、黎大統領に請うて廣東に來り、職務を執行せんことこれである。予はさきに程總長に商ひ、二艦を派して黎大統領を護送させようとしたが、日本公使は、京津一帯に叛軍が佈滿してゐるから、黎大統領が公使館の門を出づれば、外來の暴力のために危険を免かれない。徐ろに萬全の法を圖つて、黎大統領を奉送しようといつた。現に二艦は秦皇島に待つてゐる。恐らく吾人の廣東における組織が整つた後、黎大統領は來ることが出来るであらう。これ固より國家興廢の關頭、共和存亡の機軸である。望むらくば諸公の同心合力、即日發電して艦隊及び議員等を招き廣東に來つて政府を組織せんことを。共和國家の總紐は全く國會に在り、國會所在の地は即ち國家政

直(直隸派)の實行體に過ぎないことを知つてゐるので、總裁に就任せず、又意見をも發表しなかつた。唐紹儀も就任しなかつた。さうして、五月二十二日孫は廣東を去つて上海に隠れ、暫らく現實の政治に眼を閉ぢ、閉戸撰述、民衆の啓蒙に盡さうとした。その結果世に出たのが『孫文學說』及び『實業計畫』である。前者はことに孫文主義中重要價值のあるもので、古來支那に行はれてゐる『知るは易く、行ふは難し。』といふ通念を排撃し、『知るは難く、行ふは易し。』の理論を打ち立てたものである。彼の『建國方略』のうちの『心理建設』に當る。その第八章『有志竟成』は彼の自傳である。

翻へつて北方の局勢を述べると、大總統は馮國璋、總理は段祺瑞、前者は主和、後者は主戰で、馮・段の交惡が北方の政局を彩つて行くのであるが、この外に、理論的指導者として梁啓超・湯化龍・林長民等の研究會系があることを忘れてはならぬ。彼等の理論は、張勳の復辟に依つて民國は中斷せられた。故に、事態を辛亥革命當時にかへし、臨時參議院の召集を以て再出發すべきである、といふのである。何人も知れるがごとく、この臨時參議院なるものは、民國元年(一九一二年)その職責たる國會組織法を議決し、自づから解散したものであつて、爾後約法及び國會組織法修正等の職權は、國會に移つてゐる筈のものである。然るに梁等は、この歴史上の名詞たるに過ぎない臨時參議院を召集し、それに依つて國會組織法を修正しようといふのである。全然研究會系の私心黨略から出たもので、法理的根據云々は、最初から問題にならない。しかも段等はこのやうなことに味く、梁等のいひなりになつて、九月二十八日附を以て『國會召集準備令』及び『臨時參議院召集令』を發布したのであつた。

(國會召集準備令)約法第五十三條に依るに本と國會召集の規定あり。この次國體再奠せられ、あらゆる約法上の機關は、すみやかにまさに完全に設立すべし。内務部をして、民國元年の籌備國會事務局の辦理事宜に按照して迅速辦理し、選舉を預備せしむ。

(臨時參議院召集令)國會組織法及び兩院議員選舉法は、民國元年參議院の議決を経、袁前大總統より公布したるものに係る。歴

年以來しばしば政變を経たるは、多く立法の未だ善からざるの致すところ、現在すみやかにまさに修改すべし。各行省・蒙・藏・青海各長官をして、仍ほ法に依りて參議員を選派し、一ヶ月以内に京に到り參議院を組織し、あらゆるまさに修改を行ふべき組織・選舉各法をもつて開會議決せしむ。この外の職權は、まさに正式國會成立の後を俟ち、法を按じて執行し、以て立法機關尊重の至意を示す。

この命令に依つて召集せられた臨時參議院は十一月十日成立、十四日王揖唐・那彥圖を正副議長に擧げた。臨時參議院は所期のごとく着着各法の修正に従事し、新國會選舉法及び組織法に依つて、一九一八年八月新國會成立、九月四日大總統選舉會を開いて徐世昌を大總統に選舉したのであつた(馮大總統の任期は十月十日まで)。

この間政局の推移は、一九一七年九月七日段派の傅良佐湖南督軍として長沙に着任、これに反對して零陵鎮守劉建藩、前旅長林修梅の獨立宣言があり(九月十八日)、十一月十四日には、傅良佐及び省長周肇祥終に長沙を逐はれた。これは段の主戰策失敗を語るもので、表面の敵たる南軍の壓迫といふよりは、裏面の敵たる直隸派の隱謀に因るといふ方が妥當である。段はここにおいて職にとどまり得ないことを察し、十五日辭表提出、徐世昌の調停に因つて一旦留任と決したが、結局二十三日正式に免職、外交總長汪大燮が一時代理し、十二月一日王士珍内閣が成立した。然し下野した段は主戰論を棄てず、長沙陥落、浙江の動搖、安徽二州の陥落、湖北荊州の獨立、重慶陥落、汕頭の動搖等を以て、馮總統主和政策の失敗だとなし、曹錕・張作霖・張懷芝・倪嗣冲等の督軍をして天津に會議せしめ(十二月二日)、主戰策採用を迫つた。馮これに屈し、段を參戰督辦に、段芝貴を陸軍總長に任じた(十二月十八日)。さうして、明らかに段の強制に出でたとおもはれる高壓的停戰布告發表(十二月二十六日)となつたが、これが南方をますます刺戟し、終に一九一八年一月三十日湖北の石星川・黎天才等に對する討伐令の發布となつた。段派の進攻はますます急で、張作霖軍を入關せしめて(三月五日)馮を威嚇し、三月二十三日段は總理に復任した。次いで五月日支軍事協定成立、八月新國會召集、

九月大總統徐世昌就任となつた。十一月南北妥協會議(南方代表唐紹儀、北方朱啓鈴)が開かれたが失敗。一九一九年四月和議再開、八月朱啓鈴に代つて王揖唐が北方代表となつたが、唐紹儀舊國會恢復を堅持して和議再び破裂した。一九一九年十月十日、中華革命黨は「中國國民黨」と改名した。章を改めてそのことを叙するであらう。

九、中國國民黨

五・四運動の影響

孫文をして、中華革命黨の黨務を整理し、中國國民黨と改稱せしめた動機は、一九一九年五月四日の五・四事件、及びそれが全国的になつた、いはゆる『五・四運動』であるといはれる。この運動は、孫文の護法活動に缺けてゐる要素を持つてゐた。孫の護法活動は、國會議員・政客・軍閥を主としたものであつたが、五・四運動は學生に依つて行はれ、武力も何もなく、ただあるものは『團結』だけであつた。しかもその効果の偉大なことは、孫の護法活動を後へに瞻若たらしめるものがあつた。それは支那革命の主流となるかも知れぬ容相を示した。孫の運動は、傍流に置き去られるかも知れない、とさへおもはれた。——このやうな五・四運動から、孫が教訓を學び取らないわけはなかつた。何となれば、辛亥革命及びそれ以前の運動において、孫は學生の組織者だつたからである。

で、改稱の經過を叙するに先ち、五・四運動の概略を説かう。

五・四運動は、當時支那黎明運動の總本山であつた北京大學を中心として行はれた。一九一六年袁世凱の帝制失敗し、黎元洪が大總統となるや、蔡元培佛國留學から歸國し、聘せられて北大校長となつた。これが北大新文化運動の發端で、蔡は文科學長に陳獨秀を据へ、その下に胡適・沈尹默・李大釗・周作人・錢玄同・劉半儂等を集めた。これらの新知識連は、蔡をかついで、おのおの分野において、奔放な主張をした。その傾向は、實に左のごとく多岐に互つてゐる。

- (1) 孔子教排撃(陳獨秀・胡適・吳虞・易白沙等)。
- (2) 文學革命(胡適・陳獨秀・錢玄同・劉半儂)。
- (3) 舊道德排斥(高一涵等)。

(4) 家族制度破壊(羅家倫・陶履恭)。

(5) 人道主義鼓吹(周作人等)。

(6) 文化普及並びに宣傳。

(7) 社會主義運動(李大釗・陳獨秀)。

(8) 無政府主義的傾向(易家鉞・朱謙之・區聲白・黃兼生等)。

このうちで、最も成功したのは文學革命で、北大系統運動の主潮である。社會的に最も反響を呼び起し、守舊派の嫉視を招いたのは孔子教排撃である。又、その當時は明顯でなかつたが、後に大影響を及ぼしたのは社會主義的傾向で、陳獨秀グループは、後に中國共產黨となつたのである。

このやうな種種の傾向の文化運動が、北大を中心として捲き起されると、北京における守舊派の錯愕一方ならず、その機關紙『公言報』は陳獨秀・胡適を孔子教破壊者だとして極力攻撃し、在野の學者林紆(琴南)は蔡元培に書を送つて陳・胡を攻撃するとともに校長たる蔡の責任を問ひ、やうやく實際政治に牽動するや、段祺瑞派の總參謀長徐樹錚、及び段派の私黨安福俱樂部は、新國會議員張元奇をして教育總長傅增湘強効案を提出せしめ、陳・胡のみならず蔡をも引責辭職せしめ、一舉に新思想派を北京から驅逐し去らうとした。蔡はこの間に在つて頗る立場に窮したが、結局一の聲明を發して守舊派の意を緩和し、學長制を廢して理科學長秦汾を教育部の役人にし、文科學長陳獨秀を平教員に落した。陳はこの壓迫に堪え切れずして辭職した。これがいはゆる『北大事件』で、實に一九一九年三月のことであつた。陳等に同情せる學生は、どこかにこの憤慨の吐け口を求めようとしたが、それに恰好のものが、その前年からあつた。日支軍事協定反對を内容とする排日運動がそれであり、つづいて大戦巴里會議における支那の失敗、——ヴェルサイユ條約調印反對である。

一九一八年から一九九年にかけ、日支軍事協定に反対の留日學生は陸續歸國し、上海を中心として全國的デモを開始した。北京の學生はただちにこれに應じ、天安門外廣場に國民大會を開催し、段政府に對し反對を絶叫した。彼等はこれにつづいて國民雜誌社を組織し、上海の救國日報とともに、南北相通する反日運動に進んだ。一九一九年五月一日國民雜誌社同人は、國民大會を天安門外に開かうとしたが、段政府はこれを彈壓して多數の學生を逮捕した。學生の昂憤はその極に達し、五月四日午後北京大學、高等師範、高等農業、高等工業、法政專門、中國大學等の學生三千餘人、『外は國權を争ひ、内は國賊を懲らす。』、『和平條約調印拒絶』、『死を誓つて青島を取り返せ。』、『日貨排斥』等のスローガンを掲げて天安門外に集合、代表を擧げて各國公使館を歴訪せしめた外、大行列は進んで東城趙家樓なる曹汝霖(交通總長)邸に向ひ、同邸に放火するとともに、滯在中の章宗祥(駐日公使)に重傷を負はせ、曹の甥も負傷した。ここにおいて巡警との衝突となり、學生七人が逮捕された。これが『五・四事件』である。

事件後北大學生を中心として北京學生聯合會が組織され、委員の四出運動の結果、事件後二週間に長江一帯の重要都市に學生聯合會が成立し、六月十九日には上海に全國學生聯合總會が生れた。彼等はやがて各地の商人團體(總商會・商會)を動かして日貨排斥運動を起させた。對日ボイコットは一年餘に亘り、日本からの輸入を四割方減少させた。運動が擴大するとともに、反日運動から反文化侵略、反經濟侵略、反政治侵略運動、總じていはゆる反帝運動となり、國內的には軍閥打破運動となつたのである。

このやうな五・四運動であつた。しかも支那革命の老舗と自他ともに許した中華革命黨は、この運動を指導することが出来なかつたのである。まだしも、この運動の初期に當つて、『青島亡ぶ！ 山東亡ぶ！ 國、國たらざるなり。』のデマ文句で、學生を趙家樓に驅り立てた研究系(林長民等)の方が、若き世代に對する影響力を持つてゐたとさへいへるのである。

かくて、この運動に依つて起された孫文及びその追隨者(戴季陶はその顯かなる一人)の反省が、中華革命黨の中國國民黨としての新生を促がしたのである。

中國國民黨通告及び規約

改稱は一九一九年十月十日實行せられ、次ぎのやうな『通告』及び『規約』並びに『海外總支部通則』、『海外支部通則』を黨員に與へた。『國民黨』の上に『中國』の二字を加へたのは民國元年の國民黨とハッキリ別つ所以のもので、系統上民元國民黨から中國國民黨に移つたのでなく、中華革命黨から脈を引いてゐるといふことを明示してゐるのである。又、規約において、三民主義を宗旨とすることを明記してゐる點も注目すべきところである。

啓者。本黨規約及び海外總支部通則、海外支部通則は、時勢の變遷のために、本部から改正案を提出し、長時間の審議を経て多數をもつて可決し、民國八年十月十日公布施行し、各總支部・支部・分部に頒寄した。新章に按じて組織し、従前のあらゆる中華革命黨總章及び各支部通則は一律に廢止し、あらゆる印章圖書は、一律に本規約の定むるところに照し、中國國民黨の名義を改用し、以て統一を明かにし進行に便にされたい。

第一章 總綱。第一條 本黨は共和を鞏固にし、三民主義を實行するを以て宗旨となす。

第二章 黨員。第二條 およそ中華民國の成年男女にして、本黨と宗旨相同じきものは、黨員二人より介紹し、並びに願書を本黨に具し、本黨より證書を發給し、はじめて本黨黨員たるを得。

第三條 黨員は入黨の時、黨金十圓を納むべし。

第四條 およそ中華革命黨員は皆本黨黨員たることを得。中華革命黨の證書を以て本黨證書を領取することとし入黨金を免ず。

第五條 黨員は本黨の宗旨及び一切の規則を遵守すべし。

第六條 黨員は選ばれて本黨職員たることを得。

第七條 黨員は本黨各項の規則に依り各項の權利を享有することを得。

第八條 黨員は兼ねて他黨に入るを得ず。脱黨せんと欲する時は、理由書を本黨に提出し、黨員證書を交還すべし。

第九條 黨員にして宗旨を改變し、規約に違背し、或ひは個人行爲を以て本黨の名譽を妨害するものあれば、幹事會の公議を経たる後、本黨より除名を宣告す。

第三章 機關。第十條 本黨は本部を上海に設け、全黨の事務を總理す。

第十一條 本黨は總支部・支部・分部を國內及び海外華僑所在地に設く。總支部の地點は本部よりこれを定む。

第四章 職員。第十二條 本黨に總理一人を設け、本黨を代表し黨務を綜攬す。

第十三條 本黨本部に左の各部を設く。——(一)總務部。(二)黨務部。(三)財政部。(四)その他各部は、必要の時これを増加することを得。

第十四條 各部に主任幹事一人を設け、各該部の事務を總理す。副主任幹事一人、主任幹事を補助して各該部の事務を處理し、主任幹事故ある時はその職を代理することを得。幹事若干人、主任より薦任し各該部の事務を管理す。

第十五條 總務部の職務左の如し。——(一)本部の機要を掌理す。(二)本部の庶務を管理す。(三)海外總支部・支部・分部と接洽す。(四)他部に屬せざる事を辦理す。

第十六條 黨務部の職務左の如し。——(一)黨員の入黨事務を主管す。(二)黨員願書及び冊籍を保管す。(三)黨員の履歷を調査す。(四)外賓を招待す。(五)主義を傳佈す。

第十七條 財政部の職務左の如し。——(一)本黨の度支を管理す。(二)總支部・支部・分部の黨捐及び義捐を接收す。

第五章 職員の選舉及び任期。第十八條 總理は大會よりこれを選舉す。

第十九條 各部主任幹事及び副主任幹事は總理より任定す。任期二年。

第六章 會議。第二十條 本黨は毎年大會一次を開く。臨時特別の重大事件あれば總理より臨時大會を徵集してこれを決す。

第二十一條 大會の議決權は左列の規定に依る。その選舉權數は議決權と同じ。——(一)海外各分部の五百人に満たざるものは一議決權あり。(二)海外各分部の五百人を過ぐるものは二議決權あり。(三)海外總支部及び支部の二千人に満たざるものは三議決權あり。(四)海外總支部及び支部の二千人に過ぎ、三千人に満たざるものは四議決權あり。——これに依つて遞推し、一千人を増す毎に一議決權を増す。但し一部分にして十議決權に過ぐるを得ず。

第二十二條 本部は事務の統一を保持するために、總務部主任幹事より各部幹事會或ひは各部主任幹事會を隨時徵集することを得。

第七章 黨費。第二十三條 本黨黨費は左列各款を以てこれに充つ。——(一)黨員入黨金。(二)黨員常年捐。(三)黨員特別捐。(四)借債。

第二十四條 黨員入黨金は本黨の基本金とし、本黨必需の時總理より支撥するに非ざれば支用することを得ず。

第二十五條 黨員常年捐は一元とす。

第二十六條 特別に辦すべき事件あれば、總理より各黨員に向つて特別捐を募集することを得。但し募を願はざるものは(その意に)聽かず。

第二十七條 本黨もし急に鉅款を需め、或ひは黨費不足なる時は、總理より本黨所有の財産を以て抵となし、或ひは黨員より保を作し、借款して用に充つることを得。

第二十八條 本黨の財産は月を按じて財政主任幹事より清冊を造具し、彙齊して大會及び海外各支・分部に報告すべし。

第八章 附則。第二十九條 本部と各總支部・支部・分部との關係は、別に規則を以てこれを定む。

第三十條 本規約は職員二十人以上、或ひは黨員四十人以上の提議、大會半數の可決を経てこれを修改することを得。

第三十一條 本規約は公佈の日より施行す。

孫、大總統となる

孫文が中國國民黨の黨務に没頭してゐた時、南においては陳炯明が孫の命を奉じ、地盤の恢復に努めつつあつた。さうしてそれは、北方における安直戦争の機會を得て成功し、陳が廣東の主人公となり、孫は迎へられて廣東に歸り、終に正式大總統に就任するに至つた(一九二一・五・五)。その間の経緯を略叙しよう。

安直戦争すなはち北洋派軍閥中の安徽・直隸兩系の衝突は、醞釀すでに數年に亙り、何時かは爆發するものと觀られてゐたが、曹錕・吳佩孚等直隸系實力の充實に因つて、終に實現するに至つたのである。さうしてその導火線となつたのは、段の寵兒、安福俱樂部の實際の統率者たる徐樹錚の專横であつた。彼が段の信任を頼んで獨斷專行したことは、つとに直隸系嫉視の的であつたが、西北邊防軍總司令兼西北籌邊使として庫倫に赴き、外蒙自治取消しに成功するや、その飛揚跋扈の態は獨り直隸系のみでなく、從來段派に好意的であつた奉天派張作霖をさへ反段的にした。時の國務總理で、段派で徐と併稱された靳雲鵬のごときも、河南督軍任命問題に關する徐の壓迫に反撥し、段派を離れさうな形勢になつた。——このやうに、北方政局の暗澹たる雲行の中に、湖南衡州に出征してゐた直隸系の實力吳佩孚は、廣西派と妥協して湖南を南軍に賣渡し、急遽北上して來た(一九二〇年五月、長沙は六月十二日南軍の手に入つた)。

報を聽いて徐樹錚は庫倫を出發し、六月十五日北京着、邊防軍の一部及び吳光新軍を南下させようとしたが、京漢線はすでに曹錕に握られてゐた。張作霖亦六月十九日を以て入京し、徐總統に面謁の上保定に下り、直隸系巨頭と會同、七月三日張・曹・李純の通電は徐樹錚の罪を數へ、四日大總統令は邊防軍を陸軍部の統轄に移し、徐樹錚を罷免した。段祺瑞激怒、定國軍を組織して曹錕・吳佩孚の討伐を叫び、十二日兩軍終に楊村において火蓋を切つたが、十七日劉詢軍の敗北を切掛けとして安徽系總崩れとなり、十九日段の下野を見、徐樹錚等九名日本公使館に遁れ、安福俱樂部解

散。戦後の政局は奉・直兩系及び徐世昌派に歸し、靳雲鵬が各派に推されて内閣を組織した(八月十一日)。

北方で安直戦が進行してゐる時、南方では陳炯明の廣東恢復が實現した。これより先、孫文一派を逐うて大得意の廣西派に取つて、ただ一つ眼の上の瘤は陳炯明であつた。そこで陸榮廷は陳に援閩第一軍總司令を與へ、孤軍を以て福建に入らしめ、依つて以て陳を除かうとしたが、陳は計に乗つたと見せ、福建督軍李厚基(北方系)と通じ、廣東に歸る機會を窺つてゐた。あだかも安直戦が起つたので、陳は漳州に誓師し、『廣東人の廣東』を高唱して軍をかへし(八月十二日)、三路から兵を進めた。朱執信九月六日虎門砲臺を説いて獨立させ、二十六日警察廳長魏邦平、廣惠鎮守使李福林これに應じた。陸榮廷等は事の成すべからざるを知り、岑春煊等の連名を以て軍政府職務解除を通電し(十月二十四日)、廣東を退出した。かくて廣東は陳炯明の手に入り、孫文は上海から來廣し、唐紹儀・伍廷芳・唐繼堯とともに軍政府を恢復した(十二月一日)。然し總裁制では對外國係上不利なので、孫文は正式政府設立を提議し、唐繼堯・陳炯明等が聯省自治を主張して反對したのを押し切つて、一九二一年四月七日國會非常會議は中華民國政府組織大綱を議決、その第二條に據つて大總統を選擧し、孫が當選、五月五日就職した。同時に伍廷芳外交兼財政、徐謙司法、陳炯明内務兼陸軍、湯廷光海軍各總長に任ぜられた。

陳炯明叛變まで

南方に護法正式政府が成立すると、直隸派は廣西派を使喚してこれを攻撃しようとし、陸榮廷はこれに應じて地盤を恢復しようとした。すなはち陳炯明に命じて西江に出撃させ、申葆藩等をして欽・廉を襲はせた。孫文は陳炯明・許崇智・李烈鈞をして北江・西江・欽・廉を守らせ、六月二十六日廣西軍の劉震寰内應し、廣東軍を廣西に引き入れたので、攻勢に轉じ、先づ梧州を、七月十五日南寧を、八月二十一日桂林を、九月三十日龍州を占領し、廣西全省を平定、

陳炯明を廣西善後督辦に、馬君武を省長に任命した。

孫は偏安に満足せず、ここにおいて北伐して護法の初志を貫徹しようとした。ところが兩廣自主を主張する陳炯明はこれに賛成しない。そこで孫は陳を南寧に訪ひ、「北伐が成功すれば當然兩廣には歸らないし、失敗すれば尙更ら歸れない。兩廣のことは君に任せるから、北伐に反対せず、且つ軍費を心配して貰ひたい。」といった。陳がこれを承諾したので、孫は十一月十五日桂林に大本營を組織し、北伐の部署を定めたが、陳は面従腹背、北伐軍を接濟しないだけでなく、一九二二年三月二十一日鄧鏗を暗殺した。鄧は廣東軍參謀長で、熱心な北伐論者であり、廖仲愷とともに孫の廣東における留守居役でもあつた。大本營憤激、四月軍を贛東にかへし、陳の問題を片付けてから、改めて北伐することとし、同月十六日孫文梧州着、陳の廣東軍總司令及び廣東省長を免じ、陸軍總長專任とした(十九日)。陳は軍を率ゐて石龍・惠州に去つた。この時廣東軍第二軍參謀長蔣介石は、ただちにこの方面に出兵して陳を殺すべしと主張したが、孫はこれを容れなかつた。さうして、廣東に入らずに、三水から韶關に出で、そこに大本營を置き(五月六日)、李烈鈞・許崇智・黃大偉を中路左右翼として北伐、六月十二日江西贛州を占領した。

然しこの間、陳の陰謀も亦熟し、六月十五日惠州にゐた陳は、廣東白雲山に在る總指揮處に電話し、部下の葉舉をして總統府を砲撃せしめた。時に十六日午前三時。孫はその前に、秘書林直勉から廣東軍不穩の報を得てゐたが、諺言だとして信じなかつた。いよいよ事發するに及び、林等は再び府に入り、孫を率じて長堤に至り、楚豫艦に入つた。これから八月十三日まで、孫は艦上に在つて陳軍と對峙し、陳の暗殺計劃に因り危険に頻すること六回、北伐軍の南歸がおもはしく行かないので、廣東帯在の意味なしとし、十三日エムプレス・オヴ・ロシア號に乗じて十五日上海着、「護法總統宣言」を發し、九月十八日更に『致本黨同志書』を發表して、蒙難始末を明かにした(譯者一〇四二―五五頁)。

かくて陳炯明は廣東の主人公となつたが、彼は人望なく、且つ財政に苦しみ、黃埔を抵當にして外債を借りようと

し、人民の反對に會した。孫はこれを見て、許崇智・黃大偉・李福林等をして潮・汕を攻めさせ、雲南軍の張開儒・楊希閔・朱培德、廣西軍の沈鴻英・劉震寰等をして梧州から廣東を撃たせ、胡漢民・鄒魯・魏邦平等がその聯絡に當つた。十二月十日兩軍接觸、一九二三年一月十六日陳は廣東を去つて東江に敗走、楊希閔・劉震寰が入城して治安を維持した。そこで孫文は二月二十一日廣東に入り、大元帥となつた(三月三日大元帥府設置)。

黨務整理の進行

一九一九年十月十日中華革命黨を中國國民黨と改稱し、通告及び規約を發表してから後、孫は常に黨務の整理を忘れず、一九二四年一月の根本改組までの四年餘の間に、數回に互つて總章の修正をやつてゐる。第一回は一九二〇年十一月九日で、總章十八條を制定、同十九日規約三十條を制定、これが第二回の修正である。一九二一年春、本部辦事處を廣東に設け、張繼を幹事長に、田桐・周震麟・黃復生・盧伯琅を幹事とした。

一九二二年八月陳炯明の叛變に因つて上海に隠退するや、孫は閑を得てますます黨務の整理に努め、九月六日茅祖權・覃振・丁惟汾・張秋白・呂志伊・田桐・陳獨秀・管鵬・陳樹人九人を政綱起草委員に擧げた。中國共產黨の首領陳獨秀がこの中に入つてゐることは注目の價値がある。丁・田・呂・覃はその後北京に赴き、その後任には葉楚傖・劉芷芬・孫科・彭素民が當つた。十一月十五日張繼等五十九人を召集して全案を審査し、胡漢民・汪精衛を宣言起草人とした。十二月十六日各省同志六十五人を召集し、胡・汪起草の宣言案を審議可決。一九二三年(民國十二年)一月一日宣言を、二日黨綱及び總章並びに海外總支部規則を發表した。同日又左のごとく幹部を決定した。

總務部長 彭素民 副部長 林祖涵
常務部長 陳樹人 副部長 孫鏡

- | | | | |
|---------|--|-----|-----|
| 財務部長 | 林業明 | 副部長 | 周佩箴 |
| 宣傳部長 | 葉楚傖 | 副部長 | 茅祖權 |
| 交際部長 | 張秋白 | 副部長 | 周頌西 |
| 參議 | 居正・孫洪伊・楊庶堪・杭辛齋・覃振・張靜江・于右任・呂志伊・周震麟・廖仲愷・田桐・戴傳賢・陳獨秀・劉積學・張繼・謝持・王用賓・詹大悲・丁惟汾・黃復生・朱之洪 | | |
| 軍事委員會委員 | 柏文蔚・呂超・黃大偉・蔣作賓・蔣介石・顧忠琛・朱霽青・路孝忱・葉荃・吳介璋・朱一鳴・熊秉坤・吳忠信 | | |
- 宣言は左のごとくである。

中國の革命する所以革命の成功する所以の原因は繁であるが、約してこれをいへば歴史の留遺と時代の進化とに外ならない。けだし民族をいへば有史以來そのはじめは一民族を以て一國家を成したが、ついで他民族と合して一大民族を成すに至つた。民族の種類いよいよ多く、國家の版圖も亦随つていよいよ廣くなつた。民権をいはんに、民が邦の本であるといふことが、深く人心に入つて居り、四千餘年、民賊の獨夫にして民衆の斧鉞を逃れたものは少い。民生をいはんに、寡きを思へずして均しからざるを思ふるの説が、學理から演じて事實となり、治を求むるものは豪強を摧抑するを以て能事とし、兼併を杜絶するを以て盛徳とし、貧富の隔たりが、甚だしく懸殊しなかつた。この三者は歴史の留遺が浸漬して繁滋する所以のもの、至つて豊かに且つ厚く、吾人がよく世界に自立する所以のものである。然し民族に平等の結合なく、民権に確立の制度なく、民生に均衡の組織がない。故に革命戦争が循環してやまないものである。近世以來、革命の思潮は歐に磅礴たり、漸やく米、而して東亞。いはゆる民族主義、民権主義、民生主義も亦完美に趨いた。これ世界の同じきところ、一隅といへどもその外たり得ない。わが國も亦激勵奮發、革命史上に一新紀元を開かなければならないのである。本黨總理孫文先生、内は中國の情勢を審かにし、外は世界の潮流を察し、衆長を兼收して益すに新創を以てし、乃ち三民主義を以て立國の本原となし、五權憲法を制度の綱領となし、民治をして極軌に臻らしめ、國基をして磐石よりも安からしめ、一たび治まつて復た亂れざらしめようとしたのである。それ革命の内容すでに前代に異る。革命

の手段亦因つて同じからざるものがある。前代の革命も民に起つたけれども、その成功するに及んでは、獨夫取つてこれに代り、復た民衆と伍せなかつた。今日の革命は民衆の地位に立つて、これが嚮導となるのであつて、關切するところは民衆の利害、發抒するところは民衆の情感である。民衆がまだ革命の義を喻らない時は、これを開導し、且つ萬難を冒して先きに立ち、すでに喻るに及んでは、相ともに戮力して成功を期する。故に革命の事業は民衆に發し民衆がこれを成すのである。この宗旨に本づき、與中會の組織があつたのであるが、事、非常に出で、頓みに挫折に遭ひ、繼ぐに時勢の推移、人心の感動を以てし、革命に志すもの、水の地に随つて湧くがごとく、ここにおいて擴充して同盟會となり、黨員各省に徧ねく、海外に瀾漫し、主義の宣傳と實行と、前に仆れ後に繼ぎ、黨員の主義のために流した血は、ほとんど赤縣の腥膻を滌ひ盡すに足る。清廷すでに覆へり、民國肇興し、破壊すでに終り、建設まさに始まる。憲政の實施には政黨がなければならぬ。故に國民黨が因つて以て成立したのである。中ごろ癸丑の變（第二革命）を經、邦基の未だ固からず、國難まさに股なるを痛み、中華革命黨に改組し、同志を集合して賣國稱帝者と敵となつた。帝制は倒れたけれども、革命の進行も停止し、武人法を毀つて亂を唱へ、國內洶洶として連兵數載未だ寧息を獲ない。同人等主義未だ貫徹せず、責勞貸すべきなきに感じ、乃ち更に中國國民黨を組織し、全國の人士とともに民國建設の大業を完成し、初衷に負くならんことを期したのである。けだしわが黨の名稱は損益するところがあつたけれども、主義は始終一貫少しも改めなかつたのである。與中會より今に至る、三十年に垂んとし、わが黨は國のために力を效し、少しく成就したところはあるが、挫折も亦至つて多い。顧みるに成就したところのものは主義の成就であり、挫折したところのものは主義の挫折ではなく、ただ進行の偶然の顛覆に過ぎない。民國以前、わが黨は主義に本づいて民國を建立した。民國以後は主義に本づいて民國を捍衛した。この以前の數年は民國と非民國との争ひであつたし、この數年は護法と非法との争ひであつたが、反對者の力は強くないではなかつたに拘はらず、終に一蹶不振であつた。けだしその行ふところが國情に反し、時勢に逆つたがためである。然し反對者の妨害と中立者の觀望とは、民國建設事業の進行を遲滯せしめ、三民主義も完全に實現せられず、五權憲法も製定に至らないのはわが黨の遺憾とするところである。既往の成效を撫しては自勉せざるを得ず、現存の缺憾をおもへば自奮せざるを得ず、前進やまず、

以て最後の成功を求むるのみである。いはゆる成功とは一人一黨の謂ではなく、中華民國が鞏固となり、これを發揚光大するの謂である。本黨同人はこの旨に據り、三民主義の原則に依り、國家設計畫及び現に採用せる政策に對し、謹んでこれを國民の前に陳述しよう。

(一) 前清は專制、その『むしろ朋友に贈るとも、家奴に與へず。』の政策を持し、しばしばわが民族の利權を犠牲にして、各國と不平等の條約を訂立した。今清廷はすでに覆へつたが、我は竟に列強植民地の地位に陥つた。故にわが黨持するところの民族主義は、消極的には民族間の不平等を除去し、積極的には國內各民族を團結して、一大中華民族を完成することである。歐戰以來民族自決の義、日にいよいよ昌明であるが、吾人はこの精神に本づき、内は以て全國民族の進化を促がし、外は以て世界民族の平等を謀るべきである。その大要は左のごとくである。——(甲)教育普及を勵行し、全國民族の文化を増進する。(乙)條約改修を力圖し、わが國の國際上における自由平等の地位を恢復する。

(二) 現行の代議制制度はすでに民權の終末となり、階級選舉は少數の操縦するところとなり易い。民權の眞義を踐まうと欲するならば、次のことを主張せねばならぬ。——(甲)普選制度を實行し、資産階級を標準とする階級選舉を廢除する。(乙)人民集會或ひは總投票の方式を以て、直接に創制・復決・罷免の各權を行使する。(丙)人民の集會・結社・言論・出版・居住・信仰の絕對自由權を確定する。

(三) 歐米經濟の思は均しからざるに在る。均しからざれば争ふ。中國の思は貧に在る。貧なれば則ち宜しく富源を開いて以てこれを富ますべきである。ただ富んで均しからざれば争に免かれぬ。故に思を豫防しようとならば、宜しく歐米を鑑とし、社會經濟の均等發展を力謀すべく、同時に社會經濟の一切の問題に關し、適當の解決を圖ること左のごとくである。——(甲)國家より土地法・土地使用法・地價稅法を規定し、一定時期以後に彼における私人の土地所有權は法定限度を超過するを得ない。私人所有の土地は地主より價格を國家に申告し、國家はその價格に就いて稅を征し、並びに必要な時においては、申告價格に依つてこれを收買するを得。(乙)鐵路・鑛山・森林・水利・及びその他一切大規模の工商業にして、まさに全民に屬すべきものは、國家より機關を

設立してこれを經營・管理し、並びに工人がその一部分の管理權に參與することを得。(丙)戸口を清查し、耕地を整理し、糧食の産銷を調整し、以て民食の均足を謀る。(丁)幣制を改良し、實貨を以て交易の中準となし、並びに稅法を訂定し、國債を整理し以て全國經濟の安寧を保つ。(戊)工人保護法を制定し、以て勞働者の生活狀況を改良し、徐ろに勞資間の平等を謀る。(己)婦女と男子との地位の平等を確定し、並びにその均等なる發展を扶助する。(庚)農村の組織を改良し、農人の生活を増進し、徐ろに地主佃戸間の平等を謀る。

同人の計慮するところはこれに止まらない。右に陳述するところはただその概略である。その餘國家の重大事項は、本黨の規程に依り、專任委員研究の結果を繼續して邦人君子に商るであらう。謹んでここに宣言する。中國國民黨本部。中華民國十二年正月一日。

總章は左のごとくである。

本黨は同志の結合、黨務の發展を謀り、以て三民主義の實施、五權憲法の創立を期するがために、總章を定むること左のごとし。

第一章 黨員。第一條 およそ中華民國の成年男女にして、本黨綱綱に贊成し、並びに本黨一切の規章を遵守せんことを願ひ、黨員二人以上の介紹ありて、入黨願書を具し、本黨より黨證を給與するを経たるものは本黨黨員となす。入黨規則は別にこれを定む。

第二章 組織。第二條 本黨は本部を設けて全黨の事務を管理す。

第三條 本黨は各省區に總支部を設け、各縣に支部を設け、各市郷に分部を設く。並びに國內外重要都市に、事實上の必要に應じて總支部・分部・通訊處を酌設することを得。各部・處通則、及び各部・處關係の規則は別にこれを定む。

第四條 本黨に總理一人を設け、本黨を代表し、黨務を總攬す。

第五條 本黨に參贊若干人を設け、總理を贊襄せしむ。參贊は總理よりこれを任命す。

第六條 本黨に參議若干人を設け、總理を補助せしむ。參議は總理よりこれを任命す。但しその人数は、各部長・委員長の總數を逾へざるを以て限りとなす。

第七條 本部に左列機關を設け、職務を分掌せしむ。(一)總務部。本黨機要文件・印信・統計、及び國內外各部處の接洽を管理し並びに他部に屬せざる事務を辦理す。(二)黨務部。黨員の願書・名冊を保管し、黨員の履歷を調査し、並びに入黨事務を辦理す。(三)財務部。本部の收支を管理し、並びに預算・決算報告を調製す。(四)宣傳部。本黨の出版・演說・教育を辦理し、並びに本黨の國內外一切の出版物を檢定す。(五)交際部。本黨交際上の一切の事項を辦理す。(六)法制委員會。一切の法律問題を研究し、各種法案を編擬す。(七)政治委員會。國內外の政治・經濟狀況を調査し、並びに國內經濟改革計劃を研究す。(八)軍事委員會。國內外の軍制を調査し、並びに國內軍制改革計劃を研究す。(九)農工委員會。國內外の農工狀況を調査し、並びに國內農工の改進計劃を研究す。(一〇)婦女委員會。國內外の婦女狀況を調査し、並びに國內婦女問題の解決方法を研究す。

もし必要ある時は、その他の各種委員會を増設することを得。

第八條 各部に部長一人を設け、全體代表大會より原額に倍する候補人を選擧し總理に陳請し、部を分つてこれを任命す。但し代表大會未だ成立せざる以前は、總理よりこれを任命す。

第九條 各部幹事若干人は、部長より總理に陳請してこれを任命す。

第十條 各委員會に委員長一人、委員若干人を設け、總理よりこれを任命す。

第十一條 各部及び委員會の規則は別にこれを定む。

第十二條 第八・九・十條所列の各職員は均しく一年を以て任期となす。但し再び選任せられたるものは連任するを得。

第十三條 部長・委員長が故に因つて職務を執行する能はざる時は、總理より員を派してこれを代理せしむ。離職滿ケ三月以上

のものは總理より員を派してこれを署理せしむ。

第三章 會議。第十四條 本黨は毎年國內外全體代表大會一次を開く。もし特別重大事件あれば、臨時會を開くことを得。

第十五條 本部に中央幹部會議を設け、毎月一次開會し、黨務を規劃し、政策を決定す。必要の時は臨時會を開くことを得。

第十六條 中央幹部會議は各部部长・各委員長・參議を以てこれを組織す。

第十七條 全體代表大會及び中央幹部會議は、均しく總理よりこれを召集し、開會の時は總理主席す。

第十八條 各部部长・各委員會委員長は、各該部及び各該委員會の常會或ひは臨時會を召集し、並びに必要の時、兩部或ひは兩委員會を聯合して聯席會議を開くことを得。

第十九條 代表大會組織通則及び各項會議規則は別にこれを定む。

第四章 經費。第二十條 本黨の經費は左列各款を以てこれに充つ。(一)黨員入黨金。(二)黨員常年捐。(三)黨員特別捐。(四)募債。

第二十一條 本黨の財務は財務部より年を按じて預算・決算を造具し、代表大會に提交してこれを議決す。

第五章 紀律。第二十二條 黨員は本黨黨綱及び一切の規章を遵守する義務あり。左列の一に違反し、人に正式に署名掲告せらるるものあれば、總理の懲戒委員指定を経て懲戒委員會を組織し、審査確實の後除名を宣告す。(一)兼ねて他黨に入るもの。(二)公然本黨に背叛するもの。(三)本黨のまさに守るべき秘密を洩漏するもの。(四)本黨の名譽を妨害する行爲あるもの。

第二十三條 黨員にしてすでに除名の宣告を受くれば、確實に本黨に忠なるの行爲の證明ありて、總理の特許を経たるものに非ざれば、黨籍を回復するを得ず。

第六章 附則。第二十四條 本總章は中央幹部會議、或ひは國內外全代表五分の一以上の提議を経て、總理より全體代表大會に交付してこれを修正することを得。

第二十五條 本總章は宣布の日より施行す。

聯蘇容共政策の採用

孫文の中國國民黨黨務整理は、このやうにして着着進歩し、終に一九二四年一月、黨最初の全國代表大會を開き、黨の根本的改組に成功したのであるが、その改組の基調となつたものは聯蘇容共政策である。すなはちソヴェート・ロシアとの聯繫、及び中國共產黨容納である。すなはち革命後における蘇聯の發展過程に學び、これと聯繫してその援助を受け、且つ支那におけるその手先きである中國共產黨と結ぶといふ政策である。

この政策採用の由來を探らう。出發點は一九二一年十一月に遡る。この時、孫は北伐の大本營を桂林に組織したのであるが、そこへ漂然として訪問して來た一人のロシア人があつた。同年七月の中國共產黨一全大會に出席したコミンテルン代表マリアンであつた。この會見こそ、孫の聯蘇容共政策の出發點となつたものである。汪精衛は一九二六年一月の中國國民黨二全大會における『政治報告』で、次ぎのやうにこの間の事情を説明してゐる。

『マリリンは一九二一年廣西省桂林で孫總理に面會したが、總理はその結果を廖仲愷と私に打電して來た。それに據ると、總理はマリリンに會つて非常に愉快だつた。『建國方略』の中の『實業計劃』は、たしかに實行出来るものだといふ確信を獲た。前からソヴェート・ロシアでは共產を實行してゐると聞き、ロシアの經濟状態はまだ條件が充足してゐないのに、どうしてそのやうなことが出来るだらうかと疑つてゐたが、マリリンに會つて『新經濟政策』を知り、それが『實業計劃』とほとんど同じものであることを知つて愉快だつたとある。これが總理聯俄の起點である。』

然しこの會見は、單に起點であつたにとどまり、その効果は即座には現はれなかつた。彼は當時まだ主として武力に依る北伐を夢想してゐたからだ。だが、間もなく陳炯明の背叛が來た。それに因つて上海に雌伏した孫文は、靜かに北伐失敗の原因を反省し、彼の革命運動の基礎が廣汎でないこと、すなはち知識階級や小資産階級に基礎を置き、案外民

衆を掴んでゐないこと、革命方式において既成軍閥の武力に倚賴し過ぎてゐたこと等を悟つた。

孫の心裡にこのやうな『革命』が行はれてゐた時、一方コミンテルンの命令に依つて、極力國民黨割込みを策しつつあつた中國共產黨員は、終に個人の資格を以て國民黨への入黨を申込みに至つた。汪精衛は前掲『政治報告』で次ぎのやうにいつてゐる。

『一九二二年八月總理が上海に歸ると、中國共產黨員は替つて不平を抱き、陸續本黨に加入するに至つた。眞先きに加入したのは李大釗で紹介者は張繼だつた。李は當時總理に對し、自分は第三インダターの黨員で、その黨籍を離脱することは出来ないが、それでも構はないかどうかと尋ねた。總理は、「それはちよつとも構はない。君は一面第三インダターの黨員として、一面本黨に加入すればいいではないか。」と答へた。これから以後、中共黨員の加入はますます増加した。』

李につづいて、中共の總帥陳獨秀が、黨綱領修正委員に孫から指名されたことは、すでに前述したところである。一九二三年一月一日黨宣言公布(既述)、二日陳獨秀が國民黨參議の一人に指名されてゐる。時を同じうして、蘇聯代表ヨツフェが上海に現はれ、孫と會見の結果、一月二十六日兩者共同宣言の形式を以て、次ぎのやうな蘇支提携の明晰な發聲がなされた。

『孫逸仙博士と、ソヴェート・ロシアが中國に派遣した特命全權大使ヨツフェとは、下記の宣言を發表する。ヨツフェ君は上海に滞在中孫博士と數度の談話をなし、中蘇關係に關しその許多の意見を披瀝したが、以下の各點に對しては、最も重きを置いた。

(1) 孫博士は、共產組織及びソヴェート制度は、事實上均しく中國に引用することは出来ないとした。中國にはこの項の共產制度或ひはソヴェート制度をして成功せしむべき情況がないからである。この見解には、ヨツフェ君は完全に同感であつた。孫博士は又、中國の最要最急の問題は、民國統一の成功と、完全なる國家の獨立の獲得に在るとした。この大事業に關し、ヨツフェ君は孫博士に、中國はロシア國民の最も熱誠なる同情を得べきであり、且つロシアの援助に依頼すべきであると勸告した。

(2) これらの地位を明瞭ならしめるために起見し、孫博士はヨツフェ君に、一九二〇年九月二十七日附のロシアの中國に對する通牒に列擧した原則を、再度切實に聲明せんことを要求した。ヨツフェ君はここにおいて孫博士に向ひ、重ねて宣言を行つた。すなはち、ロシア政府は、帝制時代の露支條約(東清鐵道契約をも含めて)拋棄の基礎に根據して、別に蘇支交渉を開始することを希望し、且つその用意があるといふことである。

(3) 東清鐵道問題の全部は、ただ適當の蘇支會議において解決し得べきものなることを承認し、孫博士は、東清鐵道の管理は事實上ただ現狀を維持すべきであるとし、且つ現行の鐵路管理法は、中蘇兩政府が成見を加へず、雙方實際の利益と權利とを以て臨機に改組すべきであるといふ點についてヨツフェ君に同意した。同時に孫博士は、この點は張作霖將軍と商議すべきであるとしたりした。

(4) ヨツフェ君は正式に孫博士に向つて宣稱した(この點は孫博士の満足したところである)。露國現政府は、外蒙古において帝國主義政策を實施したり、又はそれをして中國と分立させたりする意見も目的もないと。そこで孫博士は、露國軍隊はただちに外蒙から撤退する必要はないとした。中國實際の利益・必要からすれば、北京政府は露兵撤退後における白露の赤露に反對する陰謀、並びに抗敵行爲の發生を防止する力なく、現在よりも嚴重な局面を醸成するだらうからである。』

この宣言後、ヨツフェは養病のために熱海に向つたが、孫は廖仲愷を同船させ、約一ヶ月に互つてヨツフェと同宿、聯蘇政策の細目を討議させた。廖は三月廣東に歸り(孫は二月歸展してゐる)、孫は一切を報告した。その結果黨軍編成案が確立され、八月その準備のために參軍長蔣介石が蘇聯に派遣せられた。この舉は後に黃埔軍官學校創立に結果し、蔣の登龍門となつたのである。これより先、六月、中共三全大會は中國國民黨との提携を可決。十月二十五日中國國民黨臨時中央執行委員として鄧澤如・林森・廖仲愷・譚平山・陳樹人・孫科・許崇清・謝英伯・楊庶湛が、候補委員として林直勉・謝良牧・徐蘇中・林雲陔・馮自由が指名されたが、その中で譚平山は中共黨員である。十一月左記改組宣

言發表、十二月、ヨツフェから孫に紹介したボロディンが顧問として着任。國民黨改組、國・共合作の工作はほとんど完成し、アトはただ合作のステージたる黨一全大會を剩すのみとなつた。

『わが黨の組織は、革命同盟會から中國國民黨に至り、秘密的團體から公開的政黨となり、その歴史上の經過は二十年に垂んとしてゐる。その奮闘の生涯、榮華として大なるものは、辛亥三月廣州の役、同年十月武漢の役、癸丑以後の倒袁の諸役、丙辰以往の護法の諸役にあらはれてゐるが、これらの役に黨の精英の主義のために生命を捐つたものはあげて算へがたく、志行堅くして犠牲大なる、國中二なし。然しながら數十年已往の成績を綜べて效程を計るに、自づから認めて失敗となさざるを得ないのである。滿清鼎革、繼いで袁氏があり、洪憲墮廢、乃ち一方に專制する無数の小朝廷を生じ、軍閥は横行し、政客は流毒し、黨人は逆に附き、議員は身を賣る。國人は終に、革命は治を致すに足らず、わが民族は以て爲すあるに足らずと疑ふに至つた。ひそかにおもへらく、今日の中國は政治は修まらず、經濟は破産し、瓦解土崩の勢ひすでに兆し、貧困剝削の病すでに深い。これを救ふには、ただ主義あり、組織あり、訓練ある政治團體が、その歴史的使命に本づき、民族の熱望に依り、これを指導して奮闘し、以てその抱くところの政治上の目的を達するに頼るのみ、然らざれば民衆は向ふところを知らず、ただ陥つて軍閥の牛馬となり、外國の經濟帝國主義の犠牲となつてしまふであらう。國中の政黨はこれを口にするも恥づかしい。暮には楚、朝には秦、宗旨は定まらず、權利のみを獵る。而してわが黨は三民主義に本づいて奮闘すること年あり、中間稱號は變へたけれども、宗旨は少しも離れなかつた。顧みるにその久しうして成功することが出来なかつたのは、組織未だ備はらず、訓練未だ周ねからざるが故である。それ意志不明なれば運用靈ならず、大軍ありといへども勝を取ることは出来ない。わが黨ここに見るところあり、その自知の明、自決の勇に本づき、發して改組の宣言をなし、以てその必要を示す。先づ總理より九人を委任して臨時中央執行會を組織してその事をはじめ、行々まさに海内外全黨代表會議を召集して討論公費しようとする。黨綱・章程の草定に關しては務めて主義詳明、政策切實、民衆の渴望に符せんことを求め、組織・訓練の點においては、上下をして互通せしめ、指臂の用あらしめ、分子の淘汰には惡を去り良を留めようとするのである。わが黨奮闘の成功、まさにここに繫かるあらん。願くば同志とともにこれを勉めよう。』

改組宣言後大會準備は着着として進められ、代表百六十五人の領觸れも決定した。その内譯は每省六人（總理指派三人、各省黨員互選三人）、海外總支部・支部約十二人である。然しいよいよ開會されると、孫が臨時に代表數人、女代表三人を加派したので、實際の出席人數は百七十餘人に達した譯である。主なる代表の人名左のごとくである（會員姓名擲著三三―五頁に見ゆ）。

廖仲愷・鄧澤如・陳樹人・馮自由・謝英伯・丁超五・許卓然・李宗黃・程潛・譚延闓・陳嘉佑・林祖涵・羅邁・夏曦・毛澤東・彭素民・王恒・徐蘇中・杭辛齋・沈定一・戴傳賢・宣中華・凌霄・王洪勤・于樹德・韓麟符・王用賓・劉璽訓・苗培成・于右任・焦易堂・路孝忱・王樂平・丁惟汾・張葦村・茅祖權・朱季恂・柏文蔚・張秋白・陳獨秀・楊虎・楊庶堪・謝持・劉成禺・詹大悲・張知本・孫鏡・張善與・朱霽青・傅汝霖・張鳳九・恩克巴圖・克與額・白雲梯・孫科・吳鐵城・譚平山・葉楚傖・何世楨・李大釗・石瑛・居正・劉蘆隱・黃季陸・蕭佛成・陳璧君・何香凝。

陳獨秀・李大釗・譚平山をはじめ、毛澤東・韓麟符・夏曦・羅邁等の共產黨員を含んでゐることは、注目すべき事象である。

一 全大會開かる

このやうにして、中國國民黨史上に劃期的な一全大會は、一九二四年（民國十三年）一月二十日廣東の國立高等師範學校に開かれ、同三十日閉會した。鄒著に據つてその經過を略叙する。

一月二十日午前九時開會、孫文主席となり、左の通り開會の辭を述べた。

各位同志・代表諸君。今日ここに中國國民黨全國大會を開く。これは本黨の民國以來の第一次であり、又革命黨あつて以來の第一次であり、又中華民國の新紀元でもある。我等革命黨は三十年の時間を用ひ、許多の熱烈なる心血を流し、無數の聰明なる材力

を犠牲にした。革命黨の滿清推翻の第一次成功は武昌であつて、その時期は雙十日であつた。今日は民國十三年一月の雙十日である。故にこの會期は、武漢起義の日期と同じく、すべて民國の大なる紀念である。従前革命黨は滿清を推翻して國體を變更したが然し十三年來革命の主義はまだ實行せられてゐない。すなはち革命はまだ成功してゐないのである。その最大原因は、當時の革命黨は外國の富強と中國の衰弱を見國內では滿清の專制を受け、ほとんど亡國滅種の憂ひあるを見、一時天良に發し、國を救ひ種を保つには、革命でなければならぬことを知つたが、然し革命が何時成功するかを知らず、革命成功後如何なる全盤的計劃を用ひて國家を建設するかを知らず、ただ各人の良心に憑つて、成敗を意とせず奮闘し、滿清を推翻したのであつた。この種の奮闘は、いはゆる『各自爲戰』であつて集合なく紀律もなかつた。故に滿清は推翻されたけれども、十三年來結果がなかつた。すなはち我等の革命は、まだ失敗してゐるのである。我等は今や廣州といふ一片の清淨な土地を得た。ここに各省の同志を集め、一堂に會するのには、一つの甚だ得がたき機會である。これまで我等はこの種の大會を開かうとおもつたことはなかつた。又いかに黨務を進行すべきかをもおもはなかつた。これは滿清官僚の欺騙を受けたからである。どんな欺騙を受けたか？ 一般の同志は頭腦甚だ簡單で、武昌起義後各省が一致して革命に賛成し、これまで革命に反對した官僚さへも賛成したのを見て、革命は成功したとおもつたのであつた。かくて少數の革命黨は多數官僚の包圍するところとなり、官僚が『革命軍起り、革命黨消ゆ。』といへば、革命黨員までこの種の言論に賛成し、皆がそれに附和し、その結果は軍閥の世界となり、革命黨の成績はまるでなく、革命は依然失敗してゐる。今日我等は覺悟せねばならぬ。『革命黨起・革命黨成。』といはねばならぬ。今日以後、以前の革命精神を恢復し、國民黨を改組せねばならぬ。國家を改造するには大量ある政黨がなければ成功しない。非常に正確な共同目標がなければ、改造してもうまく行かない。従前中國は甚だ紛亂し、民智は頗る幼稚で、國民に正確な政治思想がないので、『以黨治國』を主張したのであるが、今日になつて考へて見るとこのことも早過ぎるやうである。現在の國家はまだ大いに亂れて居り、社會はやはり退歩してゐる。故に國民黨の現在の責任は、依然として建國に在つて、まだ治國にまでは達してゐないのである。革命黨は滿清を推翻し、清朝の大皇帝を押し倒したが、そのアトに無數の小皇帝を生じた。これらの小皇帝もやはり專制を行ひ、大皇帝よりも暴虐無道であ

る。故に今日の中國はまだ英米のやうな以黨治國に至らず、國基はまだ鞏固でない。我等はどうしても一番の工夫をして、國家を再造せねばならず、さうしてこそ國基ははじめて鞏固となるのだ。この國基を鞏固にするといふことが、すなはち我等の今日の任務である。今回同志がこの大會を開いたのは、普通の懇談會ではなく、又平常の討論會でもなく、各地の問題を採集する會でもない。では、どんな會であるか？ 我等は十三年來政治上種種の經驗を得種種の方法を發明し、中國の國家はよくなく、國勢も前に比して退歩したが、然しまだ建設の辦法のあることに看到つた。現在我等はこの辦法を得たので、同志を集めて大會を開き、この方法を公けにして諸君の採納を請はうとするのである。開會前臨時中央執行委員會を組織し、籌備に當つたのであるが、今やその得たところの方法を逐日提出して、諸君の研究を請ふのである。諸君はこの方法に賛成し新方法を各省に持ち歸つて實行して貰ひたい。新方法の來源を述べると、本黨は先進の革命國家と後進の革命國家との、革命成功前及び成功後の革命方法を比較研究し、細心斟酌してこの新方法を定めたのである。不備のところは諸君の研究に待つ。今回の改組には二事がある。一は國民黨を改組して、一個の有力且つ具體的な政黨たらしめることであり、二は政黨の力量を用ひて國家を改造することである。第一事は國民黨の改組問題で、第二事は國家改造問題である。會期は僅かに十日、時間は非常に短かい。意見は充分貢獻して貰ひたいが、謂れなき爭論は差控へたい。次ぎに注意すべきは黨の團結といふことである。これまで本黨が鞏固でなかつたのは、敵人が大なる力量を用ひて我等を打破したからではなく、同志の思想見識が幼稚で、謂れなき誤解を生じ、黨の團結力が非常に渙散であつたからで、そのために革命が常に失敗したのであつた。我等は以後團結一致し、自己の聰明材力を個人に歸せずして黨に貢獻せねばならぬ。皆が團結し黨・國のため同一の目標、同一の步驟でやつて行けば、必ず成功するとおもふ。政黨で最も重要なことは、黨員の精神的結合であつて、それには黨員が自由を犠牲にし、能力を貢獻することが必要である。個人が自由を犠牲にすれば黨に自由があり、個人が能力を貢獻すれば黨に効力が生ずる。黨に自由・能力があつて、はじめて革命の大事業を擔負し、國家を改造することが出来る。黨が以前失敗したのは、黨員に自由・能力があつて、黨にそれがなかつたためである。改組に當つては、先づこの缺點を除く去せねばならぬ。

孫の開會の辭終るや、主席團として胡漢民・汪精衛・林森・謝持・李大釗を指定し、會議規則及び秘書處組織規則を可決。

二十日午後孫、中國の現状及び國民黨改組問題に關し演述、その大意。「これまで革命が成功しなかつたのは、方法がよくなく、反革命派をして隙を窺うて入らしめたことにある。今日以後、十三年來の種種の責なる、得がたき教訓經驗を以て、今後の事を辦じたならば、その成功は必ずや大であらう。」次ぎに國民黨宣言案を審査に附し、孫から胡漢民・戴季陶・茅祖權・李大釗・恩克巴圖・葉楚傖・王恒・黃季陸・于樹德九人を審査會委員に指名。最後に林森提出の國民政府組織必要案可決。これにて第一日の議事を終る。

第二日は二十一日午前開會。譚平山・廖仲愷・謝持・孫科・張秋白・王法勤・彭素民・鄧澤如・劉蘆隱九人を黨務審查會委員に指名後臨時中央執行委員會報告あり。午後、浙江・天津の政治黨務報告、宣言案審査委員報告後孫から民生主義に關し説明、その大意は、民生主義は社會主義・共產主義・集産主義を包括するものであるといふに在る。最後に宣言案審査委員・臨時中央執行委員會委員・原起草員をして民生主義を再審査せしめる件を決定。

第三日は二十二日午前開會。中國國民黨章程草案審査委員として廖仲愷・汪精衛・戴季陶・居正・于右任・茅祖權・謝持・孫科・蕭佛成・鄧澤如・丁惟汾・朱霽靑・石瑛・謝英伯・張知本・何世楨・李大釗・譚平山・毛澤東十九人を指名。河南・シドニー・ホノルル・米洲黨務報告。午後、メキシコ・カナダ・シヤム・比律賓黨務報告後、紀律問題を可決。次いで軍事報告あり、最後に前線將士に對する致電慰問の件、關稅餘款收回並びに海關收回問題を可決した。

第四日は二十三日午前開會。出版及び宣傳問題審査員として胡漢民・戴季陶・葉楚傖・李大釗・馮自由・劉成禺・白雲梯・黃詠台・黃石公九人を指名。午後、大會宣言案を可決し、大會代表をして黃花崗七十二烈士を公祭せしめる件を決定した。

第五日は二十四日午前開會。蘇聯駐支代表カラハンの賀電を披露し、それに對する返電を起草可決した。兩電左の通りである。

(1) カラハンから孫文宛。本日は中國國民黨全國代表大會開會の期である。ここに誠懇の意を以て、公と大會の成功とを慶祝する。予は、國民黨の事業が公の指導下にあることが、實に中國の民族解放運動をして望み多からしめるものであることを深く信ずる。ソヴェート・ロシアは、中國人民が民族の自由と獨立とのためにする勇猛なる奮闘に對してその友愛なる同情を表示し、並びにその希望を公に致すものである。世界帝國主義の壓迫を被むるものは、皆吾人の兄弟であり、人民のために自由を争ふものは皆吾人の同志であり、共同奮闘中に在るものである。予は友愛なる中國人民に對し、堅毅よく事に従ひ、革命のために奮闘せられんことを望む。中國人民の民族自由獨立萬歳。中國人民の先鋒國民黨の首領孫逸仙君萬歳。中俄親善萬歳。世界被壓迫民族の解放聯合萬歳。一・一五。

(2) 孫文からカラハン宛。北京蘇俄代表カラハン君。國民黨全國代表大會に對する尊電、情詞懇摯感謝に堪へない。本會の目的は辛亥革命の事業を繼續してこれを完成し、中國をして軍閥及び帝國主義の壓迫より脱離せしめ、以てその再造を遂ぐるに在る。積弱にして且つ分裂せる中國が、自然の富天下に甲たるは、實に中國をして亞細亞のバルカンたらしむるもの、十年の内、或ひは世界の紛争を啓くことあらん。亞細亞及び世界の平和のために謀るに、その最善且つ唯一の方は、ただ速かに中國の統一と解放とを圖るに在る。本會は、全世界の自由の民族が、必ずこれに對して同情を與ふべきを深く信ずる。而してロシア國民がこの先聲を來らしめたことは、吾人の最も感激するところである。中俄兩國人民は共同提携して、自由正道の途に進むであらう。文、謹んで國民黨全國代表大會を代表し、敬を隣友蘇俄に致す。一・二四。

次いで英國新首相マクドナルド宛賀電を可決、更に各種考試制度を可決。午後緬甸蘭貢黨務報告。

第六日は二十五日午前開會。出版及び宣傳問題可決後、レニン死去の報に關し、孫から、『ロシアの革命は中國の後につて、しかも成功は中國の前に在る。これ全くレニン先生個人の奮闘、及び條理と組織との完備に依る。その一生の工夫は、全く結晶して黨中に在り、その身體は逝いても、精神は猶ほ存してゐる。この次本黨の改組は、本總理が個人擔負の革命の重大責任を衆人に分つもので、全同志が奮闘し、本黨をして、本總理個人に因つて、興廢せざらしめざること、レニン先生のロシア革命黨におけるがごとからしめんことを希望する。』と演述、大會はこれに本づき、左の弔電を可決打電し、レニン哀悼のため延會三日を可決した。

國民黨全國代表大會は、レニン死去の計報に接し哀悼に堪へない。レニンは新しきロシアの根柢を築いた。大會に來集せるわが黨員は彼に依つて激勵を受け、ますます支那の統一と民福の増進とに向つて邁進するであらう。謹んで休會三日、以て哀悼の意を表す。

大會席上ではなかつたが、孫は同日廣東市公園の民衆追悼大會で、次ぎのやうに演説してゐる。『民國十三年、我等同志はここに汝の靈に對して告別せんがために來集した。古今東西人傑の数は少くないが、彼等は美しい言葉を口にして、しかもこれを實行することが出来なかつた。汝は人に語り、人に教へたすべてを事實の上に決行した。汝は新らしき國を建設した。汝は我等に示すに共同奮闘の道を以てした。汝はその道において、予と同じく幾多の困難に會した。予は汝の道を行かんと欲するものである。予の敵はこれに反對せんも、中國國民は予を贊助するであらう。汝、偉大なる人傑よ。汝は被壓迫民族の記憶裡に永遠に生くるであらう。』

第七日は二十八日午前開會。浙江代表杭辛齋死去に對し弔電可決後、李大釗から中共黨員の入黨に關し、『第三國際共產黨員の本黨入黨は、本黨の主義に服従し、本黨の黨章を遵守し、國民革命に参加するものであつて、絶対に國民黨を化して共產黨としようとしない。その加入は個人の資格で、黨團作用を以て本黨に加入するのではない。』と聲明した。午後、國民黨章程全案を可決、山西・安徽・福建の政治黨務報告、西貢・バタヴィア・神戸の黨務報告を聽

取した。

第八日は二十九日午前開會。黨務審査會報告を通過し、比例選舉制を黨政綱の一に入れる件(黃李陸提出)を明年大會に提案することを可決し、次ぎに大會名義を以て黃花崗七十二烈士碑を建築する件を可決。午後、北京・湖南・廣東・陝西・黑龍江・湖北・南洋・東京・海防黨務報告。國家義務教育實行を政綱中に入れる件(胡謙提出)は保留。貴州政治黨務報告。廣東人民及び海外同志へ致電感謝の件を可決。

第九日は三十日午前開會。政綱中に租界回收、中國領土内の外人は中國法律に服従すべきこと、庚子賠款を教育經費に充當すべきことの三項を列入する件可決。廣東に陸皓東大會堂を建て本大會紀念とする件可決。最後に中央執行委員・候補中央執行委員・中央監察委員・候補中央監察委員を左のごとく選舉した(△印中共黨員)。

(1) 中央執行委員。胡漢民・汪精衛・張靜江・廖仲愷・李烈鈞・居正・戴季陶・林森・柏文蔚・丁惟汾・石瑛・鄒魯・譚延闓
△譚平山・石青陽・熊克武・△李大釗・恩克巴圖・王法勤・于右任・楊希閔・葉楚傖・△于樹德。

(2) 候補中央執行委員。邵元冲・鄧家彥・△沈定一・△林祖涵・茅祖權・△韓麟符・李宗黃・白雲梯・張知本・彭素民・△毛澤東・△張國燾・傅汝霖・△于方舟・張華村・△瞿秋白・張秋白。

(3) 中央監察委員。鄧澤如・吳敬恒・李石曾・張繼・謝持。

(4) 候補中央監察委員。蔡元培・許崇智・劉震寰・樊鍾秀・楊庶堪。

午後閉會式、左のごとき孫の訓詞を以て歴史的大會の幕を閉じた。

開會以來の重要事項に關しては、唯今祕書長が報告した通りである。その中で、即刻宣傳材料とせねばならないのは大會宣言である。宣言は三段に分れてゐる。第一段は國內の現状を述べ、第二段は本黨の三民主義を叙してゐる。第二段は特に重要である。我等の主義は同盟會成立前すでに確定してゐたもので、同盟會をつくつたのはこの主義を實行するためであつた。清朝を倒して民

國を建立したのも、この主義を實行するためであつた。然し民國十三年の今日、まだこの主義の目的を完全には達してゐない。その原因は、一には我等の辦法が不完全だつたからであり、二には同志が一致協力しなかつたからである。今次大會で完全な辦法を訂し、同志の步驟を劃一にし紀律を議定したのは、この主義を皆が實行し、言論を必ず事實にしようとしたからである。この主義は私が從來同志とともに討論・研究・確定したもので、革命黨成立前にも少數同志が贊同・實行し、革命黨成立後多數の同志が贊同・實行し、今日も先覺先知が贊同實行してゐる。三民主義は始終改變しないのだ。以後同志はこの主義に悅服し、完全に實行の責任を負はねばならぬ。宣言第三段は三民主義實行の節目である。我等が三民主義を實行するためには、中國の現状に照し人民の要求に依り政綱を規定する必要があるのである。人民の做し得ないところを我等が彼等に替つて做し、人民に權利がなければ、我等が彼等に替つてそれを争ふ。故に三民主義は人民のために幸福を求めものである。政綱は人民の要求に依つて規定するもので、短時期中にそれほど變動するものではないから、我等の今回訂定した政綱は、少くとも一年間は維持出来るから、皆はこれを遵守せねばならぬ。勿論完全ではなからうが、その修改は二全大會でなさるべく、それまではこの政綱に違背して、大衆の步驟を亂してはならぬ。元來主義は永久不變のものであり、政綱は隨時修改し得べきものではあるけれども、修改の時期は少くとも一年を要する。非常に重大な事情が発生し政綱に根本的變動を生じた時は、臨全大會を召集して修改しても差支へないが、普通には一年は維持せねばならぬ。從來黨員は政綱に正しからざる點を發見すると、ただちにそれと矛盾する行動を採つたが、それこそ黨の重大な缺點であつたのだ。この缺點は除去せねばならぬ。

我等は今回廣州で大會を開き、國家の現状を研究し、新らしく三民主義を解釋し、黨を改組したが、今後皆各地に分散して奮闘するのである。その方法としては、中央には中央執行委員會があり、地方には區委員會・地方委員會がある。諸君は大會で得たところを地方に持ち歸り、臨機應變、效を収めるやうにせねばならぬ。その成績に就いては、明年の大會に報告し皆で比較することとしたい。これまでの我等の革命はいい辦法がなかつたから、成功と失敗とが半ばしたが、今やこの好辦法あり、必ずや勝ありて敗なく、三民主義・五權憲法を全國の民衆に宣佈することが出来、革命は今年中に徹底的大成功を得るであらうと期待するので

ある。

一 全大會宣言

一、中國の現状。中國の革命は甲午(日清戦争)以後に發軔し、庚子(義和團事件)に盛んに、辛亥に成り、卒ひに君政を顛覆した。それ革命は突然發生し得られるものではない。滿洲が中國に入據して以來、民族間の不平の氣は抑鬱せられること久しかつたが、海禁すでに開かれるや、列強の帝國主義は怒潮の驟かに至るごとくで、武力的掠奪と經濟的壓迫とは、中國をして獨立を喪失せしめ、半殖民地の地位に陥らしめた。滿洲政府は外侮を禦ぐ力なく、しかも家奴(漢民族を指す。)を鉗制する政策は、これを行ふことますます厲しかつたが、それはたまたま列強に媚びる所以であつた。わが黨の士は本黨總理孫先生の後へに追隨し、滿洲を顛覆するに非ざれば中國を改造するに由なきことを知り、すなはち奮然として起つて、國民の前驅となり、激進やまずして辛亥に至り、然る後滿洲を顛覆するの舉、はじめてその成るを告げたのである。故に知る革命の目的は、僅僅滿洲を顛覆するに在るのではなく、滿洲を顛覆した以後において、中國の改造に従事し得るに在ることを。當時の趨向に依るに、民族方面は一民族の專横宰制から諸民族の平等結合に過渡し、政治方面は專制制度から民權制度に過渡し、經濟方面は手工業的生産から資本主義的生産に過渡し、これに従つて進むならば、必ずや半殖民地中國をして、變じて獨立中國たらしめ、以て世界に屹立せしめ得るであらうとしたのであつた。

然り而して當時の實際は、期するところのごとくならず、革命は成功したといふものの、革命政府の實際に表現し得たものは、僅僅民族解放主義のみであつた。しかも幾くもなく情勢に逼られ、やむを得ずして反革命的專制階級と妥協を謀つた。この種の妥協は、實は間接に帝國主義と相調和するもので、遂に革命第一次失敗の根源となつた。當時反革

命的專制階級を代表したものは袁世凱であつたが、その挾持するところの勢力は、はじめはそのやうに強いものではなかつた。しかも革命黨人がこれに勝つことが出来なかつたのは、極力國內戦争の延長を避けようとし、且つまだ組織あり、紀律あり、よく自身の職任と目的とを了解せる政黨がなかつた故である。若しこのやうな政黨があつたならば、必ずやよく袁の陰謀を抵制して勝利を取得し、それに乘ぜられるやうなことはなかつたであらう。袁は北洋軍閥の首領で、列強と勾結し、一切の反革命的專制階級、——武人・官僚輩——皆これに依附して生存を求めたのであつた。しかも革命黨人は、政權を彼に讓歩したのだ。失敗はいふを待たない。

袁は死んだが、しかも革命の事業は矢張り失敗し、國內軍閥は刀俎となり、人民を以て魚肉とし、一切政治上民權主義の建設のいふべきはなかつた。そればかりではない。軍閥と人民との利害は相反して居り、故に軍閥にして、列強の帝國主義と關係を發生しないものはなかつた。いはゆる民國政府は、軍閥の控制するところで、軍閥はこれを利用して歡を列強に結び、以て自づからを固くせんことを求め、列強も亦これを利用して資するに大借款を以てし、その軍費に充て、中國をして内亂やまさらしめ、以て利權を攫取して各その勢力範圍を占めた。この點から觀測すれば、内亂は列強が造成したもので、列強が中國において利益相衝突すれば、手を軍閥に假してわが民を殺戮するのである。それはかりではなく、内亂は中國實業の發展を阻滯し、國內市場に外貨が充満する。ために中國の實業は、中國國境内においてすら國外資本と競争することが出来ない。その禍の酷なることは、わが國人の政治上の生命が剝奪されるだけでなく、經濟上の生命も剝奪されて餘すところなきに至るのである。國內を環顧するに革命失敗以來中等階級は、しきりに激變を経て最も困苦な境涯に陥つて居り、小企業家は破産し、小手工業者は失職して流氓・兵匪となり、農民はその土地を賣り、生活費は日に高く、租税は日に重くなつてゐる。目に觸るところ皆このやうな慘狀である。もうすでに絶境に瀕してゐるといへないであらうか？

これに由つて觀れば、辛亥革命から今日まで、中國の情況は進歩のいふべきなく、江河日に下るの勢ひがある。軍閥の専横、列強の侵蝕は日に甚だしく、中國をして半殖民地の黑暗地獄に深入せしめてゐる。これ有識者が日夜傍徨して、全國人民のために一つの生路を求めんとする所以である。生路とは果して何であらうか？ 國內各黨派及び個人、並びに外國人のこれを論議するものが多いが、試みに各種の提議を簡単に歸納し、その當否を批判すれば左のごとくである。

(一) 立憲派。この派の議論は、中國の大患は法なきに在る。苟しくもよく憲法に藉つて統一を謀るならば、分裂の局を收拾し得るであらうといふのである。憲法の有效な所以は、全く民衆の擁護に依るといふことをこの説は全く考へてゐない。ただ單に白紙墨字の憲法だけがあつても、決して民権が軍閥の摧殘を受けない保證とはならない。民國元年以來、約法はあるにはあつた。然し専制の餘孽軍閥官僚は權を擅まにして惡としてなざるはなかつた。この輩が一日去らなければ、憲法は一日も效力を生ぜず、反古紙と異ならず、何等民権に補ふところが無い。曹錕は非法を以て賄を行ひ、位に北京に即き、憲法を以て文飾の具としたが、そのなすところは憲法と風馬牛相及ばざるものがある。故に憲法推行の先決問題は民衆がそれを擁護し得るや否やに在る。これが根本であるが、尙民衆に組織がなければならぬ。民衆に組織がなければ、民衆自身それを運用することが出来ず、軍閥の破壊がないとしても、矢張り空文であることは同じである。故に立憲派なるものは、ただ憲法を要求することを知るのみで、何を以て憲法を擁護・運用すべきかを少しも顧みないものであり、組織なく方法なく、眞に憲法のために奮闘する勇氣もないのである。要するに憲法の成立は、ただ列強及び軍閥勢力順覆の後に在るべきものなのである。

(二) 聯省派。この派の説は、中國今日の亂象を造成したのは、中央權力の過重に因る。故にその權を各省に分つべきで、各省の自治が成立すれば、中央政府の權力は日に削られ惡をなすに恃むところがなくなるであらうといふのである。然し今日北京政府の權力は法律の賦予したものでなく、人民の承認したところでもなく、大軍閥が擄奪してこれを得たものである。大軍閥はその暴を挾んで中央政府を把持し、又中央政府を利用してその暴力を擴充してゐるのである。吾人が大軍閥の暴力を毀滅し、中央政府を把持させない所以を謀らないで、反つて各省小軍閥の力に藉りて、中央政府の權能を削滅しようとしても、それが何になるか？ その結果は中國をして分裂せしめ、小軍閥は各一省を占めて自づから利益を謀り、中央政府を挾持する大軍閥と妥協して相互に相安んずることとなる。これが何で自治であらうか。眞正の自治は誠に至當でありわが民族の需要と精神とに適合する。然しこれらの眞正の自治は、中國全體獨立後はじめて成るべきもので、中國全體がまだ自由を獲得しないうちに、その一部が先づ自由を獲得しようとしても、それは出来ることではない。故に自治運動と民族獨立運動とは、別の道を行くべきものではなく、自由中國のうちにこそ自由の省はあるべきである。一省内の經濟・政治・社會問題は、全國の規模に於いてのみ解決し得るのである。すなはち各省眞正自治の實現は、必ずや全國革命勝利の後に在るべきこと顯かである。國人の一たびこれをおもはんことを願ふのである。

(三) 和平會議派。國內戰爭に苦むこと久しく、和平會議の説これに應じて生じ、提唱して贊和するものには中國人もあれば外國人もある。果してこの道に循つて和平を得るならば、それは國人の望むところであるが、如何んせんそれは不可能である。何となれば中國の戰禍を構成するものは互相角立の軍閥であるが、軍閥は各その利益を顧み、矛盾は極端に達して調和の可能がないからである。假令可能であるとしても、それは軍閥間の利益の調和であつて、民衆の利益とは固より何の關係もないのである。軍閥の聯合であつて國家の統一ではない。民衆がこれを需めるであらうか？ 故にこれらの和平會議の結果は、歐戰議和の結果に同じく、列強の利益はますます相衝突し、歐州各小國をして和平衝突を得せしめない。中國の統一し得ないのも、亦列強利益の衝突に因るのである。調和の不可能を知りつつ、尙且つ各派が均衡を保持して相衝突しないことを冀ふのは更に夢想である。軍閥中の一派の他派に對する攻撃を禁ずることは事實上不可能であり、且つすべての軍閥は軍隊を擁してゐるから、その結果は戰爭掠奪に出でざるを得ず、隣省を掠奪するより容易であるからである。

(四) 商人政府派。この説は、今日の禍が軍閥・官僚の造成せるものなるに鑑み、資本家を以てこれに代へようとするものである。だが軍閥・官僚が民衆に厭惡せられるのは、彼等が民衆を代表することが出来ないからであり、しかも商人のみが獨り民衆の

利益を代表出来るであらうか？ これ吾人の第一に知るべきところである。軍閥政府は命を外人に托するが故に、その悪ますます著はれるのであり、民衆のこれを悪むこともますます深いのであるが、商人政府も亦命を外人に托し、亦一邱の貉である。これ吾人の第二に知るべきところである。故に吾人の要求は、全體平民自身が政府を組織し、以て全體平民の利益を代表し、且つその政府は獨立的で、助けを外人に求めず、全體平民自身の意力を維持するに在るのである。

上述によつて、各説が救國の誠意に出てはゐるが、終に空談であることが知られる。その甚だしきに至つては誠意なく、惡意的譏評に出でてゐる。わが國民黨は國民革命を以て三民主義を實行するを以て中國唯一の生路となすものであり、ここに中國の現状を綜觀し、ますます國民革命の懈るべからざるを知り、故に再び詳細に主義を闡明し、政綱を發布し、以て全國に宣告するものである。

二、國民黨の主義。國民黨の主義は何であるか。孫總理の提唱する三民主義である。この主義に本づいて政綱を立てる。吾人は救國の道はこの外になく、中國革命の逐步進行は皆まさにこの原則に循ふべきであるとおもふのである。この次毅然改組し、組織及び紀律に特に意を加へ、黨員をして各その能を盡し、努力奮闘以て主義の貫徹を求めんことを期した。去年十一月二十五日の孫先生の演説、及びこの次大會における孫先生の「中國の現状及び國民黨改組問題」の演説、これをいふこと甚だ詳かである。ここにこれを綜合し、三民主義に對し鄭重に闡明する。けだしこの主義の眞諦がハッキリしてこそ、中國の現状に對し、救濟の方策に對し、はじめて依據するところがあるからである。

(一) 民族主義。國民黨の民族主義には兩方面の意義がある。一は中國民族が自づから解放を求めるといふことであり、二は中國境内の各民族が一律平等であるといふことである。

第一方面における國民黨民族主義の目的は中國民族をして世界に自由獨立を得せしめるに在る。辛亥以前滿洲は一民族を以て上に宰制し、列強の帝國主義亦從つてこれを包圍した。故に民族主義運動の作用は滿洲の宰制政策を脱離するに在つた。辛亥以後滿洲の宰制政策は國民運動に依つて破壊されたが、列強の帝國主義は包圍ものごとく、瓜分の説は變じて共管となり、換言すれば武力的掠奪として經濟壓迫となつた。その結果中國民族をして獨立自由を失去せしめたことは一である。國內の軍閥はすでに帝國主義と勾結し、資本階級も亦耽耽然として起つてその唾餘を拾はうとしてゐる。故に中國民族は政治上經濟上日に憔悴し、國民人は繼續努力して中國民族の解放を求めざるを得なかつた。その恃んで以後橋となすものは民衆——知識階級・農夫・工人・商人である。けだし民族主義は如何なる階級に對しても、その意義は皆帝國主義の侵略を免除するに外ならないからである。實業界においては苟しくも民族主義がなければ、列強の經濟的壓迫に因り自國の生産は永へに發展の可能がないであらう。勞働界においても苟しくも民族主義がなければ、帝國主義に依附して生存する軍閥、及び國內外の資本家がその生命を蝕むであらう。故に民族解放の闘争は多數の民族に對して、その目標は皆反帝國主義に外ならない。帝國主義が民族主義運動の打撃を受けて削弱せられるならば、多數の民衆はこれに因つて發展し、その組織も從つて鞏固になり、闘争の繼續に備へるといふことになる。これは國民黨が事實上において證明し得たところである。吾人が民族主義即ち健全なる反帝國主義であることを實證しようとするれば、當然國內各種平民階級を贊助し、以て國民の能力を發揚することに努力せねばならぬ。けだしただ國民黨と民衆とが深切に結合した後、中國民族の眞正の自由獨立ははじめて望みがあるのである。

第二方面。辛亥以前滿洲が一民族を以て上に宰制したことは、具さに上述した通りである。辛亥以後滿洲の宰制政策破壊せられた故に、國內諸民族は平等の結合を得べき筈であり、國民黨の民族主義の要求するところは取りも直さずここに在るのである。然し不幸にして中國の政府は專制の餘孽である軍閥の盤據するところとなり、中國舊日の帝國主義の死灰復燃を免かれなかつた。ここにおいて國內諸民族に不安の象あり、遂に少數民族をして、國民黨の主張の誠意に非ざることを疑はしめるに至つた。故に今後國民黨は民族主義の貫徹を求めらるるためには、國內諸民族の諒解を得なければならず、時時中國國民革命運動中における共同利益について曉示せねばならぬ。今國民黨は主義を宣傳する時であるから、正にその勢力を積集する必要あり、國內革命の伸張に隨つて諸民族と組織的に聯絡し、民族問題の具體的解決方法を講求せねばならぬ。國民黨は敢て鄭重に宣言し、中國以内の各民族の自

決權を承認し、帝國主義及び軍閥に反對する革命の勝利を獲得した後において、自由聯合的（各民族自由聯合的）中華民國を組織すべきであることを承認するものである。

(二) 民權主義。國民黨の民權主義は、間接民權の外、また直接民權を行ふものである。すなはち國民たるものは、ただに選舉權あるのみならず、且つ兼ねて創制・複決・罷免の諸權を有するのである。民權運動の方式は憲法に規定し、孫先生所創の五權分立を以て原則とする。すなはち立法・司法・行政・監察・考試の五權である。これは代議政治の窮を濟ひ、選舉制度の弊を矯めるものである。近世各國のいはゆる民權制度は往往資產階級の専有するところとなり、たまたま平民壓迫の工具となつてゐるが、國民黨の民權主義のごときは、一般平民の共有するところで少數者の得て私すべきところでない。ここにおいて知るべし、國民黨の民權主義はいはゆる『天賦人權』と異なり、中國現在の革命の需要に適合せんことを求めるものであることを。けだし民國の民權は、民國の國民のみがこれを享けるのであつて、輕ろしくこの權を、民國に反對する人に授け、よつて以て民國を破壊せしめるやうなことはしないのである。これを詳言すれば、帝國主義に反對する個人及び團體は、一切の自由及び權利を享有することが出来るが、賣國の國民にして帝國主義及び軍閥に忠を效すものは、團體・個人に論なく、皆これらの自由及び權利を享有するを得ないのである。

(三) 民生主義。國民黨の民生主義の最要の原則は二者に外ならない。一は地權平均、二に資本節制である。けだし經濟組織の不平均を醸成するもの、土地權の少數人に依る操縱より大なるはない。故に國家が土地法・土地使用法・土地徵收法・地價稅法を規定し、私人所有の土地は、地主より評價して政府に呈報し、國家はその價に就いて徵稅し、並びに必要な時は呈報價格に依つてこれを收買する。これが地權平均の要旨である。およそ本國人及び外國人の企業にして、或ひは獨占的性質あり、或ひは規模大に過ぎて私人の力の辦ずる能はざるもの、例へば銀行・鐵道・航業等は、國家よりこれを經營・管理し、私有資本制度をして、國民の生計を操縱し得ないやうにする。これが資本節制の要旨である。この二者を行へば、民生主義の進行は良好の基礎を期し得られるのである。なほ農民に告ぐべきことがある。中國は農を以て國を立ててゐるが、而も全國各階級中農民の受くる痛苦が最も甚し

い。國民黨の主張は農民にして土地に缺乏し、淪んで小作人となれるものに對しては、國家より土地を給し耕作に資せしめ、並びにこれがために水利を整頓し、荒郊に移殖し、以て地力を均しくしようとするのである。農民にして資本に缺乏し、高利貸に苦しめらるるものに對しては、國家はこれがために調劑機關、例へば農民銀行等を設けてその乏しきに供しようとする。かくて農民は人生の樂しみを享けることが出来るであらう。又工人のために告ぐべきことがある。中國工人の生活には少しも保障がなかつたが、國民黨の主張は、工人失業者に對しては國家が救濟の道を謀り、工人勞工法を制定して工人の生活を改良し、その外養老・育兒・廢疾救恤・教育普及の制を實現しようとするのである。中國は北より南に至り、通商都會より窮郷僻壤に至るまで、貧乏の農夫と勞苦の工人とが所在に居り、その處るところの地位、感ずるところの痛苦、大低相類してゐる。その解放を要求するの情は至つて適切で、帝國主義に反抗するの意も亦至つて強烈である。故に國民革命の運動は必ず全國農夫・工人の参加を待み、然る後勝を決し得べきこと疑ひない。國民黨は一方において農夫・工人の運動に對し全力を以てその開展を助け、その經濟組織を補助して日に發達に赴かしめ、以て國民革命の實力を増進せんことを期し、他方農工に對して黨への参加を要求し、相ひともに不斷の努力をなし、以て國民革命運動の進行を促がさうとするのである。けだし黨は現に帝國主義及び軍閥に對する反抗、並びに農工に不利なる特殊階級に對する反抗に従事し、以て農工解放を謀つてゐるからである。これは農工のために奮闘することであるが、同時に、農工がそれ自身のためにする奮闘でもあるのである。

國民黨の三民主義の眞諦はかくのごとくである。本黨改組後嚴格なる規律的精神を以て黨組織の基礎を樹立し、本黨黨員に對しては、各種の適當なる方法を用ひ、施すに教育及び訓練を以てし、主義宣傳、群衆運動、政治組織の人才たらしめると同時に、黨の全力を以て全國民に普遍的宣傳をなし、それをして革命運動に加入せしめ、政權を取得し、民敵を克服しようとするのである。政權を取得し政府を樹立せる時に至つては、國內の反革命運動及び各國帝國主義のわが民衆勝利壓制の陰謀を阻止し、黨の主義實行上の一切の障礙を排除するために、更に黨を以て政權掌握の中樞となす

べきである。けだしただ組織あり權威ある黨にして、はじめてよく革命的民衆の根據となり、全國人民のためにこの義務を忠實に盡し得るからである。

三、國民黨の政綱。吾人の黨綱における、固より力を悉して貫徹を求めるが、道途は遠く工程は鉅きいので、咄嗟に成功するとはおもはない。しかも中國の現状は危迫すでに甚だしく、救済を謀らざるを得ない。故に吾人の刻刻忘れざるは、政綱の實行を準備して第一歩の救済方法とすることである。謹んでその具體的要求を列擧して政綱とする。および中國以内、國家の利益が一人或ひは一派の利益よりも高きことを認むるもの、幸ひに相ひとともに明辨してこれを公行せられんことを。

(甲) 對外政策。(一)一切の不平等條約、外人租借地・領事裁判權・外人の關稅管理權、及び外人が中國境内において一切の政治的權力を行使し、中國の主權を侵害するものごときは、皆まさに取消し、雙方の主權を互尊する條約を重訂すべきである。

(二) およそ自づから一切の特權の廢止を願ふ國家、及び中國の主權を破壞する條約の廢止を願ふものは、中國は皆認めて最惠國とする。

(三) 中國が列強と訂するところのその他の條約にして、中國の利益を損するものは、須からく新たに審定し、努めて雙方の主權を害せざるを以て原則とする。

(四) 中國借るところの外債は、中國の政治上・實業上損失を受けざるの範圍内において保證し償還する。

(五) 庚子賠款は完全に盡して教育經費とする。

(六) 中國境内の責任を負はざる政府、賄選・賄竊の北京政府のごとき、その借るところの外債は、人民の幸福を増進するものでなく、軍閥の地位を維持し、賄買・侵略・盜用を行使せしめるものなるが故に、これらの債款は、中國人民は償還の責任を負はない。

(七) 各省の職業團體(銀行會・商會等)、社會團體(教育機關等)を召集して會議を組織し、外債償還の方法を籌備し、以て債務に困頓することになりて、國際的半殖民地の地位に陥ることから離脱せんことを求める。

(乙) 對内政策。(一)中央及び地方の權限に關しては均權主義を採り、およそ全國一致の性質ある事務は中央に劃歸し、地に因り宜しきを制する性質のものは地方に劃歸し、中央集權制或ひは地方分權制に偏せしめない。

(二) 各省人民は自づから憲法を定め、省長を擧ぐることを得。但し省憲は國憲と相抵觸するを得ない。省長は一方面では本省自治の監督となり、一方面では中央の指揮を受けて國家の行政事務を處理する。

(三) 縣を確定して自治單位とする。自治の縣においては、人民は直接に官吏を選擧し罷免する權、直接に法律を創制し複決する權がある。土地の稅收、地價の増益、公地の生産、山林・川澤の息、礦産・水力の利、皆地方政府の所有とし、用ゐて以て地方人民の事業を經營し、及び育幼・養老・濟貧・救災・衛生等各種公共の需要に應ずる。各縣の天然富源及び大規模の工商事業にして、本縣資本力の發展・興辦する能はざるものは、國家協助を加へ、その獲るところの純利は國家・地方これを均しくする。各縣の國家に對する負擔は、縣歲入の百分の幾を以て國家の收入とする。その限度は百分の十以上五十以下とする。

(四) 普通選舉制を實行し、資産を以て標準とする階級選舉を廢除する。

(五) 各種の考試制度を釐定し、以て選舉制の窮を救ふ。

(六) 人民に集會・結社・言論・出版・居住・信仰の完全なる自由あることを確定する。

(七) 現時の募兵制度を漸改して徵兵制度とし、同時に下級軍官及び兵士の經濟狀況改善に注意し、並びにその法律地位を増進し、軍隊中の農業教育・職業教育を施行し、軍官の資格を嚴定し、軍官任免の方法を改革する。

(八) 政府は法を設けて土匪・游民を安置し、社會有益の工作をなさしむべきである。この目的を達する一法としては、租界を中國國民に交還した後得るところの收入をこの用途に充てる。ここに租界といふは、領事裁判ある特別地區にして、『國中に國ある』の特別現象を發生せるものを指していふ。この種の『國中國ある』の現象は、當然清除の列に在るべきである。外人の租界内

に在つて住居・營業するものに至つては、その権利は國民政府より、中國と外國とが特に締結する條約に按照してこれを規定する。

- (九) 國賦地稅の法定額を嚴定し、一切の額外徵收、釐金等の類のごとき、一切これを廢絶する。
- (一〇) 戸口を清查し、耕地を整理し、糧食の産銷を調正し、以て民食の均足を謀る。
- (一一) 農村組織を改良し、農人生活を増進する。
- (一二) 勞工法を制定し、勞働者の生活狀況を改良し、勞工團體を保障し、並びにその發展を扶助する。
- (一三) 法律上・教育上・經濟上において男女平等の原則を確認し、女權の發展を助進する。
- (一四) 教育の普及を勵行し、全力を以て兒童本位の教育を發展し、學制系統を整理し、教育經費を増高し、並びにその獨立を保障する。
- (一五) 國家より土地法・土地使用法・土地徵收法・地價稅法を規定し、私人所有地は地主より評價して政府に呈報し、國家は價に就いて徵稅し、並びに必要な時報價に依つてこれを收買することを得。
- (一六) 企業の獨立性質あるもの、及び私人の力の辦する能はざるもの、鐵道・航路のごときは、國家よりこれを經營・管理する。

以上舉ぐるところの細目は、皆吾人の認めて黨綱の最小限度、目前中國を救濟する第一歩の方法となすところである。

中國國民黨總章

中國國民黨第一次全國代表大會は、三民主義の實現、五權憲法の創立を促進するために、特に中國國民黨總章を制定

すること左のごとし。

第一章 黨員。 第一條 中國國民黨は、性別を分たず、およそ本黨の黨綱を接受し、本黨の議決を實行し、本黨所轄の黨部に加入し、時に依り黨費を繳納せんことを志願するものは、均しく本黨黨員となることを得。

第二條 黨員入黨の時は、本黨黨員二人以上の紹介あり、入黨志願書を填具し、請求するところの區分部黨員大會の通過、區黨部執行委員會の認可を経て、方さに本黨黨員となることを得。

第三條 およそ本黨黨員は、所屬黨部に在つて黨員證書を領取すべし。その證書は中央執行委員會よりこれを制定す。

第四條 黨員移居の時は、即時原地方の區分部に報告し、到るところの地方の區分部に登記すべく、同時に所到地方の黨員となる。

第二章 黨部組織。 第五條 範圍が一個の地名を包括する黨部を上級機關となし、範圍が該地方の一部分を包括する黨部を下級機關となす。

第六條 各黨部は全國代表大會、地方代表大會、地方黨員大會を以て各該黨部の高級機關となす。

第七條 地方黨員大會、地方代表大會、及び全國代表大會は各執行委員を選出し、執行委員會を組織して黨務を執行せしむべし。

第八條 本黨の組織系統は下のごとし。

- (甲) 全 國 全國代表大會—中央執行委員會
- (乙) 全 省 全省代表大會—全省執行委員會
- (丙) 全 縣 全縣代表大會—全權執行委員會

(丁) 全區 全區黨員或ひは代表大會—全區執行委員會

(戊) 區分部 區分部黨員大會—區分部執行委員會

區分部は本黨基本組織となす。

第九條 本黨權力機關は下のごとし。

(甲) 全國代表大會。但し閉會期間は中央執行委員會とす。

(乙) 全省代表大會。但し閉會期間は全省執行委員會とす。

(丙) 全縣代表大會。但し閉會期間は全縣執行委員會とす。

(丁) 全區黨員或ひは代表大會。但し閉會期間は全區執行委員會とす。

(戊) 區分部黨員大會。但し閉會期間は區分部執行委員會とす。

各權力機關は、その上級機關に對して、黨の紀律及び決議を執行すべし。ただし抗議を提出することを得。

第十條 中央執行委員會は各部を分設して本黨の通常或ひは非常事務を執行せしむることを得。各部は中央執行委員會の管理を受く。各部の職務及び組織法は中央執行委員會よりこれを決定す。省及び省に等しき黨部は、まさに各部を設くべく、中央執行委員會よりこれを決定す。

第十一條 各下級黨部執行委員會は、須からく上級黨部執行委員會の管轄を受くべし。

第十二條 各下級黨部の成立、印信啓用は上級機關の核准を経べし。

第十三條 特別地方黨部組織。第十三條 熱河・察哈爾・綏遠三特別區域、及び蒙古・西藏・青海等の黨部組織は省と同じ。

第十四條 各地、黨務に關して特別區を設置する必要があるものは、最高黨部よりこれを決定す。

第十五條 特別區黨部の組織は省黨部と同等にして、直接に最高黨部の指揮監督を受く。

第十六條 重要市鎮黨部の組織は縣黨部と同等にして、直接に省黨部の指揮監督を受く。

第十七條 重要市鎮黨部の設置は、各該省黨部より計畫を開具し、中央執行委員會の許可を経て、はじめて設立することを得。

第十八條 國外黨部の組織は、總支部は省に等しく、支部は縣に等しく、分部は區に等しく、通訊處は區分部に等し。

第四章 總理。第十九條 本黨は三民主義、五權憲法を創行せる孫先生を以て總理となす。

第二十條 黨員は須からく總理の指導に従ひ、以て主義の進行に努力すべし。

第二十一條 總理は全國代表大會の主席となる。

第二十二條 總理は中央執行委員會の主席となる。

第二十三條 總理は全國代表大會の議決に對し、覆議に交するの權あり。

第二十四條 總理は中央執行委員會の議決に對し最後決定の權あり。

第五章 最高黨部。第二十五條 本黨最高機關は全國代表大會となす。常會は毎年一次舉行す。但し中央執行委員會が認めて必要となす時、或ひは省或ひは省に等しきもの三分の一以上の請求あれば、臨時全國代表大會を召集することを得。

第二十六條 全國代表大會の開會日期及び重要議題は、須からく兩ヶ月前において全國黨員に通知すべし。

第二十七條 全國代表大會の組織法、選舉法、及び各地方のまさに派すべき代表の人數は、中央執行委員會よりこれを規定することを得。

第二十八條 全國代表大會の職權は下のごとし。

(甲) 中央執行委員會及びその他中央各部の報告の接納及び採行。

(乙) 本黨政綱及び章程の修改。

(丙) 時事問題に對しまさに取るべき政策及び政略の決定。

(丁) 中央執行委員、候補執行委員、監察委員、候補監察委員の選舉。

第二十九條 中央執行委員及び監察委員の人數は、全國代表大會よりこれを決定す。

第三十條 中央執行委員故に遇ひ離任の時は、候補委員より次に依り充任す。

第三十一條 中央執行委員會の職權は下のごとし。

(甲) 本黨對外關係を代表す。

(乙) 各地方黨部を組織し並びにこれを指揮す。

(丙) 本黨中央機關報人員を委任す。

(丁) 本黨の中央機關各部を組織す。

(戊) 本黨黨費及び財政を支配す。

第三十二條 政府機關・俱樂部・會社・工會・商會・市議會・縣議會・省議會・國議會等の内部に在つて特別に組織せる國民黨黨團は、中央執行委員會これを指揮することを得。

第三十三條 中央執行委員會は毎星期少くとも一次開會し、候補委員は會議に列席し得るもただ發言權あるのみとす。

第三十四條 中央執行委員會は常務委員三人を互選し、秘書處を組織し、日常黨務を執行す。

第三十五條 全國代表大會閉會期間、中央執行委員會は各省執行委員會、及びその他直轄黨部の代表を召集し、全國會議一次を開くべし。

第三十六條 中央執行委員會はその活動の經過情形をもつて、毎月一次各省執行委員會及びその他直轄黨部に通告すべし。

第三十七條 中央執行委員會は中央執行委員を遣派し、指定の地點において執行部を組織せしむることを得。その組織及び職權は中央執行委員會より別にこれを定む。

第三十八條 中央監察委員の職權は下のごとし。

(甲) 中央執行委員會財政の收支を稽核す。

(乙) 黨務の進行情形及び部員の勤惰を審査し、下級黨部に訓令して財政と黨務とを審核せしむ。

(丙) 中央政府任職の黨員の施政方針及び政績が、本黨政綱及び本黨制定の政策に根據せるや否やを稽核す。

第六章 省黨部。第三十九條 全省代表大會は六ヶ月に一次舉行す。但し中央執行委員會の訓令、或ひは縣執行委員會三分の一以上の請求に遇ふ時は、臨時全省代表大會を召集することを得。

第四十條 省執行委員會が認めて必要となし、或ひは全省黨員半數請求せる時も亦臨時全省代表大會を召集することを得。

第四十一條

全省代表大會組織法、選舉法、及び人數は、省執行委員會よりこれを規定す。

第四十二條 全省代表大會は省執行委員會及び本省機關各部の報告を接納及び採行し、本省黨務進行方策を決定し、執行委員並びに監察委員を選出す。

第四十三條 省執行委員會の職權は下のごとし。

- (甲) 常務委員三人を互選し、秘書處を組織せしむ。
 - (乙) 全省各地方黨部を設立し、並びにその活動を指揮す。
 - (丙) 省黨機關報人員を任命す。
 - (丁) 本省機關各部を組織す。
 - (戊) 黨費及び財政を支配す。
- 第四十四條 省執行委員會は毎週一次その活動經過情形を中央執行委員會に報告すべし。
- 第四十五條 省執行委員會は毎兩星期少くとも一次開會すべし。候補委員は會議に列席するを得るも、但しただ發言權あるのみとす。

第四十六條 省執行委員會委員、故に遇ひ離任する時は、候補委員より次に依りこれを充任す。

第四十七條 省監察委員會は、省執行委員會財政の收支を稽核し、省執行委員會の黨務及び部員の勤惰を審査し、省政府任職の黨員の施政方針及び政績が、本黨政綱及び本黨制定の政策に根據せるや否やを稽核す。

第七章 縣黨部。第四十八條 縣代表大會は每三ヶ月一次舉行す。若し省執行委員會の訓令、及び各區執行委員會三分の一の請求に遇ふ時は、臨時全縣代表大會を召集することを得。

第四十九條 縣執行委員會が認めて必要となし、或ひは該縣黨員半數の請求ある時も亦臨時全縣代表大會を召集することを得。

第五十條 縣代表大會の組織法・選舉法、及び人數は、縣執行委員會より審定せる後、省執行委員會の核准を経てこれを決定す。

第五十一條 縣代表大會は縣執行委員會、及びその他本黨縣機關各部の報告を接納及び採行し、本縣黨務進行の方策

を決定し、縣執行委員・候補委員、監察委員を選舉す。

第五十二條 縣執行委員會は常務委員一人を選舉し、日常黨務を執行せしむ。

第五十三條 縣執行委員會は全縣各地方黨部を設立してその活動を指揮し、該縣黨部機關報人員を任命す。但し須からく省執行委員會の核准を経べし。全縣性質の事務を組織し、縣内の黨費及び財政を支配す。

第五十四條 縣執行委員會は毎兩星期一次その活動經過情形を省執行委員會に報告すべし。

第五十五條 縣執行委員會は毎星期一次會議す。候補委員は會議に列席するを得るも、但しただ發言權あるのみとす。

第五十六條 縣執行委員會委員、故に遇ひ離任する時は、候補委員より次に依りこれを充任す。

第五十七條 縣監察委員は縣執行委員會財政の收支を稽核し、縣執行委員會の黨務を審査し、縣政府任職黨員の政績を稽核す。

第八章 區黨部。第五十八條 區の高級機關は全區黨員大會、或ひは代表大會となす。區以下は郷となし村となす。全區黨員大會は郷村黨員を内に包括す。但し郷村が區市を離れること太だ遠く、或ひは黨員太だ多きに因り、黨員を召集する能はざる時は、全區代表大會を召集することを得。この全區代表大會は即ち該區の高級權力機關とす。但し可能なる時は全區黨員大會を召集すべし。

第五十九條 全區黨員大會或ひは代表大會は、毎月一次舉行し、黨務を討論す。その範圍は下のごとし。

(甲) 區執行委員會の報告を接納及び採行す。

(乙) 代表大會の代表及び黨員大會の黨員は、會議内に在つて區内黨務の進行を報告し、黨務の困難を解決し、政治經濟に關する意見を發表す。

(丙) 黨員訓練問題。黨員の教育補習問題。

(丁) 黨費徵求問題。縣執行委員會決議案實行方法の討論。

(戊) 該區執行委員會委員の選舉。

第六十條 區執行委員會の職權は下のごとし。

(甲) 区内各區分部、或ひはその下の各特別黨務機關の活動事宜を指揮す。

(乙) 全區黨員大會或ひは全區代表大會を召集す。

(丙) 區分部を組織す。但し縣執行委員會の核准を経べし。

(丁) 黨費及び財政を支配す。

第六十一條 區執行委員會は毎兩星期活動經過情形をもつて縣執行委員會に報告すべし。

第九章 區分部。第六十二條 區分部は本黨の基本組織となし、區執行委員會或ひはその他代理機關よりこれを組織し、或ひは自づからこれを組織す。但し須からく縣執行委員會の核准を経べし。區分部の人数は定めなし。但し須からく五人以上に在るべし。

第六十三條 區分部の作用は黨員間、或ひは黨員と本黨主要機關間の聯絡となす。但しただ區分部のみ成立せる地方に在つては、區分部は主要機關たるべく、その職務は下のごとし。

(甲) 黨の決議を執行す。

(乙) 黨員を徵求す。

(丙) 區執行委員會を幫助して黨務を進行す。

(丁) 本黨宣傳品を分配す。

(戊) 黨捐を收集し、本黨印花・本黨紀念相片・本黨表記等を分售す。

(己) 區大會・縣大會に出席する代表、及び初選省大會、全國大會の代表を選派す。

(庚) 上級機關の命令を執行す。

第六十四條 區分部黨員大會は少くとも兩星期一次開會す。

第六十五條 區分部は執行委員三人を選挙し、區分部執行委員會を組織すべし。執行委員會中より常務委員一人を互選し日常黨務を執行せしめ、毎兩星期一次その活動經過情形をもつて區執行委員會に報告すべし。

第十章 任期。第六十六條 代表は會期終了の時に於てその任務は終了す。但し須からく代表するところの黨部に向つて、大會の經過及び結果を報告すべし。

第六十七條 中央執行委員・省執行委員・縣執行委員・區執行委員の任期は定めて一年となし、區分部執行委員は定めて六ヶ月となす。

第六十八條 中央及び各省・各縣監察委員の任期は定めて一年となす。

第六十九條 各省・各縣・各區執行委員の人数と、各省・各縣監察委員の人数とは、中央委員會よりこれを規定す。第七十條 黨部執行委員・監察委員は、その他黨部執行委員・監察委員を兼任するを得ず。

第十一章 紀律。第七十一條 およそ黨員は須からく紀律を恪守すべく、入黨後は即ち黨章を遵守し、黨義に服従すべし。その本黨執政の地方、及び軍事時期に在つては、最も須からく實行遵守すべし。黨内の各問題は各自由討論し得るも、但し一たび議決を経たる後は、即ち須からく一致進行すべし。

(註) 本黨は歴史的使命ありて奮闘す。わが國領土の完全・自由・和平は、全く本黨奮闘の成功に頼る。成功を求めんと欲せば、必ず紀律の森嚴に頼る。黨の成敗全くここに繫かる。望むらくばともにこれを勉めんことを。

第七十二條 およそ本黨の決議を執行せざるもの、本黨の章程を破壊するもの、本黨の黨義及び黨徳に違反するものは、須からく以下の處分を受くべし。——黨内懲戒。公開懲戒し並びに黨報上に詳細に原委を登出すること。暫時或ひは永久に黨籍を解除し、黨籍を開除せられたる黨員は本黨執政地方の政府機關に服務するを得ず。地方全部が上述の行動あるものは須からく以下の處分を受くべし。

(甲) 全部黨員の再登記を行ひ、分別去取す。

(乙) 全部を解散し、並びに黨報に原委を登出す。

第七十三條 およそ黨員個人或ひは全部が彈劾せられたる時は、須からく該部監察委員會より詳細に審査したる後、該部執行委員會より判決處分す。執行委員會の處分に對し、もし不當と認めたる時は、上級執行委員會及び全國代表大會に上控することを得。但し未だ全國代表大會の意見表示を得ざる以前には、この項の處分は仍ほ須からく執行すべし。全國代表大會は個人或ひは全部の黨籍恢復を判決し得るも、但し中央執行委員會が尙未だ執行せざる時は、この判決は仍ほ效力を發生せず。

第十二章 經費。第七十四條 本黨の經費は黨員より納むるところの黨費、黨の高級機關の補助、及びその他の収入を以てこれに充つ。

第七十五條 黨費は每人毎月銀二角を納附すべし。黨員が失業、疾病等の事故に遇ひたる時は、所屬黨部に登記したる後、黨費を免することを得。但し該部はこの情由をもつて上級執行委員會に報告すべし。

第七十六條 黨員未だ允許を得ずして黨費を納入せざること三ヶ月なるものは、ただちにその黨員資格を停止す。

第十三章 國民黨黨團。第七十七條 祕密・公開・半公開の非黨團體——工會・俱樂部・會社・商會・學校・市議會・縣議會・省議會・國議會——の内に在つては、本黨黨員は須からく組織して國民黨黨團を成し、非黨中に在つて本

黨の勢力を擴大し、並びにその活動を指揮すべし。

第七十八條 非黨團體中における本黨黨團の行動は中央執行委員會より詳細にこれを規定す。

第七十九條 黨團は須からく所屬黨部執行委員會の指揮及び管轄を受くべし。國議會内の黨團は中央執行委員會の指揮を受く。俱樂部等の團體内の黨團は該地黨部委員會の指揮及び管轄を受く。

第八十條 執行委員會と各黨團間の意見合はざる時は、須からく聯合會議を開いてこれを解決すべし。解決する能はざる時は、上級委員會に報告して決定すべし。上級委員會の決定を得たる時は、黨團は須からく所屬黨部執行委員會の議決を執行すべし。

第八十一條 黨團内の個人が黨團の允許を得たる時は、所在活動の團體内において受職し、並びに他の職に調任することを得。國會内黨團の委員が、閣員を受委する時は、須からく先づ所屬黨團及び中央執行委員會の允許を得べし。

第八十二條 黨團は須からく職員を選挙して幹部を組織し黨務を執行すべし。

第八十三條 所在活動團體の一切の議題は須からく本黨の政策政略に本づき、先づ黨團内において討論し、以て各問題に對しまさに取るべき方法を決定すべし。定むところの方法は、並びに該團體議場上に在つて一致主張及び表決するものとす。黨團所在活動の團體内には、須からく一致及び嚴密なる組織あるべし。各種の意見は、黨團祕密會議において發表すべく、外に對しては須からく一致の意見・行動あるべし。もし違反する時は黨の紀律に違反するものとし、須からく黨の處分を受くべし。

第八十四條 黨員の議會に在るものは、須からく先づ自づから議會に向つて辭職書を具し、所屬黨部執行委員會處に貯ふべし。もし黨の紀律と大いに違反するものある時は、その辭職書は黨報上に發表す。且つ本人は該議會を脱離すべし。

附則。第八十五條 本章程解釋の權は最高黨部に在り。
第八十六條 本章程は全國代表大會より議決し、公布の日より起し效力を發生す。

改組の意義

黨改組の意義は極めて重大であり、この一舉に依つて、黨は革命的先覺者の集團から、廣汎な民衆に基礎を置く民族革命の黨に發展したといふことがいはれてゐる。その他、主義・政綱の確定、組織の緊密化、黨紀の確立等が指摘せられる。政策の内容についていへば、聯蘇政策、反帝國主義、農工政策の樹立がある。——既成黨史のほとんどすべてが、これらの點を擧げてゐるが、就中最も精到とおもはれるのは、浙江財務人員養成所黨史一〇四—八頁に見える左の叙述である。

『本黨改組の意義は、總理のいつた「新らしくやり直す。」である。すなはち、「今日からはじめて、十三年來の種種の寶貴な、最も得がたい教訓と經驗とを以て、以後の事をやつて行く。」といふことである。我等はそれを次ぎのやうに説明したい。

(1) 主義の關及及び理論の確定。これまで總理の主張及び主義は、全く先生自己の行動に依つて表現し、久しきに傳へるところの文字を以て記述するといふことをしなかつた。然るに民國十三年改組時の宣言中において、はじめて本黨の主義をハッキリと闡明し、その後親しく三民主義を講演して黨員をして遵順するところあらしめたので、本黨の理論もこれに因つて確立した。

(2) 黨内官僚腐化分子の肅清。辛亥革命後清朝は倒れたが、舊官僚は黨内に混入して黨の基礎を破壊しようと企圖した。中華革命黨成立後も同様であつた。これは黨の勢力を加へるものでなく、黨の基石を害し、黨の建設を妨げ、革命闘争をして弛緩せしめるものである。故に總理は改組したのである。總理は一全大會で演説した。「武昌に起義するや全國響應し民國が成つた。革命

反對者も贊成者となつた。この輩の數目は革命黨より多きこと數十倍、故にその力量は國民黨より大であつた。さうしてこの輩の反革命派、すなはち舊官僚は、一方革命黨に参加しながら、一方革命黨を破壊したのであつた。故に革命事業をメチャメチャにしたのは、實に我等の方法がよくなかつたからである。若し團體があつてこれを防範し、滿清に對した方法を用ゐてこれに對したならば、反革命派もその技倆を施すことが出来なかつたであらう。」これに依つて見れば官僚が黨に混入し、清除することが出来なかつたのは、「實に方法がよくなかつたことに因る」のであり、「團體のこれを防範することがなかつた」からである。總理のいはゆる團體なしとは、堅固嚴密なる革命團體なしとの謂である。改組は黨を改めて組織堅固、紀律嚴明なる革命團體としたものであり、以て官僚腐化分子を防範し、藉つて以て革命勢力を鞏固にし、革命の破壊及び建設に従事出来るやうにしたのである。

(3) 民衆運動の擴大・加緊。改組前にはいはゆる眞正の民衆運動はなく、ただ既有的の民衆團體を利用しただけのことであつた。與中會が會黨を利用し、同盟會が華僑及び舊式軍隊に運動したがごときである。改組後黨の民衆に對する政策・態度はこれと違ふ。黨中央及び省縣黨部に工人・農民等の部を設けて下層工作に従事し、群衆運動に努力した。民衆に宣傳し、民衆を組織するだけでなく、政綱を以て農工の利益を保障し、依つて以て民衆の信頼を勝ち得たのである。

(4) 組織を堅固にし黨紀を嚴伸した。改組前の黨の組織は不完備で且つ普遍的でなかつた。一全大會で完備せる總章を通過し、組織系統、組織原則、紀律の應用、黨團運用等が明確に規定された。改組後の組織の優點は次ぎのごとくである。——(イ)幹部は黨員から選出され、大會と大會との間では、黨員は幹部の領導・指揮に従ふこととなつたこと。(ロ)黨員の意見は隨時黨部に開陳することが出来、全國代表大會、全省代表大會等を開く時には、各級黨部に通知し、黨員をして充分討論させ、開會の時に代表をしてそれを提出させるやうにしたこと。(ハ)従來國外にも黨部の設立があつたが、大抵國內工作を目的としたもので、活動の餘地がなかつた。例へば同盟會が東京に總部を設けたがごときである。然し現在海外黨部を設ける目的は、黨の國際勢力を擴大し、黨の國際宣傳を擴充するに在ること。

(ニ) 黨團の規定。改組前の黨には黨團がなかつた。故に民衆に深入することが出来なかつたのである。黨團が出来てから、黨

は民衆團體と緊密に聯絡することが出来、民衆團體の指導を實現出来るやうになつた。(ホ)黨員入黨手續の嚴密化。革命政黨の黨員收容は特別に審慎にすべきであり、以て投機分子の混入を防ぐべきである。改組に當つてこの點に注意したこと。

(5) 政綱の確定。改組前には詳細・正確な對内外政策がなかつた。あつても非常に簡單だつた。一全大會は革命の需要及び民衆の要求に應じ、黨最近の奮闘目標として政綱を確定したのである。』

一全大會宣言は、黨史上あらゆる意味において劃期的のものであるが、特に國民黨の主義及び政綱に關しては、詳盡な闡明を加へてゐる。民族主義に關しては、『國民黨の民族主義には兩方面の意義がある。一は中國民族が自づから解放を求めることであり、二は中國境内の各民族が一律に平等であるべきだといふことである。』といひ、兩方面の意義を説明してゐるが、その中で注意すべきは、第一方面の民族主義が、反帝國主義に歸着することを指摘してゐること、第二方面の民族主義の説明に當つて、國內各民族の自決權を承認してゐることである。前者に關しては、『故に民族解放の闘争は、多數の民族に對しては、その目標皆反帝國主義に外ならない。……吾人は民族主義が、實に健全なる反帝國主義であることを證實しようとするのである。』と表現し、後者に關しては、『國民黨は、中國以内各民族の自決權を承認し、帝國主義及び軍閥に反對する革命が勝利を獲得した後に於いて、自由統一的(各民族自由聯合の)中華民國を組織するであらうことを、敢へて鄭重に宣言するものである。』と表現してゐる。一は、反帝國主義の明晰なる發聲であり、爾後の支那局勢に大影響を及ぼしたことは、我等の見てゐるところであり、二は後に内蒙古自治問題の論理となつたところで、これ亦そのやうな意味において重視せらるべき一節である。次ぎに民權主義に關しては、描寫輕淡で特筆に値ひしないが、最後に民生主義に關しては、相當に力を注ぎ、特に農民・工人に呼びかけて、いはゆる農工政策を説いてゐることに、我等の注意が要素せられる。政綱に至つては、いはゆる民族革命聯合戦線内諸階層の共通要求を盛つたもので、これ亦黨史上の未曾有に屬する。

このやうな一全大會宣言に加ふるに、孫文の國立廣東大學(法政大學・高師・農專を合し鄒魯を校長として二四年春成立)における三民主義演講を以てし、三民主義はここに完成した。實に黨史上特筆すべき事實である。一九二四年三月三十日、孫は稿成つた民族主義演講に序して、次ぎのやうにいつてゐる。

『建國方略』の『心理建設』・『物質建設』・『社會建設』の三書を出版してから後、予は『國家建設』の草作に従事し、以てこの帙を完成しようとした。『國家建設』の一書は前三書に較べて獨り大であり、内に『民族主義』・『民權主義』・『民生主義』・『地方政府』・『外交政策』・『國防計劃』の八冊を涵有し、而して『民族主義』の一冊はすでに脱稿し、『民權主義』及び『民生主義』の二冊も大部草し就り、その他の各冊も亦、思想の線索研究の門徑において、大略の規畫緒に就き、餘暇あるを俟つて執筆直書、思索を待つなく、全書告竣すれば出だして世に問はうとしてゐたのであつた。期せざりき十一年(一九二二年)六月十六日陳炯明叛變して觀音山を砲撃し、竟ひに數年心血成すところの各種の草稿、並びに參考の西籍數百種をもつて悉く燬盡せられやうとは、殊に痛恨すべきである。ここに國民黨改組し、同志が攻心の奮闘に従事せんことを決心せるに値ひ、三民主義の奥義と五權憲法の要旨とを宣傳の資料にせんことを需められたので、毎週一次演講し、黃昌毅君筆記し、鄒魯君讀校し、今『民族主義』たまたま講じ了つた。そこで先づこれを單行本に印し同志におくる。ただこの演講は、豫備の暇もなく、書籍の參考とすべきものもなく、登壇の後隨意發言したものであるから、これを前稿に較べると遺忘實に多く、印刷に附する前に刷補を加へたが、本題の精義と叙論の條理及び引證の事實とにおいて、すべて遠く前に如かざるを覺える。尙望むらくば諸同志讀者がこの基礎に本づき、類に觸れて引伸し、缺遺を匡補し、條理を更正し、一完善の書として宣傳の課本となさんことを。則ちそのわが民族、わが國家に福をなすこと誠に限量すべからざるものがあるであらう。民國十三年三月三十日、孫文、廣州大本營に序す。

ただしこの三民主義演講は、民族主義・民權主義は完結してゐるが、民生主義六講中四講までしか出てなく、全體として未完成であるが、民生主義の要義を逸してゐるわけではなう。

主義・政綱の確定に次いで、組織の緊密化並びに系統化が、改組の重大意義を成してゐる。中國國民黨が今日ある、その出發點はこの組織の鞏化にあるのであり、特に「黨團」の規定等にその特徴が現はれてゐる。どのやうに組織が鞏化されたかに就いては、浙江財務人員養成所編「黨史」からの前掲引用に譲る。一見無味乾燥な「中國國民黨總章」であるが、黨組織問題の角度から視れば、興味津津たるものがあるであらう。その意味で、總章は重視されるべき文獻である。

黄埔軍官學校の設立

黨の改組と併行して、それに次ぐ重大な意義を帯有する改革が行はれた。黨軍すなはち國民革命軍の編成である。黨の武力の創造であるから、廣くは黨改組の一部門でもある。

黨軍編成の動機となつたものは何であるか？ 孫文北伐の失敗である。孫文北伐失敗の原因を端的に述べると、それは北伐軍素質の劣悪、就中その精神的方面における缺陷と、革命政府の革命軍隊に對する統制力の缺乏と、この二つに外ならない。當時の北伐軍の内容は、「客軍」と稱する各省の落武者的軍隊の寄せ集めで、革命教育も徹底してゐず、といふよりは皆無に近く、裝備も不完全で、平常は徵稅權を握つて百姓から税金を取立てながら、孫文が北伐をいひ出すと、すぐ手を出す。先づ金を貰つて、それからユツクリ出掛けようといふ、乞食のやうな軍隊であつた。このやうな雜軍を以て北伐をおもひ立つた孫文の、無謀に近い勇氣は、今から考へるとちよつとほほ笑ましくなるくらゐだ。だが流石の孫文も、最後にはこれでは駄目だと考へつゝいた。「既成軍隊の改造は絶望だ。革命軍は新造されねばならぬ。」——かう考へつゝいた孫は、範を蘇聯赤軍に求めて、一九二三年八月參軍長蔣介石を蘇聯に派遣した。當時レニンはすでに病中で、蔣は彼に會ふことは出来なかつたが、トロツキーに會つて萬事を指導して貰つたといふ。

蔣が歸國したのは一九二四年一月、廖仲愷及び蘇聯軍事顧問ガレン(ブリュッヘル)等の援助を得て、黄埔に陸軍軍官學校が設立され、蔣が校長となつた。その組織の要點は次ぎのやうである。

- (一) 校は陸軍軍官養成のために設け、國民政府軍事委員會に直隸し、教科は學術・訓育兩部に分つ。教育綱領は校より軍委會に呈請核定し、教授細目は教育綱領に根據し、校より軍委員に呈請して定む。
- (二) 校長は國民軍軍長を兼ね、全校事務を總理し、軍委會に直隸す。黨代表は黨務を宣傳し、黨綱を遵守し、學校を監督す。教務長は校長を輔佐し、職員を督率し、校務を整理す。
- (三) 學生修業年限は十ヶ月とす。

比較的純情な青年に、軍事教育は二の次ぎにして革命教育を注入し、一種の革命狂信者をつくり上げ、卒業後はこれを軍官として各隊に配屬させ、或ひは宣傳員として各省に潜入させ、特に出來のいいものは政治部員として各隊のコミッサルとし、革命狂信者の網を全國民革命軍に張り廻さうといふのである。コミッサルは黨代表或ひは政治委員と呼ばれ、その任務は、武力をして革命及び革命政府に絶對的服從の實を擧げさせるために、武力を監視・鞭撻・激勵するに在り、要旨次ぎのやうな「黨代表條例」に據つて活動するのである。黨代表には有力黨員が任命される例で、最初の黨總代表は汪精衛だつた。

黨代表條令(要點)

- (一) 國民革命軍及び軍事機關に黨代表を設置し、三民主義を發展し、國民革命の精神を灌輸し、戰鬥力を高め、黨紀・軍紀を鞏固にす。
- (二) 黨代表は中央黨部軍人部に直屬す。
- (三) 黨代表は軍隊及び軍事機關中の國民黨代表にして、絶對に中央黨部の命を受け、黨員に對し完全なる責任を負ふ。

(四) 黨代表の職務。(イ) 黨義を宣傳す。(ロ) 黨の政策及び決議を執行す。(ハ) 黨化教育を勵行す。(ニ) 中央黨部及び軍人部の命令を接受す。(ホ) 軍人部の意旨を秉承し、所屬軍隊及び軍事機關の黨部を組織・指導す。(ヘ) 高級長官及び軍事計畫の一切命令に服従す。(ト) 該部隊長官を補助して革命軍軍紀を提高し鞏固にす。(チ) 軍隊及び軍事機關中の團體(俱樂部・教育會等)を指導す。(リ) 軍隊・軍事機關の政治・文化事業を進行す。(ヌ) 所屬下級黨代表及び政治部を監督す。但し黨代表にして政治部主任を兼ねるものは、同時に上級政治部の指揮・監督を受くべし。(ル) 戰時所在地の民衆及び黨部を組織・指導す。(ヲ) 軍隊の經濟生活を改善す。

(五) 軍隊・軍事機關が長官の命令を發表するには黨代表の副署を要す。

黄埔軍官學校の創立を起點とする黨武力の改造は、短時日に所期以上の成績を擧げ、その校出身者は國民革命軍の中堅として牢固たる勢力を形成し、それに従つて蒋介石の勢力増大を見たことは、周知の事實である。黨改組中、最も成功した部門がこれであらう。

建國大綱の發布

革命の程序に關しては、同盟會時代の四綱三序(軍政府宣言參照)以來、大抵これを宣言又は總章の中に規定する例となつてゐた。すなはち中華革命黨總章には、『本黨の進行秩序は分つて三時期となす。』と謳つて、軍政時期・訓政時期・憲政時期の三つを擧げてゐるし、中國國民黨になつてからも、一九二〇年十一月九日制定の總章に、軍政・憲政の二時期を標出してゐる。ところが、改組に際しては、宣言にも總章にもこの點を擧げてゐない。これは極めて不思議な現象であり、孫文畢世得意の文章である革命程序論が、何等かの形で現はれない理由はないとおもはれてゐたが、果然一九二四年四月十二日、手訂の『國民政府建國大綱』二十五條の發布となつた。冠するに『制定建國大綱宣言』を以て

し、『今後の革命は、まさに力を破壊に用ふべきのみならず、尤もまさに力を建設に用ふべきであり、且つまさにその踰越すべからざる程序を規定すべきである。ここにこの意に本づき、國民政府建國大綱二十五條を制定し、以て今後革命の典型となすものである。』と指出した。これ實に革命成功前における國家根本法に該當するもので、その重要性は一全大會宣言に譲らない。孫文の遺囑にも、『およそわが同志は、務めて須からく余が著はすところの建國方略・建國大綱・三民主義及び第一次全國代表大會宣言に依照して繼續努力し、以て貫徹を求むべし。』と見えてゐるくらゐである。——制定宣言及び大綱全文は左のごとくである。

辛亥革命から今日に至るまで、獲得したものは僅かに中華民國の名だけであり、國家の利益の方面では、まだ中國を國際平等の地位に進ませることが出來ず、國民の利益の方面でも、政治經濟の諸端、進歩せるところもなく、而も分崩離析の禍は日とともに深くなつてゐる。そのここに至つた理由と、これを救済する道とを窺ふことは、誠に今日當務の急である。それ革命の目的は三民主義を實行するに在るが、三民主義の實行には、必ずやその方法と步驟とがなければならぬし、三民主義がよく人民に影響し、人民をしてその幸福を蒙らしめると否とは、端としてその實行の方法・步驟の如何に在るのである。文、ここに見るところあり、故に辛亥革命以前においては、一方面三民主義を提唱するとともに、一方面主義を實行する方法・步驟を規定し、革命建設を分つて軍政・訓政・憲政の三時期となし、序に循つて漸進し、以て革命の工作を完成せんことを期した。辛亥革命以前、一次の革命を起す毎にすなはち主義と建設の程序とを以て天下に宣布し、以て同志及び國民の相ひともに了解せんことを期したのであつた。

辛亥の役は、數月以内に四千餘年の君主專制政體、及び二百六十餘年の滿洲征服階級を推倒した。その破壊の力は巨きくないとはいへない。然し今日に至つて三民主義の實行、猶ほ茫乎として端緒がないのは、破壊の後、豫定の程序に

依つて建設をしなかつたからである。けれど軍政時代を経なければ、反革命の勢力掃蕩せられず、革命の主義を群衆に宣傳して、その同情と信仰とを得るに由なく、訓政時代を経なければ、大多數の人民は久しく束縛せられてゐたために、にはかに解放せられてもその活動の方式に明瞭でなく、責任を放棄するの故習を墨守したり、或ひは人に利用されたりして、反革命に陥つて自づからはそれを知らないやうなことになるからである。前者の大病は革命の破壊を徹底することが出来なかつたことに在り、後者の大病は革命の建設を進行出来なかつたことに在る。辛亥の役においては、臨時約法の制定に汲汲とし、以て民國の基礎を奠めるとしたが、出かしたところはその反對であつた。論者は臨時約法施行の後、民國に益がないだけでなく、甚だしきは臨時約法本身の效力さへ消失して餘すなきを見て、紛紛然として臨時約法の未だ善くないことを議し、憲法の制定に従事し、これに藉つて臨時約法の窮を救ふに足るであらうとした。然し弊害の存するところは、臨時約法が善くないといふことに在るのではなく、軍政・訓政兩時期を経ないで、ただちに憲政に入つたといふことに在るのである。試みに觀よ、元年臨時約法頒布以後、反革命の勢力はそれに因つて消滅しないのみでなく、かへつてこれに憑藉してその惡を肆まにし、終には臨時約法を取つてこれを毀つたではないか。しかも大多數の人民は臨時約法に對し、それと人民自身の利害との關係を計らず、毀法者ありと聞いても怒まず、護法者ありと聞いても喜ぶことをしなかつた。知るべし、未だ軍政・訓政の兩時期を経なければ、臨時約法は決して效力を發生することが出来なまいふことを。それ元年以後、恃んで以て民國を維持するところのものは、ただ臨時約法あるのみであるのに、しかも臨時約法の無効がこのやうであるとすれば、綱紀蕩然として禍亂相ひ次ぐも亦何ぞ怪しむに足らうか。

本政府はここに鑒みるところあり、所爲へらく今後の革命は、まさに辛亥未完の緒を續けてその失を矯むべく、すなはち今後の革命は、ただにまさに力を破壊に用ふべきのみでなく、尤もまさに力を建設に用ふべく、且つまさにその踰越すべからざる程序を規定すべきであると。ここにこの本意に本づき、國民政府建國大綱二十五條を制定し、以て今後革命の典型となすものである。

建國大綱第一條から第四條までは、革命の主義及びその内容を宣布したものである。第五條以下は實行の方法と步驟とである。第六・七兩條においては軍政時期の宗旨を標明し、反革命の勢力を掃除し、革命の主義を宣傳するに務める。第八條から第十八條までは、訓政時期の宗旨を標明し、人民を指導して革命建設の進行に従事し、先づ縣を以て自治の單位となし、一縣の内において除舊布新に従事し、以て深く人民權力の基本を植ゑ、然る後これを擴充して省に及ばしめる。かくのごとくにしてこそいはゆる自治はじめて眞正の人民自治となり、自治の名に僞託して割據の實を行ふものと異なるのである。地方自治すでに成れば、國家の組織もはじめて完密になり、人民も亦その地方上の政治訓練に本づいて國政に與聞することが出来るのである。第十九條以下は、訓政から憲政に移るに際しての條件・程序である。總括してこれをいへば、建國大綱は障礙掃除を以て開始となし、建設完成を以て依歸とするもので、いはゆる本末先後、秩然として紊れざるものである。

それ革命は非常の破壊であり、故に非常の建設を以てこれを繼ぐものがなければならぬ。十三年の痛苦の經驗を積んだからには、いはゆる人民の權利幸福は、まさにその實を務むべく、徒らにその名を襲つてはならないといふことを知らねばならぬ。もしよく建國大綱に依つて行ふならば軍政時代においてはよく反側を肅清し、訓政時代においてはよく自治を扶植することが出来、憲政の名はなくとも、人民の得るところの權利・幸福は、憲法を口にして專政を行ふものと同日に語るべからざるものがあるであらう。これよりして憲政に至る、歴るところは皆坦途で、躓づき倒れる處がない。民國のために計るに、これより善いものはないであらう。本政府は鄭重に宣布する、今後革命勢力及ぶところの地、およそ本政府の號令を秉承するものは、まさに建國大綱實行を以て唯一の職任となすべきであると。ここに建國大

綱二十五條を以て左に開列する。

- (一) 國民政府は革命の三民主義・五權憲法に本づき、以て中華民國を建設する。
- (二) 建設の首要は民生に在る。故に全國人民の食衣住行四大需要に對しては、政府はまさに人民と協力してともに農業の發展を謀り、以て民食を足らしめ、ともに織造の發展を謀り、以て民衣を裕かにし、大計畫の各式屋舎を建築し、以て民居を樂しませ、道路・運河を修治し、以て民行に利すべきである。
- (三) その次ぎは民權である。故に人民の政治知識能力に對しては、政府はまさにこれを訓導し、以てその選舉權を行使せしめその罷官權を行使せしめ、その創制權を行使せしめ、その複決權を行使せしむべきである。
- (四) その次ぎは民族である。故に國內の弱小民族に對しては、政府はまさにこれを扶植し、これをしてよく自決自治せしむべきであり、國外の侵略強權に對しては、政府はまさにこれを抵禦すべく、同時に各國との條約を修改し、以てわが國際の平等、國家の獨立を恢復すべきである。
- (五) 建設の程序は分つに三期とする。一を軍政時期といひ、二を訓政時期といひ、三を憲政時期といふ。
- (六) 軍政時期に在つては、一切の制度は悉く軍政の下に隸し、政府は一面兵力を用ひて以て國內の障礙を掃除し、一面主義を宣傳して以て全國の人心を開化し、國家の統一を促進する。
- (七) およそ一省が完全に底定する日は、則ち訓政開始の時、軍政停止の日とする。
- (八) 訓政時期に在つては、政府は訓練考試を経て合格せる員を派して各縣に到らしめ、人民を協助して自治を籌備せしめる。その程度、全縣の人口調査清楚に、全縣の土地測量完竣し、全縣の警衛辦理妥善に、四境縱横の道路修築成功し、その人民曾つて四權使用の訓練を受け、その國民の義務を完畢し、革命の主義を誓行するものは、縣官を選舉して一縣の政治を執行し、議員を選舉して以て一縣の法律を議立することを得、はじめて完全自治の縣とする。
- (九) 一完全なる自治縣では、その國民は直接官員を選舉する權を有し、直接官員を罷免する權を有し、直接法律を創制する權を有し、直接法律を複決する權を有する。

- (一〇) 每縣自治を開創する時、必ず先づ全縣私有土地の價を規定すべきである。その法、地主より自づからこれを報じ、地方政府は則ち價に照して徵稅し、並びに時價に隨つて收買することが出来る。この次報價の後もし土地が政治の改良、社會の進歩に因つて増價したならば、則ちその利益はまさに全縣人民のともに享くるところたるべく、原主はこれを私することは出来ない。
- (一一) 土地の歳收、地價の増益、公地の生産、山林川澤の息、礦産水力の利は、皆地方人民の事業を經營し、及び育幼・養老・濟貧・救災・醫病等種種公共の需とする。
- (一二) 各縣の天然富源と、大規模の工商事業で本縣の資力で發展興辦し得ず、外資をまつて經營し得べきものは、中央政府より、これを援助すべきであり、獲るところの純利は、中央・地方政府各その半ばを占める。
- (一三) 各縣の中央政府に對する負擔は、まさに每縣の歳收百分の幾を以て中央歳費とし、毎年國民代表よりこれを定むべきである。その限度は百分の十より少なくなく、百分の五十より多くてはならない。
- (一四) 每縣地方自治政府成立の後、國民代表一員を選舉し、以て代表會を組織し、中央の政事に參與させることが出来る。
- (一五) およそ候選及び任命の官員は、中央と地方とに論なく、皆中央の考試を経て資格を銓定せられたものたることを要する。
- (一六) およそ一省全數の縣が皆完全なる自治に達したものは、則ち憲政開始の時期とし、國民代表會は省長を選舉して本省自治の監督とすることが出来る。該省内の國家行政に至つては、則ち省長は中央の指揮を受ける。
- (一七) この時期に在つては、中央と省との權限は均權制度を採る。およそ事務の全國一致の性質あるものは中央に劃歸し、地に因り宜しきを制する性質あるものは地方に劃歸し、中央集權或ひは地方分權に偏せざらしめる。
- (一八) 縣は自治の單位であり、省は中央と縣との間に立ち、以て聯絡の效を收める。
- (一九) 憲政開始の時期に在つて、中央政府はまさに五院の設立を完成し、以て五權の治を試行すべきである。その序列は下のごとくである。行政院・立法院・司法院・考試院・監察院。

- (二〇) 行政院に下の各部を暫設する。一、内務部。二、外交部。三、軍政部。四、財政部。五、農礦部。六、工商部。七、教育部。八、交通部。
- (二一) 憲法頒布以前、各院長は皆總統が任免し督率する。
- (二二) 憲法草案は建國大綱、及び訓政・憲政兩時期の成績に本づき、立法院より議訂し、隨時民衆に宣傳し、以て時に到り採擇施行するに備ふべきである。
- (二三) 全國過半数の省が憲政開始時期、即ち全國の地方自治完全成立時期に達すれば、則ち國民大會を開き、憲法を決定してこれを頒布すべきである。
- (二四) 憲法頒布の後、中央の統治權は國民大會に歸してこれを行使する。即ち國民大會は中央政府の官員に對し選舉權あり、罷免權あり、中央の法律に對し創制權あり、複決權がある。
- (二五) 憲法頒布の日は即ち憲政告成の時、全國國民は憲法に依つて全國大選舉を行ひ、國民政府は選舉完畢後三ヶ月にして解職し、政を民選の政府に授ける。これを建國の大功告成とする。民國二十三年四月十二日孫文書。

中共黨團の跋扈

中共領袖李大釗は、國民黨一全大會第七日會議(一月二十八日午前)で、『第三國際共產黨員が國民黨に加入したのは、國民黨の主義に服従し、黨章を遵守し、國民革命に参加するためであつて、國民黨を化して共產黨としようと考へてゐるのでは決してなく、入黨は個人の資格を以てし、黨團作用を以て入黨したのではない。』と聲明したが、それは單なる表面文章であつて、實際では譚平山を責任者とするフラクションをつくつて、國民黨の實權を把持しようとしてゐたのであつた。

既述のごとく、一全大會で孫文から中央委員として指名された中共黨員は、李大釗・譚平山・于樹德(以上中央執行委員)・林祖涵・毛澤東・瞿秋白・于方舟・韓麟符・張國燾(以上候補中央執行委員)の九名で、數としては決して多くはなく、僅かに六分の一を占めるに過ぎないが、背後に最高顧問ボロディン、陳獨秀あり、聯蘇氣運いやが上に濃厚なるに加へて、廖仲愷・汪精衛等は行掛り上中共黨員を引きつけるし、又、改組そのものの建前が、一切の規範を蘇聯及び共產黨に採るといふに在つたので、中央委員である中共黨員は、この方面の新知識であるから、數こそ少なけれ、いづれも重用され、改組後の國民黨の推進力となつたことは争はれない。

鄒魯は後に西山派の一員として、激烈な反共派となつた人であるから、やや偏してゐるかも知れないが、彼の外に、中共黨團の活動を叙したものは見附からないので、その著『史稿』に據り、以下中共黨團の跋扈狀況を揣摩して見よう。

一全大會閉會後、執行委員九人を派して『廣州中央』に置き、その餘は北京・上海・漢口・四川・哈爾濱等の地方に分派して『執行部』を組織させた。中央監察委員會は廣州に在るが、然し監察委員一人でもよく職權を行使し得るのである。廣州中央の先後任職者は左のごとくである(一屆三中全會まで)。

(中央常務委員)廖仲愷・譚平山・戴季陶・彭素民・邵元冲・胡漢民・汪精衛・鄒魯。

(組織部長)譚平山。

(宣傳部長)戴季陶・汪精衛。

(青年部長)鄒魯。

(工人部長)廖仲愷。

(農民部長)林祖涵・彭素民・黃居素・廖仲愷。

(婦女部長)廖冰筠・何香凝。

中國國民黨

(海外部長)林森。

(實業部長)汪精衛。

(商人部長)伍朝樞。

組織部は黨務を管理するところで、黨中最要の機關であるが、その部長は中共領袖譚平山である。そこで黨一切の組織章程は皆彼が定め、各地組織の人員も亦、皆彼が派した。部から各地に黨務籌備員を派するのであるが、それには共產派のみを充て、登記に際しては共產派に接近せるもののみを收容し、忠實な國民黨員の登記を喜ばず、新入黨のごときは大部分拒絶せられるといふやうな状況であつた。このやうな事實が各地で發生したので、中央黨部では組織部にその查辦を命じたが、譚平山は一の「擱」の字を以てこれを了したのであつた。このやうに籌備員を共產派に限つたので、多くの籌備員を得ることが出来ず(共產派の人数が少いため)、黨部成立の成績は極めて悪く、一九二四年一月の改組から、翌二五年五月の三中全會までに、廣東省内で五つの縣黨部が成立したに過ぎなかつた。廣東省といへば、從來屢次の革命に縁故深く、黨員数は當然非常に多かるべき筈であるのに、それがこの始末である。以て中共黨團の把持・跋扈の一端を察すべきである。非共產派の入黨に對しても黨證を發せず、ために正式黨部選舉の時非共產派には選舉權がないといふやうなこともあり、又非共產派の黨員に對して、選舉期日をことさらに遅く發し、選舉に間に合はせないやうにしたこともあつた。選舉の結果共產派が勝てば、假令違法の行爲があつて組織部に訴へられたとしても、組織部はこれを合法と判決するし、共產派が負けると、その反對になるのみならず、「反動」、「反革命」の罪名を加へられ、黨籍開除まで行く。このやうな紛争は、國內では武漢・北京・南京・國外では佛國・東京でしばしば起つた。

工人部長は廖仲愷、その下にゐる秘書が馮菊坡。廖はこの時十三職を兼ね、到底工人部の部務を視るわけに行はかない。そこで馮が一切を切つて廻す。この馮が中共黨員なので、工人運動はすべて共產派の把持するところとなつた。故に工會の設立に際しては共產派のものはただちにこれを許可し、非共產派のものは許可しない。さうして有名無實の『全國總工會』なるものをつくつてそれを利用して各工會を壓抑する具とした。共產派の工會に對しては、直接に共產黨からこれを訓練・指揮し、非共產派の工會に對

しては、工人部から極力これを壓迫し、どうしても服従しないものに對しては、同業の共產系工會を設立して、非共產系のそれを破壊する。罷工等の局面に際しては、共產派の背後の指揮者ポロディンまでが出馬してこれを指揮するといふ状態であつた。

農民部の最初の部長は中共黨員林祖涵、次いで彭素民。秘書彭湃は中共黨員である。彭素民が死ぬと、黃居素が繼いだが、彭湃は公言していふ。「わが輩の範圍に就かないならば部長の職にゐさせない」。黃はこれを聞いて大いに怒り、彭湃免職を中央に請うたが成功せず、却つて黃の去職に結果し、部長の職は廖仲愷の兼ねるところとなつた。農民講習所の設立に當つては、應募者中から中共黨員のみを取り、農民協會・農團軍の組織の際も同様で、特に農團軍の編成には、土匪及び土豪を收編して共產派の爪牙とした。政府軍が土匪を捕獲しても、その土匪が農民協會に入つてみればすぐ釋放される。匪を以て成分とする農團軍及び農民協會と民團との衝突が起ると、農民部は常に農民協會を援ける。ポロディンは曾つて廣寧におけるこの種の衝突に際し、政府を強要して雲南・湖南・廣西・廣東・河南各軍及び海軍から各一團を抽出し、大元帥府のタンクまで持ち出して民團を痛刺したことさへある。

青年部長は鄒魯で、秘書譚克敏、幹事張善銘。この張が中共黨員で、譚の排斥を圖つたが失敗した。中共はこれに因つて鄒を怨み、鄒の校長たる廣東大學を『反革命の大本營』と誣ひ、鄒を失脚させようとした。それも無効だと知ると、ポロディンは財政困難を理由として、廣東大學への補助を停止しようとした。この問題は政治會議で九時間の論戰を起し、鄒への警告でケリがついた。

婦女部における共產派の活動は、さまで顯著でなく、女子大同盟を設けたくらゐのことであつた。宣傳部方面では、北京の『新國民』、上海の『新建設』二雜誌が共產派に乗取られてゐた。

極右派及び右派の反共

中共黨團のこのやうな跋扈を、必ずしも未然に察したわけではあるまいが、馮自由・謝英伯・馬素・鄧家彥等の極右派は、一九二三年末、一全大會を前にして國・共合作反對を唱へ、孫文がこれを容れなかつたので、憤然として廣東を去つたが、一全大會後、極右派と趨向を同じうする右派が現はれて、反共の態度を明かにした。すなはち張繼・謝持・鄧澤如等、中央監察委員會に據る一派であり、一九二四年六月十八日、滔滔七千言に及ぶ長文の彈劾文を中央執委會に提出した。主文・事實・意見・附陳の四部に分れ、ゴタゴタした文章で、甚だ難解であるが、最初の反共文獻として、重要ならずとしないので、左にこれを譯載する(原文には『主文』なる文字の記載はない。譯者が便宜上附したのである。)

(主文)中央執行委員會公鑒。『中國社會主義青年團第二次大會議案及び宣言』(一九二三・八・二五刊)、『團刊第七號・即ち擴大執行委員會特號』(一九二四・四・一一刊)、及びその他の印刷物を審査した結果、本委員會は、中國共產黨員及び中國社會主義青年團員の本黨に加入して黨員となつてゐるものは實に共產黨黨團を以て本黨中に在つて活動するもので、その言論行動は皆本黨に不忠實であり、黨義に違反し、黨徳を破壊し、確かに本黨の生存發展に重大な妨害があると認める。本黨は改組以來首として紀律を重んじてゐる。今中共及び社青團の本黨に加入せる諸黨員が紀律に違反せるところ、最も嚴重であると認定する。關係鉅大で忽視し得ざるものあり、特に事實を列擧し、意見を加具して貴會に提出する。希くばただちに速かに嚴重に處分し、本黨の根本をして動搖を致さざらしめんことを。迫切企望の至りにたへない。事實及び意見を後に條擧する。ここに中央執行委員會に致す。

(事實)(第一)中國社會主義青年團第二次大會議決案及び宣言。(甲)中國社會主義青年團の中國共產黨第三次大會報告に關する決議案摘録。本團は中國共產黨を協助し、國民黨の組織を全中國に擴大することに努力すべきである。勞働羣衆中においては大規模の國民革命宣傳をなし、國民革命的國民黨を擴充せねばならぬ。同時に大會は、本團が強烈なる國民運動の宣傳に注重し、以て國民革命の實際行動(示威・政治罷工等)を促進すべきであると指出した。本團團員が國民黨に加入するに當つては、本團各級執行委員會の指揮を受けねばならぬ。但し本團の各級執行委員會は中共中央及びその各級執行委員會の、團員の國民黨加入問題に關す

る種種の指揮を受けねばならぬ。本團團員は國民黨中において、中共黨員の主張を贊助し、その言語行動と完全に一致せねばならぬし、又本團は本團の獨立的・嚴密的組織を保存せねばならぬ。

(乙)中共の國民運動・國民黨問題に關する決議摘録。工人階級はまだ強大になつてゐないから、自然一個の強大な共產黨——一個の大羣衆の黨——を發生し、以て目前革命の需要に應ずることが出来ない。故にコミンテルン執行委員會・中共中央は、中共は國民黨と合作し、共產黨員は國民黨に加入すべしと議決したのである。中共中央はこの必要を感じ、この議決を遵行し、この次の全國大會も亦この議決を通過したのである。我等が國民黨に加入するに當つては依然我等の組織を保存し、且つ各工人團體中から、國民黨左派中から、眞に階級覺悟ある革命分子を吸収し、次第に我等の組織を擴大し、我等の紀律を謹嚴にし、以て強大なる羣衆的共產黨の基礎を立てねばならぬ。我等は國民黨中において、次ぎの各事に注意せねばならぬ。一、政治上・宣傳上において、如何なる帝國主義者・軍閥とも妥協しないといふ我等の眞面目を保存すること。二、國民黨が全力を軍事行動に集め、民衆に對する政治宣傳を忽視することを阻止し、國民黨の政治運動上における妥協的傾向、勞働運動上における改良的傾向を阻止すること。三、中共黨員と青年團員との團結及びその言語行動の一致。四、國民黨をして蘇聯に接近せしめることに努力し、時時國民黨を警醒して、貪にして狡なる列強に愚弄されないやうにすること。

我等は國民黨の組織を全中國に擴大し、全中國の革命分子をして國民黨に集中せしめ、以て目前の中國國民革命の需要に應ずるやうに努力すべきである。目前の政治的争闘は國民運動、外力・軍閥を排除する運動であるから、勞働羣衆中において大規模な國民運動宣傳をなし、國民革命的國民黨を擴充するとともに、國民革命の必要を了解し、階級覺悟ある革命分子を極力我等の組織に加入せしめ、更に羣衆に向つて、國民運動中における勞働階級利益擁護を宣傳せねばならぬ。

(第二)團刊第七號・即ち擴大執行委員會特號(擴執會は一九二四・三・二二—四・一開會)。

(甲)北京報告決議案摘録。我等が國民黨に加入し、それと合作するに際しては、下層の切實なる工作に注意し、極力無益な競争を避免すべきである。國民黨内において高級の地位を争ふことは、對内的には不良な影響を、對外的にはその他の團體の反動を

惹起し易いから、本團の活動を妨害しない範囲内においては、宜しく容讓の態度を採取し、全力を區分部・市黨部等の切實なる工作に致すべきである。國民黨下の各種團體に對しては、同志はその感情聯絡に注意し、それが必要な時でなければ、敵視的態度を取つてはならぬ。

(乙) 上海報告決議案摘録。學生運動に注意し、上海學生聯合會を整頓せねばならぬ。この工作に當つては、國民黨青年部を督促し、各校に在る黨員に命令し、各校に向つて活動し、學生聯合會を改組させることが最もいい。

(丙) 國民黨工作及態度に關する決議案摘録。本團は國民黨の組織の改進・擴大を求め、以て中國國民黨の進攻を督促するため、中共中央第二次全體會議のこの項に關する決議案に對し、完全にその指導を接受するものである。

(丁) 中共中央『同志等の國民黨における工作及態度に關する決議案』(前項言及)。我等の同志が國民黨の或種の組織に參與する時には、その組織工作に就いて詳かに辦法を討論し、それを以て我等の一致努力の根據とせねばならぬ。でなければ時に臨んで狼狽し、良好なる効果を收めることが出来ないであらう。本黨同志の國民黨内において組織及び工作を進行するための教育、即ち開會・報告等の議事、表決分配の工作、成績の考核、黨員教育、外に向つての活動方法等の教育事項は、區及び地方委員會がその責任を負はねばならぬ。以後本黨の一切の宣傳・出版・人民組織、及びその他の實際運動にして、およそ國民黨に關係あるものは、すべて國民黨の名義を用ひ、國民黨の工作に歸せしむべきである。それは一には人力・財力を減省することが出来、二には國民黨をして發展し易からしめ、三には各種努力の聲勢と功效とをして、比較的よく擴大させ、集中させることが出来るからである。但し我等が必要と認める事項にして、國民黨がその名義を用ひて活動することを願はないものに就いては、本黨が獨立的に活動せねばならぬ。國民黨組織の發展に伴ひ、本黨組織の發展も亦當然停止することは出来ない。

(第三)その他。(甲)今回の蘇支交渉に際し、中共及び社青團から本黨に加入した黨員は本黨の黨義を顧みず、一致して北京偽政府がカラハン・王正廷協定を承認せんことを主張した。これは北京を承認して正式政府となすものである。

(乙) 崔文成の『中國國民黨革命と無産階級』に、無産階級の國民黨運動參加の利益を擧げた中に、『無産階級が若し國民黨

運動に参加すれば、實際上資產階級革命の不徹底を感受し、猛然として無産階級革命を要求するに至るであらう。』といふ一節がある。このやうな宣傳が本黨黨員の口から出ていいものであらうか？ しかも崔はこれを上海『民國日報』の附刊『覺悟』(一九二四・四・二三)に掲載したのである。これ本黨黨員が自づから本黨を毀つものであり、且つ『民國日報』を以て中共の宣傳機關たらしめるものである。

(丙) 本黨一全大會において、李大釗は中共黨員及び社青團員の本黨入黨の意義を説明して次ぎのやうにいつた。『我等の本黨に加入したのは、斷じて巧みを取り便宜を謀るものでなく、國民黨の名義を借りて共產黨員の運動をなすものでもない。我等の入黨は個人としての加入で、團體として加入したのではない。我等を跨黨といふことは出来るかも知れぬが、『黨内に黨がある。』といふことは出来ない。我等は本黨に對して二重の責任を負ふ。一は本黨黨員としての普通の責任であり、二は本黨と世界革命運動とを聯絡してともに進歩を圖るといふ責任である。我等が本黨に参加し、兼ねて固有の黨籍に跨つてゐるのは、光明正大な行爲であつて、陰謀的舉動ではない。』本黨一全大會は社青團第二次大會決議案及び宣言の發布を距ること數月であり、李等はこの決議をつ知て居り、且つ中共決議をも遵行してゐる。しかも、このやうなことをいつて、總理及び全國代表を欺蒙してゐるのである。不忠不徳、險詐不信である。擴大執行委員會議は今年三月、團刊第七號の發行は四月、李の本黨一全大會における意見發表を距ること亦數月である。大會代表中にも社青團員があつて、李の意見を聞いた筈であるのに、擴委會の決議は終にかくのごとくである。用心積慮、人をして察からずして慄然たらしめるものがある。

(丁) 『新青年』・『嚮導』兩誌の本黨に對する不滿の言論は枚擧に違がない。

(意見)本委員の意見は下のごとくである。

(甲) 本報告書の提出は、中共黨員・社青團員の本黨加入に反對するのではない。中共黨員・社青團員にして本黨に入黨せる個人に反對し、或ひはそれを排斥しようとするのではない、完全に本黨の生存發展の見地から、絶対に黨中に黨があつてはならぬと認めただからである。又、中共黨員・社青團員の入黨が、中共の本黨中における黨團作用であつて、本黨黨員たるの實質と精神とを

失つて居り、全く黨に忠實でなく、その行爲が不光明であると認められたからである。

(乙) 總理が中共黨員・社青團員の跨黨を允したのには、世界革命聯絡の見地からであつた。然しその界限はきはめて明かであつた。李大釗が一大會で述べたところは、又彼が總理に陳説したところであらう。彼等は中共・社青の議決は秘密であるから大丈夫だとおもつてゐたのであらうが、今や詐謀ごとく顯はれたのである。

(丙) 彼等は入黨後、中共の主張を國民黨をして辦理せしめようとした。蘇支交渉はその一例であつて、彼等はコミンテルン・中共あるを知つて、毫も本黨の立場を顧みないのである。

(丁) 彼等は本黨黨員たる以上、本黨の主義及び本黨政府の軍事政治行動に對して、印刷物等において、妄りに指撃或ひは批評を加へてはならない。『嚮導』・『新青年』はまだしも本黨の發刊物でないといひ得られるが、『覺悟』は本黨『民國日報』の附刊である。それに『國民革命は資産階級の不徹底の革命である。』といふやうな宣傳を載せたりする。それといふのも黨團が内に在るから、このやうな言論が外に發するのである。かくては本黨の根本は動搖せざるを得ない。

(戊) 一步を譲り、彼等には本黨黨員の義務責任を課せず、ただ合作すればいいのだとしても、この種の行動はすでに合作の界限を破り、合作の精神を妨害してゐるのである。

(附陳) 中共決議に、『國黨組織發展の時、中共組織の發展も亦停止するを得ない。』とあり、故に社青團は廣東・湖南・湖北等の區、及び北京・上海・安徽にその組織があるのである。かくのごときは、中共から見れば當然かも知れぬが、然し、彼黨員は全體本黨に加入し、彼等の少數ならざる部分が本黨中執委等に任じ、學生・青年・婦女・工人・農人各方面に對する活動においては、兩黨同一の進行線上に立ち、本黨の進行は公開的なるに彼黨は秘密である、等の關係は、實に特別に屬する。而して半年來黨務組織の專員に中共黨籍のもの多く、跨黨の人が兩黨の黨務を辦理する場合、その固有の黨に偏重するは必然である。一例を挙げんに、彼黨の粵區議決案に、『廣東の農團は特別に發達してゐる。この種の武装勢力は忽視してはならぬ。注意して調査し、機を見て活動せしむべきである。』とある。本黨はこのやうな決議に對し、どのやうに處置しようといふのか？ 中共黨籍あり、黨團

活動に従事せる黨員が、出でて農團を組織するとしたならば、その結果はどうなるであらうか？ まことに忽視すべからざる事實である。黨務に對する影響頗る大、故にこれを附陳するのである。

この彈劾文に接し、七月、中央執行委員會が開かれ、大意次ぎのやうな決議が採擇された。

『一、現在中國は半殖民地の下に處るが故に、各階級中自のづから、解放を力求し、中國の獨立を要求し、帝國主義の壓迫を脱離しようとする共同傾向がある。中國國民黨はこれらの階級の共同傾向を代表し、國民革命運動に従事する三民主義政黨である。故に一切の眞正の革命分子は、その階級の屬性如何を問はず、わが黨がこれを集中して包括せねばならないのである。

二、本黨章程に、「およそ本黨黨綱を接受し、本黨の議決を實行し、本黨所轄の黨部に加入し、時に依り黨費を繳納せんと志願するものは、均しく本黨黨員たることを得。」と規定してある。故におよそ黨員の行動にして、この章程の規定に違反しないものは、本黨は干渉の必要がない。行動が黨綱章程に違反し、積極的に三民主義の革命運動に従事するを願はず、軍閥・帝國主義に反對せず、労働平民を贊助しないものに至つては、思想上何の派別に屬するかを問はず、本黨紀律を以てこれを繩すものである。

三、中國共產黨は何等の個人の空想に出でたものではなく、亦強いて造りあげたものでもなく、中國において正に發展しつつある工業無産階級の、自然的階級闘争から湧現したところの政治組織の一部である。現存の中國共產黨を解散することは出来るであらうが、中國の無産階級はそれに隨つて消滅せず、別に組織をつくるであらう。故に中國國民黨は、黨に加入せる共產主義者に對し、ただその行動が國民黨の主義・政綱に合してゐるか否かを問ふのみで、その他を問はないのである。本黨は如何なる地點・時間に論なく、黨の政綱・章程を以て一切の黨員を管理するものであり、而して共產主義者にして本黨に加入せるものは、本黨黨員としてこれを管理するのみである。』

このやうな決議は採擇されたけれど、實際的には何等效力なく、中共は依然その態度を改めなかつた。然し彼等も孫文に對しては遠慮せざるを得ず、孫が乗り出せば引つ込むのを常とした。

かくて第一次國・共合作は、合作後僅かに半歳にして早くも分裂の傾向を現はしたのであるが、一九二四年においては、それはまだ微かな兆象にとどまり、著明なる發展はなかつた。その大いに明顯なるに至つたのは、一九二五年三月、北京における孫文の死以後である。では、常に廣東を根據として活躍して來た孫文が、どうして北方軍閥の本據で逝いたか？ それには、國內政局の大變といふことが原因となつてゐるのである。節を改めて述べよう。

孫文の北上と死

記述が一部重複するが、一九二〇年に遡つて、爾後五年間に亘る北方軍閥の自擾作用を叙する。北方軍閥の一派である安徽派の首領段祺瑞が、復辟戦後再び北京の主人公となり、舊國會及び舊約法を無視し、臨時參議院を召集して國會選舉法を修正し、それに據つて成立した新國會（いはゆる安福國會）で徐世昌を大總統にかつぎあげたが、これに對抗する他の軍閥直隸派は、首領馮國璋の死後曹錕が盟主となり、吳佩孚の精兵を中心として機會を窺つてゐるうちに、一九二〇年七月、段の四省經略使曹錕、第三師長吳佩孚免職を導火線として、安徽・直隸兩派内訌の總勘定が開始され、その結果は意想外にも安徽派の大敗となり、直隸派の黄金時代を現出した。これが安直戦争である。

一九二二年には第一次奉直戦が起つた。全盛の直隸派に對し、大東北主義を振りかざす他の軍閥奉天派の首領、東三省巡閱使張作霖の反抗である。張はさきに段祺瑞を支持して馮國璋に對抗し、後直隸派を援助して段を倒したが、直隸派の壓力が加はるとともに、兩派の關係決裂し、一九二二年四月兩派の開戦を見たが、吳佩孚の勢ひに敵すべくもなく、奉天軍は山海關外に退却し、東三省内に封鎖されてしまつた。ここにおいて直隸派は、法統恢復を唱へて舊國會を

恢復し、大總統徐世昌を放逐して黎元洪を復位させたが、間もなく非常手段を以て黎を逐ひ、新憲法（いはゆる曹錕憲法）を制定し、議員を買収して曹錕を大總統に選舉させた。いはゆる賄選、すなはち賄路に依る選舉である。時に一九二三年十月十日。これに對して各方の反感雲のごとく起り、國民黨・奉天派・段派の諸勢力合體して反直聯盟が出来上り、一九二四年九月、江蘇の齊燮元（直隸派）と浙江の盧永祥（段派）との間に口火が切られ、十月、張作霖は盧援助を名として兵を關内に進め、ここに第二次奉直戦となつた。兩軍は山海關の嶮を中にして相對峙し、約一ヶ月に亘る激烈な攻防戦をつづけ、直軍の總帥吳佩孚が、まさにその主力を以て奉軍の中央突破を執行しようとした時、直軍の驍將馮玉祥叛き、十月二十二日兵を古北口からかへして北京クーデターを敢行し、曹大總統を監禁してしまつた。張作霖から莫大な軍費が馮に渡つたのと、馮の下に國民黨系の胡景翼・孫岳が軍長としてゐて、馮を引張り込んだためである。馮は獨立と同時に國民軍と改稱し、軍をかへして來た吳佩孚軍を一戦に打ち破り、段祺瑞を迎へて臨時執政たらしめた。

第二次奉直戦起るや、孫文は第二次北伐の師を起し、蔣介石の學生軍、許崇智の廣東軍を以て江西を壓迫したが、馮玉祥のクーデターに依つて北方時局一段落となつたので、段及び北方民衆の請を容れて北上し、統一を謀ることを決意した。黨員中これを危険として阻止しようとしたものがあつたが、孫は、『君等は予を大充帥とおもふから危険だといふのだらうが、革命黨員として見れば何でもないではないか？』と稱して取り合はず、十一月十日左のとき『北上宣言』を發して態度を明かにし、十二日廣東を離れて北上した。

本年九月十八日、本黨は出師北伐の目的に就いて宣言したが、その主要なる意義は次ぎの通りであつた。國民革命の目的は獨立自由の國家を造成し、以て國家及び民衆の利益を擁護するに在る。この種の目的と、中國を永しへにその植民地たらしめようとする帝國主義とは絶対に相容れることは出来ない。故に辛亥の役において、吾人は滿洲政府を推倒することが出来たけれども、幾くもなく帝國主義者は軍閥と勾結し、國民革命の敵となり、國民革命目的の進行を阻止しようとした。十三年來、軍閥の本身は新陳

代謝したが、その性質・作用は、袁世凱から曹錕・吳佩孚に至るまで一轍に出づるがごとくであつた。故に北伐の目的はただに曹・吳を覆滅するだけでなく、その覆滅後永しへに同様繼起の人なからしめるに在るのである。換言すれば北伐の目的は軍閥を推倒するだけでなく、軍閥が頼つて以て生存するところの帝國主義を推倒するに在るのである。かくして然る後、國民革命の目的は障礙を掃除して活潑に進行し得るのである。

國民革命の目的は獨立自由の國家を造成し、以て國家及び民衆の利益を擁護するに在るのであるが、その内容は何であるか？

これに就いては本黨一全大會がすでに詳述してゐる。けだし民族・民権・民生の三主義を以て基本となし、時勢に因應して救済方法を列擧し、以て最小限度の政綱としてゐるのである。その大要をいへば、對外政策は、一方は一切の不平等條約及び特權を取消すに在り、一方は外債の性質を變更し、列強をしてこの種の外債を利用して、中國を次殖民地の地位に坐困する能はざらしめるに在る。對内政策は中央と省との權限を劃分して、國家の統一と省自治とをして各その發達を遂げ、相妨礙せざらしめるに在る。同時に縣を確定して自治の單位となし、以て民權の基礎を深植し、且つ全力を以て人民の自由を保障し、農工實業團體の發達を補助し、經濟教育狀況の改善を謀るに在る。對外政策にして實現せられるならば、帝國主義の中國における勢力は消滅し、國家の獨立自由を保つことが出来るし、對内政策にして實現せられるならば、軍閥は死灰復燃を致さず、民治の基礎は動搖しないであらう。中國の現状に對する對症良藥であると信ずる。この旨に根據し、その順序を説明すれば左のごとくである。

- (一) 中國が國際上平等の地位に躋つてから後、國民經濟及び一切の生産は、はじめて充分に發展することが出来る。
- (二) 實業の發展は農村經濟を改良せしめ得、而して勞働農民の生計も亦改善の可能性がある。
- (三) 生産力の充分な發展は、工人階級の生活狀況を改善せしめる。
- (四) 農工業が發達すれば、人民の購買力が増加し、商業ははじめて繁盛の動機があるのである。
- (五) ここに至つて、文化・教育等の問題がはじめて空談たることを免かれるのである。經濟が發展すれば知識能力に對する需要が日に増し、國家の富力が増殖すれば、文化事業及び教育の經費の支辨を容易ならしめ、知識階級の失業・失學問題の解決にも

端緒あるに至る。

(六) 不平等條約の廢除に因つて、中國の法律は全國領土に普及し、租界の廢除に因つて反革命勢力は消滅する。

以上の諸端は實業家たると、農民たると、工人たると、學界たるとを論ぜず、國民がその切實を感じ、共同奮闘して實現しようとしてゐるところである。國民革命の目的は、その内容かくのごとし。十三年來帝國主義と軍閥とが相勾結し、その進行を阻害し、これらの民國の存亡に關係ある諸端を實現に由なからしめたのである。目的を達するためには障礙の掃除に従事せざるを得ない。北伐せざるを得ないのである。

北伐の目的が宣布せられて後、廣東に在る本黨旗幟下の軍隊は、次第に北江に集中して江西に入り、本黨も亦種種の方面から帝國主義援助するところの軍閥は、その武力統一の夢想を挟んではゐるが、その失敗は終に免かるべからざる事實であることを國民に指示した。今や吳佩孚の失敗は本黨判斷の謬つてゐないことを證明するに足るであらう。

軍閥の武力が帝國主義の援助を得てその數量を増加したことは、袁世凱以來すでに然るところである。然しその盛時に當つては帝國主義はこれが羽翼となつたけれども、その敗るるに及んでは、帝國主義も亦これを救ふことが出来なかつた。その故はどこに在るのであらうか。民國二年東南の役において、袁世凱の用兵は往くとして利ならざるはなく、同三・四年の間、叛迹漸く著はれて人心漸く去り、帝制反對の兵起るに及び、衆叛き親離れ、一蹶振はざるに至つた。七年以來吳佩孚の兵を用ふる、亦往くとして利ならざるはなく、驕氣の中するところ、力を以て天下を經營し得べしとし、民衆の敵となることを意とせず、工人學生を屠殺し以て革命の進行を阻んだが、人心去るに及んで一敗地に塗れた。しかも猶敗亡の後において北京公使團に致電援助を請求した。その始終甘んじて帝國主義の傀儡となり、歴史の教訓を了解せざることかくのごときものがある。これを以ていへば、帝國主義の援助は終に國民の覺悟に敵することは出来ないのである。

帝國主義といふものは、ただわが國、わが國民が覺悟しないのに乘じて逞しうするのであり、軍閥も亦ただわが國民の覺悟しないのに乘じて一時志を得るとどまり、國民が覺悟すれば屈伏するのである。願くばわが友軍將士及びわが同志の一念ここに及ば

んことを。而して吾人はここにおいて一つの証明を得た。それは、武力にして帝國主義と結合するものは敗れざるなく、これに反して國民と結合して國民革命の進行を速かならしむるものは勝たざるなしといふことである。今日以後は國民革命の一つの新時代とすべく、武力・帝國主義結合の現象をして、永しへに迹を國內に絶たしめなければならぬ。而してこれに代つて興る現象の第一歩は、武力をして國民と相結ばしめることであり、第二步は武力をして國民の武力たらしめることであり、國民革命はその時にいてこそ成功するのである。今日國民の武力はまだいふに足るものがないが、然し武力と國民との結合は、すでにその端倪が見はれてゐる。吾人は今この結合の確實化と進歩とを期せねばならない。武力と國民とを深く結合せしめるための方法は二つある。その一は、時局の發展をして國民の需要に應ぜしめることであり、かくして時局發展の利益が國民に歸し、従前各派の勢力利益瓜分、及び權利壟斷の罪惡を一掃すること出来るのである。その二は、國民をしてよくその需要を選択せしめることであり、かくして國民の需要は充分に表現せられ、従前各派の群衆を把持したり、或ひは群衆と隔絶する罪惡を一掃することが出来るのである。以上の二事は國民革命の新時代と舊時代とを分つものである。舊時代の武力は帝國主義に利用されるものであり、新時代の武力は國民利権を擁護し、その障礙を掃除する所以のものである。

本黨は以上の理論に根據し、時局に關して、國民會議を召集して中國の統一・建設を謀ることを主張する。國民會議召集前預備會議を召集し、國民會議の基礎條件及び召集日期・選舉方法を決定する。預備會議は次ぎの團體の代表を以てこれを組織する。——一、現代實業團體。二、商會。三、教育會。四、大學。五、各省學生聯合會。六、工會。七、農會。八、曹吳に共同反對した各軍。九、政黨。——以上各團體の代表は、各團體の機關からこれを派出する。人數は少なかるべく、以て迅速召集を期したい。國民會議の組織は、その團體代表は預備會議と同じが、ただその代表は各團體の團員から直接選舉すべく、人數も預備會議よりも多かるべきである。全國各軍は皆同一方法を以て代表を選舉し、國民會議に列席し得ることとする。會議以前に各省の政治犯を完全に赦免し、並びに各地方の團體・人民の選舉の自由、提案・宣傳・討論の自由を保障することとしたい。

本黨は國民革命に力を致すことここに三十餘年である。今日國內の環境を以て論ずるに、本黨の主張が中國を救済する良藥たることを自信するが、然し國民の了解を得ることは容易なことではない。ただ本黨は國民の自決が國民革命の要道たることを深信するものであり、本黨主張の國民會議實現後、一全大會宣言列舉の政綱を提出し、國民の徹底的了解・贊助を得ようと期するのである。

本黨はここにおいて、敢へて熟誠を以て國民に告げる。國民の運命は國民の自決に在る。本黨若し國民の援助を得ば、中國の獨立自由統一の諸目的は、必ずや奮闘に依つて完全に達到することが出来るであらう。國民何すれぞ來らざるや。

この宣言を置土産として、十一月十二日廣東を發した孫文は、十七日上海着。ところが北支デイリー・ニュースは孫にあてつけて、『政治上の任務を負ふ大元帥が、商務性質ある上海にあることは適當かどうか。』といふ社説を發表したので、孫は日本記者との會見において次ぎのやうにいつた。『上海は租界ではあるが、然し中國の領土である。吾人は中國の主人であり、上海に寄居する外人はすべて客人である。主人が自己の領土内で何をしようとも、客人は決して干渉することは出来ないのだ。』十九日茶會を開いて新聞記者を招待し、今次北上の目的が、國民會議召集及び不平等條約廢除に在ることを聲明、二十一日道を日本に取り、二十三日長崎着、二十八日までの間に左の諸講演を試みた。

學生は國民會議に賛成すべし（一一・二三長崎中國學生會に對して）

中國内亂の因（一一・二五在日國民黨員主催の歡迎會席上）

大亞洲主義（一一・二八神戸商業會議所等五團體主催歡迎會にて）

日本は中國の不平等條約廢除を助けよ（一一・二八神戸各團體同上）

右の諸講演中、大亞洲主義すなはち日本でいふ大亞細亞主義の講演こそは、孫文の一生を通じての最大講演といふも過言でなく、その影響は、七年後の一九三一年春における汪精衛の覺醒となり、更にその後七年にして汪の和平反共建國運動の指導原理となり、やがて純正國民黨の生誕（一九三九年）を促がすに至つたのである。世上往往汪精衛の覺醒を

以て、一九三八年に在るとするものがあるが、それは誤りであつて、彼の覺醒は實に一九三一年に在り、廣東國民政府首腦として孫の遺教に味到し、外交部長陳友仁を派して日本朝野に一種の東洋アンシユルツスを游説せしめた時に在るのである。實に今日の局面たる、死せる孫文が活ける汪精衛を驅使して造成したものである。

然し當時においては、環境の制するところ、大亞洲主義の反響はさまで著るしくなく、『北上宣言』に現はれた不平等條約廢除、及び國民會議召集論の反響の方が大きく、孫が十二月四日天津に到着した時、全國はすでにこの主張の鼓蕩・風靡するところとなつてゐたのであつた(鄒著『史稿』五七二頁)。

天津滯在中孫は張作霖と曹家花園で會見したが、その夜感冒、持病の肝臓が悪くなつた。十八日執政段祺瑞が二代表を派して來たが、孫は段が各國との條約尊重の公文を發したことを知つてゐて、聲色ともにはげしく代表を詰問した。

『自分が外で不平等條約廢除を主張してゐるのに、執政は一圖に不平等條約を尊重しようとする。君等は高官になり、金を儲けたいから外國人を恐れるのだらう。自分を歓迎に來るなんて、何の必要があるんだ?』

これで病氣が又ひどくなつた。天津では療治に不便なので、三十一日北京に入り、北京飯店に居を定め、數人の外醫に診せた結果肝臓病だと確定、主治醫は獨人醫師クリーと定まつた。

この間執政政府では、孫の國民會議召集説に對抗して『善後會議』召集を決定し、着着準備を進めた。國民黨はこれに参加しないことを決議した。一月二十日以後病勢いよいよ激化、二十四・五兩日終に飲食を進めることが出来なくなつたので、二十六日協和醫院(ロックフェラー病院)に移り、ただちに手術をしたが、肝臓の堅硬なること木のごとく、完全に肝臓癌であり、發病は十年以前だとのことであつた。醫者はサジを投げた形である。二月十八日退院して鐵獅子胡同の行轅に歸つた。二十四日危險を宣せられたので、汪精衛が遺囑(協和醫院に移る際、孫は遺囑の起草を吳敬恒等に命じたのであつた。)を持つて病床に立つた。孫が眼をあけて、『何だ?』、『總理の御病氣は久しからずしてよくなるとおもひま

すが、よくなつても相當長期の靜養が必要でせう。その間黨の事務を停滯させるわけに行きませんから、同志が總理に代つて黨務を執行せねばなりません。それで總理に御話をして貰つて、それに遵つてやつて行きたいとおもふのです。』、『何も別に話すことはない。病氣がよくなつたら、いくらも話したいことがあるから、温泉にでも行つて、數日間考へて、詳しく話さう。病氣がよくなるのなら、何もいふことはない。』しばらくしてから、孫は又いつた。『自分は君等を看ると危險でならない。自分が死んだら、敵人は君等を軟化しようとするだらう。軟化出来ぬと知つたら、必ず害を加へるだらう。敵人の危險を避けようとするれば、軟化するだらう。自分には何も話すことはないよ。』、『私共は總理に數十年も追隨して居りますが、かつて危險を恐れたことはありません。今後も恐れることはありません。又、かつて軟化したこともないし、今後も敵人が私共を軟化しようとしたつて駄目です。ともなく御話を願つて、それを守り、今後もそれに遵つて奮闘したいとおもふのです。』、『どういふことを話せばいいんだ?』、『私共で御話を準備してあります。讀みますから、御賛成でしたら、御署名下さい。御賛成でなかつたら、御話して下されば私が筆記します。』、『よからう。どんな準備をしたか? 讀んで見よ。』汪が遺囑の全文を讀みあげると、『自分は非常に賛成だ。』汪は次いで家族への遺囑全文を讀みあげた。『自分も非常に賛成だ。』そこで署名しようとしてゐると、傍らにゐた宋慶齡夫人が泣き出したので、『數日後にしよう。』この日はこれで止めにしたが、それから病勢いよいよ悪化、三月十一日終に署名、十二日午前九時半長逝した。

(遺囑)余、力を國民革命に致すこと凡そ四十年、其の目的は中國の自由平等を求むるに在り。四十年の經驗を積み、深く知る此の目的を達到せんと欲すれば、必ず須からく民衆を喚起し、及び、世界上平等を以て我を待つる民族を聯合し、共同奮闘すべきことを。現在革命尙ほ未だ成功せず、凡そ我が同志は、務めて須からく余が著す所の『建國方略』、『建國大綱』、『三民主義』、及び第一次全國大會宣言に依照して繼續努力し、以て貫徹を求むべく、最近主張せる國民會議を開き、及び不平等條約を廢除する

ことは、尤も須からく最短期間に於いて、其の實現を促すべし。是れ至囑する所なり。

(家屬への遺囑)余、國事に盡瘁せるに因り家産を治めず。其の遺す所の書籍・衣物・住宅等の一切は均しく吾が妻宋慶齡に付し、以て紀念と爲す。余の兒女は已に長成し、能く自立す。望むらくは各自愛し、以て余が志を繼がんことを。此に囑す。

筆記者は汪精衛、證明者は吳敬恒・宋子文・孔祥熙・孫科・戴恩賽・邵元冲・戴季陶・鄒魯である。

孫の遺囑を汪精衛の偽作とする説が一時行はれたが、鄒魯は『史稿』四二〇—一頁において、次ぎのやうに汪偽作説を破つてゐる。

魯は總理病室輪流侍病の一人であり、亦遺囑證明の一人でもあるので、當日の情況を詳述し、以てこの遺囑の偽でないことを見はさう。二月二十四日總理が汪から遺囑を聽いて署名しようとし、孫夫人の哭泣に因つて中止してから後、ポロデインはしばしば汪に總理の署名を要求し、陳友仁もそれを促がした。汪は憤然として『夫人が總理に向つていひ出す外ない。自分は再びあのやうな傷心事に當る氣はない。』といった。ポロデインは終に直接總理に數回會つて要求したが、總理はそれを容れなかつた。三月十日汪夫人陳璧君が病室から出て来て(總理の病時、孫夫人が常侍する外、孔祥熙夫人宋霽齡・廖仲愷夫人何香凝・汪夫人陳璧君が輪流陪侍し、次の間には汪精衛・孫科・宋子文・戴恩賽・戴季陶・鄒魯が陪侍した)、汪に、『夫人が署名を承諾したから、遺囑を持つて来ていただきたいといつたので、汪はただちにそれを持つて病室に入る。そこには孫夫人・孫科・陳璧君・何香凝がゐた。宋子文・孔祥熙・鄒魯等は室内に立ち、總理が夫人に支へられつつ、ペンを執られたのを目撃したのである。』

遺體は協和醫院に移して保存の法を講じた後、十九日中央公園に移した。柩を擧ぐるは孫に最も近き同志二十四人、八人を一組とし、民衆の送別裡に公園着、公祭十日、四月二日柩を西山碧雲寺に安んじた。次いで三中全會を開き、爾後開會の際は、主席から遺囑を誦し、全場起立して敬意を表することを議決した。遺囑原本は鄒魯が廣東に持ち帰り、中央執行委員會に保存した。五月廣東において三中全會續開、二十四日次ぎのやうな『中國國民黨接受總理遺囑宣言』

を採擇した。

中華民國の創造者、本黨總理孫先生の逝世は、わが中華民國未有の最大損失であるだけでなく、全世界被壓迫民衆の解放運動も亦極大の打撃を受けるのである。この、唯一の、崇高偉大仁慈なる父師はまた作すべくもなく、民衆は倚庇するところを失ひ本黨の根本亦ほとんど動搖しようとした。然しながら、わが總理が四十年の國民革命運動の精誠を積んで孕育した中國國民黨の誠實なる信徒は、繼續してこの偉大なる精神の涵養するところを受くること、一に總理在ます日のごとく、即ち或ひは總理の主張に對して懷疑を發生したるものも、遅かれ早かれ必ず總理の主張の正確と、自己の懷疑の錯誤とを發見するのである。これに因り、吾人は哀悼悲痛の中にゐても、總理の偉大なる精神主義は、遺囑として吾人に遺授せられたので、吾人は總理の長逝に因つて國民革命の勇氣を喪失しないのみならず、總理の偉大なる精神・主義に對する信心は日の明かなるがごとく吾人の革命勝利の前途を朗照するのである。總理の遺すところの、未だ竟へざるの工作は、吾人完全とその重大責任を繼承する。中國國民黨中央執行委員會全體會議は、ここに全體一致の堅決なる意志を以て、わが全國民及び世界民衆に宣言する。

わが黨同志がわが總理孫先生に追隨し、中國國民革命の事業に努力し、君政を顛覆して民國を創立し、軍閥を撲滅して外侮を抵禦し、恒に百折不撓の精神を以て繼續奮闘し、以て民族平等・國家獨立を恢復し、わが中國をして半植民地の地位を脱離せしめ、三民主義に依據せる完全なる獨立自由の國家を造成せんと圖ることここに三十餘年である。去年一年、わが總理が第一次全國代表大會を召集したその意は、けだし本黨をして民主的集制に依據し、一の組織完成せる革命黨を建立せしめんとしたのである。組織完成せる眞正の革命黨にして、はじめて國民革命完成の工作を擔負し得るからである。遡つてわが黨最初に成立して以來、三民主義はわが黨の基礎であり、總理は又その智仁勇の大徳を運用し、貫くに至誠を以てし、中國國民革命運動を領導した。滿洲君政顛覆後、革命政府は情勢に迫られ、やむを得ずして反革命的専制階級と妥協を謀つたが、この種の妥協は實に間接に帝國主義と相調和するもので、遂に國民革命第一次失敗の根源となつた。これより後革命の進行は、一度の成功ある毎に、必ず反革命的専制階級と一度の妥協を謀り、而して毎次の妥協は皆過去の革命の犠牲をしてその意義を失はせたのであつた。十餘年始終不斷の努力を以

て同志を督勵し、三民主義の原理と政策とを固執して少しも譲らなかつたのは、實にわが總理一人であつた。然しながら革命の偉業は、大多數民衆が参加するのでなければ完全な成功を得ることが出来ない。而して革命黨人が本黨の主義に對して徹底的に了解し、民衆の政治的經濟的需要に適合する宣傳をするのでなければ、民衆を引導して國民革命運動に参加させることが出来ない。一全大會において總理は國民革命の責任を完全に全黨同志に付託した。その全體一致議決の宣言、及び最小限度の政綱は、全黨同志が完全に總理付するところの主義と責任とを接受したことを表示してゐる。

二年來總理は更にその全力を奮つて同志を督勵し、強暴なる帝國主義及びその嗾使掩護せる反革命惡魔と戦ひ、且つ努力して革命主義の教育に従事し、屢次帝國主義軍閥に反對する宣言を發表し、三民主義の理論を講述し、建國大綱を制定した。わが黨の同志は嚴格なる教育訓練の下、國民革命組織の人才となり、且つ人才を以て中心となして民衆の中に投入し、眞正の民衆の政黨を造成し、革命的建設事業の進行を促がした。故に曹吳推翻の時、わが總理は宣言を發表したが、その主要な意義は次ぎの通りであつた。——國民革命の目的は獨立自由の國家を造成し、以て國家及び民衆の利益を掩護するに在る。この種の目的は、中國をして永へにその植民地たらしめようとする帝國主義と絶対に相容れない。十三年來軍閥の本身には新陳代謝があつたが、その性質作用は袁から曹吳に至るまで一轍に出づるがごとくであつた。故に北伐の目的はただに軍閥を推翻するだけでなく、尤も軍閥が頼つて以て生存するところの帝國主義を打倒するに在るのである。——曹吳倒れて後總理はこれを以て和平統一の良好機會と認めて毅然北上し、一には一致して曹吳を顛覆した友軍に對して前約を實踐し、誠を以て相見みえ、以て國家必須の各種具體的條件、即ちわが黨最小限度の政綱を實現して三民主義實行の初歩とし、一には黨の主義を北方民衆に宣傳し、以て全國民衆を一致して國民革命の旗幟下に結合し統一の革命の工作を完成しようとするのである。而して國民會議召集及び不平等條約廢除は最も明顯なる目標であつた。けだし民國の政權は、これを國民自身に操つてこそ、はじめて和平統一をいふべく、民族平等・國家獨立を恢復してこそ、國民革命の目的に對する障礙を掃除して活潑に進行し得られるからである。故に總理は北上に際し、嚴重なる宣言を發表して國家・民衆の眞正の需要を詳述した後、仁慈誠懇の意を以て友軍將士及び同志に告げた。『帝國主義の援助も終に國民の覺悟に敵

しない。帝國主義者は國民の覺悟しないのに乘じて逞しうせんことを求め、軍閥も國民の覺悟しないのに乘じて志を一時に得るのだが、國民が覺悟すれば屈伏せざるを得ないのである。友軍將士・同志の一念ここに及ばんことを願ふのである。今日以後は國民革命の新時代とし、武力・帝國主義結合の現象を、永へに國內に絶迹させよう。これに代つて興る現象は、第一步は武力をして國民と結合せしめることで、第二步は武力をして國民の武力たらしめることである。國民革命はこの時に成功する。』總理が同志を統帥し、國家・民衆の利益のために奮闘するの實際は、この二次の宣言を以て國民の前に明白に表示せられたのである。

總理北上の目的は、上述の理論・事實の外、直接にその意志を北方民衆に宣布し、北方友軍將士・同志と誠を以て相見みえた後、みづから世界各國に赴いて廣大なる宣傳をなし、平等を以て我を待つ民族と相結合して共同奮闘し、以て被壓迫民族一齊解放の宏願を達しようとして決意したことに在る。けだし世界的帝國主義の強暴を顛覆し、世界被壓迫民族を解放するといふこの一大目的は、被壓迫民族の一致團結により、達することは困難でないとしたのである。

總理はこのやうな偉大な主義を抱き、努力奮闘四十年、更にその實行の偉大な任務を負うて北上したが、多年國家及び世界被壓迫民族のために奮闘したこと因つて健康を損し、津門に至つて病起り、京に到つて篤く、終にこの偉大な主義・實行任務を遺留して長逝した。嗚呼、樹靜かならんと欲して風息まず、全國民・全世界被壓迫民衆の悲痛何如。

總理危篤に當り、遺囑を以て國民政治奮闘の途徑を示した。その言にいふ(全文既述省略に従ふ)。吾人今日唯一の責任は、完全に總理の遺囑を接受するに在る。今より後同徳同心、吾人の全力を盡し、一切の自由・權利を犠牲にし、努力して民族平等・國家獨立のために奮闘し、以て總理未成の志を竟へようとするのである。およそわが國民にして、總理の主義・政綱を接受して國民革命の工作に従事し、國家・民衆のために福利を謀るものは、皆吾人の敬愛する同志であり、吾人は誓つて至誠を以てこれと結合し、共同して革命的建設事業の實現に力を致さう。これに反して反革命行動を持続し、帝國主義列強の嗾使・掩護を受け、國民革命の進行を阻礙するものは、皆吾人の敵であり、吾人は國家の獨立自由と民族の福利とのために、吾人の一切を犠牲にしてこれと抗争する。もしそれ全世界の國家・民族にして、わが民族の平等と國家の獨立とを尊重するものは、皆中華民國の親善なる友で、

これに反するものはわが國家の敵であり、吾人は必ず最善の努力を盡し、至つて明顯堅決なる精神を以て、國民のまさによるべき道を選ぶであらう。目前の時局に對する主張は、十一月十日の總理最後の宣言に準據して政治奮闘に従事する。遺囑の命ずるところ、國民會議召集・不平等條約廢除の二大目的を、最短期間に實現することは、いふまでもなく吾人努力の第一程序である。

吾人の組織に至つては、吾人はただ嚴格なる規律的精神を以て總理の遺教に遵ふのみである。一全大會制定の總章第十九條に、『本黨は三民主義・五權憲法を創行せる孫先生を以て總理となす。』とあり、これは吾人今後の組織が、民主的集權制ではあるが、全體黨員舉ぐるところの投票代表、投票選舉の中央執行委員が、中央執行委員會を組織して執行の責に任ずる外、更に總理なるものがあることは出来ないといふことを明示してある。わが黨は全體一致して總理の遺教を奉行し、特創するところがあつてはならない。けだし中華民國の獨立・自由は、完全に中華民國の創造者、本黨總理孫先生の意志を繼承してこそ、よく實現し得られるからである。本中央執行委員會はこの重大なる時機に當り、謹んで全體一致の堅強なる意志を以て、鄭重に宣言することかくのごとくである。ただ全國國民及び世界民衆これを昭鑒せよ。

左右兩派の決裂

黨内における中共黨團の跋扈に因つて、これに反對する右派が発生したことは既述したが、彼等の反共活動は孫文の北京入りを機として俄然明るみへ出た。一九二五年一月中旬、極右派馮自由一派は『國民黨海内外同志衛黨同盟會』を組織し、孫に對し、要旨次ぎのやうな要求を提出したのであつた。

共產黨加入以來、共產主義の宣傳及び本黨破壞を事とし、一年以來の構陷・傾軋・離間・買収・脅迫の陰謀その極に達してある。これがために黨内同志の、三十年終始渝らざる主義に對する絶大の懷疑心を引き起しただけでなく、内外人士の本黨に對する信仰、これに因つて若干程度を減じたことは、同志の痛感指かざるところである。各地有志はここに鑑み、昨秋代表を廣東に派し、

共產黨の罪狀を列擧して彈劾案を提出したが、總理の採納を得なかつたのは同志の遺憾とするところである。その後共產黨は北伐に反對し、友軍の好感を離間し、總理の北上を攻撃し、廣東の商場を焚き、工會の捐款を侵吞する等、惡としてなさざるはない。今にして挽救を圖らなければ、本黨を萬劫不復の境に淪ましめるであらうことを憂ひ、ここに海内外同志衛黨同盟會を組織し、左の通り挽救方法七事を議決した。

- (1) 中央執行委員會及び執行部の共產黨籍職員を一律撤職すること。
- (2) 共產黨と關係ある黨中の印刷所・新聞・雜誌・學校・宣傳機關に對する補助金を一律停止すること。
- (3) 現在の一切の政治問題に關しては、共產黨の嫌疑なき純粹黨員三名以上を總理から指定し、負責辦理せしむべきこと。
- (4) 各省に派遣せる國民會議宣傳員にして、共產黨籍に屬するものは、一律に撤換すること。
- (5) 最短期間に二全大會を北京に開會すること。共產黨員は代表となることを得ない。
- (6) 各地黨員昨年提出の共產黨彈劾各案は、純粹黨員を以て特別裁判委員會を組織して裁判せしむべきこと。
- (7) 本黨一切の大小事權は、以後外國人の關與を許さない。

總理は從來善に従ふこと流るるがごとくであつた。即日毅然執行して黨難を救はんことを祈るものである。

これと同時に、右派の張繼・謝持等の系統に屬する『國民黨護黨同志駐京辦事處』も、一月十日附で、要旨左のごとき共產黨彈劾宣言を發表した。

中共が本黨に加入してから年餘、彼等は黨綱を紊亂し、黨是を蹂躪し、擅恣に至らざるなく、ためにわが黨は敵黨の挑撥を受け、内は黨義の爭執を起し、朝暮保しがたき難關に遭遇してある。ここに本黨監察委員張繼及び各地同志が、昨秋中央に提出した彈劾案に基づき、共產黨陰謀の要點を中共の『國民黨内工作決議』に據つて披露し、全黨同志の注意を促がすものである。

(1) 國民黨各級黨部を、共產黨黨團の活動機關と認定し、これを通じて、全力を擧げてわが黨(中共)の國民黨運用の目的を達成すべきである。

(2) 國民黨右派、すなはち反共產派の吾人と合作を喜ばざるものに對しては、吾人は暫らくこれと争ふことを止め、力めて忍耐して平和的態度を執り、國民黨左派、すなはち親共產派の汪精衛・廖仲愷等に對しては、慎重なる態度を以て純粹の共產黨員化し、以てわが黨の基礎を強大ならしむべきである。

(3) 國內實力派と國民黨との提携を打破せよ。

(4) 蘇聯を除く他の國家と國民黨との親善關係發生を妨げよ。

(5) 國民黨を運用する外、その他各派に對しても局部的聯絡を執り、必要に應じてただちにこれを運用すべきである。但し局部的聯絡は秘密を尙ぶ。

(6) 社會組織の中樞に潜入し、社會の現状を破壊せよ。

(7) 國民黨の工人生活改良計劃を破壊せよ。

(8) 北京その他の各地學生會に潜入し、これをわが黨の活動運用機關とせよ。

この兩派は孫文の死の直前、三月八日『國民黨同志俱樂部』なる形において結束し、次ぎのやうな共產黨排斥宣言を發し、唐紹儀等六十名の理事を選擧した。

我等は力を建國の大業に盡すこと數十年、内民治を盛んにし、外國際の平等を求むるには、三民主義實行の外なきことを信じて疑はない。然るに辛亥革命が反革命派との妥協に終つたため、軍政・訓政・憲政の三時期を経て次第に革命を發展させることが出来なくなつた。最近に至つては共產黨加入後、惡としてなさざるなし。黨に尊ぶところは一定の主義・政綱があり、同一旗幟の下に衆人力を一にして國家に盡すに在る。然るに共產黨は總理を欺き、國民黨に歸依すると稱しながら、實はわが黨の名を利用して自黨の發展を圖り、わが黨に禍ひしてゐる。彼等は蘇聯の運動費を受け、青年を買収し、勞働者を欺いてゐる。彼等は百万わが黨の不利を圖り、外蒙拋棄を唱へて蘇聯の走狗となり、黨務を阻礙し、最大多數の同志を反革命・非黨人と罵り、黨を赤化しようとしてゐる。三民主義と共產主義とは決して同伴し得るものではない。國を救ふには先づ國民革命運動から始めねばならぬ。國民革

命は三民主義擁護に始まる。三民主義を擁護するためには同志の意思疏通が急務である。この趣旨に基づき、同志は本俱樂部を組織した。すべて中國革命同盟會、民國元年の國民黨、中華革命黨、民國八年以後の中國國民黨に屬するものを網羅し、準備數ヶ月、各地協議の結果三月八日北京において成立し、出席者二千餘名に及んだが、今や内部の機關及び組織が緒に就いたので、ここに宣言を發する次第である。

極右派及び右派のこのやうな策動に對し、汪精衛等を中心とする左派は、三月十日中央執行委員會の名義を以て、國民黨同志俱樂部は黨と何等の關係なきものなることを聲明し、馮自由等三百二十餘名の黨籍削除を決議した。十二日孫文長逝、ために内訌は一時中止の状態となつたが、久しからずして再燃、左派は極右派・右派を北京に置き去りにして廣東に歸り、三中全會を續開して總理遺囑接受宣言を採擇した(既述)。次いで六月、國民政府組織法を制定發布した。その要點は左のごとくである。

(1) 國民政府を設置し、全國に關する政務を管掌せしめ、委員若干名を以て會議を組織す。委員中より常務委員五名を選定し、日常の政務を處理せしむ。並びに軍事・外交・財政各部を設け、各部に部長一名を置き、委員をして兼任せしむ。將來部を増設することを得。

(2) 軍事委員會を設けて全國軍務を管掌せしめ、委員若干名を以て會議を組織す。委員中より一名を選定して主席となす。およそ軍事に關する命令は、軍事委員會主席及び軍事部長これに署名すべし。軍事委員會に軍需處等を設けて職務を分掌せしむ。

(3) 監察部を設置し、委員若干名を以て組織し、政府各機關官吏の行動を監察し、款項の收入検査を行ふ。

右に依據して七月一日國民政府が正式に成立、汪精衛・胡漢民・廖仲愷・蔣介石・許崇智・譚延闓・朱培德・戴季陶・徐謙・于右任・張繼・孫科・伍朝樞・古應芬・程潛・林森の十六人が政府委員に、汪精衛・胡漢民・譚延闓・許崇智・林森五人が常務委員に、汪精衛が國民政府主席に擧げられ、胡漢民外交部長を、廖仲愷財政部長を、許崇智軍長を兼任した。

政府委員の顔ぶれの中に、張繼とか林森とかが入つてゐるが、それは床の間の置物に過ぎず、實權はボロディン及び廖仲愷一派に歸したので、北京における國民黨同志俱樂部は、(一)共產黨員が黨内に残留する間は、廣東政府一切の措施は無効であり、(二)共產黨問題の解決するまで、中央執行委員會の一切の職務は、同志俱樂部において代理する旨を決議した。——叙上、極右派及び右派の背離を、普通に第一回分裂といつてゐる。

その後左右兩派の反目は日を逐うて激しく、八月二十日左派の中心人物廖仲愷が右派のために暗殺されたが(拙著現代支那の政治と人物四七三—七頁参照)、その結果意外にも、左派に與みせる蔣介石のクーデターとなり、胡漢民監禁(久しからずして外遊)、魏邦平逃亡、梁鴻階等拘禁を見、九月二十日には許崇智の失脚を見た。次いで十一月二十三日北京西山において有名な『西山會議』が開かれ、『新右派』の分裂となつた。

西山會議

新右派は一に理論的右派といはれ、その理論的指導者は戴季陶(天仇)である。彼は一九二〇年の中共創立大會に出席した人であるが、その後孫文の叱責と、思想的變化とに因つて中共と離れた。孫文歿後間もなき一九二五年五月、彼は『孫文主義の哲學的基礎』といふ小冊子を出し、つづいて『國民革命と中國國民黨』を刊行し、三民主義とマルキシズムとの差異及び不一致の點を指摘して、反共の烽火をあげた。彼はいふ。

孫文三民主義の哲學的基礎は、仁慈忠孝を宗旨とする堯舜禹の王道、及び孔教の道統であつて、階級闘争を主張する唯物論のマルキシズムと全然相反する。目下の最大の急務は、國民が一致協力して國民革命を完成するに在る。國民革命成功後は、三民主義を以て世界問題を解決し、全世界種族の大同時代を現出せしめたい。中國民族は世界民族血液の混分の際に當り、より多くの分量と、より永久の時間を獲得しなければならぬ。この故に共產黨員が、國民革命の進行中において階級闘争を主張するのは、孫文

主義の哲學的基礎に全然違反するばかりでなく、それは同時に國民革命を破壊するものである。労働階級の生活改善は、資本家仁愛の性能の發揮、及び知識階級の智勇兼備以て仁政を行ふの熟誠に待つべきで、労働階級はよろしく資本階級及び知識階級と協同一致すべきである。

彼はこの意味において、共產黨員の國民黨からの退出を主張したのであるが、これに共鳴する分子に依つて各地に『孫文主義學會』が設立され、終に蔣介石が牙城と頼む黄埔軍官學校にまで飛火し、校内に中共系の軍人聯合會派と、孫文主義學會派との對立抗争を見るに至つたので、蔣は、『三民主義の信徒と共產主義の信徒とが聯合一致しなければ、國民革命の成功は期し得られない。』と前提して、次ぎのやうな宣言を發表した。

總理は長逝し、先烈も亡くなつた。然しその福靈は、本校の未だ亡びざる同志に一縷絶えざる命脈を遺した。この命脈こそは實に總理の傳へた『共產』・『非共產』の凝集して出來た血統である。吾人は今に至つても當時の先烈が、『共產』のために死したか、又は『非共產三民主義』のために死したかを問はざるを少しも悔いはしない。然し予は今特にわが死せる同志に代つて答へたい。『予は國民黨内の共產・非共產の同志を率ゐて、わが總理の革命主義を實行せんがために、青天白日旗下に死したのである。』予は又國民黨内の共產黨戦死者同志を代表して答へたい。『予が國民黨青天白日旗下に、國民革命・三民主義のために死するのは、すなはち共產主義のために死するのである。』戦死者の事業を繼續して、國民革命の責任を完成し、直接にわが總理の三民主義を實行するのは、すなはち間接に國際共產主義を實行するのと同じいのである。三民主義の成功と、共產主義の發展とは、實に兩者相悖らざるものである。中國の國民革命は實に世界革命の一部分であつて、三民主義の實行は、同時に共產主義を含むものである。予は中國革命と世界革命との不可分を信じてゐる。三民主義と共產主義とは、一體どこに紛争の必要があつて、わが戦死先烈をして九泉に痛哭せしめるのであるか？予は同志諸君が、沈靜な態度を以て蝸牛の争ひを避け、帝國主義者及び軍閥をして本黨の紛争を嘲笑させないやう、誠心誠意協同せんことを希望する。本黨内の共產主義者は、三民主義者に對して誠意を盡すべきであると同時に、三民主義者も亦共產主義者に對して誠意を盡すべきである。予は三民主義の信徒であるが、然し共產主義者に對して

も亦最も忠實な同志であると自信してゐる。

新右派は、然し蔣に依つて代表せられる中間派の苦衷を諒とせず、九月以來北京西郊の西山碧雲寺に會議を開き、十一月二十三日、四中全會(中央執行委員第四次會議)の名を以て、諸宣言を發表し、共產黨員の國民黨籍削除、政治委員會取消し、ボロディン解雇、汪精衛の六ヶ月間黨籍削除等を議決し、共產黨籍中央委員李大釗・譚平山・林祖涵・于樹德・毛澤東・瞿秋白・韓麟符・于方舟・張國燾九名を除名した。この會議に出席したのは張繼・林森・居正・戴季陶・邵元冲・鄒魯・葉楚傖・謝持・覃振・茅祖權・石瑛・沈定一・石青陽・傅汝霖・張知本等で、彼等は爾後西山會議派或ひは西山派と呼ばれた。

西山會議で採擇した宣言・決議の重なるものを左に採録する(詳細は佐藤俊三『支那近世政黨史』二七五—三〇七頁参照)。

(一) 國民に告ぐ(宣言)。帝國主義宰制下の中國國民は、ただ自己の力を用ひて、はじめて帝國主義者の中國侵略行爲を排除することが出来る。袁世凱から今日の段祺瑞に至る大小軍閥は、皆帝國主義者の命令を接受し、國民を宰制した。國民は平時の痛苦と一年少くとも一次の内亂を終に忍び得ず、漸く覺悟して總理の主張を接受するやうになり、總理とその創造した中國國民黨とが、中國民族の歴史使命を負ひ、國民革命を完成するものであることを知つた。然し共產分子は専ら共產主義を發揮し、事毎に蘇聯に忠を盡し、三民主義を顧みず、中國國民黨の看板を利用して共產主義を宣傳し、中國國民黨を化して蘇聯の附屬團體たらしめようとしてゐる。國民唯一の嚮望たる本黨が、中共・軍閥と同様に、外國人の中國宰制の工具となるならば、中國民族の危亡は更に幾百倍の恐怖と憂慮とを加へるであらう。ここにおいて四中全會は、斷然中共黨人の本黨における黨籍を取消し、本黨をして自由に邁歩せしむるとともに、わが國家の國際における自由、わが國民の政治上の自由、わが民族の獨立發展の自由を完成することを決議したのである。

現在國民中の個人或ひは團體にして、共產黨に反對するものは勿論少なくないが、然し黨はこの點に關して、極めて明かな限界を持つてゐる。黨は國民を指導して國民革命工作に従事し、完全に獨立自由なる新中國を建設しようとするものであるから、眞に全民衆の利益を謀るものを、同志として歡迎するが、軍閥化・官僚化・政客化する個人又は團體は、假令共產黨に反對するものといへどもこれを許容しないのである。黨は又全民衆のために漸次その主張を實現すべく、左の旗幟の下に前進する。

(1) 帝國主義の打倒。中國以外の國家にして、因襲によるものも、或ひは新生せるものも、中國を侵略し、或ひは不平等の行爲あれば、ともに帝國主義と認める。我等は一切の帝國主義を打倒し、中國において帝國主義を行使せしめないやうにしよと期するのである。かくして我等ははじめて眞實の利益を得ることが出来るのである。形は平等を以て我を遇するがごとくなるも、實際は似て非なるものは、吾人はこれを認めて帝國主義となすものであり、同時に甲なる帝國主義と聯合して、乙なる帝國主義を打倒することにも反對するのである。

(2) 軍閥の殲除。武力を横領して個人或ひは團體の私有となし、人民の利益を侵犯するものは皆軍閥である。軍閥は精壯なる人民を驅逐して兵とし、懸命に禍亂を製造し、民衆を水深火熱の中に陥れ、直接間接に帝國主義者の中國侵略の機會を造成する。國民は當然國家の任務を負ふべく、中立を許されない。軍閥の殲除から手を下すべきである。

(3) 人民の集會・結社・出版・言論等の自由。わが民族の創造力・組織力は他民族に劣らないが、ただ數千年の壓制のため思想發表の機會を失ひ、文化は進展せず、經濟は落後した。我等民族は眞先に思想の解放を要求すべく、思想を束縛する法令は、當然廢除すべきである。

(4) 農工生活の改善。わが民族は農夫が最大多數を占め、手工工人第二位、現代機械生産工人第三位である。従つて農工生活問題は國家建設上の主要問題である。黨は、中共主張の階級闘争は、農工生活問題を解決し得ないのみならず、階級闘争を獎勵するために、幾多改善の徑路を截斷するものと認める。我等は農工をして歩一歩良き境遇に向上せしむべく、一切の農工運動は農工をして平和的に進行せしめ、不斷の改善から家給人足に到らしめ、階級の消滅にまで進ましむべきだと主張する。すなはち農工をして社會革命の痛苦に免がれしめようとするのである。

(5) 國民政府の建設。北京市民が賣國賊推倒國民大會を舉行し、『不平等條約廢除』等の決議を發表したことは、國民黨の政綱及び總理の『北上宣言』を接受した表徴であり、全國民衆はこの時機を利用して、一層の努力をなすべきである。國民政府の辦法は民衆自身の團體より、他の侵犯・指使・利用を受けず、光明純潔の行動に依りて代表を選び、第一步國民會議預備會議を組織し、第二步同會議より國民會議を決定し、第三步國民會議より國民政府を建設し、一切總理の建國大綱に依り進行するに在る。十二月十四日。

(二) 共產派黨籍取消案。總理が共產分子の加入を允許したのは、個人の資格を以て本黨の主義を信仰し、國民革命の進展中において、本黨主義の宣傳及び工作に従事するもので、黨團を以て加入し、本黨中において別作用を行ふものでないことを、共產黨員が聲明したからである。然るに兩年以來本黨に加入せる共產黨員の言論・工作は、皆共產黨の決議・指揮を受け、明かに共產黨の黨團作用である。本黨黨部及び黨員は、再三至誠を以て勸告し、加入の眞意を忘るることなからんことを冀望したが、毫も效果なく、彼等はますますわが黨に不利なる行爲を重ねた。彼等が共產主義に忠なるは、元來責むるに足りないが、すでに本黨に加入せる以上、當然本黨の主義と黨務とに忠實でなければならぬ。黨の紀律からいへば、當然かくなければならぬ。本黨は黨を維持發達せしめる義務があり、黨中に黨あるを許し得ない。このために、共產黨員にして本黨に加入せるものを、全部脱退せしめることを決議したのである。けだし共產黨員が依然本黨に隱混して行くなれば終には國民革命の進展を妨害するに至るであらうからである。兩黨旗幟を分ち各その黨の主義のために努力すべく、國民革命の過程において、聯合の必要あらば當然提携すべきである。黨は中共を友黨と看做すもので、今次決定は善意的のものであり、理性と黨規との然らしむるところであり、情誼上必ずしも相反するものでないことをここに明かにするものである。十一月二十三日。

(三) 政治委員會取消案。政治委員會は中央執行委員會に附設せられた政治上の機關で、總理逝世後三中全會を廣東で開いた際、緊急事件を該會が議決し、中央執行委員會の名義を用ゐてこれを發表し、然る後追認を求めたことがある。このやうに、對外的に權威なく緊急事件でなければ中執委會の名義を用ゐ得ないものである。然るに近來政治委員會は、緊急ならざる事件も尙且つ中央

の名義を以て發表し、甚しきに至つては黨部の事項に關しても勝手に自づから決議し、中執委會はほとんどその機能を發揮し得ないやうな状態である。國民政府乃至市政府は、事の大小に拘はらずすべて必ず議事日程を列記し、裁可を得てはじめて議事を行ふの例である。政治委員會の違法越權行爲は、總理の該會設立の意に反し、三中全會決議案とも相反するを以て、ここに該會を取消し、以後黨務の決定權は中執委會に移し、國民政府の政治を指導監督せしむることを決議する。庶くば黨政を軌道上に進展せしめ、民主建設はじめて完成することを得るであらう。十一月二十三日。

(四) 蘇聯に對する決議案。總理遺囑に遵照し、平等を以て我を遇する民族と聯合して共同奮闘するが、若し平等を以て我を遇せざるものあらば、その如何なる國家・民族に論なく、すべて反對するものである。十二月九日。

(五) ポロティン解雇案。總理在りし日、最後の決定權は總理に在つた。總理逝くや、顧問ポロティンは政治委員會に出席し得るを奇貨とし、該會を利用して中執委員を駕馭し本黨の組織を崩亂せしめた。四中全會は本黨最高權の責を負ひ、共產黨員の本黨黨籍取消、政治委員會取消兩案を議決した。従つて本黨信徒に非ざる外國顧問ポロティンのごときは本黨内において服務するを許さず、その職務解除を決議するものである。十一月二十三日。

西山會議派のこのやうな策動に對し、左派及び共產派に依つて占められてゐる廣東中央は、斷乎として反對の意を表明し、十二月四日汪精衛の名を以て次きのやうな談話を發表した。『一黨の黨員が同時に二個の黨籍を有するがごときは、本來極めて不純な一現象であつて、早晚必ず解決しなければならぬところである。黨が容共して以來、黨務の進展は活潑にはなつたが、然しこれがために新舊黨員間に誤解を生じ、舊黨員は固執、新黨員(すなはち共產派)は幼稚、往往精神上・工作上衝突し、新舊黨員は同一平行線上において進行し得ず、黨の不利はいふまでもない。自分の見解に據れば西山會議の提出した跨黨に關する解決辦法には、必ずしも反對しないが、開會と議決手續きは合法でなく、自分は根本からこれに反對である。自分の具體政策としては、第一、西山會議は決議權の規定に違反せるものであるから、議決せ

る事件の如何を問はず、無効と認める。第二、西山會議の開會人數は、正式中執委九名で法定數に達せず、このやうな一部分の意見を以て、この大問題を解決することは不可能である。第三、跨黨問題の解決權は當然全國代表大會に屬すべきものである。』

この宣言の趣旨は、一九二六年一月の二全大會(後述)で確認され、西山會議派の處分が上程可決された。西山派が再びこれに反駁を加へたことは勿論で、二全大會を否認して上海に彼等の二全大會を開いたが、それだけのことで爾後は大して活動も出來ず、その中の一部は廣東に復歸し、大部分は政界の失意派として復活の機會をねらふこととなつた。然し彼等の卸した『反共』の種子は地に墜ちて死なず、結局一九二七年四月から七月にかけて、國・共分離を見たのであつた。

五・三〇事件

中國國民黨が内訌に没頭してゐた時、その重要性において、國民黨の改組に優るとも劣らない事件が上海に發生し、延いて全國的運動となつた。すなはち五・三〇事件である。二・七事件、すなはち一九二三年二月七日の、吳佩孚に依る京漢鐵路總會彈壓事件後、暫く閉熄してゐた労働運動は、間もなく又息を吹き返し、一九二四年の二月七日には、鐵道從業員の總聯合として、中國鐵路總會が成立した。同年十月、上海で煙草労働者の罷業があつた。——かくて一九二五年に入ると、二月、上海内外棉會社の罷業(參加三萬人、二週間繼續)が、中共の指導に依り、労働者側の勝利を以て終ると、四月にはそれが天津青島の邦人紡績に波及し、五月(その一日に、廣東で中華全國總工會が成立した。)には又上海邦人紡績にかへつて來た。上旬から怠業が行はれてゐたが、十五日内外棉第七工場で、共同租界工部局警察の印度人巡查が労働者に向つて發砲し、六名を負傷させ、その内の一名(名は顧正紅)が病院で死亡した。この事件は上海學生の

抗議と示威運動とを惹起し、二十一日文治大學學生が死傷工人救濟資金の募集をやつてゐたところを、工部局警察に逮捕された。その公判が五月三十日行はれることとなつたので、各校學生は示威講演隊を組織し、二千餘名が共同租界各馬路に押し出してピラを撒布し、午前中すでに數十人が逮捕され、午後には數百人に達した。學生及び群衆はその釋放を要求し、南京路の警察署門前に集合し、『帝國主義を打倒せよ!』とか、『全中國人よ團結せよ!』とか、口口に罵しつた。午後三時三十五分、英人警部の相圖で、印度人・支那人巡捕が一齊に發砲し、即死十人、重傷十五人を出し、五十三人が逮捕された。

これが世界を震撼した五・三〇事件の發端であつた。報道が全市に擴がると、工商學聯合會(學生會、労働組合、各路商會聯合會、總商會の聯合)は、罷市及び外國工場におけるゼネ・ストを宣言した。六月一日から七日までの間に、七十名以上の死、三百名以上の傷、多數の獄を見た。七日工商學聯合會から十七ヶ條の要求條件提出、十一日第一回群衆大會開會。罷工參加者二十萬以上。闘争は九月まで繼續、七月大商人が屈服、同月各路商會聯合會(小商人團體)も工商學聯合會から脱退、九月に入つて學生會・工會も閉息し、要求條件はほとんど何一つ通らないで終結した。然しその全支に擴大するや、二百萬以上の罷工參加を見、反帝闘争として前代未聞の發展を示した。就中廣東及び香港が猛烈で、六月二十三日の沙基事件、すなはち沙面の對岸である沙基を通過しつあつた廣東民衆の示威行列に對し、英佛陸戰隊が發砲し、死七十名、傷五十名を出した事件以後、國民黨及び國民政府領導の下に、ゼネ・スト及び對英經濟封鎖が約一年半繼續し、一九二六年十月やつと終結した。

五・三〇事件及び沙基事件を核心とする全支の反帝闘争は、中國國民黨領導下における民族革命統一戰線の基礎を鞏固にする上に、比類なき効果を現はした。さうしてこの運動の中心として動いた國民黨左派、並びに共產派に、民衆の信頼が焦集したのは當然で、前きに述べた西山派の策動のごとき、畢竟一の沙上の偶語にしか過ぎなかつたのであつ

二 全 大 會

このやうな環境裡において、中國國民黨第二次全國代表大會が、一九二六年一月四日から十九日まで、廣東で開催されたのである。黨章を按ずるに、全國代表大會は毎年一回開會さるべき筈で、一全大會が一九二四年一月開かれてゐるから、二全大會は一九二五年一月開會の筈であつたが、孫文北上、その他時局の關係で實行出來ず、孫文死後、廣東で開かれた三中全會で、八月十五日召集を決定したが、五・三〇事件、沙基事件等に因つて交通状態等が不良になり、代表の來廣に不便を生じ、十一月十五日に延期したけれども、それでも間に合はず、終に一九二六年の一月に開會を實行し得たのである。

會期は一月四日から十九日までで、その間五日、十日、十七日は會議を開かず、正式に集會したのは十三日であつた。出席代表は二百五十六人、その重なるものは左の諸人であつた(△印は中共黨員)。

△路友于・郭春濤・△于方舟・△鄧穎超女士・丁惟汾・△朱季恂・△吳玉章・黃復生・程潛・△向忠愛・△董用威・許卓然・陳肇英・詹大悲・陳嘉佑・徐景唐・林翼中・葉挺・孫科・嚴重・曾擴情・邵力子・朱培德・宋慶齡女士・周啓剛・許楚魂・△高語罕・陳耀垣・彭澤民・譚延闓・魯滌平・△李富春・△蘇兆徵・吳鐵城・伍朝樞・△夏曦。

十二月二十三日から三十一日まで談話會三回預備會一回を開き、一月一日午前九時開會式、つづいて閱兵式があり、本會議は一月四日から開議。中執委會の二全大會籌備狀況(林祖涵)、代表資格審査經過(譚平山)、大會秘書處組織經過(吳玉章)の三報告があつた後大會會議規則を可決し、汪精衛・譚延闓・鄧澤如・丁惟汾・譚平山・恩克巴圖・經亨頤を主席團に推し、中執委會・中監委會共同提出の『第二次全國代表大會謹以至誠接受總理遺囑並努力以履行之』案を可決

し、蘇聯人民委員會等に宛てた五電文を通過して第一日を終つた。遺囑接受案は汪精衛が提案理由の説明に當つたが、遺囑の形成徑路がそれに依つて最も明白に判るから、左に摘録する。

一九二五年一月二十六日總理が協和醫院で手術してから、不治の病だといふことが判つた。その晩政治委員會を開き、總理がまだヒドク悪くないうちに遺囑を求めて置くといふ決議をした。二月二十四日醫者の注意があつたので、孫科・孔祥熙・宋子文三人と私とが病室に入り、私は婉曲に次ぎのやうに總理にいつた。『多くの同志が先生の御話を人間にとどめて置きたいといつてゐます。先生の御病氣がよくなれば、別に何といふこともないのですが、もしものがあれば、いつでも先生の御話を聞くことが出来るわけです。御氣分のよろしい時、御話しになつて下さい。十年二十年の後、私共の役に立つたらうとおもひます。』總理はかう答へられた。『死なないで済めばいふこともあらう。死んだら君等がやればいい。自分のいふ必要もなからうではないか?』私共は更にいつた。『やつぱり何か承つて置きたいのです。』『自分が何か話を残して置くといふことは、却つて君等に危険なのはなからうか? 今敵は君等を包圍してゐる。自分が死んだら、彼等はますます君等に向つて進攻するだらう。君等が強硬に出れば危険は非常に大きくなる。矢張りいはいない方がよからう。自分がいひ出せば、君等は險惡な環境に面せねばならぬから。』私はいつた。『大部分の同志は御話を聴きたがつてゐます。危険とか、生死問題とかは構ひません。私共は長く先生の御教訓を受けたもので、危険も敵も恐れないと自信してゐます。』先生は眼を閉ち、點頭して贊成の意を表した。『隨意に、氣の向くままに御話し下さい。』『自分は澤山書物を書いて置いた。』『建國方略・建國大綱・三民主義・一全大會宣言のことを書いて置きます。然し先生の總括の御言葉が欲しいのです。』私はこちらで、先生が一月一日に天津から北京に行かれる際、私に口授された文句をおもひ出した。それは『四十年革命の目的は、中國の獨立自由平等を求めに在る。』といふのであつた。尙その時に、先生は革命の方法を説明し、民衆を喚起することと、世界上平等を以て我を待つ民族と聯合し、共同奮闘せねばならぬといはれた。それらを文章にして、讀んで先生に聴いていただいた。同時に家事の遺囑をも起草した。先生は『よからう。』といはれた。すぐ署名を、とおもつたが、夫人が室外で泣泣してゐたので、總理は、『暫らくしまつて置け。まだ數日は大丈夫だらうから。』といはれ、私共はその

まま退出し、遺囑を政治委員に見せ、證明の意味で署名して貰ひ、私が保存して身邊に持つてゐた。三月十一日、夫人の許可を得て、孫科の持つてゐた萬年筆で、夫人に手を執られつつ署名された。陳友仁の起草した、蘇聯同志への英文書信にも、同様に英字で署名された。

會議第一日で可決された電文は、蘇聯人民委員會及び全露國民宛、在露胡漢民宛、全國民宛、全日本國民宛、被壓迫民族宛の五通であるが、就中蘇聯宛のものは、聯俄政策の確認の意味を表明してゐるから、左にこれを採録して置く。

今日本會第一次會議は全體一致して、謹んで至誠の意を以て貴國と携手合作し、共同して帝國主義を打倒せんことを決議した。貴國は世界革命の先鋒であり、さきに被壓迫民族扶助を以て職志としてゐた。深く望むらくば繼續して助力を與へられんことを。本會は全體同志を率領して努力奮勉、中國の國民革命を完成し、全世界革命の成功を促がすであらう。謹んで中俄の大聯合を祝す。中國國民黨第二次全國代表大會。

第二日は一月六日開會。汪精衛の『兩年來政治經過狀況報告』、蔣介石の『軍事狀況報告』、于樹徳の『北方政治狀況報告』後、汪精衛・邵力子・高語罕を大會宣言起草委員に推定した。この日の會議で、ボロディンに紀念品を贈る件が可決されたが、汪精衛のそれに關する説明中に、政治委員會の性質が明かにされてゐる。それに據ると、この會は政治指導機關として、孫文の提議に依つて中執委會に設けられ、總理を補助して政治的方針を計劃することを職分とし、孫が主席となり、ボロディンが最高顧問、最初の委員は汪精衛・胡漢民・廖仲愷・戴季陶・譚平山・伍朝樞・邵元冲だつた。譚平山は就職せず、瞿秋白が代つた。孫文北上後于右任・吳敬恒・李石曾・李大釗が加派せられた。孫死後胡漢民が、次いで汪精衛が主席となり、委員も戴季陶・邵元冲が辭して蔣介石・孫科が代り、瞿秋白去つて譚平山が代り、省政府から古應芬・陳公博、國民政府から林森、軍事委員會から朱培徳、監察院から甘乃光が列席した。政治委員會で討論したことは、中執委會或ひは國民政府に移して施行する仕組みで、一の建議機關であり、執行機關ではない。——汪

はこのやうに説明してゐる。

第三日は一月七日開會。譚平山の黨務總報告、丁惟汾の北方黨務報告、劉爾崧の工人運動狀況報告後、提案審查委員會を組織し、陳公博等十六人をその委員に推定する件、主席團經亨頤未着のため、宋慶齡を以てこれに代へる件を可決した。譚平山の黨務總報告の要點は左のごとくである。

(第一段) 兩年來黨務の抽象的報告。(1) 黨の基礎は國外から國內に移つた。一中全會は一大會決定の方略に根據し、總理指示の方針を秉承し、今後黨の基本を民衆の上に置くことが、黨の勢力を擴大する所以であることを認識した。總理も一大會でこれまでの黨の基礎は海外の華僑に在つたが、改組後は國內民衆方面に向つて發展せねばならぬといはれたのである。中執委會は討論の結果、中執委會を廣東に置き、上海・北京・漢口・哈爾濱・四川に中執委會執行部を設けることとした。上海執行部は長江下流各省を、漢口執行部は湖北・湖南・江西・貴州各省を、哈爾濱執行部は東三省を、北京執行部は黃河流域各省を、四川執行部は四川を、廣東の中執委會は廣東・廣西・福建・雲南各省を管理する規定であつた。然し哈爾濱・四川兩執行部は終に設立を見ず、漢口執行部は種種の障礙に因つて半年にして消滅し、上海執行部は黨内の紛糾問題に因つて、同部の幾人かの委員が西山會議に列席し、上海市黨部及び多數の區黨部を取消したり、或ひは浙江省黨部の名で不合法の訓令を發したりして、中執委會の指揮を受けないで、執行部設立の原因を失つたので、中央はその職權を停止した。従つて現在存在し、多少の成績を挙げ得たのは一北京執行部あるのみである。省黨部に至つては正式に成立したものの十二省、籌備中のもの九省、先づいい成績といへる。

(2) 黨の進行は從前の『人自爲戰』の錯誤を改正した。これまで黨の組織は嚴密でなく、黨員が個人的に活動し、黨の訓令を經由しなかつた。これが黨の成功し得ない一大原因であつた。中央はこのことに注意し、一切の重要問題に關しては、中執委會で明白に方針を規定し、各級黨部に通告し、時局重大問題が発生すれば、宣言・訓令を以て黨の態度を申明した。

(3) 基本組織の鞏固。總章に據れば、黨の基本組織は區分部に在る。然し黨員のこれに對する認識が充分でなく、區分部の工

作も少く、基礎が堅固でない。いかにしてこの基礎を鞏固にするか？ 大會で討論せねばならぬ。

(4) 革命勢力の集中。中國革命派勢力の結合は、一會大會で討論し盡されてゐるし、これについての總理の演説も頗る詳密であつた。黨改組後、中國國民黨の勢力は固より擴大されたが、同時に反動勢力も高漲し、革命勢力の集中と革命分子の結合とは、實に黨最大の需要となつた。故に革命分子でさへあれば、派別・思想・主義を論ぜず、すべて本黨に容納すべきである。惜しむらくば一部黨員がこの義に明かでなく共產派容納問題の争論を起した。張繼・謝持はその代表である。然し一全大會で討論して容納の必要ありと認め、三中全會でも容共が主張された。理由は國民革命力量の集中に在る。國・共兩黨は同じい目的を持つてゐるから、結合の必要があるのだ。帝國主義者は我等のこのやうな結合を不利とし挑撥破壊を事としてわが黨を分裂させようとしてゐる。これに對していかに措施し、革命力量を集中するか？ 大會で討論せねばならぬ。

(5) 黨の組織・宣傳の擴大。現代の革命は一人の英雄又は領袖の指揮に頼るものではなく、非常に大きな民衆革命だ。従つて多くの革命黨員の共同努力を必要とする。少數では駄目だ。資格のいい黨員は勿論歓迎するが、資格不足のものでも、入黨後の訓練に依つていい黨員にしたいと我等は希望してゐる。現在の確實な黨員數は二十萬だが、將來は二百萬にせねばならぬ。それでこそ民衆革命と稱するに足る。民衆に宣傳して彼等と中國國民黨との關係を知らしめ、三民主義を宣傳して彼等自身の苦痛と利害關係とを知らしめ、民衆を革命に導き得れば我等の成功である。

(6) 黨の群衆への深入。組織・宣傳兩工作擴張後、黨の基礎は群衆利益上に穩固に改建せられる。先月廣東省黨部成立の際、代表の八割は農民だつた。これは黨勢力がすでに民衆に深入してゐることを證明してゐる。廣州市の黨員證を有するもの二萬、新登記一萬二千だが、その六割は工人だ。すなはち市黨部の基礎も亦工人の上に建設せられてゐるのだ。又從來商人を反革命と認めしたが、細心考察の末、買辦階級は帝國主義の走狗で、反革命であらうけれども、小商人は工農と同一立場であることを知り、商民協會を設けて以前の官僚式の商會を打破し、商民運動講習所を設けてこの運動の人材を養成したので、廣州市の商人も大多數が黨及び國民政府の眞相を認識し、群衆運動に参加するに至つた。

(7) 農工扶助運動に對する特別注意。黨の政綱は農工扶助運動發展の要を明白に規定してゐる。故に各地黨部も工人運動と農民運動とに特別の注意を拂つて來た。農民運動は特に重要だ。中國は農業國で、農民が大多數を占め、且つその痛苦は他のいかなる階級よりも大だから、革命に對する要求も更に迫切だからだ。現在廣東省黨部の大半の工作は農民運動で、黨員の八割は農民だ。山東・直隸・河南・湖南の農民も、同志の指導がないに拘はらず擡頭して來て、すでに農民協會の組織をはじめてゐる。廣東では組織された農民が數月前すでに五十萬に達し、それから今日まで十數萬増加してゐる。惜しいことには黨中の人材・經濟ともに不足で、おもふままに發展させることが出来ない。中國革命は十の九は農民革命だ。我等はこの點に注意する必要がある。

(8) 反帝國主義宣傳の成熟。本黨が宣傳に努力した結果、民衆は帝國主義者の罪惡に對して明白に認識するやうになつて來てゐる。我等が二年來宣傳して來たところは、ただに帝國主義者の陰謀だけでなく、帝國主義者の中國における根據がどこに在るかといふ點であつた。昨年總理の北伐宣言も、北伐の目的が軍閥打倒だけでなく、軍閥の依つて以て生存するところの帝國主義に在ることを明白に説いてゐるのである。口で説くだけでなく、反帝の實際的工作をもやつた。

(第二段) 具體的報告。(1) 組織方面。中執委會は組織・宣傳・海外・青年・工人・農人・婦女・軍事八部に分れてゐる。省黨部は次ぎの十一黨部が成立した。

廣東	四八、〇〇〇人
湖南	九、〇〇〇
湖北	一、三〇〇
直隸	一、五〇〇
山東	二、〇〇〇
河南	三、〇〇〇
察哈爾	五〇〇
中國國民黨	

綏遠	五〇〇
內蒙	七〇〇
江西	二、六〇〇
江蘇	三、五〇〇

特別市黨部は廣州(二萬二千人)・北京(二千六百人)・漢口・哈爾濱(二百人)の四個。特別黨部としては、軍隊に屬するもの、第一・二・三・四・五軍、攻鄂軍、豫軍。海軍に屬するもの、海軍局及び各艦。警察に屬するもの、廣州市警察。

(2) 黨員活動方面。(A)海關回收運動。一全大會後間もなく起つた運動で、帝國主義者は軍艦二十隻を派して我等を威嚇したが、わが黨員はこれに屈せず、ますます民衆宣傳に努力し、民衆の示威運動を組織したので、帝國主義者は終に退しうることが出来なかつた。(B)沙面工人罷工運動。これは政治罷工で、反帝宣傳の結果起つたものである。沙面は國民革命の一大障礙で、軍閥・反革命派の大本營たること香港に類する。沙面罷工以後市民は罷工が反帝運動の最もいい方法であることを知るに至つた。(C)商團叛變の平定。滙豐銀行の買辦陳廉伯が英帝國主義を背景とし、商團・民團を聯結して叛變し、聲勢浩大であつた。當時は黨軍多からず、雲南・廣西兩軍は不良で頼みにならなかつたので、我等は商人に向つて商團が商人を代表するものでないことを宣傳して、商人と買辦階級とを分離し、卒ひに商團を平定して大なる効果を收めたのであつた。(D)沙基慘案。上海に五・三〇事件が発生した時、廣東では楊希閔・劉震寰の謀叛があつたが、楊・劉が倒れて後、六月二十三日二十餘萬の民衆に依つて示威運動が行はれ、沙基にさしかかつた時、英佛兵から掃射せられ、男女學生多數の死傷を出した。(E)楊・劉の掃平。楊・劉軍の兵力は三萬餘、廣三・廣九・粵漢各鐵路を占領し、財政機關や兵工廠をも占めて優勢だつたが、比較的短時間にこれを掃平することが出来たのは、農工同志の援助に因ることが多い。

(第三段) 黨工作に対する批評。(1) 組織がまだ完備してゐない。總章の組織方針は立派であるが各地の黨務はまだ完備してゐない。いい章程があつても運用を解しない。然し黨の組織は社會組織に根據するものであり、而して我等の社會組織はまだ完備

ない。今後努力すればいい。

(2) 黨員が訓練に缺乏してゐる。海外を合せると五十萬の黨員がありながら、黨の工作は非常に少い。今後は嚴重に訓練し、能力の有無に拘はらずいくらかの工作を分配せねばならぬ。工作をやつてゐれば自然智識を得、それが訓練の最好方法となるのだ。

(3) 黨の觀念が薄弱だ。黨に対する觀念が薄弱で、まだ『人自爲戰』の錯誤觀念が残つてゐる。この點特に注意して矯正する必要がある。

(4) 黨員數がまだ少い。五十萬人では少い。眞に民衆の黨となるためには、大いに數量を増加せねばならぬ。

(5) 中央がまだ各省に顧及してゐない。中央黨部と各省黨部との關係がまだ密接でない。中央はただ廣東のことばかり考へてゐて、各省を顧みない。上海執行部のごときは、二年來少しも黨務報告を中央に寄越してゐない。北京からは來てゐるが、極めて少い。

(6) 特別問題に対する批評。楊・劉の叛黨叛國は、革命政府を顛覆しようとしたもので、逆跡顯著であるから、中執委會は彼等の黨籍を解除した。鄧家彥が汪精衛を遺囑偽造者といつたことは、汪のみならず總理を侮辱したものであるから、これも黨籍を解除した。西山會議問題は中執委會では判決出來ない。是非とも大會で解決せねばならぬ。私見に據れば、西山會議出席者を幾派にか分ける必要がある。鄒魯・居正・謝持・石青陽は最も反動的な一派で、居・謝・石は北京の國民黨同志俱樂部の籍がある。鄒魯は國民政府代表として北上しながら、國府反對の言論を發表することは心得ぬ。北京からの報告に據ると、西山會議の主動者は鄒だとのことである。林森は北京の市民大會で、南北兩政府のどちらにも反對するといつたさうが、彼は從來老實で、國府を破壊するやうな考へがあるとはおもはれぬ。或ひは一時の感情に驅られたのかも知れない。戴季陶の言論行動には、黨及び國府を破壊する點が見受けられない。彼は人の利用を受けたので、北京に行つてから他の連中と段祺瑞との關係を知り、急いで上海に歸つた

のだといふ。西山會議にも実際には参加してゐず、今は反對してゐるといふ。上海から來た同志の言に依つて真相が判明したの
で、中執委會では彼を廣東に呼び戻さうとしてゐるのだ。いづれにせよ西山會議問題は大會で解決せねばならぬ。

第四日は一月八日開會。農民運動經過報告(陳公博)、青年運動經過報告(陳公博)、商民運動經過報告(甘乃光)、婦女運
動經過報告(鄧穎超女士)、中央宣傳部兩年經過狀況報告(毛澤東)があつた。

第五日は一月九日開會。上海黨務及び政治狀況報告(劉重民)、海外黨務狀況報告(詹菊似・高語罕)、中監委會經過報告
(鄧青陽)、各地黨務報告(山東范予遂)後、工人・農民・婦女・青年・商民運動・宣傳報告各審査委員會組織の件を可決し
た。第六日は一月十一日開會。各地黨務報告(北京郭春濤・河南馮品毅・東三省張晉・湖北董用威)、宣言起草委員會報告
(汪精衛)、提案審査委員會報告があつた。

第七日は一月十二日開會。總理葬事籌備經過報告(孫科)、各地黨務報告(四川吳玉章・漢口劉伯垂)、海外黨務報告(玖巴
及び墨西哥周啓剛・漳州王健海・緬甸許魁魂・蘭印鄧範生)後、中央執行委員等選舉法案及び海外華僑保護案を通過した。中
央執行委員等選舉法に據ると、中央執行委員は二十四人から三十六人に、候補は十七人から二十四人に、中央監察委
員は五人から十二人に、候補は五人から八人に増額されてゐる。

第八日會議は一月十三日開會。黃埔軍官學校黨務報告(袁同疇)、各地黨務報告(江西許鴻・湖南夏曦・浙江宣中華)、日本
黨務報告(陳季博)後、二全大會宣言、西山會議處分案、本黨對外政策進行案可決。西山會議處分案に關して共產派から
強硬論が出たが、汪精衛の修正案が可決せられ、提案審査委員會の審査より一層緩和せられ、左の處分で落着した。

- (1) 謝持・鄒魯黨籍永遠開除。
- (2) 居正・石青陽・石瑛・茅祖權・覃振・傅汝霖・沈定一・張繼・林森・邵元冲・葉楚傖・張知本書面警告。
- (3) 戴季勳は大會から猛省を訓令する。

第九日は一月十四日開會。印度・南洋英領・比魯賓・加奈陀黨務報告後、政治報告決議案を可決した。

第十日は一月十五日開會。汪精衛・陳其瑗から總章修改案審査報告後、工人運動決議案を審査に附し、大會延期案を
通過した。

第十一日は一月十六日開會。各地黨務報告後、婦女運動決議案、青年運動決議案、嘉勉國民政府案、廣東大學校訓
案、慰勉罷工工友電文、慰勉海外華僑電文、宣傳決議案、黨報決議案、工人運動決議案を可決。最後に中央委員の選舉
を行ひ、左のごとく當選した(△印中共黨員)。

- (1) 中央執行委員。汪精衛・譚延闓・胡漢民・蔣介石・△譚平山・宋慶齡女士・陳公博・恩克巴圖・于右任・程潛・朱培德・
徐謙・顧孟餘・經亨頤・宋子文・柏文蔚・何香凝女士・伍朝樞・丁惟汾・戴季勳・李濟琛・△林祖涵・△李大釗・△于樹德・甘乃
光・△吳玉章・陳友仁・李烈鈞・王法勤・△楊匏安・△馮代英・彭澤民・△朱季恂・劉守中・蕭佛成・孫科。
- (2) 候補中央執行委員。白雲梯・△毛澤東・△許魁魂・周啓剛・△夏曦・鄧演達・△韓麟符・△路友子・黃實・△董用威・△
屈武・△鄧穎超女士・王樂平・陳嘉佑・陳其瑗・朱霽青・丁超五・何應欽・陳樹人・褚民誼・繆斌・吳鐵城・詹大悲・陳肇英。
- (3) 中央監察委員。吳敬恒・張靜江・蔡元培・古應芬・王寵惠・李石曾・柳亞子・△高語罕・陳果夫・陳璧君女士・
鄧澤如。
- (4) 候補中央監察委員。黃紹雄・李宗仁・江浩・郭春濤・李福林・潘雲超・鄧懋修・譚晉。

右表のごとく、中共黨員は八十人中の十六人を占め、五分の一に達してゐる。
第十二日は一月十八日開會。總章修改案、楊希閔・劉震寰黨籍開除案、商民運動決議案、中央黨務決議案を可決し
た。

第十三日は一月十九日開會。目下時局宣傳大綱、財政決議案、紀律案、農民運動決議案、海外黨務決議案、特別市組

織變更案、軍事工作案を可決。

同日午後閉會式を行ひ、汪精衛の閉會の辭、韓麟符・勞先鞭・高語罕・惲代英・王兆蕙・李世軍・黃學會・譚海山等の演説を以て二全大會の幕を閉ぢた。

二全大會宣言

中華民國十三年一月、本黨總理孫先生は本黨第一次全國代表大會を廣州に召集、大會は一致を以て總理提出の宣言を議決・通過した。その宣言の内容は、首めに中國の現状を説明し、次ぎは三民主義に對する解釋、次ぎは最小限度の政綱であつた。一全大會閉會以來、本黨同志は總理の指導下に努力奮闘したが、總理は更にこの時において建國大綱を制定し、民族・民權・民生主義の講演を完成し、更に挺身北上の際において國民會議及び不平等條約廢除の宣言を發布し、而して殿するに最後の遺囑を以てした。およそ總理のいふところは、必ず力めてこれを行はさうとした。本黨同志は總理の言を以て軌範となし、總理の行爲を以て表率となし、生死を問ふことなく以て今に至つてゐる。二全大會は深く總理の遺教を念ひ、一全大會以來の事實を綜合し、總理の定めた主義・政綱が、實に今日中國の唯一の生路たることを確信するものであり、謹んでこれを世界の現状、中國の現状、及び本黨努力の經過に按じ、宣言すること左のごとくである。

(一) 世界の現状。總理の遺囑に、「余、力を國民革命に致すおよそ四十年。その目的は中國の自由平等を求めらるに在る。」とある。國民革命の目的は中國の自由平等を求めらるに在るといふが、では何が中國をして不自由不平等ならしめたか？ 不平等條約の束縛である。誰がこの不平等條約の束縛を中國に加へたか？ 帝國主義である。故に帝國主義打倒は國民革命の第一工作である。而して帝國主義打倒に必要な方法は、總理遺囑中に、「民衆を喚起し、及び世界上

平等を以て我を待つ民族と聯合して共同奮闘するに在る。」と明告せられてゐる。いはゆる平等を以て我を待つ民族にも蘇俄のごとく、よくその自力を以て帝國主義を打倒し、自づから平等に致し、同時に平等を以て我を待つものがあるし、又、わが國と同じく帝國主義壓迫の下に在り、相ひともに努力して以て帝國主義者を打倒しようとしてゐるもの、すなはち一切殖民地・反殖民地の被壓迫民族のごときのものもある。これらの民族の平等に對する觀念は二つある。一は自づから平等を求めらるること、二は同時に他人の平等を求めらるることである。この二觀念を合して考へる時、民族運動と國際運動とは實に相ひ須つものがあり、民族主義と國際革命主義とは、その内容が一致するのである。さうであるからして、不平等を以て人々を待つ帝國主義と死戰を試みることが出来るのである。本黨はこのやうな目的を抱いてゐる。故に蘇俄に對して誠意を以てこれと合作し、帝國主義者及びその工具たる軍閥・官僚・買辦階級・土豪の種種の誣蔑・挑發・離間を受けても顧みないで繼續進行するのである。一切殖民地・反殖民地の被壓迫民族に至つては、地位相若き、觀念相同じき故を以て、その聯合は自然に出で、聯合の程度も日に密接となるのである。試みにこれを析言すれば下のごとくである。

歐戰以後の世界地圖は實に人類が奴隷とせられた一幅の恐るべき寫眞である。世界の全面積は一億三千四百萬平方キロ、その中帝國主義及び帝國主義に管轄せられる殖民地が千九百萬平方キロを占めてゐる。世界の人口は十七億五千萬人、その中十二億五千萬人は帝國主義の奴隷牛馬である。英國は帝國主義の巨擘だが、その本國の面積は僅かに三十一萬四千平方キロ、その殖民地の面積は四千萬平方キロで、本國面積の十三倍である。英本國の人口は僅かに四千六百萬、その殖民地の人口は四億二千九百萬人で、英人と殖民地奴隷との比は一對九である。佛本國の人口は三千九百萬、殖民地は五千四百萬である。渺乎としてそれ小なる白耳義に至つては、本國人口七百萬、殖民地は千七百萬。日本殖民地人口はほとんどその本國と等しい。以上は専ら殖民地に就いていつたのであつて、半殖民地中國・暹羅のごときはその中

に入れてない。——帝國主義者が極く少数の本國人民を以て、大多數の殖民地人民を駕馭する工具は三つある。

(1) 高度に發展した工商業と莫大な資本の集積。これらの資本の集積は、帝國主義者に偉大な信用を供給する。
(2) 強大な海軍と航空隊。これはあらゆる殖民地・半殖民地の民族をして、怨望を蓄へ反抗を謀らうとしても、その勢力範圍の外に脱離することを得ざらしめる。

(3) 強有力な宣傳機關。多くの新聞雜誌・學校・教會、假面をかぶつた慈善事業、殖民地統治の訓練を受けた無數の官吏等は、皆帝國主義の喉舌爪牙であつて、殖民地・半殖民地の奴隸を壓迫する能力あるのみならず、麻醉の作用を有し、一切帝國主義者の罪惡を掩蔽し、人をして歌功頌德せしめるに足るものがある。

このやうな工具の存在に因つて帝國主義はますます發達し、極く少数の人類を以て大多數の人類を強制してこれを屈服せしめたのである。——然り而して歐戰後帝國主義の基礎はすでに動搖して來た。それを動搖せしめた條件は左のとくである。

(1) 帝國主義の最も巨大なロシア帝國は覆滅し、その結果世界の六分の一の土地をして帝國主義の區域から脱離せしめ、同時に世界上一切の被壓迫民族をして、解放を自求する奮闘中において、これが指導をなす一先進者を得せしめた。これは帝國主義の一大損失である。獨逸帝國主義も亦帝國主義の最も猛烈なるものであるが、戰敗の關係を以てその他の各個帝國主義者の排斥を受け、被抑服の地位に置かれるやうになつた。これ亦帝國主義の一大損失だ。けだし帝國主義家庭中の分子が減少したこと因つて衰微に至つたのである。

(2) 各個の帝國主義者は利害の衝突に因つて嫉妬し排斥する。英國は佛國の陸軍・航空隊を極端に猜疑し、近東及び歐洲大陸において不斷の暗闘をやつてゐる。例へばロカノ協定のごときは、英國の設けたワナであつて、獨逸をその中に入らせ、獨逸を利用して蘇俄に對抗させ、相當の時機に佛國に對抗せよとするものである。これら帝國主義の相互の衝突は、米國の經濟帝國

主義の陥穽中に陥り、その中から足を抜くことが出来ないやうにするものである。東亞における日本帝國主義は、米國の太平洋・中國における經濟勢力の増漲を以て、彼に逼ること甚だしとなし、海陸の勢力を以てこれを覆滅しようとして謀つてゐる。およそこれら各個帝國主義者間の相互衝突は、自づからその弱點を暴露する所以である。

(3) 歐戰中殖民地・半殖民地の工業がにわかに發展し、その自然の結果として工人階級の發展を見た。工人階級は驚くべき速度を以て國民革命中の有力な成分となり、同時に民族解放運動中において領導的地位を取得した。

(4) 帝國主義の巨擘たる英國の殖民地は廣大ではあるが、經濟上ではすでに本國から脱離してゐる。そこで彼が殖民地・半殖民地に加へる縲紲は一層嚴緊となる。佛本國の領土は歐戰中の砲煙彈雨に燬かれ、ために極力殖民地を擧取してその補償としようとしてゐる。ここにおいてこの兩國帝國主義の殖民地の奴隸は、水のますます深く火のますます烈しきがごとく、挺して險に走り、不斷の騒動と反抗とをなさざるを得なくなつた。

(5) 一切の殖民地・半殖民地民族は、繼續せる民族運動中においてその自覺を表示した。これらの自覺は蘇俄と土耳其との革命獨立に依つて暗示・模範を與へられた。その最大の意義は、蘇・土が民族群衆の勢力を以て、有力な帝國主義軍隊を打倒したといふ點に在る。

(6) 帝國主義本國內においては、勞働群衆の失業に因つて生活程度は日に低落し、貨幣は日に下落し、貧窮の境遇に陥らざるを得なくなつた。貨幣の下落は又中等階級をしてその貯蓄の資を失はしめた。かかる經濟上の慘狀と恐慌とは階級闘争をして更に激烈ならしめた。その結果は大多數の民衆を革命戰線内に驅り入れるであらうし。これらの大多數の民衆は又必ずや世界上一切の被壓迫民族に同情し、これと合作して解放のために奮闘しようとするだらう。

これに依つて、帝國主義の基礎はすでに動搖し、崩潰の期遠からざるを斷定し得る。而して世界上一切の被壓迫民族及び民衆の聯合奮闘がその致命傷となるのだ。中國の國民革命は、中國からいへば中國民族が自づから解放を求めると

とであり、世界からいへば人類の大部分が自づからその解放を求めるといふことなのだ。故に中國の國民革命は、實に世界革命の大部分なのだ。中國人民が國民革命に従事するのは、決して孤軍を以て轉戦してゐるのではない。蘇俄のとき、世界上一切の殖民地・半殖民地の民族のとき、帝國主義本國內の被壓迫民衆のとき、皆中國の革命民衆と同一戦線に立つてゐるのだ。試みにその事實を列挙すれば下のごとくである。

米洲のハワイ・メキシコ・キューバ等の國は、その共和制度は米國に蹂躪せられ、その城市は米海軍に占據せられ、その國民は米國の壓迫するところとなり、その憲法は米國銀行家の利益に適合するやうに修改せられ、その自決權は拒絶せられ、その獨立は完全に取消されてゐる。この外無數の黒人は、自稱民主の先進國のために壓迫・搾取・虐待せられてゐる。壓力が重くなれば反抗力も大きくなる。故にハワイの愛國團體、メキシコの農工黨、全米洲の反帝國主義大同盟、黒人の救國保種組織等は、皆一致努力してその種族或ひは民族の解放を求めてゐるのだ。

普通の觀念からすれば歐洲は帝國主義の古巢だから、この巢の中には被壓迫民族はあるまいと考へられるであらうが、實際はさうでない。アルサス・ローレンは歐戰以前は獨逸帝國主義に、歐戰後は佛帝國主義に壓迫せられてゐる。四十五年來佛國はアルサス・ローレンが祖國から異域に淪んだのを以て、莫大な悲哀としてゐたが、これは佛國の工業が二州の石炭及び鐵のために悲しんだに外ならない。一九一八年以來二州はいはゆる祖國に復歸したが、佛帝國主義の壓迫は獨逸國主義のそれよりも甚しいものがある。前きにはフランス語を話す二十萬の民族が、獨逸民族主義の壓迫を受け、今は獨逸語を話す百萬の民族が、佛國の狹隘なる愛國主義の壓迫を受けてゐる。佛國政府は學校・官廳・法庭或ひは商業上において土人の土語を話すことを禁止し、佛國政府派遣の官僚・憲兵・警察等は所在に充満して嚴厲な監視を行つてゐる。青年は強迫せられて殖民地軍隊中に服務し、工人運動は極端に壓迫せられてゐる。そこで二州の人民は農工團體の指導下に自主を宣言したのである。

マケドニアの居民二百三十萬は、不斷の奮闘を以て民族の獨立を求め來つた歴史を持つてゐるが、ヴェルサイユ條約に依つて分割せられ、ユゴスラヴィアがその五を、希臘がその四を、ブルガリアがその一を取つた。これら新興帝國主義者のマケドニアを遇すること、佛國のアルサス・ローレンにおけるがときもものがある。征服せる人民を壓抑し、或ひは同化するといふのが、現在のバルカン半島各國の共同政策となつて居り、而もこの政策は國際聯盟の擁護を受けてゐるのだ。そこでマケドニア革命黨は聯邦派指導の下に努力進行し、以てその國家の獨立、並びにバルカン半島における革命的聯邦の實現を求めてゐるのだ。

ベッサラビア、ブコヴィナ、シレジア、クロアチア諸地の民族が受けてゐる待遇も、マケドニアに同じく、故にこれらの民族は各その戰闘能力を準備し、奴隸の待遇を脱離せんことを求めてゐる。

アフリカにおいては、被壓迫民衆は沈睡から猛醒し、地中海から喜望峯に到るまで、帝國主義に反抗する空氣が黒人及びアラビア人の大陸に瀰漫してゐる。その民族革命運動の最も顯著なるものはリツフの戰争である。リツフ民族は百萬にも達しないが、世界で殖民地を開拓すること最も早き西班牙、世界で最も強い陸軍を持つてゐる佛國に對して勇猛な抵抗をした。この民族革命運動の領袖はアブデル・ケリムで、所部六萬五千の兵を以て西班牙兵十萬を撃敗し、繼いで最も善戰の稱ある將領の率ゐる六萬の佛軍、航空隊及び鐵甲車隊と戰ふこと半年、佛軍の死者萬人、而もリツフ民族はよく艱難の中にその勇氣を支持した。アルジェリア、埃及等においても反帝運動は隨時に勃發し、一時屈服しても又繼いで反抗し、反抗の程度は前よりも烈しく、帝國主義者もアフリカ人種が昔のやうに與みし易くないことを知るに至つた。

亞細亞においては、波斯は英・露兩帝國主義の二重の壓迫を受けてゐたが、ロシア革命起るに及び、波斯人民はロシア革命黨人の手に依つて露帝國主義の羈絆を解除して平等の待遇を受けることになつた。波斯人民はこの刺戟を受け、

更に英帝國主義の羈絆を脱離しようとして謀り、英帝國主義の工具たる波斯國王を人民の一撃下に斃し、波斯民主政府を成立せしめた。アラビアにおいては民族解放運動の思潮すでに極點に達し、パレスティンにおいてバルフォア卿を撃つてこれを走らせ、最近では政治罷工を宣布して同情をシリア同胞に表した。シリアは昨年(一九二五年)七月二十四日以来佛帝國主義に反抗し、佛陸軍はしばしばシリア愛國黨人の手に敗れた。その狼狽の態はモロッコにおけると同じく、而もその野蠻の行爲はモロッコよりも烈しく、婦女小兒を殺戮し、火を縱つて擄掠し、なさざるところなし。これらの野蠻行爲はシリア人の奮闘の志をますます堅決ならしめ、最近には國民政府さへ成立した。シリアの愛國運動は一時は佛國の優越せる勢力に屈服せしめられたが、最後の勝利はシリア愛國黨に歸するであらうと信ぜられる。土耳其は一般帝國主義者から問題なき捕獲物とされ、「近東の病夫」といふ名を與へられ、これに基督教徒壓迫の罪名を加へ、刀俎魚肉一にその命するところとおもはれてゐたが、近頃は土耳其國民黨の努力及び蘇俄の援助に依つて帝國主義者の壓迫を脱離し、自由獨立の國家となつた。最近土耳其國民政府は、英國がモースルを奪つたので、國民軍を集中し、蘇俄と更に密接な同盟を成立せしめ、以てその領土及び政治的經濟的主權を保護する準備をした。南領東印度においても國民革命の奮闘が積極的に進行してゐる。和蘭帝國主義者の土人を遇する、英佛とその殘暴を同じうし、土人のあらゆる學校・團體は皆封鎖せられ、一切の集會及び示威運動は皆禁止せられ、教授・新聞記者等は隨意に監禁せられ、愛國黨人は隨意に殺傷せられてゐる。一九二五年三月ジャワの和蘭警察は愛國黨人百七人を銃殺、九月黨人百六十三人を捕縛した。これらの殘暴行爲は、ジャワ國民黨・農工黨の團結力を鞏固にし、國民革命のために奮闘しようとする決心・勇氣を増加する結果となつた。印度においては自治黨人と共產黨人とが共同努力して英帝國主義に反抗し、英帝國主義はこれに對して非人道の殘暴行爲を以てしてゐるが、いはゆる不合作運動・經濟絶交・消極的不服従は依然として進行してゐる。比律賓・安南・臺灣・朝鮮における民族革命の奮闘は、或ひは公開、或ひは秘密に進行してゐる。これらの奮闘

は帝國主義者の施與せる桎梏をして、終に粉碎に歸せしめるであらう。——これらの事實を綜合すれば、次ぎのやうな結論が得られる。

- (1) 被壓迫民族はその地位の不平等を覺悟し、帝國主義の政治上・經濟上における種種の壓制及び掠奪を認識しはじめ、故に民族革命運動はすでに全世界に普及した。これらの民族革命運動中には、リツフ民族及びシリア民族のごとく、すでに帝國主義と直接に武装衝突を起したものがあつた。土耳其のごとく、武装衝突において勝利を獲、その民族を帝國主義壓迫下から解放し得たものもある。最も注目し得るものは、殖民地・半殖民地革命運動と帝國主義者との直接衝突の過程において、この過程を促進する一種の歴史的事實があるといふことである。どんな事實か？ 殖民地・半殖民地における工業の發達に因つて無産階級が發生し、この階級が民族革命運動の前線に立ち運動の指導者となりつつあるといふ事實である。
- (2) 民族革命運動の成功には廣大な民衆の参加が必要だ。就中農工民衆の参加が絶対必要だ。過去における民族革命運動の失敗は、参加者が知識階級に限られ、廣大な基礎・勢力がなかつたからだ。現在及び將來において民族革命運動をなすには、その意義を田間・工廠に普及し、反帝奮闘中において農工を組織することが必要だ。
- (3) 民族革命運動においてはその共同の敵人が誰であるかを明瞭にし、共同の敵人に對して共同に奮闘せねばならぬ。自助と互助とは一致する。世界上一切の被壓迫民族の革命運動は聯合戦線の必要がある。
- (4) 民族革命においては狹隘な國家主義を排除せねばならぬ。狹隘な國家主義は常に帝國主義の誘因となるものであつて、民族革命が成功した場合も、徒らに新興の帝國主義となるに過ぎぬ。故に一切被壓迫民族相互の間においては、人には平等を以て我を待つことを要求すると同時に、我も亦平等を以て人を待たねばならぬ。かくしてはじめて世界に平等を以て我を待つ民族と聯合して共同奮闘し得るのだ。中國の國民革命は革命先進の蘇俄と共同奮闘すべきは勿論だが、同時に一切の被壓迫民族とも共同奮闘すべきである。この時においては、彼此平等を以て相待ち、民族革命成功の後、同じく大同に進むことを期すべきだ。
- (5) 各個帝國主義者間の衝突、及び帝國主義者本國內大多數人民の憤激・怨望は、實に世界上被壓迫民族に與ふるに、帝國主

義打倒、民族獨立完成の良好機會を以てするものである。民族革命運動に従事するものはこの良好の機會を失ふなく、一切の革命勢力を集中し活潑に進行せねばならぬ。

(6) 民族革命運動の進行中においては、帝國主義者の陰謀を看破し一切の禍心を包蔵する宣傳を防止せねばならぬ。これらの宣傳は挑撥離間の兩作用を含有してゐるからだ。帝國主義は、その本國內大多數人民と東方被壓迫民族との聯合を遮斷するために、黃禍論を唱へて恐嚇し、又東方被壓迫民族中の各階級間の聯合を遮斷するために、赤化共產の論を唱へて恐嚇する。これらの恐嚇の論は革命勢力を離散に歸せしめるものであるから、民族革命運動者は大聲疾呼してその陰謀を喝破せねばならぬ。同時にますます誠意を以て帝國主義者本國內大多數の被壓迫人民及び世界上の被壓迫民族と聯合一致し、共同の敵人たる帝國主義者に向つて猛烈に進攻せねばならぬ。

(二) 中國の現状。上述に依つて、中國國民革命が世界革命の一大部分であり、その努力の目標が帝國主義打倒に在ることを知ることが出来る。帝國主義が挟んで暴をなすの工具は、さきにこれを述べた。然し中國内に帝國主義の内應をなすものがなかつたならば、帝國主義もその技を施すことが出来なかつたであらう。試みに列挙すれば下のごとくである。

(1) 軍閥。軍閥の大なるものは武力統一に藉口して中央を把持し、その小なるものは聯省自治に藉口して地方を把持する。その唯一の目的は國家・人民の利益を掠奪するに在り、その唯一の手段は擁兵自衛に在り、その養ふ軍隊は國家・人民あるを知らずただ彼等を養ふ軍閥のために死を效すことを知つてゐるばかりである。然しそのいはゆる養の程度は至つて薄いのであつて、軍閥が掠奪して得たところは、先づその身家を肥やし、次いでこれを同惡相ひ濟す將領に分ち、大多數の士兵はその殘餘を貰ふに過ぎぬ。従つて大多數の士兵の生活は至つて困苦で、戦時には死地に驅られ、平時には飢寒に免かれず、追られて盜賊となるのである。將領は軍閥を以て終極の目的とし、ただその大欲を遂げる外には何も知らない。ここにおいて中國の内兵相ひ次ぎ、とどま

るところを知らないのである。

(2) 官僚。民主國家における官吏は人民の公僕で、それ自身は人民であり、國家の政務及び事務を執行する時に官吏となるのだが、中國の官僚は土農工商外に別に一階級を成し、軍閥を助けて虐をなし、以て國家・人民の利益を掠奪して軍閥を肥やし自づからを肥やすのである。

(3) 買辦階級。帝國主義者は虎、買辦階級は俛、帝國主義はこれを恃んで中國國民の肥えたるを擇んで喰ひ、買辦階級は中國國民の帝國主義に喰はれた殘骸を喰ひ、以てその下流の慾望をみたすのである。

(4) 土豪。封建の殘餘で、鄉村に在つて刀俎となり人民を魚肉とするもので、その人民に害あること盜賊よりも甚だしい。

以上の四者は帝國主義者の工具である。帝國主義者は中國を永しへに次殖民地としようと欲してゐるのだが、その方法としては中國の國民革命運動を阻礙するより大なるはない。國民革命運動を阻礙する方法としては、國民間の各階級の聯合を遮斷し、農工階級の發展を抑へるより大なるはない。かうしなければ國民革命の勢力を分散することが出来ないからだ。而して買辦・土豪はその性質上農工商各階級を抑へる利器であるから、これを利用して中國經濟の利益を壟斷し、同時に中國國民革命の生機をふさぐのだ。經濟上の勢力は政治上の勢力の補助を得て活潑になり、日に繁榮に赴くものである。だから軍閥官僚を収めておのが用をなさしめ、政治上の勢力を掌握に歸せしめるのであつて、軍閥官僚と買辦土豪との帝國主義におけるは、車の兩輪、鳥の雙翼である。この四者の生活目的及び條件は、同じく國家・人民の利益を掠奪して自づから肥やすに在るのだから、期せずして共同行動に出る。而して帝國主義はこのやうな工具を得て、悍然として中國國民革命を破壊するのだ。

民國元二年の間、五國銀團は袁に二億五千萬大借款を與へて東南の革命黨人を驅除し、六七年の間、日本は三億圓の參戰借款、軍機借款等を段に貸し、西南の護法軍隊を掃滅した。八九年以後歐戰終了するや、各國はその遠東におけ

る勢力を恢復し、相ひともに日本を抑へ、曹・吳を助けて段を推し倒した。その時の借款の額は頗る大で、今に至つて確數が判らないが、曹・吳はこれを用ゐて廣州革命政府を破り、帝國主義への忠を表示した。帝國主義者が借款から得る利益は、單に經濟方面にとどまらず、政治方面においても種種の特權を獲得するのだが、その最大の作用は軍閥を助けて國民革命を鎮壓するに在るのである。前歲（一九二四年）秋冬の間直奉再戦し、その結果曹・吳倒れ、段・張作霖が崛起したが、これは英米帝國主義の傀儡を日本のそれに易へたに外ならない。帝國主義は軍閥を傀儡とし、中國においてその欲を遂げ、軍閥は帝國主義の傀儡となり、恃むところありて恐るるところなく、罪を人民に獲て顧みない。一昨冬段は不平等條約尊重を以て、各國の臨時執政承認の交換條件とし、又五・三〇事件以後張の軍隊は天津・上海において各界人民の愛國運動を抑壓し、特に工人運動に對しては餘力をのこさなかつた。軍閥が甘んじて帝國主義の鷹犬となり、國民革命の進行を阻礙することかくのごときものがある。

中央を把持する大軍閥が、帝國主義の羽翼を受け、これが命を奉ずることは上述のごとくである。地方を把持する小軍閥はその地位勢力は帝國主義の一顧を受けるに足りないから、その民に禍ひする罪状は、大軍閥より甚だしいものがある。賣國の罪はさまざまといふものがあるが、實際はさうでない。昨夏唐繼堯が兵を起し、廣西・廣東を窺つたのは、日佛兩帝國主義の使喚態勢を受けたのであつた。十二年陳炯明が殘喘を東江に保ち、廣東に禍ひしたのは英帝國主義の後援があるからだ。昨夏以來は公然香港を廣東攻撃の大本營とし、運兵籌餉皆この地に集中して廣東を窺ひ、香港から武器を南路の諸賊に供給してゐる。陳は又海豊において農民運動を、汕頭において工人の愛國運動を壓抑して帝國主義に媚びてゐる。五・三〇以來青島・九江・漢口・上海廣東に惨案相繼いで起り、全國の愛國民衆が帝國主義の刀槍下に血肉狼藉たる時、陳炯明等は帝國主義の使喚を受け、國民革命運動を危害した。小軍閥の末路における倒行逆施かくのごときものがある。

買辦階級の罪状も亦大である。數年來北京の財政總長は買辦階級の専利品である。王克敏から李思浩に至るまで、皆國帑を盗んで外國銀行に預入し、同時に無數の政治・經濟上の特權を贈物としてゐる。各省巡按使・督軍等の不淨の私財は、皆買辦階級が代つて租界に投資してゐる。政治・財政の紊亂はここにその一大原因がある。而してその罪惡最も顯著なるは民國十三年秋の廣東滙豐銀行買辦陳廉伯の亂である。陳は英帝國主義の資助を受けて武器を買入れ、商團を組織して廣州革命政府を顛覆しようとし、次いでアルチタム類の通牒を以て廣州革命政府を威嚇した。その始末は總理の英首相マクドナルドに與へた電文及び宣言に詳しい。亂失敗するや、陳は香港に安居し、なほも廣州革命政府破壊の行爲に従事してゐる。中國に買辦階級あれば、國民の人格は地を掃つて盡きるといふべきである。

軍閥と帝國主義者とが結托せる現狀中において、官僚は軍閥のボーイとなり、買辦が帝國主義の指使を受くる現狀中において、土豪はその響應者となる。そればかりではなく、買辦・土豪は平日經濟上において優越の地位を占めてゐるが、帝國主義者の媒介に依つて軍閥・官僚と結托するや、政治上においても優越の地位を占めるやうになつた。かくて全國の開港場は帝國主義及びその附庸の支配を受け、村落はますます困窮の狀を呈してゐる。商業はその操縦するところとなり、新興工業は扼制せられ、農業・手工業は破壊せられ、農民・工人の利益は横取りせられてゐる。各個軍閥間の衝突は、或ひは地盤の擴張のため、或ひは地盤の保障のため、數年或ひは數月にして必す戦ふ。一昨年秋の江浙戦、直奉戦、昨冬の江浙直魯及び遼東戦における人民の生命財産の損失は莫大なものがあり、人民はその生存を保つことすらほとんど出来ない状態に在る。

中國の現狀はかくのごとくである。吾人がそれを體認するならば、今日の中國の急務は、實に一の生路を求むるに在ることを知り得るのである。生路とは何であるか？ この點に關し一全大會宣言は立憲派・聯省自治派・和平會議派・商人政府派の主張を擧げてその誤謬を指示した。近頃國家主義派なるものがあつて、今日中國を救ふためには、日本の

維新に做つて自づから富強を致すべきだといふものがある。この説は、日本維新の時代・環境を察せず、且つ次ぎの點を知らないのである。すなはち日本維新は封建主義の餘毒を留め、それが人民に害をなしてゐること、及び帝國主義の萌芽を生じ、世界に害をなしてゐること、これである。日本維新の際に當つては、帝國主義は旭日のはじめて升るがごとく、日本がこれを探り入れたのは當然だが、今日は帝國主義すでに末路に近く、崩潰の期はもはや遠くない。今更それを探り入れようとするのは、惑へるものといはざるを得ない。又いはゆる良心救國派なるものがある。性善とか自由とか、その義は立派でないとはいはないが、悪を除くに勇でなく、紀律も嚴でなく、獸を率ゐて人を食はしむるもの、猖獗を坐視し、一方民衆を組織し得ない。これを以て撥亂しようとは、畢竟幻想に過ぎない。——吾人が指さして中國の生路となすものは下のごとくである。

(1) 外に對しては帝國主義を打倒するに在る。その必要の手段は、一には世界革命の先進國と聯合すること、二には世界上一切の被壓迫民族と聯合すること、三には帝國主義本國内大多數の被壓迫人民と聯合することである。

(2) 内に對しては一切帝國主義の工具を打倒するに在る。首として軍閥、次いで官僚・土豪・買辦階級である。その必要手段は一には人民の軍隊を造成すること、二には廉潔政府を造成すること、三には國內新興工業保護を提唱すること、四には農工團體を保障してその發展を扶助することである。

この對外・對内の必要手段を約言すると、總理の遺囑にいふところの、『民衆を喚起し、及び世界上平等を以て我を待つ民族と聯合して共同奮闘する。』といふことに歸する。これが中國の現状に對する對症發藥の救治であること、上に列擧した事實に觀て、灼然として疑ひなきところである。

(三) 本黨努力の經過。吾人は總理の定めた主義・政綱が、中國唯一の生路であることを深く信じてゐる。故に一全大會閉會後、總理指導の下に努力進行したのだ。吾人は當時の環境が至つて惡劣で、挾持するところの勢力も至つて微

弱なことを知らないではなかつた。彈丸黒子の廣州は香港帝國主義者の掌握裡に在り、北洋軍閥は虎視眈眈として居り、陳炯明は東江に負隅し、鄧本殷は南路に跳梁し、楊希閔・劉震寰は肘腋下に反側してゐた。この間に在つて吾人がその主義・政綱を鮮明にすることは、的を明かにして敵人の共同進攻を待つに異ならない。況んや官僚・軍閥・土豪は吾人の前後左右を包圍し、不正當の利益を保護するために同心合力し、吾人を死地に置かうとしてゐるにおいておや。然し吾人は少しも畏るるところなく、これと死戦しようと準備した。吾人がこの四面包圍の中に在つて、艱難成立したものに中央・地方の黨部あり、以て民衆に宣傳し、民衆を組織した。陸軍軍官學校及び黨軍あり、以て人民と合作する軍隊を造成し、進んで人民の軍隊たらしめようとした。各種農・工の組織あり、これをしてよくその利益を保護してその能力を發揮せしめた。吾人は北洋軍閥と勾結せる商團と戦つたが、その結果、敵人は吾人を困しめることが出来なかつただけでなく、却つて吾人をしてその氣勢を増長せしめ、北洋軍閥と戦ふに至らしめた。曹・吳が倒れて後、總理は挺身北上し、國民會議開會を以て軍閥の死命を制し、不平等條約廢除を以て帝國主義の死命を制しようとした。事は成らなかつたけれども、身を以て道に殉ずるの精神はすでに全國民衆に普及し、深くその肺腑に入つた。五・三〇以後各地慘案起り、帝國主義の兇惡なる面目は暴露せられてあますなく、全國民衆の國民革命に努力從事するの精神は、やうやく世界の認識するところとなつた。最近北京民衆の示威運動は軍閥の膽を奪ひ、帝國主義と勾結することは自づから固くするに足らず、衆怒を犯して自づからの死亡を促すものなることを知らしめた。大河南北、大江南北、及び湖南北の間、農工民衆團體の組織は日に堅固に、能力も日に發達して來た。吾人は更にこの時において廣州の革命根據地を鞏固にし、一切の反革命分子を肅清し、東江・南路の一切の叛徒を掃除し、人民と合作せる政府、人民と合作せる軍隊を建立し、眞摯の精神を以て民衆のために利益を謀り、同時に民衆を領導して國民革命に従事し、帝國主義者及びその工具の重畳の壓迫を受けても少しも動搖しないのである。帝國主義覆滅の期は遠からず、最後の勝利は終に吾人に屬す

るであらう。

(四) 結論。總理が一全大會に提出した宣言、三民主義に對する解釋、及び最小限度の政綱は中國唯一の生路だ。吾人が一全大會閉會後努力したところは、僅かに障礙の掃除及び主義・政綱實行の準備だけであつて、主義自身を實現し得なかつただけでなく、最小限度の政綱をも實際に施すことが出来なかつた。故に二全大會は、主義に對してはもとよりまさに繼續努力すべく、政綱に對しても亦修改するところなく、これを施行せんことを期するのみである。建國方略、建國大綱、三民主義講義、國民會議開會不平等條約廢除宣言及び遺囑は、總理が荆棘を披いて開いた中國の生路であり、吾人はこの路に循つて以て前進すること、總理が時時吾人の前に指導するがごとくであらう。吾人の熱誠をしますます興奮せしめ、吾人の信念をしていよいよ堅固にし、一致して總理の遺囑に遵つて奮闘するであらう。吾人は敢へてこの信念と熱誠とを以て、世界民衆及び全國民衆の前に昭告する。——吾人はこの身を獻じて一切民衆の前驅となり、民衆のために死を效すであらうことを。吾人が民衆のために力を盡すには、吾人の組織を鞏化し、吾人の能力を擴大し、以て責任を負荷せんことを期せねばならぬ。一全大會は黨員の紀律・訓練に注意を加へたが、二全大會は更にこの紀律を森嚴ならしめ、訓練を精密ならしめんことを期した。革命黨人は忠實誠篤で、改過に勇でなければならぬ。黨員間にあつては相互に親愛し相互に扶助し相互に錯りを攻めなければならぬ。もし過つて改めなければ、鐵の紀律を加へなければならぬ。けだし黨員に對して姑息であることは、黨に對して不忠であるからだ。吾人は必ずや努力して黨員をして革命化・團體化せしめ、以て總理の指導に背かず、民衆の期待に負かないことを期するであらう。

二全大會の諸決議

二全大會で採擇せられた決議は、政治報告、財政、軍事、黨務、工人・農民・青年・商民・婦女各運動、宣傳、黨報

北方時局宣傳大綱等、約二十種に及んで居り、重要文告も五六種ある。今その重なるものを選んで左に譯載する。原文は上海法學書局版『中國國民黨第一二三四次決議案及宣言』に就かれたい。

(一) 總章修正案。(第三章第十五條)特別區及び特別市の組織は、省黨部と同じく、直接最高黨部の指揮監督を受く。(第四章第二十四條)附註。總理は已に中華民國十四年三月十二日逝世せり。十五年一月第二次全國代表大會は總理の遺囑を接受し、並びに努力してこれを實行せんとし、この章を保存して以て本黨永久の紀念となす。總理紀念の儀式を規定すること左の如し。甲、およそ本黨海内外各級黨部會議の場所には總理の遺像を掛くべし。乙、およそ集會開會の時には總理の遺囑を宣讀すべし。丙、およそ本黨海内外各級黨部及び國民政府所屬各機關各軍隊は、毎週紀念週一次を舉行すべし。もし特別の情形あらば該地上級黨部の許可を経て改めて兩週一次となすことを得。

(第五章第二十五條)本黨最高機關は全國代表大會となし、常會は毎年一次舉行す。但し中央執行委員會が認めて必要となし、或ひは省及び省に等しきものの三分の一以上の請求あれば、臨時全國代表大會を召集することを得。中央執行委員會がやむを得ざるの情形に遇へる時は、全國代表大會常會の召集に對し展期を通告することを得。但し一年を超過するを得ず。(第二十六條)全國代表大會常會の開會日期及び重要議題は三ヶ月前に各黨員に通告すべし。(第三十三條)中央執行委員會は毎年少くとも二次全體會議を開くべし。候補委員は會議に列席することを得執行委員に缺席ある時は會に到れる候補委員より次に依り額に照して遞補し會議中に於いて臨時表決權あるを許す。餘はただ發言權あり。但し候補委員の表決權は出席執行委員人數の三分の一を超過する能はず。(第三十四條)中央執行委員會は常務委員九人を互選して常務委員會を組織し、中央執行委員會に對してその責任を負ふ。(第三十五條)中央執行委員會は必要の時に出れば政治委員會等の特種委員會を設くることを得。(第三十六條)全國代表大會、中央執行委員會全體會議、及び常務委員會は、須からく本黨政府所在地に於いてこれを舉行すべし。(第三十七條)中央執行委員會は、須からくそ

の活動情形をもつて各省執行委員會、及びその他直轄黨部に通告すること毎月一次なるべし。(第三十八條)中央執行委員會は中央執行委員、候補執行委員を派し、各地に分赴して黨部を指導し黨務を執行せしむることを得。(第三十九條)原第三十八條と同じ。

(第六章第四十一條)原第三十九條全文の次ぎに下の文句を附加す。——省執行委員會は全省代表大會閉會期間に在つては、必ず須からく黨部及び直轄黨部聯席會議を召集すること少くとも一次なるべし。(第四十二條)原第四十條と同じ。(第四十七條)省執行委員會は毎星期少くとも一次開會すべし。候補委員は會議に列席することを得。執行委員に缺席ある時は會に到れる候補委員より次に依り額に照して遞補し、會議中に於いて臨時表決権あるを許す餘はただ發言權あり。但し候補委員の表決権は出席執行委員三分の一を超過する能はず。省監察委員會同じ。(第四十八條)原四十六條と同じ。

(第七章第五十條)縣代表大會は毎六ヶ月に一次舉行す。若し省執行委員會の訓令、及び各區執行委員會三分の一の請求に遇ふ時は、臨時全縣代表大會を召集することを得。縣執行委員會は全縣代表大會閉會期間に在つて、必ず少くとも一次各區黨部聯席會議を召集すべし。(第五十一條)原第四十九條と同じ。(第五十七條)縣執行委員會は毎星期少くとも一次開會す。候補委員は會議に列席することを得。執行委員に缺席ある時は、會に到れる候補委員より次に依り額に照して遞補し、會議中に在りて臨時表決権あることを許す。餘はただ發言權あり。但し候補委員の表決権は出席執行委員人數の三分の一を超過する能はず。(第五十八條)原第五十六條と同じ。

(第八章第六十四條)監察委員は區執行委員會の財政の收支を稽核し、及び區執行委員會の黨務を審査し、該區黨籍行政人員の政績を稽核す。

(第九章第六十五條)原第六十二條と同じ。

(第十章第七十一條)中央及び各省・各縣・各區監察委員の任期は定めて一年となす。(第七十二條)原第六十九條と同じ。(第七十三條)各級黨部執行委員・監察委員はその他の黨部の執行委員・監察委員を兼任するを得ず。但し中央執行委員・監察委員は各該委員會の許可を経てその他の黨部の執行委員監察委員を兼任することを得。

(第十一章第七十四條)原第七十一條と同じ。(第七十六條)原第七十三條に次の一項を附加す。——各級黨部彈劾せられたる時は上級黨部監察委員會より詳細審査を加へたる後、該上級黨部執行委員會より處分を判決す。

(二) 政治報告決議案。一全大會決定の根本方策は、一、帝國主義の聯合的勢力の壓迫下から中國を解放し、以て全世界被壓迫民族の解放を促進せんことを欲するが故に、帝國主義を打倒せねばならぬ。二、帝國主義を打倒するためには、中國内に在る帝國主義者の工具——軍閥等を打倒せねばならぬといふに在つた。この目的を達する方略としては、一方國內民衆の勢力を團結し、他方國際革命的勢力と聯合して共同奮闘するに在るが、それには先づ人民と合作せる國民政府民衆化せる革命軍隊を建設せねばならぬ。二全大會は一屆中執委會、政治委員會、上海・北京等各地の政治報告を接受し、二年來の政治工作が、確かに總理の指示、一全大會決定の政策に依つて進行し、相當の努力があつたことを認め。南部では英帝國主義勢力を減削し、買辦・悍將・驕兵・貪官・汚吏・反革命派の勢力を消滅し、政治訓練を有する國民軍、及び人民と合作せる國民政府を建立し、廣東の軍・民・財政を統一し、革命の根基を定めた。民衆方面では農工階級の地位を増進し、實業方面では國營の計畫を確定した。廣西も軍事的統一を得た。北・中部でも民衆を領導して政治上の新地位を造成し、軍閥の崩壊を促起した。これらは工作中のやや成績ある部分で、大會はこれに對し、繼續不斷の努力を以て未だ竟へざるの工作を完成せんことを望むものである。政治建設では、環境の阻礙によつてまだ著るしき成功を見ない。今後は一全大會議決の政綱の具體的實現に努力し、民衆をして黨の政治上の新意義を感得させねばならぬ。次いで廣西及び革命軍勢力及ぶところの各省における政治上の一切の施設をして、廣東と同様改進黨せしめね

ばならぬ。それは一切反革命の動機を消除して、革命の基礎を鞏化し、革命の領域を擴大するものだからである。

(三) 財政に關する決議案。黨の財政計劃は、財政・經濟の鞏固な基礎を創立し、政治計劃實行の根據とするに在る。國家に良好な財政基礎があつてこそ、はじめて國家の經濟を増進して帝國主義の侵略を離去することが出来るのである。財政・經濟の基礎を鞏化するには、現在の國家財政制度を改善せねばならぬ。その改善の最要事項は、財政を統一し、收支適合の國家・地方預算を建立し、租稅制度を改善し、銀行政策を改良し、良好なる幣制を創立し、國家公債を利用し、關稅政策を勵行するに在る。

(1) 財政の統一。これは國家發展唯一の基礎だ。黨は堅決の態度を以て一切の收入を中央政府財政部に集中し、國家・軍事費用は國家より支出するものである。

(2) 預算の建立。一切の國家の收支は國家預算に包括せられる。國家預算は國民政府の批准を経ねばならぬ。國民政府は國家・地方各種稅項の收支を詳細に劃分せねばならぬ。政府特許の明令がなければ、各機關・團體は國家預算の許した費用を増加してはならぬ。預算建立に當つては收支を適合させねばならぬ。地方預算は國民政府に報告し、國民政府はその收支を決定し、その稅項の徵收を制限するを得。不足の場合は國家の款項を以てこれを資助する。

收入預算の決定に當つては、國民政府は稅項外の收入に注意せねばならぬ。稅項は人民の負擔であり、加重してはならないからである。稅項外の收入とは物質及び天然の富源、山林の利益、鐵路・水道の收入、國家の工業、專利品の利息、郵政電報の剩餘等である。預算不足の時は内國公債を發行するがよい。然し萬やむを得ざる時に限る。急用には短期國庫債券を發行すべきである。

現在廣東は紛亂の内争時代から和平建設時代に達してゐるから、黨は國家の支出預算を整理せねばならぬ。然し國防費用は増加せねばならぬ。内亂を平定し國家を防衛する陸軍は完備な組織を要するからだ。收入増加の時には民政に特

別注意し、以て和平の經濟建設に供せねばならぬ。初・中・高等教育、國家衛生事宜は、預算中に相當の地位を占めねばならぬ。築路及び市政の發展も人民の福利に關係があるから注意せねばならぬ。國家の政治・經濟に極めて大なる關係ある建設、例へば黃埔商港建築のときは、和平建設の支出預算に計上せねばならぬ。

政府の支出預算宜しきを得るためには、各機關には定額の職員がなければならぬ。職員の数目は國民政府が決定する。陸軍人員にも定額がなければならぬ。各機關は政府の特許がなければその人員を増加してはならぬ。俸給にも定額がなければならぬ。

(3) 國家稅收の現況においては、直接稅が最も公平とは思惟するが、間接稅(貨物稅等)を廢するわけには行かない。間接稅は徵收方法簡單容易で管理し易いからだ。然し漸を逐うて直接稅に重きを置くやうにする。

本國の實業を發展せしめるために、外國貨物に對する稅率を本國貨物より重くする。苛捐雜稅を廢除し、農稅・商業稅・工業稅・手工業稅等少數基本の稅項を以てこれに代へる。種種の不良徵收を取消し、民政・軍政人員が徵稅する陋習を一掃し、財政部を唯一の徵稅機關とする。政府は法定稅項を完納せる人民を保護し、再び不法の徵稅にあはせないやうにする。

法定の稅項の外、各地方の人員には稅項及び附加稅を増加する權がない。各種の特別用途に供する特別稅捐は國庫に納入し、預算に依り支出する。

厘金制度の害は最も大である。徵稅十餘次に及び、商人はそれを貨價に入れるから、貨價は高くなり人民の購買力は減じ、實業の發達を妨げる。而も厘金收入は多く厘金徵收機關その他私囊に歸し、小部分が國庫の收入となるに過ぎない。黨は過渡的に一種の厘金を以て多種のそれに代へるが、後にはそれをも廢して貨物捐とし、外貨の侵入を防ぎ土貨の暢銷に資する。

税項の單純化と同時に、徵稅の方法も簡單にせねばならぬ。各地の獨立徵稅機關を取消し、財政部派出の各屬財政所が所屬の稅收事宜を管轄せねばならぬ。各屬財政所の人員は財政部派出の負責人員で、各地方の人員と相互に聯絡せねばならぬ。

商人の餉稅請負制度は國家・人民ともに利益がないから、漸次これを廢止せねばならぬ。國內に在る一切の人民は國籍の如何を論ぜず、中國と如何なる條約を締結せると否とを問はず、租界・鐵道附屬地内外を問はず、國家法定の稅項を納入せねばならぬ。

稅項に關する種種の弊端を防止・改正するために、稅項に關する特別委員會を設立して民間の苦痛を考察せしめる。この委員會には人民の代表を加せしむべきである。

政府は財政・徵稅人員に特に注意を加へ、弊端を除去するため、彼等の俸給をしてその生活を維持出来るやうにし、若し惡事をなした場合には嚴重に處分せねばならぬ。

徵稅方法改善後、政府は款項の用途に特に注意を加へ、すべての用度をして國家の福利を増進せしめるやうせねばならぬ。帝國主義・軍閥の醸成した繼續的内争に因つて國家は貧困になつてゐるから、政府は款項使用に當つて最經濟的方法を以てせねばならぬ。

(4) 銀行政策。政府の一切の款項を集中するために、中央銀行及びその分行を以て收支の機關とせねばならない。各機關・公衆團體は中央銀行に貯蓄せねばならない。故に中央銀行は廣東各處及び各省重要地方に支行を設立せねばならない。

(5) 幣制の改良。廣東の人民は幣制紊亂のために大なる苦痛を受けてゐる。これを救済するために、政府は新貨幣を鑄造せねばならぬ。大洋は純銀九百・雜質百、小洋は純銀七百・雜質三百とし、一面總理の像を、他面黨旗・國旗を

彫刻する。

幣制改革は逐漸進行せしめ、以て人民の損失及び市面の紛擾を免かれしめる。最初は舊幣をも流通せしめ、その價格下落すれば、含有純銀の價值を以て通用せしめ、次いで中央銀行がその價值を標準として回收し、同時に舊幣と新幣及び中央銀行紙幣との自由交換を認めることとする。

政府は中央銀行の紙幣を以て標準貨幣とし、銀幣を輔幣とせねばならぬ。中央銀行以外の紙幣(外國銀行紙幣等)の流通を禁止し、國民政府發行紙幣のみが租稅納附に使用出来ることとする。外國貨幣を使用して國幣の授受を拒むものは懲罰する。

外國(香港を含む)紙幣の流通を拒除するためには、政府は現在の紙幣發行制度を改良せねばならぬ。中國國境内に設立せられてゐる各銀行は、全部政府から特許證を取得し、その銀行の性質・活動・權利に關して政府と契約を締結せねばならぬ。これらの銀行は政府の特許を経て紙幣を發行し得る。然し相當の擔保を政府に提供すべく、且つその發行する紙幣は政府が管理する。外人の中國内地における銀行の設立及び紙幣の發行は、中國の國權を侵犯するものであるからこれを許さなう。

(6) 公債政策。國家經濟の發展、及び重大計劃(黃埔商港建築等のごとき)完成のために、黨は内國公債辦法に據り公債一千萬元を發行し、政府所有の産業を以て擔保とすべきである。

(7) 關稅政策。一全大會の關稅自主宣言に根據し、黨は關稅稅率の自主を以て中國人民の權利となし、國民政府より水陸關下の收入を管理し、これらの收入を中央銀行に預入し、關稅行政人員を政府より委派する。同時に特殊稅率を採用して國內の工商業を發展せしめ、國內原料・物産の輸出を増加させる。

(四) 軍事に關する決議案。本大會は一全大會決定の對内政策第八條等に依照し、軍隊中必須の工作、士兵經濟生活

改良に關し下のごとく決定し、國民政府をして最短期間内に實行せしめる。

- (1) 政治訓練に注意し、革命軍人をして完全に革命教育を受けしめ、且つ黨代表の職權を明定する。
- (2) 軍需を統一し、中央軍需局を設立し、軍需をして獨立せしめる。
- (3) 國家軍事預算を確定し、國民革命各軍の教育・經濟をして平均せしめる。
- (4) 肉刑を嚴禁し、軍法を改良し、士兵の待遇に注意する。
- (5) 士兵の生活を改良し、經濟生活を安定せしめ、一方正當なる娛樂の設備に注意する。
- (6) 傷兵の醫治及び殘廢官兵の安置に注意し、撫恤條例を確定する。

(五) 中央黨務總報告決議案。過去二年間における組織・宣傳工作の擴大、黨員數量の増加、黨權力の逐漸集中、黨政策の民衆化、これらの各點に對して二全大會は滿意を表す。海關回收から省港罷工援助に到るまでの、黨員の活動は、よく黨の組織力量を表現して居り、黨改組に際しての總理の意見、及び一全大會宣言・政綱が、完全に中國の現狀に適合してゐることを證明してゐる。今後同志はこの方針に依つてますます努力し、實現を求むべきである。

執行部の設立は黨務を督促し進行に便ならしめるためである。今や省黨部正式に成立せるもの十二、特別市黨部四、臨時省黨部九。新疆・雲南・貴州の外、組織ほとんど全國に遍ねし。執行部は北京を除く外成績少きのみならず、妨害の工作さへあつたから繼續存在の必要はない。以後黨務の督促は下記の規定に依る。——(イ) 中央黨部は各省・區・特別市黨部を直接に管理する。(ロ) 中央黨部の各部は各省・區・特別市黨部内の各部と直接に密切なる關係を發生する。(ハ) 各省・區黨部及び海外總支部の地位を高め、職權を擴大し、本黨の主義・政策に違背しない條件下において、該省・區及び海外の各種問題を解決する權あらしめる。(ニ) 國民政府所在地に政治委員會を設置する外、必要に應じ、中央常務委員會の許可を経て、重要地點に政治指導機關を分設することが出来る。(ホ) 適當な地點に交通局を設立し、

交通・命令傳達・宣傳品輸送の職責を專司せしめる。

特別黨部は特に必要な場合の外設立してはならない。軍隊・工場等は設立の必要があるが、行政機關の各黨員は、隨時所在地の黨部に加入し得るから、設立の必要がない。各種特別黨部には統一的組織あるべく、まさにその性質・範圍に依つて各級黨部に隸屬せしめ、以て特別黨部は省・特別市黨部に等しいといふやうな錯誤を改正すべきだ。軍隊特別黨部は黨代表の指揮を受くべく、同時に黨代表の職權を確定する必要がある。

工農群衆が國民革命の主力軍であることは、過去二年の事實が證明してゐる。黨は農工扶植政策に基き、以後力を農工組織に致し、黨の基礎的勢力を擴大せねばならぬ。

區分部は黨の基本組織で、訓練・工作上の關係は極めて重いから、充分に注意し、黨内においては訓練機關、黨外においては活動の核心たらしめねばならぬ。各級黨部は定時に開會せねばならぬ。且つ每次會議で政治報告を行ひ、黨員の政治知識を高めねばならぬ。

革命生活には團體あつて個人はない。個人の一切の行動は黨の指導・訓示を受けねばならぬ。政治・黨務の言論を發表するに當つては黨の政策・決議と抵觸してはならぬ。研究會等の創立には該地最高黨部の許可を要する。紀律は黨の生命の寄託するところ、森嚴でなければならぬ。以後總理遺囑、一全二全大會決議、中央黨部決議に違反するものは、總章の規定に依つて懲罰する。

革命勢力の集中は國民革命の成功を促進する不二の原則だ。故に總理は共產黨員が本黨に加入して共同奮闘することを承認したのだ。以後この類の爭議ある時は、黨部の指導・監督下に公開討論し、一切の誤解をして合理的・滿意的解決に到達せしめ、感情を以て攻撃し合ふことなく、革命勢力集中の根本政策を害することなきやうせねばならぬ。

(六) 工人運動決議案。(1) 黨の工人運動參加の意義。黨は改組後ただちに工人運動に注意し、一全大會宣言中に反

覆その重要な意義を説明し、且つ對内政策において勞工法制定、労働者生活状況の改良、勞工團體の保障及びその發展扶助の條文を明白に規定した。けだし黨の國民革命事業は、民衆を喚起・團結し、民衆の基礎を堅立することを以て根本の要圖としてゐるからだ。工人群衆は各界民衆中の最も重要なものであり、これを除外しては民衆の基礎を鞏固するに由なく、否、それを取捨することさへ覺束ない。況んや工人群衆の處するところの地位、感ずるところの痛苦は、現社會制度下の經濟的・政治的壓迫を受くること特に甚だしく、その解放を要求するの情は至つて迫切に、革命に赴くことも亦至つて強烈なるにおいてをや。黨はこのやうな工人群衆に對して深切な援助を加へてその力量と組織とを強化し、一面種種の方法を用ゐてその同情を取捨し、これと密切な關係を發生せしめねばならぬ。これ總理及び一全大會が工人運動に特別に注意した所以である。大會は、黨は總理の遺訓、一全大會宣言を遵守し、各種の工人運動に對し、均しく切實に努力してこれに参加すべきだと認めるのである。

(2) 過去工作の批評。大會は過去二年間における黨の運動工作を觀察し、それが日に發展して來、工人群衆の黨に同情するものが多くなつて來てゐることを認めるが、然し次ぎのやうな缺陷があることをも亦認めざるを得ない。——(イ)工人生活状況改善の政綱を、まだ工人群衆に向つて切實に宣傳することが出來ず、勿論實現も出來なかつた。(ロ)少數黨員は工會の組織上における關係を理解出來ず、常に黨の組織と工會のそれとを混じて一とした。それは一方黨活動の特殊意義を失ひ、他方工人の工會に對する觀念を曖昧にした。(ハ)各級工人部の組織があまり健全でなく、工作に經驗が缺乏し、ために全體的に系統ある工作の缺乏を來した。

(3) 工人狀況改良に關する具體事件。(イ)労働法の制定。(ロ)八時間工作制を主張し、十時間以上の工作を禁止すること。(ハ)最低工資の制定。(ニ)少年工・女工を保護し、十四歳以下の兒童の労働を禁止し、並びに學徒制を規定する。女工は生育期においては六十日間休息せしめ、平常通り工資を支給すること。(ホ)工場衛生を改良し、

労働保險を設ける。(ヘ)法律上、工人は集會・結社・言論・出版・罷工の絶對自由がある。(ト)普通選舉を主張する。(チ)工人教育を勵行し、工人文化機關の設置を補助する。(リ)工人の生産・消費合作事業を切實に贊助する。(ヌ)請負制を取消す。(ル)一定の休暇を與へ平常通り工資を支給する。

上記條件の實現を求めため、工人運動に参加せる黨員はその切實宣傳の責を負ふべく、本黨指揮下の政府はそれを漸次實行せねばならぬ。本黨政府の下、工人代表の参加せる検査機關を設け、上記條件の執行を検査せしめても差支へない。黨政府下の企業機關が、上記條件の執行に違背した時には、黨は工人群衆の利益の方面に立つてその錯誤を糾正せねばならぬ。黨政府勢圏外では、工人群衆を號召して上記要求條件を提出し、工人奮闘の目標とするともに、これを切實に解釋し、國民革命成功後でなければ具體的に實現し得ないことを知らせ、工人の徹底的覺悟を促がさねばならぬ。

(4) 黨と工會との關係。黨は政治目的同じき組織で、工會は經濟目的同じき組織だ。黨は工會に對し、政治上では指導的地位に立つが、然し工會をしてその獨立性を失はせてはならない。工會中の黨員は工會の中心となるべきだが、その組織は黨の組織と混合してはならず、その經濟は最も須からく劃分すべきだ。黨の政策は工會の政策に影響せしむべきだが、工會をして全く政策なく、民衆の主張といふ地位を失却せしめてはならぬ。

(5) 本黨工人部の工作。各級工人部の組織を健全にせねばならぬ。工人運動工作重要な地方においては、黨部から負責工作黨員を選派し、黨工人部指導下に工運委員會を組織し、工運方法研究の機關としてもいい。工運に關する各種の問題に就いて、中央工人部は進行計畫を製定し、各級工人部を指定して執行せしむべきだ。各級工人部は中央工人部の指令を負責工作黨員に轉令して執行せしめねばならぬ。

中央工人部は一定期刊物及び各種小冊子を出版し、工運負責黨員に資料を提供し、相互討論に便ならしめるべきだ。

各地工人部は中央工人部に經常的に報告を提出し、中央をして各地工運状況を明瞭ならしめねばならぬ。

(6) 目前工運において注意すべき點。五・三〇運動以後工人群衆は經濟闘争から政治運動に達し、各地(特に上海廣東)の反帝運動にはすべて廣大なる工人群衆が参加し、且つ重要な地位を占めてゐる。黨はこのやうな機會を善用し、工人群衆中において革命宣傳の工作に従事し、工人群衆をして、政治闘争が一時的のものでなく、長期的のものであることを理解せしめ、以て工人群衆の政治闘争中における持久性を養成せねばならぬ。

工人群衆は五・三〇運動を経過して相當の教訓經驗を得て居り、全國的に觀て相當進展したといひ得る。半年來各地工運の勃興、工人總組織の發現は、工人群衆團結力擴大の表徴だ。黨はこの時機を利用して偉大なる幫助を與へ、その發展を促さねばならぬ。中華全國總工會、その他の産業的・地方的組織を、健全・獨立且つ系統ある組織とせねばならぬ。帝國主義者及びその工具は、工人群衆の日に覺悟せるを目視し、種種の殘酷なる方法を以て工人群衆及び團體を壓迫し、故なくして工人の領袖を殘殺しはじめたが、このやうな事實は工人群衆の更に激烈な反抗運動を激起してゐる。黨はここにおいて極力それを扶助せねばならぬ。

(七) 農民運動決議案。中國はまだ農業經濟時代に在り、農業生産が全生産の九割を占めてゐる。故に中國國民革命は農民革命だ。黨は國民革命の基礎を鞏固にするためには、首として先づ農民を解放せねばならず、政治的運動にしても經濟的運動にしても、均しく農民運動を以て基礎とせねばならぬ。黨の政策は首として農民自身の利益に着眼すべく、政府の行動も亦農民の利益に根據してその解放を謀らなければならぬ。農民が解放されさへすれば、國民革命の大部分は完成され、三民主義實現の根據が出来るのだ。

黨が廣東で農運工作をはじめてから僅かに七ヶ月、而も農民協會の組織あるもの三十七縣、會員六十二萬人、農軍三萬に達した。楊・劉の討伐に際しても、今回の廣東統一に當つても、農民は實力を以てこれに参加した。これは農運に

對する黨の進歩を證明する。農民は自身の解放を謀ること急切、故に國民革命への参加にも努力するのであつて、廣東以外、珠江流域の廣西、長江流域の湖南・湖北・安徽・四川、黃河流域の山東・河南・直隸、乃至熱河・察哈爾・綏遠等にも農運が興起してゐる。ただ組織が小さく成功が著るしくない。黨は全國農民を政治闘争に参加させようとしてゐるのであるから、中・北部の農運にも特別注意せねばならぬ。而して實際運動中において全國的計劃を確定し、且つその經費をも確定して計劃を完成させねばならぬ。——上述の理由に基き、大會は農運に關し政治・經濟・教育三方面から次ぎのやうに決議する。

(1) 政治的。(イ)農民を引導して組織ある民衆たらしめ、以て國民革命に参加せしめる。(ロ)農民の利益を妨礙する軍閥・買辦・貪官・汚吏・劣紳・土豪等を排除する。(ハ)農民を壓迫する武裝團體を解散する。(ニ)農民が自力を以て侵害を防禦する原則を明定する。(ホ)土豪・劣紳の郷政壟斷を制止し、農民の自治團體を扶助する。(ヘ)如何なる時においても黨は農民の利害の方面に立つて奮闘する。(ト)農民保護法を制定する。(チ)公用度量衡を實行する。

(2) 經濟的。(イ)農民に對する高利貸を嚴禁する。(ロ)最高租額及び最低穀價を規定する。(ハ)傭農の作工時間を減少し、傭農の工賃を増加する。(ニ)苛捐雜稅及び額外の征收を取消し、錢糧の豫徴を制止し、無地錢糧を取消す。(ホ)包農制を廢止する。(ヘ)農民銀行を設立し、農民合作事業を提唱する。(ト)耕地を整理し、水利を整頓し、農業を改良する。(チ)官荒を清理して失業の貧農に分配する。(リ)奸商の物價壟斷を取締る。(ヌ)青年傭農及び女傭農の待遇を改良する。(ル)農民の救濟事業に注意する。

(3) 教育的。(イ)農村義務教育及び補習教育を勵行する。(ロ)地方の公金を利用して各種農民補習學校を興辦する。(ハ)力を宣傳に盡し、農民をして自動的に各種學校を籌辦せしめる。

黨は農民の苦痛を解除し、それをして組織ある民衆たらしめ、革命の成功を促すため、内部の組織に對して嚴密なる計劃を立てねばならぬ。すなはち左のごとく規定する。

- (1) 各省黨部に農民部を設立し、中央農民部と密切なる關係を發生せしめ、中央黨部の統一運動計劃を實行する。
- (2) 中央黨部指導下に、中・北部において適當の地點を擇んで農民運動講習所を設け、農運人材を培養する。
- (3) 農運經費を確定・擴大する。
- (4) 各省・區・市黨部の宣傳部と、各該省市の農民部との密切なる關係を樹立し、特に中央農民部との關係を密切にし、農運をして黨の全的・統一的運動たらしめる。

(八) 青年運動報告決議案。青年は勇敢犠牲の特性を持つて居り、實に國民革命の先鋒軍である。目下の舊家庭制度の束縛下、封建軍閥壓迫下、舊禮教思想の統馭下、買辦工場主の搾取虐待下、帝國主義者の經濟・政治・文化侵害下において、青年の生活・教育は特殊なる痛苦を感受してゐる。故に青年の革命に對する要求はその他の民衆に比して更に熱烈だ。黨は革命勢力の充實・擴大を求め、ものであるから、青運に特別に注意する必要がある。大會は過去二年間の青運を審査し、相當の成績はあつたけれども、少なからざる缺點あることを認め、すなはち左のごとくである。

- (1) 廣東は國民政府の統治下に在り、一切の革命運動は政府の提唱・補助を得てゐるのだから、青運も工・農と同様の長足の進歩あるべき筈であるのに、事實上毎次の民衆示威運動は工・農群衆に依つて領導され、青年學生の参加多からざるのみか、黨の學生黨員さへ多くその事に與聞してゐない。工・農運動の進歩を認めねばならぬが、一方青運も落後を認めざるを得ない。
- (2) 軍閥勢力下の各地工農群衆は、更に嚴重なる壓迫を受けて居り、一切の民衆示威運動は多く青年學生の指導下に在る。青運成績のやや良好なのは北京・上海・湖北・湖南・四川等であるが、その共通の缺點は、僅かに學生の青年運動に限られ、且つ學生總會、學生聯合會等の職員に依る學生領袖の連動となつてゐること、及び大都會に限られ、縣市鄉村の八九割が睡つてゐることである。
- (3) 海外各地黨部の大半はまだ單獨の青年運動がない。

- (4) 一般の青運がまだ偶發的政治問題中に結合せられるだけで持續性がない。青年自身の利益上に強固なる永久的組織が促成せられてゐない。
- (5) 青年に關する宣傳刊物がほとんどなく、狹隘なる國家主義、麻醉的基督教、及び封建時代の各種言論が教育界を把持してゐる。

(6) 中央青年部と各地青年部との關係が出来てゐず、各地の高級黨部所屬の青運に對する指導も出来てゐない。かくて一切の青運に統一がなく、力量も集中せられてゐない。

上述の缺點を考慮して、大會は左のごとく今後の青運方案を議決する。

- (イ) 工農群衆が公開的に民衆運動を領導し得る地方では、極力工農學の聯合組織を促成し、學生青年をして工農運動を贊助せしめる。工農群衆から脱離して落伍してはならない。
- (ロ) 青年と成年との利益は同じくない。故に各地青年部は工人・農民・商人各部と商酌し、青年の農民・工人・店員・徒弟の組織を促成し、それらと青年學生の團體との關係を發生せしめ、青年運動をして單獨の學生運動たらしめないやうにする。
- (ハ) 學生青年に對しては、各縣各學校における普遍的・基礎的組織に注意せねばならぬ。同時に青年力量の集中と運動の一致とを求むるため、全國青年の統一組織を促成せねばならぬ。同時に各國青年革命黨と聯絡し、反帝主義の少年國際と關係を發生させねばならぬ。

(ニ) 政治鬭争における持續性を保存する外、青年の自身の利益に關する要求に注意し、青年をして實際利益に對する奮闘中において本黨に接近せしめねばならぬ。

(ホ) 學生青年を引導して社會工作の一員たらしめ、特殊的知識階級たらしめないやうにせねばならぬ。

(ヘ) 教育方面においては青年をして革命化・平民化せしめ、且つ平民學校の擴充に注意せねばならぬ。

(ト) 各地黨部では青年に關する宣傳刊物を發行せねばならぬ。この種刊物においては反動思想の駁斥、及び革命的文化的建設

に注意するを要する。

(チ) 反基督教運動に當つては、反帝の立場において教會學校の學生と聯合すべく、宗教反對の立場に立つて教會學校の學生と分離してはならぬ。國民政府勢圏内に在つては、積極的に教育權を回收すべきだ。

(九) 商民運動決議案。本黨は全國各階級民衆の共同利益を謀るためには、全國民衆を國民革命に参加せしめ、共同奮闘せねばならぬとするものである。商民は國民中の一部であり、帝國主義・軍閥の壓迫を受くること深く、従つて革命参加の需要と可能とがある。黨はさきに商民運動を重視しなかつた。故に商運の進行は農工運動に比して緩であつた。然し民國十三年十一月商民部設立以後、一年間の運動を経て、黨統治下の廣東商人は、大多數が政治に関心しなかつた心理を打破し、農工群衆と一致聯合して、帝國主義・軍閥打倒の運動に参加するやうになつた。然しこれまで黨の同志は商運の範圍を理解してゐなかつたので、ただ廣東一省に限られ、全國に普及することが出来なかつた。従つて商運は大なる發展はなかつたといへる。——ここに一年來商運工作の經驗に根據し、決議すること左のごとくである。

(1) 經濟關係に依つて商運の對象たる商民を兩種に分析する。一は帝國主義と共同利害の地位に立つもので、一は帝國主義と利害相反する地位に立つものである。黨は前者反革命商人に對しては、その帝國主義者と勾結せる事實を掲げてその他革命商人の監視を引起し、後者——革命的商人に對しては、特殊利害を以てこれに宣傳し、その組織を扶助し、これをして國民革命に参加せしむべきである。

(2) 買辦に操縱される舊式商會は、適當な方法を用ひて逐漸改造し、一面中・小商人を幫助して商民協會を組織し、從前買辦の商會を把持せる惡習を一洗せねばならぬ。

(3) 曾つて外國經濟勢力の壓迫を受けたことのある新興工業に對しては、帝國主義の本工業壓迫の事實、及び黨の反帝政策を宣傳し、一面その組織を扶助し、全國新工業家を一致團結せしめ、反帝運動に従事させねばならぬ。

(4) 帝國主義と勾結せる工商業家に對しては、黨勢力下に在つては一切公共機關の職員たることを許さず、黨の民衆に給與せる一切の權利を享有することを許さず、一面積極的に民衆に對してその賣國の罪惡を宣傳し、一般人の買辦を羨望する心理を打破する。

(5) 海外僑商に對しては、黨から人を派して各國に赴かしめ、宣傳に従事せしむるとともに、國內においては歸國僑商を扶助して僑商團體を組織し、その本身の利益を保障し、革命運動に参加せしめる。

(6) 黨勢力下に在る各地商團は、すでに成立せるものを除く外、新たに設立するを許さない。黨が軍隊力量・政治力量を用ひて土匪・惡史を肅清し、商場の治安を維持するならば、商人は武裝團體を設立する必要はないからだ。黨勢力外に在る商團は、これを利用して苛捐雜税に反抗し、軍閥に反抗する武器とすべきである。要するに一切の商團は眞に小商人の武器たらしむべく、資本家が革命民衆を壓迫する武器たらしめてはならないのだ。

(7) 商民協會の擴大に對しては、革命的商人を補助して全國商民協會を組織せしめ、それをして、大多數の商民利益を代表せる、組織嚴密なる、國民革命を補助する大團體たらしむべきだ。

(8) 商運と農・工運との關係に關しては、各階級が國民革命工作中において聯合戰線を張る必要あることを知らしめ、國民大多數の利益を前提とし、衝突の發生を防がねばならぬ。

(10) 婦女運動決議案。大會は全國婦女運動報告を接受し、五・三〇運動以來中國婦女の革命運動が漸次發展の勢あることを知つた。黨は革命勢力擴大のため、時機を失せず婦女群衆に向つて組織・訓練に従事し、黨旗幟下にこの種力量を團結し、革命的活動に従事しようとするのである。又報告に據るに、反革命派はすでに婦女群衆に向つて進攻を開始したとのである。黨は婦女群衆が反動分子に利用せられるのを防止するため、各種婦女組織に参加し、彼等を領導して革命戰線に加入せしめねばならぬ。中國の婦女群衆は、その一部は漸次革命に傾向してゐるが、大多數は重要

壓迫の牢獄中に在つて、社會と離れること遠く、一般政治宣傳は彼等の中に入り惜い。故に婦運は特別に注意せねばならぬ。婦運の方針は婦女群衆を領導して國民革命に参加せしめる外、同時に婦女自身の解放に最も注意せねばならぬ。各地各級黨部に婦女部を設立し婦運の發展を謀らねばならぬ。各地各級黨部は各該地婦運の發展狀況が需要するところの經費を預算に入れねばならぬ。中央各級黨部の婦女部は密切な關係を發生せねばならぬ。婦運講習所を設立して婦運人材を培養することを要する。各地各級黨部は各種婦女團體の組織・發展を促進し、各種組織中に黨の婦女同志を加入させる必要がある。婦女宣傳刊物を刊行する必要がある。國民政府を督促し、黨綱對内政策第十二條の規定に依據し、次ぎの各項を實施せしめねばならぬ。

(甲) 法律方面。(イ)男女平等の法律。(ロ)女子の財産承繼權あることを規定すること。(ハ)人身買賣を嚴禁すること。(ニ)結婚・離婚の絕對自由原則に根據し婚姻法を制定すること。(ホ)壓迫せられて逃婚する婦女を保護すること。(ヘ)同工同酬、母性及び童工保護の原則に根據し婦女勞働法を制定すること。

(乙) 行政方面。(イ)女子教育を切實に提高すること。(ロ)農工婦女の教育に注意すること。(ハ)各行政機關を開放して女子を容納して職員に充當すること。(ニ)各職業機關の女子への開放。(ホ)兒童寄託所を籌備すること。

婦運に適用する口號は次ぎのごとくである。——男女教育平等。男女職業の平等。男女工資平等。母性の保護。童工の保護。勞工婦女の組織を贊助する。女性を奴隸とする禮教に反對する。多妻制に反對する。童養媳に反對する。離婚結婚絕對自由。司法機關の男女に對する不平等なる判決に反對する。社會は再婚の婦に對して蔑視するを得ず、一律に待遇すべきである。女子には財産權と承繼權とあるべきである。婦女は急起して國民革命に参加せよ。

(一一) 宣傳報告決議案。一全大會が宣言・政綱を發表し、國民革命の目標・方法を明掲してから後、黨内外の觀聽はこれのために一變した。黨外に在つては、民衆は漸く本黨の國民革命領導の目標が、國際帝國主義及びその附屬物を

推翻し、民衆の利益のために奮闘するものなることを知つた。これに因つて民衆は從前の本黨を懷疑する態度を一變して本黨を擁護するの態度となつた。黨内に在つては、全黨員を一個の共同目標・方法の中に範圍し、その趨向を統一し、その工作を整齊にした。その個人主義の目標・方法を懐挾するものは、この共同目標・方法と相容れざるの故を以て逐漸淘汰に歸した。ただ宣傳方面においては、兩年來未だ本黨の革命目標・方法を、全國人口最大多數を占むる工農小商群衆中に深入させることが出來ず、教育方面において、未だ具體的の黨員教育計劃を建立することが出來なかつた。これは缺點である。大會は、今後黨の宣傳工作は、この缺點を改正せねばならぬと思惟するものである。

兩年來全國各種重大事變中において、本黨の宣傳は確かによく一種の攻勢を採取し、各種事變の意義を一般民衆に解釋することが出來た。廣東海關回收事件、沙面罷工事件、商團事件、中俄協定、反直戰爭、國民會議促成運動、總理追悼運動、五・三〇運動、省港罷工、廖仲愷暗殺事件、國民政府の反革命派肅清、及び最近の反奉戰爭等において、機會を失せずして廣大なる宣傳を發起し、帝國主義及びその工具(軍閥・官僚・買辦階級等)の罪惡を暴露し、民衆の出路を指示した。この外國民革命軍中の政治教育、戰時軍民聯合の宣傳において、最も重大な成績があつた。大會は、黨は今後繼續發生すべき各種事變中において、極力時機を利用して、反動勢力の陰謀・罪惡を掲破し、一面本黨の主義・政策を揭示して、全國被壓迫民衆を革命化すべきであるとするものである。けだし黨の主義・政策を民衆に深入せしめるには、民衆自身の利害と關係ある地方的・全國的大小事變中において、宣傳を進行せしめてこそ、はじめて實現の可能性があるからだ。軍隊中の政治宣傳は極めて緊要であり、以後は極力これを擴大せねばならぬ。兩年來帝國主義は『反共產』(安福系・研究系・聯治派・國家主義派等)を號召して、破壞誣蔑の宣傳に努力した。その目的は、黨の國內國外における革命的聯合戰線を分散し、それに藉つて一部の世界の大勢に明かでない、及び自信力の薄弱な人士を誘惑しようとするに

在つて、その計はなはだ毒である。大會は、黨はこれらの反革命的宣傳に尖鋭に對抗し、民衆に向つてその謬誤錯誤を掲破し、革命の成功には國內外の革命的聯合戦線を擴大・鞏化するものが絶対に必要であることを指示すべきだと思惟するものである。

宣傳工作指揮系統の缺乏、黨報の不健全、檢察贖廢、宣傳品分配の不均衡、農村宣傳の不足、黨内教育の無計劃は、均しく兩年來の缺失であり、新らしき宣傳計劃に按照して切實にこれを改正すべきである。

(一一) 宣傳に關する決議案。大會は黨の民衆喚起政策を貫徹し、最短期間において先總理の意志を實現するため、宣傳工作を最も切要なる企圖となし、宣傳計劃を規定すること次ぎのごとくである。——(イ) 中央及び各省執行委員會の實際的宣傳工作を統一する。

(ロ) 宣傳の統一を實現するためには、中央及び各省の宣傳部は、目前政策の解釋に力を致さなければならぬ。黨の頒行せる一切の論文・雜誌・日報・傳單・佈告、及び群衆に對する訓令・示威、運動中における口號等は、すべてこの目前の政策に集中せねばならぬ。

(ハ) 黨が目前急に實現せねばならぬ政策は、總理遺囑中に明白に規定せられてゐる。一全・二全大會はこの政策實現の方法に關し、すでに詳細なる決議をなした。中央・各省宣傳部は、總理遺囑をして農工商學各群衆に深入せしめ、彼等をして遺囑の意義を明かならしめ、遺囑實現後全國各種民衆がいかに莫大なる利益を得るかを知らしめるために、『總理遺囑の實現は、すなはち中國解放の成功である。』の口號に根據し、宣傳工作を進行せねばならぬ。

(ニ) ただ群衆に有利な理論・主義を宣傳するだけでは、群衆と政黨とをして、行動上において一致的態度を採取せしめることは出来ない。故に抽象的宣傳は群衆の黨を造成することは出来ない。事實上から黨の民衆に對する工作を表示することに依つて、群衆の黨を造成することが出来る。黨が宣傳してゐる減租、苛稅免除、軍閥撲滅、工資増加、教

育基金確立、商業改良、實業發展等の政策は、全部即刻實現することの出来ないのは勿論だが、民衆をして黨が確かに實際上彼等のために利益を謀つてゐるといふことを信用させなければならぬ。

(ホ) 宣傳工作は群衆の實際利益に根據して執行せねばならぬ。故に我等の宣傳工作に當つての口號は、『民衆の需要に依據して先總理の我等に指示した國民革命を實現せよ。』である。この外に中國解放の捷徑はない。

(ヘ) 各個の群衆は社會地位の不同に因つてその需要を異にしてゐるが、然し彼等は國民革命の實現を要求する點においては一致してゐる。中國の解放・統一は大多數人の要求であり、故に大多數の民衆は國民革命の基礎だ。宣傳部はこの點を明白に指出せねばならぬ。黨は工賃の増加を主張するが、然し同時に本國産業の増進を妨害しないのみならず、却つてその發展を促進することを主張する。これは十九世紀の歐米における工人罷工運動が、産業の發展を妨害しなかつたのみならず、却つて産業の進歩を促したのと同理由だ。黨が農民を扶助して減租・苛捐雜稅取消を主張するのは必要な政策である。農民の受ける壓迫がいよいよ減輕すれば、國民革命完成の時期はいよいよ迫るのである。現在農民を搾取してゐるのは一部分は封建的地主であり、一部分は帝國主義卵翼下の反革命派である。我等が若し果して國民革命の成功を促進しようとならば、農民の利益を擁護せねばならぬ。宣傳部は正式に宣示せねばならぬ。——およそ中國の農民解放運動に賛同するものは忠實なる革命黨員であり、然らざるものは反革命派であると。

(ト) 黨が成功するには、重心がなければならぬ。黨の重心は、搾取を受けつつある大多數の群衆中に伏在してゐる。宣傳部はこの點を黨員に指示するを要する。

(チ) 黨の宣傳は全國各處に普遍せしめねばならぬ。鄉村・省縣・商埠・重鎮の大小事件、いづれも黨の視線から脱離させてはならぬ。中央・各省宣傳部は、黨の各該事件處決の設計者だ。故に宣傳部は事件の發生に遇へば、先づ黨と全國民衆とに精確な報告を提出し、該事件の原委及びその國民革命への影響を解釋し、いかにこの種事件を利用すべき

かを指出し、以て黨政策の實現に資せしめねばならぬ。

(リ) 軍隊には軍需部があつて全軍に服装と軍械とを供給してゐる。宣傳部の黨における、正に軍需部の軍におけるごときもので、黨員・民衆に政治的學識・行動の方策を供給し、國民革命の困苦なる過程において努力奮闘せしめ各種の相互に衝突する意見・情緒中において黨の主張を堅持せしめるのだ。部は黨員に、如何にして帝國主義・反革命派の惡勢力に戰勝するかを指示し、衝動的・傍觀的で且つ自信心に缺乏せる黨員を、健全なる革命勢力に變換せしめねばならぬ。

(ヌ) 宣傳部は黨の最も活潑・敏捷な機關だ。故に書籍・小冊子を纂述し、論説を書き、宣言・口號を草し得る黨員は、すべて部の工作に参加せねばならぬ。親しく部の工作に参加し得ない著作家・新聞記者等は、一部の時間と精力とを割いて宣傳工作に従事せねばならぬ。故に宣傳部は、黨の精神努力を集中・運用・指導して、黨の政策を實現する總機關だ。

(ル) 宣傳部と黨員・民衆との聯絡は極めて重要だ。若しも部の發出した文告・訓令が黨員に用ゐられず、用ゐられなくても民衆の需要に適合しなかつたならば、宣傳の目的は完全に失はれる。さうなれば宣傳部は完全に無用だ。宣傳材料を迅速に供給するには交通が敏捷でなければならず、宣傳部の組織が完全であつてこそ、それも可能である。中央宣傳部と各省宣傳部、本黨各機關、及びその他の公共團體とは密切な聯絡を保持せねばならぬ。

(三三) 各省區黨務報告決議案。過去二年間、黨の困窮なる時期において、各地同志はよく堅忍支持し、黨務をして相當の發展あらしめ廣州・北京・上海・武昌・長沙・重慶等においては、群衆中に黨の領導地位を確立した。これは頗る満足すべき成績である。ただ少數の地方に在つては、黨員數・黨中工作を詳述してゐず、叙述しても實際に合せず、浮誇の弊を免かれない。

各省區の組織は尙發展を力求せねばならぬ。雲南・貴州・新疆には終に組織なく、北京黨員二千、上海五千、壓迫を受けること比較的少い河南が三千。これでは革命運動を領導するには不足だ。山東・湖北・湖南・廣州の外、各地報告は黨員の職業成分に關する切實な統計がない。これは黨の各種群衆中における平均發展に注意してゐない證據だ。黨員は多く城市に集中し、且つ多く知識階級に屬してゐる。廣東・上海・湖南・熱河・綏遠・察哈爾以外は、農民・工人中における發展が充分でない。以後は地域的・職業的に平均發展を求めねばならぬ。西南・西北・東北の黨務落後地方では、特別に努力して速かに組織を發生せしめねばならぬ。

湖北・湖南・河南・陝西以外、黨員訓練の經過・成績を詳述してゐない。中執委會直轄下の廣州市の黨員でさへ訓練教育に缺乏してゐる。紀律狀況も不良で、上海・浙江では黨務主持の同志が叛黨してゐる。嚴格に黨の紀律を執行し、黨を鞏固ならしめ、同志の思想行爲の右傾を禁絶せねばならぬ。

各省・區黨部と中央との關係が密切でなく、省・區黨部と所屬縣市黨部との關係も密切でない。改むべき點だ。廣東・湖南・湖北・江西・江蘇・河南・直隸・山東及び三特別區では、農民運動が開始せられてゐるが、福建・安徽ではまだ絶無である。農運は黨が今後特別努力すべき工作だから、尙一層の努力改進が望ましい。

(三四) その他。以上の外、黨報に關する決議案、海外各地黨務報告決議案、北方時局宣傳大綱決議案、特別市黨部屬下區分部組織變更案、世界被壓迫民族に致す電、海外華僑慰勉電、國民政府嘉勉電、大會祕書長吳玉章報告等があるが省略に従ふ。

中山艦事件(三月二十日事件)

二全大會及びその前後を通じて、最も顯著に觀取される事象は、共產分子の異常な「出風頭」と、蔣介石派の大進出

とである。大會直後の一九二六年二月、蔣は國民革命軍總監に就任し、軍事上の實権を掌握してしまつたのである。彼の立場は中間派と稱すべく、右派・新右派ではない。が、實力を擁してゐて、結局共產派の傾使に甘んずる男でないことは、共產派の熟知してゐるところで、共產派では今のうちに蔣を倒して、軍事上の實権を横奪りしたいといふ考へを起したらしく、その結果いはゆる三月二十日事件、すなはち中山艦事件なるものが發生した。

事實はかうである。三月十八日海軍局長李之龍(中共黨員、黄埔軍官學校第一期卒業)は、當時の廣東における最大の軍艦であつた中山・寶璧の二艦を、何等の理由なしに黄埔に廻航させた。さうして黄埔軍官學校教育長鄧演達(極左派)に對し、『蔣校長の命令で廻航し、ここで復命を待つのだ。』と稱した。當時蔣介石は廣東にゐたが、鄧からの電話に依つてそのことを知り、別に命令を發した覚えはないのにと、頗る不審におもつたが、ほつたらかして置くと、翌十九日、某中共黨員が蔣に電話を掛けて、『あなたは本日黄埔に歸るかどうか?』と聽いて來た。『歸らぬ。』と答へると、又暫らくして同じやうな電話がかかつて來、都合三回電話があつた。共產派が何事かタクラんでゐるなと直覺した蔣は、ただちに實力を發動し、十九日夜廣東に歸つて來た中山艦を搜索し、李之龍を逮捕し、二十日午前四時省港罷工委員會(委員長は中共黨員蘇兆徵)を包圍して衛兵を武裝解除し、同時に大東路のボロディン宅も包圍された。黄埔軍官學校入伍生部黨代表高語罕(中共黨員)就縛。國民革命軍第一軍黨代表(その八割は中共黨員)五十餘人免職。波瀾の及ぶところ、國民政府主席兼軍事委員會主席汪精衛の外遊、中央黨部から組織部長譚平山、宣傳部長代理毛澤東(中共黨員)、秘書處書記長林祖涵(中共黨員)等の退出となつた。

この事件の真相は、今日まだ定説がない。中共の陰謀だといふけれども、勿論確證は擧つてゐない。李之龍の行動のごときも蔣に對するクーデター準備と見られぬこともないが、蔣が當時黄埔にゐなかつたことは、中共側で充分知つてゐた筈である。或ひは軍官學校占領などを考へてゐたのかも知れないが。

私の見るところでは、蔣は李之龍の行動を不審とし、素破こそ共產派のクーデターだと直覺し、先んずれば人を制すで、逆にクーデターを中共に喰はせたものだとおもふ。

然し蔣は理由なしに周章狼狽したのではなく、クーデター發動には充分の理由があつたのである。それは當然共產派の跋扈に對して何時かは一撃を與へねばならぬと考へてゐたからである。實際共產派の跋扈は相當のもので、この事件の槍玉にあげられた高語罕のごときは、『我等の仲間一人の段祺瑞がある。我等は北方の段祺瑞を打倒する前に、先づこの種の段祺瑞を打倒せねばならぬ。』といふやうな演説をして、蔣を誹謗してゐたといふ。故に李之龍にあのやうな不審な舉動があれば、蔣がただちにクーデターに出るのは必然の成行であつた。

事件が汪精衛に波及したのは、國府及び軍事委員會主席としての面子をつぶされたため、蔣は汪に何の相談もせず矢庭にクーデターを發動したといふ。

この事件は一見小さいが、その意義は決して小さくなく、この事件に因つて軍・政の實権が蔣に歸し、蔣と共產派との關係が極度に悪くなつた。同時に蔣と左派・極左派との關係も悪化したのである。右派・新右派の反共に次いで、實力派兼中間派の反共がここに出發したのである。この見地から、中共側ではこの事件を非常に重視し、蔣介石攻撃には定まつてこの事件を眞先に持ち出すのである。

黨務整理案

蔣と中共との間に出來た第一の溝が中山艦事件であるとすれば、第二の溝は一九二六年五月の黨務整理案である。中山艦事件に因つて、共產派と兩立しない決心をつけた蔣は、五月十五日開會の中央執行委員會全體會議に、譚延闓・孫科・朱培德・宋子文・陳公博・甘乃光・伍朝樞の連署で『黨務整理案』を、又單獨で『國・共兩黨協定辦法案』を提出

した。二案は主席團指名の蔣介石・譚延闓・譚平山・孫科・張靜江・于樹德・顧孟餘七委員より成る審査委員の審査に附せられ、黨務整理案に基づく『聯席會議組織條例』と一併可決された。その内容は左のごとくである。

(一) 黨務整理案。國・共兩黨合作以來の經驗に鑑み、我等は、兩黨共同前進の軌程に基づきて相互に確約し、道徳の域において保障・扶持するに非ざれば、彼此の間誤解を惹起し、内部の不安は延いて革命力量を減殺し、他人に乗すべき機會を與ふるに到らんことを深く慮かり、ここに左のごとく黨務整理案を提出するものである。

(1) 兩黨の關係を改善せねばならぬ。
 (2) 共產黨及びその他の政黨に隸屬し、國民黨に跨入せるものに、國民黨黨綱を蔑視する言行のあつた時は、國民黨は嚴重にこれを糾正せねばならぬ。

(3) 國民黨黨規及び最高機關の權力は絶對であり、不可侵である。
 (4) 國民黨内に加入せる共產黨員の地位を確定せねばならぬ。
 尙黨内の紛糾を避けるために、兩黨聯席會議を組織すべく、その組織條例は別にこれを定める。

(二) 兩黨協定辦法案。(1) およそ他黨黨員の本黨に加入せる場合、各該黨はその黨員に訓令し、國民黨の基礎が總理の創造せる三民主義にあること、總理及び三民主義に對して懷疑し、或ひは批評を加ふるを得ざることを明瞭ならしめねばならぬ。

(2) 他黨黨員が本黨に加入する場合、各該黨はその名簿を本黨中執委會主席に提出保存せねばならぬ。
 (3) 本黨に加入せる他黨黨員が高級黨部(中央黨部・省黨部・特別市黨部)の執行委員に任ずる時、その人數は各該黨部執行委員總數の三分の一を超えてはならぬ。

(4) 本黨に加入せる他黨黨員は、本黨中央機關の部長に充任し得ない。
 (5) 國民黨黨籍に屬するものは、黨部の許可あるに非ざれば、國民黨名義を以て黨務集會を召集し得ない。
 (6) 國民黨黨籍に屬するものは、最高黨部の許可あるに非ざれば、政治の組織及び關係行動をなすことを得ない。

(7) 本黨に加入せる他黨黨員に對し、各該黨の發する一切の訓令は、先づ聯席會議に提出しその通過を経ねばならぬ。特別緊急の事故があつて、提出通過に及ばざる時は、この項の訓令を聯席會議に提出して追認せねばならぬ。
 (8) 本黨黨員は脱黨を許可せられざる以前はその他の黨籍に加入するを得ない。本黨黨籍を脱して他黨に加入したものは、再び本黨に入るを得ない。

(9) 黨員が以上の各項に違反した時は、立ろにただちにその黨籍を取消し、或ひはその所犯の程度に依つて懲罰を加へる。
 (三) 聯席會議組織條例。(1) 兩黨聯席會議は國民黨員五名、共產黨員三名を以てこれを組織する。
 (2) 本會議は兩黨黨員の兩黨の合作を紊亂する言行、兩黨の紛糾問題、及び兩黨協定の聯帶關係事項を審査する。
 (3) 第三國際代表を聘請して本會議の顧問とする。
 (4) 國民黨は、本會議の議決案に對し不満ある時、決議を再提出することを得。

蔣介石が共產派の黨内侵蝕を防がうとする用意は、このやうに周到で、流石細胞侵入を以て能事とする共產派も、これに因つて一時活動を緩めないわけに行かなくなり、黨組織の最大動脈を握つてゐた組織部長譚平山以下、部長或ひは代理部長を辭職した。すはなち共產派は、あまりにその勢威を振ふ時は、却つて實力派の大逆襲を捲き起すべきことを悟り、不本意ながらこの案に服従したのであつた。

つづいて蔣は、新右派の戴季陶・邵元冲・葉楚傖等を登庸して、ますます右派的色彩を濃厚にし、内部統一がほぼ出來たところで、いよいよ宿望の北伐を持ち出した。ところがこの問題でも、蔣と共產派との意見は對立した。共產派の反對の理由は、現在國民政府内部の政情・實力・革命意識等から見て、北伐の時期が到來したとは考へられず、むしろ今日は廣東の内政を整頓し、土匪を肅清し、革命根據地たる廣東を擁護すべきだといふに在るが、實は軍隊の實權が蔣に握られ、共產黨軍の組織が出來てゐず、北伐若し成功せば、國民黨の勢力いよいよ増大すべきを恐れたのである。こ

の底意を藏して、陳獨秀は中共機關誌『嚮導』週報誌上で次ぎのやうに北伐反對論を唱へた。

北伐は南方革命勢力の北方への發展、北洋軍閥討伐の軍事行動で、民族革命の全部的意義を代表してゐない。全部的意義は各階級民衆の帝國主義及び軍閥打倒、全民族特に勞農平民の困苦解除にかかつてゐる。北伐の裏に個人的權勢慾があり、北伐のために勞農を誅求するがごときことあらば、それは一の軍事投機でしかない。國民政府内の實情、その實力、軍隊の戰鬪力、革命意識のいづれから見ても、北伐は時期尙早である。國民政府現下の職責は、北伐でなく防禦である。革命の根據地廣東を擁護せよ。

ボロディンもこの説を支持したのであるが、大勢はもはや北伐決行に傾き、共產派も下部になればなるほど北伐に賛成した。畢竟陳獨秀の反對は、共產派と蔣との間に第三の溝を劃しただけに終り、北伐は決河の勢ひですべり出したのであつた。

北伐の進展

黨務整理案を可決した五月十五日の二屆二中全會は、共產派に一撃を加へると同時に、時局に對する宣言を發表して、國內の北伐要望を接受する旨を聲明したが、つづいて六月五日臨中全會は『迅速出師北伐案』を可決、蔣介石を國民革命軍總司令に任命した。蔣は九日廣州に誓師し、何應欽・譚延闓・朱培德・李濟深・李福林・程潛・李宗仁七軍を以て國民革命軍を組織した。たまたま唐生智來歸、編して第八軍とし、又李濟深(國民革命軍總參謀長)を廣東留守とし、白崇禧を行營參謀長とし、部署全く成つた。

ここで北伐の對象となつた軍閥の動向を一瞥する。曹錕・吳佩孚の沒落に因つて、軍閥の中心が直隸派から奉天派に移ると、その首領たる張作霖の野心はやうやく露骨となり、直隸に李景林、江蘇に楊宇霆を据へて督辦とし、北京から津浦線に沿うて江蘇に至る縦の大地盤を形成した。これに對して一九二五年秋、長江地方軍閥の代表者たる浙江の孫傳

芳起ち、楊宇霆を放逐して江蘇を奪つたので、張作霖は馮玉祥と不戰の密約を結んで兵を山海關一帶に集結したが、滎州にゐた張の部將郭松齡が突如叛旗をひるがへし、ために局面一變し、奉天派の牙城が動搖した。然し今一步といふところで郭が敗れて新民屯の露と消へ、奉天派は辛うじて持ち直すことが出來た。一方、郭の擧兵まで傍觀的態度を採つてゐた馮玉祥は、郭の勢ひ振ふとともに起つて奉天勢力を北京から驅逐した。張は憤怒して馮軍驅逐を志し、一九二六年北京・天津間に兩軍相見えたが、馮に代つて國民軍を指揮した鹿鍾麟は、奉軍に押されて三月天津、四月北京を拋棄して、西北に向つて秩序ある退却を遂げた。ここにおいて奉天派は完全に北京政權を掌握し、一九二八年六月まで滿二年間北京に頑張り通した。馮玉祥は郭松齡失敗とともに下野してロシアに行き、歸國後正式に國民黨に入黨し、その軍隊を國民革命軍に参加させた。

かかる對象に向つて、北伐の軍事行動が開始せられたのは、六月下旬であつて、第一軍長何應欽が東路潮梅から福建を目指し、七月一日第七軍が湖南に向つて進發し、つづいて第四軍、第三軍、第二軍、第六軍、第五軍も北上し、湖南の唐生智第八軍と合し、唐が前敵總指揮となり、第四・七・八軍を以て長沙を攻め、八月十二日これを占領した。蔣は七月二十六日廣東を出發、陥落後の長沙に乗り込んで武漢攻略の作戰計劃を立てた。すなはち第四・七・八軍を中央軍とし、第二・三兩軍を右翼軍、第九・十兩軍(新編貴州軍)を左翼軍、第一・六兩軍を總豫備隊とした。中央軍總指揮唐生智、右翼軍總指揮朱培德である。八月十八日岳州方面攻撃開始、二十二日これを占領。——このやうにして各軍併進、意想不到的成績を擧げ、左表のごとく一九二七年三月までに、ほぼ長江一帯を確保したのであつた。

九 月 六 日 漢陽占領

〃 七 日 漢口占領

〃 十八日 武勝關占領

中國國民黨

十	月十日	武昌占領
十二	月四日	九江占領
〃	七日	南昌占領
一九二七年	二月十九日	杭州占領
三	月二十一日	上海占領
〃	二十二日	南京占領

然し、北伐はここで一頓挫を來した。國・共兩黨の分離が終に來たからである。一九二七年四月十二日蔣介石は上海クーデターを執行して共產派を上海から驅逐し、南京に國民政府を開いて『清黨』を開始したのである。項を改めて國共分離の顛末を述べよう。

四・一二クーデターまで

共產派が北伐に反対であつたことは前述したところである。然し大勢が北伐決行に傾くや、ボロディンは長太息して局面善處の決心をつけた。すなはち、共產軍の未完成は飽くまで氣懸りであるけれども、それはそれとして置き、むしろ積極的に北伐經過地方の農民運動(廣東・湖南・湖北・江西)、及び労働運動(漢口・上海)に全力を注ぎ、一舉にして國民革命の領導權を握るに如かずと思惟したのである。——黨の方針がこのやうに一變するや、共產派は今度は積極的に北伐を支持し、勇躍して北伐軍の先頭に立ち、所在に労働運動の手を擴げ、その結果黨勢の飛躍的發展を見るに至つた。共產派はここにおいて、國民黨内に在つては總政治部の實權を握れる極左派(鄧演達一派)と提携し、黨外に在つては

武漢地方の最大の實力者たる唐生智と握手し、このままで進めば、豫ねての希望である支那労働政府樹立の段階も遠くはないと思惟するに至つた。彼等は北伐前の失意状態を忘れて有頂天になり、蔣介石に對する攻勢を開始し、先づ第一に黨の元老張靜江を昏庸老朽として排撃した。張が武力を以て廣東の中共黨部を解散したからである。つづいて蔣の西山派(戴季陶等)及び舊官僚(王正廷・黃郛等)起用を攻撃し、更に中央黨部及び國民政府の北遷問題に關し、蔣一派の南昌説を押し切つて武漢移轉を決議し(九月二十五日)、十月、中國國民黨中央・各省聯席會議なるものを開き、十項百七目より成る政綱及び長文の宣言を發表した。この政綱・宣言は後に違法とせられ、中國國民黨の正式文獻の中には入つてゐないが、その當時は一應國民黨の宣言・政綱として世間は受取つたものである。内容は一・二全大會宣言に比し一層左傾し、ほとんど中共宣言と選ぶところがない。國民黨の左傾絶頂期を語る唯一の文獻である。

國民政府武漢移轉決議後、共產派・極左派・左派は陸續武漢に入つたが、蔣介石は漢口にちよつと滞在しただけで南昌に去り、右派はなかなか出て來ず、そのうちの或る者は南昌なる蔣の下に走り、國民黨中央黨部及び國民政府は、一部は武漢に、一部は南昌に移されるといふ奇觀を呈した。右派の主張は、中央黨部及び國民政府を南昌に、外交・交通・財政三部を武漢に置くといふに在つたが、兩派妥協の結果一九二七年二月武漢政府の成立を見るに至つた。蔣派は暫らく共產派・左派に屈し、上海・南京地方攻略に専念し、別に生面を開くの舉に出でたのであつた。

武漢政府の成立はコミンテルンを欣喜雀躍せしめ、その擴大執委決議を以て、労働政府樹立への今一步の飛躍を中共に慫慂した。この絶大の支援を得て、共產派はますますおもひ上り、その行動はますます過激になつた。その現はれは、一九二七年三月十一日武漢で開かれた中委全體會議に依る國民黨組織の改造である。これに依つて國民革命軍總司令が廢止され、蔣介石は軍事委員會の平委員におとされた。同日舉行された委員改選においては、共產派・左派が中樞を獨占した。常務委員九人中蔣派は蔣及び譚延闓だけであり、政府委員は常委九人に加ふるに陳友仁等六人を以てした

ものであるが、蔣派は依然として蔣・譚二人だけである。執行機關に至つては、組織部長汪精衛以下八人全部左派・共產派で占められた。正にこれ左派・共產派の大團結で、共產派の國民黨内における勢威の絶頂であつた。

これに對し蔣介石は、あだかも杭州攻撃中であつたので、すぐには手段を講ずることが出来なかつたが、三月二十一日上海、二十二日南京占領、二十四日南軍入城とともに有名な「南京事件」を惹起し、それが共產系軍隊の行動で、蔣の對外地位を極端に困難ならしめたので、蔣は激怒して左派・共產派と決裂の決心を堅めた。

そこへ折よく、左派の總帥汪精衛が、武漢及び蔣の招電に接して、四月一日歸國したので、蔣及び李石曾・蔡元培・吳敬恒は三日上海で汪と會見し、主として吳が黨中央江蘇特派員として蒐集した資料に基づいて共產派の黨務把持狀況を説明し、蔣から清黨、すなはち共產派驅逐とボロディン放逐の二條件を提出した。汪はこれに賛同したが、然し事體重大であるから、漢口に行つて、在漢中央委員を南京に移し、改めて討論したいと答へた。蔣は一應この回答に満足し、四月四日通電を發し、黨權を汪に譲り、自分は北伐に専念する旨を聲明した。ところが汪は、同夜中共首領陳獨秀と會見懇談の結果、蔣のいふところと共產派の實際行動との間に開きがあることを發見、五日陳と聯名で左の共同宣言を發表して國・共提携繼續を主張した。

國・共兩黨同志よ。國民革命は勝利を獲たが、敵は依然として我等の弱點を窺ひ、機を見て我等の勝利を覆へさうとしてゐる。我等は鞏固に團結せねばならぬ。共產黨は三民主義の必要を認識する。ただ革命の前進を欲しないもののみが、國民黨及び三民主義打倒を希望する。共產黨はいかに血迷うとも、友黨を打倒して帝國主義及び軍閥をして快を叫ばしめるやうなことはしない。無産階級獨裁は各國共產黨の最大限の政綱で、ロシアでは實現されたが、半植民地の政治・經濟環境内に在つて、資本主義から社會主義への過程に、必ずこの路を通る必要ありや否やは問題である。現在國民黨發展の趨勢では、現在よりもより將來もかかる問題を發生しないだらう。今は各被壓迫階級の民主的獨裁を建立して反革命と對抗すべき時で、無産階級獨裁を要しない。兩黨合作

に就いては、兩黨員が善意の態度を以て合作の根本精神に違反しないやう解決すべきだ。共產黨の革命理論と、國民黨に對する態度を知るものは、總理の聯共政策を懷疑しない筈だ。懷疑せず、謠言に惑はず、誠意を以て協同進行するならば、反間の言の入る餘地はない筈だ。

この宣言は蔣派を激怒させた。反共の急先鋒吳敬恒は、六日汪精衛に向つて、「この宣言で見ると、國・共兩黨が今後の中國を共同治理するやうだが、眞意はどうか？ 統治權は國民黨に在つて共產黨にはないとおもふ。聯俄容共はロシアと共產黨とが國民革命に忠誠を盡す間だけの話で、ロシアと共產黨とに中國を統治して呉れと頼んだ覚えはない。一體君の眞意はどこに在るのだ？」と難詰し、汪は辭に窮し、依然中央解決説を述べ、會談は物別れになつた上、汪は同夜赴漢した。蔣派は勘忍袋の緒を切り、白崇禧を上海戒嚴司令に任じ、四月十二日上海に盤據してゐた共產派に對してクーデターを敢行した。これがいはゆる「四・一二事件」或ひば單に「四・一二」であり、清黨の出發點となつた事件である。けれど上海の重要性は、今更説くまでもない。上海を支配するものが全局面を把握する。故に蔣派もこれを欲し、共產派もこれを欲した。だが、上海が蔣派の手に歸するよりも、共產派の手に歸する方がたしかに自然であつた。五・三〇事件以來、その不斷の努力が傾注せられてゐたからである。すなはち一九二六年の五・三〇事件週年記念日から開始された罷業は、二十日間に四十回三萬人に達し、六月は百七工場六萬九千人、七月は五十回七萬人、八月は六十回三萬七千人と發展し、十一月二十六日孫傳芳が南昌に敗れた時、上海には第一回の政治ゼネ・ストが起り、一九二七年二月十九日杭州陥落とともに第二回政治ゼネ・ストが指令され、四日にして三十六萬人の参加を見た。かうして對峙一ヶ月、三月二十一日上海三月革命の幕が切つて落され、二十二日市民大會で臨時革命委員會委員三十一名が選出され、二十四日臨時市政府と改稱した。蔣派及び共產派がともに目指した上海は、かうして先づ共產派の手に落ち、四月十二日まで共產派の支配がつづいたのである。蔣は冷やかに機會をねらひ、先づ白崇禧を戒嚴司令に任じ、四月十一

日から工人糾察隊(労働者の武装)の武装解除をはじめ、十二日總工會を攻撃し、執委長汪壽華等數十名の幹部を捕縛、残存糾察隊と蔣軍との對戦は前者の敗北に歸し、十三日臨時市政府及び總工會解散令を以て、上海が完全に蔣派の手に歸したのである。

四・一二クーデターと平行して、中央監察委員會は四月二日緊急全體會議を開き、吳敬恒・蔡元培・李石曾・張靜江・李宗仁・黃紹雄・古應芬・陳果夫等出席し、漢口聯席會議及び中委全體會議否認、清黨問題等を協議した。

國・共終に分裂

四・一二に對し、武漢政府は四月十七日蔣介石の黨籍開除及び逮捕令を發し、國・共兩黨別別に聲明書を發表した。蔣派はこれに應じ、十八日武漢政府移轉の形式を以て南京に國民政府を樹立した。南京・武漢兩政府對立時代がここにはじまつた。

蔣介石白化の報に接し、中共の國際背後力たるコミンテルンは、その反對派たるトロツキ派の攻撃を受けることとなり、躍起となつて善後策を講じ、五月下旬新方針を作成してこれを共產派に授け、農民運動の徹底、土地の沒收、これらの運動の指導權把握を指令し、追つかけて六月上旬、當時漢口滞在中であつたコミンテルン代表ロイ(印度共產黨首領)に宛て農民武装の密電が發せられ、十五日ロイがこれを汪精衛に内示したことに依つて、武漢政府の反共決定を見るに至つたのであるが、それは後述することとし、ここでは農民運動の展開を一瞥しよう。農民問題こそ、國・共分裂の眞因であるからである。

國・共兩黨が農民運動に着眼したのは五・三〇事件以後であるが、一九二六年十月になると、中共は黨最初の農業綱領を制定した。これがコミンテルン擴大執委決議中に採り入れられ、その影響下に、一九二七年三月の武漢國民黨三中

全會において、鄧演達提出の農民問題案採擇、それに據つて土地委員會が出来た。これには譚平山・毛澤東(共產派)・鄧演達・徐謙(極左派)・顧孟餘(左派)が委員として入り、相當仕事をしたが、具體的分析の上に立つ農業綱領は四・五月の中共五全大會ではじめて制定された。この大會で陳獨秀・譚平山は、擴大執委決議の指摘せる、反革命者の土地沒收以上に進む必要なしとし、根本的改革は北伐完成後、全國農民を闘争に誘引してから實行すべしと主張し、『はじめに擴大、後に深化』の標語を唱へたが、羅綺園・彭湃等は小地主を含む一切の土地沒收を主張した。陳等の主張が勝ち大地主のみの土地沒收を主眼とする綱領が作成せられた。

然し綱領の如何に頓着なく、湖南における農民運動は、まつしぐらに小地主をも含む土地沒收に進んでゐた。ところが、湖南での被害者中には、湖南派軍人の縁故者が多かつたので、彼等は一一致して反共態度に變じ、五月十八日唐生智部下の夏斗寅が武昌附近で兵變を起し、つづいて二十一日、同じく唐の部下である長沙團長許克祥これに應じて起ち、共產派を一掃した。これが『長沙馬夜事件』で、共產派は躍起となつて許の處罰を叫んだが、國民黨左派の牽制と、湖南派の武力威壓とで、有耶無耶の間に葬られた。この事件を契機として、國民黨左派は白化し、六月一日の政治委員會は、ボロディン等ロシア人顧問全部の解雇を決議し、次いで共產系の工會を解散し、勞資協調を目的とする工會組織に着手した。

武漢白化の報に接し、コミンテルンは氣が氣でなく、ロイに宛て土地國有即時實行、中共黨員二萬勞農五萬を武装せよといふ密電を發し、ボロディンはこれに基づいて秘密工作に着手したが、支那事情に通ぜず、武漢白化の新形勢に盲目で、左派の態度を認識しない印度人ロイは、六月十五日これを汪精衛に内示した。汪は愕然、二十三日國民革命の領導權は國民黨に在るといふ宣言を發し、七月九日以後の中委擴大會議で、譚延闓とともに、國・共分離を強硬に主張した。

刻刻に變化する情勢を察して、コミンテルンは方針を更に變更し、中共黨員の武漢政府示威退出を指令した。これを奉じて譚平山・蘇兆徴・向忠發等は七月十日頃武漢を去り、中共政治局(張國燾・李維漢・李立三・周恩來・張太雷)は十三日對時局宣言を發して示威退出をした。二十三日汪精衛等反共宣言、八月五日共產黨取締令、八日譚平山・林祖涵・向忠發逮捕令が發せられるに及んで、國・共完全に分裂し、第一次國・共合作時代はここに終焉を告げたのであつた。

南京・武漢の合作

武漢政府も南京に做つて清黨を實行したので、兩政府は大勢上合體すべき筈であつた。汪精衛・李宗仁・馮玉祥等各自の立場から寧漢合作を唱へ、理論としては黨内の何人にも異存あるべき筈はないに拘はらず、實際においては遲遲として進行しなかつた。その原因の一は、黨の内訌を利用する孫傳芳等軍閥の反攻であり、二は武漢の實力派たる唐生智の割據である。唐は先きに共產派と結んで湖南・湖北を自派の勢圏としたが、寧漢合作せばその地盤を失はんことを恐れ、『驅共倒蔣』のスローガンを提出して東征軍を出したのである。蔣はこれに對し、自己が國民革命軍總司令たることとが、合作の妨害となるならば、何時でも下野するとの決心を明かにし、八月十一日これを實行に移し、下野して日本に去つた。

蔣の渡日に因つて合作の機運やうやく熟し、九月汪精衛等上海に着、合作交渉を開始したが、この機會に乗じて鄒魯・謝持等の西山派が現はれ、寧漢滬三方合作を唱道しはじめた。かくて三派の間に黨統問題が論議された結果、過渡的手段として『中央特別委員會』を組織することとなつた。すなはち中央執監委員から中央特別委員會を産生し、この會に黨・政・軍の大權を集中する。委員は中央委員及び軍人中から三十二名を選出してこれに充てることとなつた。會は九月十五日成立したが、西山派分子が會務を把持したので、會に對する各地黨部の反對甚だしく、かくのごとき黨章

に根據しない畸形な中央機關を設けるよりは、ただちに中委全體會議を召集するに如かずといふ聲が大勢を支配し、中央特別委員會は僅かに南京民衆との衝突事件(十一月二十二日)を置土産として消滅し去つた。そこへ蔣介石も日本から歸つて來て、汪精衛等と商議をはじめ、十二月上旬豫備會議を開き、四中全會召集問題を中心として意見を交換した。この會議で決定したことは、四中全會召集の準備は蔣介石が擔當すること、地點は南京とすること等であつた。尙汪精衛・丁惟汾から、蔣介石の國民革命軍總司令復職案が提出され、滿場一致通過した(蔣は一九二八年一月七日復職した)。一九二八年一月二十八日、蔣介石・張靜江・譚延闓・李石曾等の湯山會談に依つて大體が決し、四中全會は二月二日から七日まで開會された。實に黨統復活後における第一次の會議で、往を繼ぎ來を開ける唯一の全會である。一九二八年二月二日開幕式舉行、出席者左のごとくである。

蔣介石・譚延闓・于右任・張靜江・李石曾・蔡元培・柏文蔚・李烈鈞・格民誼・王樂平・陳樹人・朱霽青・白雲梯・何香凝女士・宋子文・黃實・丁超五・王法勤・經亨頤・繆斌・何應欽・朱培德・丁惟汾・陳璧英・邵力子・郭春濤・李宗仁・陳果夫・潘雲超。主席團に蔣介石・譚延闓・于右任を推し、蔣介石が次ぎのやうに開會の辭を述べた。

總理逝去後三年を経過し、軍閥・帝國主義がまだ存在してゐるのを見るのは遺憾至極である。我等が三民主義を實行し得なかつたのは、共產黨が中間に在つて攪亂し、我等の工作を妨害したからである。今や分共し、ここにこの全會を開いたのであり、これはいはばわが黨中興の大會である。それは又、全黨同志の精神的團結の表示であり、全國民衆及び外國をして、中國國民黨がまだ消滅してゐないのみならず、尙存在して居り、切實に三民主義を實行して民衆を領導してゐるのだといふことを認識させる機會でもある。全會の目標は、三全大會の召集及び國民會議の開催であり、その實現のために、我等は次ぎの二つの目的に向つて進まねばならぬ。(一)共同一致して共產黨に反對し、彼等の理論を排除し、建國大綱に基づいて建國し、國民革命を遂行すること。(二)帝國主義・軍閥打倒を忘却してはならないこと。

大會宣言起草委員に譚延闓・丁惟汾・邵力子・于右任を、外交方針討論委員會委員に譚延闓・蔣介石・于右任・李烈鈞・李石曾・蔡元培・宋子文を推して散會。

第二日は二月三日、第一次本會議。中央委員補充選任案を議し、左の通り決定。

- (1) 中央執行委員にして共產黨に屬せるため黨籍を开除するもの、譚平山・林祖涵・于樹德・吳玉章・楊匏安・惲代英六人。
- (2) 附逆據あり黨籍を开除するもの、彭澤民一人。
- (3) 同じく職權を停止するもの、徐謙一人。
- (4) 候補中央執行委員にして共產黨に屬せるため黨籍を开除するもの、毛澤東・許彥魂・夏曦・韓麟符・董用威・屈武・鄧穎超女士七人。
- (5) 附逆據あり黨籍を开除するもの、鄧演達一人。
- (6) 同じく職權を停止するもの、陳其瑗一人。
- (7) 中央監察委員にして共產黨に屬せるため黨籍を开除するもの、高語罕一人。
- (8) 候補中央監察委員にして共產黨に屬せるため黨籍を开除するもの、江浩一人。
- (9) 職權を停止するもの、陳懋修・謝晋二人。

次いで黨務整理各案、中央黨部改組案、政治委員會改組案、國民政府改組案を議した。

二月四日、第二次本會議。軍事委員會改組案等を議した。

二月六日、第三次本會議。三大大會を八月一日召集に決定。軍事委員會改組案を可決。軍事系統案、軍事政治改良案、刑法草案、北伐限期完成案を議した。

二月七日、第四次本會議。李宗仁・蔡元培・張靜江提出の共產黨陰謀制止案を可決。中央常務委員・國民政府委員。

同常務委員・軍事委員會委員・同常務委員を選任し、譚延闓が國府主席、蔣が軍委會主席に決定。最後に全會宣言を可決。同日閉幕式、全會宣言左のごとくである。

中國民族は世界民族中において、文化最も古く貢獻最も大なる民族であり、人口の數量も全世界人口の半數以上を占めてゐたが、百年來文化・經濟の落後因つて歐洲帝國主義東侵の壓迫を受け、日に衰微に趨いた。而して中國民族獨立自強の革命運動も亦、帝國主義東侵の歴史と相因つて起つた。この百年間は、形式上においては中國民族勢力衰頹の時代ではあつたが、五千年文化民族生命の復興に對する努力も、この衰頹・墮落の時代中において不斷に繼續前進したのである。而して總理領導の國民革命は、中國の民族獨立・文化復興・民生發展を領導する救國運動で、革命建國に従事する偉大なる努力である。

百年間中國革命運動は時代の進展・變化に因つて變遷したが、その唯一の精神にして絶えて二致なきは民族獨立・文化復興・民生發展の要求である。總理の三民主義は、中國民族の歴史的文化精神と、現在世界の科學的學術經驗を綜合して成れる革命の最高指導原則であり、ただに中國國民革命の理論・行動を指示せるのみならず、全世界一切の人類が、普遍・永久の和平と進歩を求めめるために、その政治的・社會的組織、その國家・人民の行動、皆この原則を離れることは出來ないのである。これは過去・現在における世界の一切の政治的・社會的經驗のよく證明せるところである。

過去百餘年間、生産の進歩と民族發展とから流轉して成れる現代帝國主義の、不斷の戦争・壓迫から、十年前の歐洲大戰が造成せられ、全世界十數億の民衆が、戦禍の影響を受けたが、而して最も悲惨なる共產黨の暴力革命が、戦前專制最も烈しく、文化最も低く、戦時受創最も大であつたロシアに發生し、中・南歐に蔓延した。ロシアに集中せる共產黨人は、民族統治の榻に据して共產の夢に耽り、帝制ロシア南侵の野心を繼いでその策略を變じ、亞洲民族亦その赤色恐怖の影響を受けるに至つた。ために各民族の革命運動も亦健全なる進展を阻まれ、變じて革命的發狂となつた。トルコと中國とはその著るしきものである。

今日の世界は一大封建制であり、帝國主義者は戰國の群雄であり、第三國際領導の共產革命は、戰國を繼いで起つた泰であり、ともに霸道であるのみならず、赤色帝國主義の專制・暴虐は白色帝國主義に過ぎてゐる。一九一九年から今日までの八九年間、

シア共産黨は種種の失敗に因つて政策の錯誤を知り、一再その内政・外交策略を改變したが、理論は少しも變更してゐない。ために帝國主義壓迫下の民族はその愚弄蹂躪を受け、その民衆組織は健全なる發展を得ず、その獨立復興運動も亦健全なる進歩を得ず、民族の生機もこれに因つて夭折した。かくて共産運動は民族獨立運動の大敵であり、その懲創は決して忽がせにしてはならないのである。

黨はこの偉大な懷抱と堅苦なる努力との下に、昨年四月清黨を行つて共産黨の工作を撲滅し、ロシアの一切非法行動に反抗して、それとの政治關係を斷絶した。この工作の前後三年間、同志は思想・行動を以て共産黨と鬭争し、時に分崩離析したが、今日又共に復歸した。これは中國國民革命の基本目的が民族獨立・文化復興・民生發展に在り、その途徑が三民主義以外にないことを證明するものである。

中國の革命は、今まさに理論宣傳・武力征服工作と、政治・經濟建設とを併行すべき時期に進んだ。ここにおいて同志・國民は中國革命の過去の失敗が、三民主義を遵信しなかつたことに原因せることを承認せねばならぬ。今後更始の圖は、總理の遺教を確實に遵守し、以て革命建國事業の完成に向つて努力するに在るのである。

全會はこの重大なる革命の任務を負ひ、強毅なる決心を以て全黨同志を督率し、全國國民を領導し、この根本的覺悟の下において、力を三民主義の實現、國民革命の完成に致すのであるが、更に黨内外の視聽・努力を集中し、この階段に入れる革命の需要に應ずるために、最重要の方針を條擧すれば次ぎのごとくである。

第一、内政の建設は建國大綱指示の工作を實行することを以て目的とする。この目的を達到するためには、法治主義の原則を確定せねばならぬ。過去數年間黨は全力を軍事の發展と民衆に對する宣傳とに注いだので、一切の政治的施設は各個の事實に應付するだけで、系統的法令・規章制定の暇がなかつた。且つ共産黨徒の非國家的煽動・宣傳は、ますます國人をして社會的争闘に趨かしめ、法治と國家との關係を漠視せしめ、法治的國家の造成が革命の重要任務の一であることを忘れさせた。一切の政治的主張が具體的法律とならず、政治の組織が宏遠・精密な制度とならないならば、一切の理論は空文に歸し、社會の秩序、人民の生命財産

及び一切の生活關係は均しく保障なきに至るであらう。建國する黨の重要任務は民衆を喚起するに在り、特に國民生活の秩序と保障とを建設するに在る。故に法治主義原則の確立は、今後黨が全力を盡すべきところである。次ぎは行政の建設である。總理は民權主義において重きを政權と治權との區別に置き、最要の目的は能力ある政府の建設に在るとした。けだしかに良好な主義・政策も、良好の政府があつてこれを施行しないならば、それは結局空言であるからである。黨今日唯一の責任は、中國國民のために良善なる政治を造成して人民の苦痛を解除するに在るが、良善なる政治は良好なる行政組織とその運用とが基礎となる。黨は曾つて廉潔政府建設を以て行政の方針としたが、今後はこの消極的努力にとどまらず、積極的に良好なる行政制度を建設・推行せねばならないのである。黨の政治綱領は一大會宣言に具備してゐるが、この宣言を實現するには、建設の責任を負ふことの出来る制度・人才を造成せねばならないのである。

第二、教育の建設は國民生死の關鍵である。歐戰以來中國青年學生は社會・政治問題に對して覺悟を具し、現在の境遇に不満なる心日とともに進み、而して實際の政治組織・教育施設は時代の要求に應ずることが出来ず、各地に學潮が起つたのに乘じ、共産黨徒は社會の弱點、世界の潮流を利用して青年を煽動し、今や青年の誤つて岐途に入るもの、魔窟に陥つて知らず、知つてもそれから抜け出すことの出来ないものが多い。各地教育機關も、外は戰禍・政變の危言を受け、内は學潮の影響、人才缺乏の困苦を受け、一人の安心求學するものなく、一校の安穩維持するものなきに至つた。特に未成年學生の政治社會鬭争参加はその害最も甚だしい。故に救済の道は、教育の獨立を保護し、教育の内容を充實し、青年の悪化・腐化を防止するに在る。これ全國人民の切實覺悟して、本黨と協力してこれを圖るべきところである。

第三、國民經濟生活の建設は國民革命の最主要目的である。今日中國國民の生活は破産に陥つてをり、帝國主義者の經濟壓迫から國民生活を蘇生させるには、經濟建設が最要の圖である。過去數年間共産黨徒は人民生活の困苦を利用して經濟的階級鬭争を煽動し、以て彼等の政權取得の工具とした。ために新興工業の生命及び農業生産の基礎傾覆し、工農民衆の苦痛はますます増加した。今後黨は強毅なる決心と不斷の努力とを以て全國の革命的民衆と提携し、強固なる政權と良善なる法律とを運用し、全力を以